

中央會議所各種委員會

ヲ行フ可シ

第六條 製茶検査員ノ受タル嘱託報酬ハ本所ノ定ムル年額手當トス

第七條 検査員ハ其ノ職務ニ要セシ通信費及ヒ本所ヨリ召集又ハ出張ヲ命セラレタル場合ハ本所ノ指定シタル實費ヲ請求スル事ヲ得

附 則

本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

事業補助規程

第一條 製茶改良發達ノ爲メ聯合會議所、茶業組合若ハ茶業者團體ノ經營ニシテ本所ノ認定スル左ノ模範タル可キ事業ニ對シ補助金ヲ交付ス

(イ) 茶樹栽培並ニ殺茶、紅茶、磚茶ノ製造研究事業

(ロ) 製茶機械使用法研究事業

(ハ) 講習、講話並ニ品評會

第二條 補助額ハ毎年本所豫算ヲ以テ之ヲ定メ若シ補助ス可キ總額此豫算高ヲ超過スル時ハ豫算ヲ以テ打切補助ス

第三條 補助金ノ申請ヲ爲サントスル者ハ毎年四月三十日迄ニ其ノ豫算ト共ニ事業施行方法ヲ所轄聯合會議所ヲ經由シテ提出テ事業終了ノ上ハ決算報告及其ノ事業成績ヲ報告スヘシ

第四條 本所ハ前條手續ニヨル申請者ノ事業成績ヲ考査シ補助金ヲ決定シ之ヲ交付スルモノトス

附 則

(七四四)

本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ施行シ從前ノ製茶模範事業補助規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

廣告補助規程

第一條 本規程ニ依リ海外各地ニ對シ日本茶ノ直接廣告ヲ爲ス製茶輸出業者ニ對シ豫算ノ範圍ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 本規程ハ本邦茶ヲ現ニ需用シ若ハ將來需要ヲ開發スルノ見込アリト認ムル海外諸國ニ於テ製茶輸出業者カ新聞雜誌、ポスター、通信廣告其他本所ニ於テ有効ト認ムル手段方法ニヨリ直接日本茶ヲ廣告宣傳スルモノニ適用ス

第三條 本規程ノ適用ヲ受ク可キ製茶輸出業者ハ其ノ最近三ヶ年間ノ平均數量一ヶ年十萬封度以上ヲ輸出スル者トス

第四條 補助申請者ハ廣告計畫ニ費用概算見積書ヲ添付シテ七月三十一日迄ニ申請ス可シ又事業施行ノ上ハ其ノ詳細及費用精算書ヲ提出ス可シ

第五條 補助金額ハ本所ニ於テ之ヲ考査シ決定スルモノトス申請者ハ其ノ決定額ニ異議ヲ申立ツル事ヲ得ス但シ補助金額ノ査定スル割合ハ申請金額ノ三分ノ二以内トス

第六條 補助金ハ申請者カ廣告ニ要シタル支造ノ明瞭ナル時之ヲ交付ス

第七條 前條ニ依リ支造ノ明瞭ナラサル時若ハ廣告計畫ニ相當スル事業ヲ施行セサル時ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ取消ヲナスコトアル可シ

附 則

本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行シ大正十三年度制定ノモノハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

△五月三十日靜岡縣聯合會議所内に開會。大谷、尾崎正副會頭並に松浦、中村、笹野、大原、木津、渡邊、粟谷の各評議員、間部農林省農產課長、相澤理事等出席、米加太宣傳に伴ふ荷票料問題乃ち。

△臨時海外販路擴張(米、加廣告宣傳)資金調達の爲め賦課金増徴に關する件。△臨時中央會議開會に關する件。

其他を附議し、第一の賦課金については靜岡側の方針に賛成するが、その増徴割合については今一回協議の上決定する事とし、六月六日販路擴張委員會を兼ねて開會確定的に立案し、臨時中央會議に提出することになった。

△十月廿日奈良市に開會。尾崎副會頭、相澤理事、笹野、渡邊、木津、大原、粟谷の諸氏出席左の事項を議定した。

△奈良縣主催全國製茶品評會補助額に關する件。△大正十四年度生産改良宣傳事業補助規程制定に關する件。△米國農務省萬國博覽會製茶出品に關する件。△日本製茶販路擴張聯合特別委員會規程改正に關する件。

大正十五年 △二月十五、六の兩日東京會議所に開會。尾崎副會頭、相澤理事、木津、粟谷、渡邊、笹野、中村の各評議員出席、大正十三年度通常經費決算及び同別途會計決算を認定、事業報告を査定し十四年度追加豫

算五千貳百參拾參圓六拾四錢、同年別途會計追加豫算貳萬八千五百六拾四圓拾五錢を承認し、尙ほ『經費分擔金賦課金徵收規程改正案』を決定、費府世界博覽會製茶陳列出品着手に關し承認を求め『第四十九回定時中央會議開會時期を三月四日より向ふ三日間に變更する件』を決し、大正十五年度豫算案及規約改正に關する原案の審査を遂げた。△六月廿一日靜岡縣聯合會議所に開會。左記事項を附議決定したるのち前農林技師宮地鐵治氏を中央會議託技師となすの件を承認す。

△費府博覽會茶店設立補助の件。△同博覽會者補助の件。

△同博覽會廣告の件。△生産改良事業費補助の件。

△十月二十八日日本所に開會。尾崎、中村、木津、粟谷、笹野、大原の諸氏出席。

△第六回全國會議提出問題に關する件。△大正十五年度經費豫算支出の部豫備費流用に關する件(金庫購入に八百圓ガキタミシ映高に八百圓)。△米國農務省萬國博覽會出品陳列場處分方に關する件。△上海全露茶トラスト代表との交渉並に臺灣茶検査狀況報告の件。△製茶科學フェルムを學術研究の目的にて複製希望あるときは原板貸與の事。

昭和二年 △一月廿二日東京事務所に開會。第五十回中央會定時會に提出すべき左記議案を審議承認した。

△大正十四年度通常經費決算。△同年度別途會計販路擴張

中央會議所各種委員會

(七四五)

中央會議所各種委員會

費決算。△同年度臨時取路擴張費決算。△昭和二年年度歳入出豫算案。△規約改正案。△經費徵收規程改正案。△未加兩國販賣擴張費補助支出案。△事務所改築基金積立案。△役員選舉に關する件。

△四月七日開會。松浦、大原正副會頭、中村、尾崎、笹野、木津、玉井、栗谷、繁田各評議員出席、左記協議並に報告事項を附議した。

◇協議事項 △前本所役員慰勞方法の件。△本所試験茶園管理方法決定の件。△本所理事選定の件。△財産取得に要する登録税支出の件。△本所技師任用の件。

◇報告事項 △昭和二年度事業補助方法の件。△グイタイン研究成績方法の件。△會頭會議開催の件。

△七月五日日本所に開會。尾崎、笹野、栗谷、玉井、繁田の諸氏參集。製茶販路擴張事業補助費を其筋に申請するの件及び故大原副會頭、故木津評議員、故伊藤仙太郎氏に對し弔慰するの件(大原氏五百圓、木津氏二百圓、伊藤氏百圓)及び十五銀行閉鎖に關し善後策を協議した。農林省への請願書左の如し。

請願書

近來我が茶業ノ實況ヲ觀ルニ、外ハ印度滿洲等各國製茶ノ廣告戰激甚ク加ヘ來リ、我が日本製茶ハ年々其輸出額漸減ヲ示シ、此ノ儘ニテ推移センカ、遂ニハ我が海外貿易史上光輝

(七四六)

アル我が製茶ハ未加兩國市場ヨリ驅逐セラル、ノ苦境ニ陥ルノ虞有之候、爰ニ於テ我が組合員ハ深ク決スル所アリ去大正十四年度ヨリ年額金三十萬圓ヲテ特別負擔ヲナシ、以テ之ガ對抗ノ策ヲ樹テタリト雖モ、他國ノ戰費ニ比セバ僅カニ其三分ノ一ニモ足ラザル次第ニシテ其對抗實ニ容易ナラズ而モ此廣告戰ニ打勝タムトセバ畢竟其戰費ノ充實ニ俟ツヨリ外ナキハ明カナル處ニ御座候。然シナガラ我組合員ハ現ニ年々莫大ナル經費ヲ負擔シ生産ノ改良進展ニ努力シツ、アル折柄叙上ノ如ク一昨年來此ノ廣告戰費ヲモ總テ之ヲ負擔シ居リ爲メニ漸ク痛苦ヲ訴ヘ來リ其シキハ此國産タル製茶業ヲ廢止セムトスルノ傾向ヲ見ルニ至リタルハ本組合ハ勿論、國家トシテ實ニ憂慮ニ堪ヘザル儀ニ御座候。

仍テ以テ我が當業者ハ此際一層一致團結奮勵努力以テコノ悲境ノ挽回ニ全力ヲ傾倒スルハ勿論ノ儀ニ候ヘ共、今ヤ已ニ其力及バザルノ極ニ在リ、此上ハ更ニ特ニ國費ノ援助ヲ仰ギ以テ生産ノ改良發達ト相俟テ海外貿易ノ進展ヲ助長セシムルハ刻下ノ急務ト存セラレ候、依テ茲ニ過去數年間ニ於ケル我製茶ノ輸出統計及組合員ノ負擔額ヲ具シテ懇願スル次第ニ御座候。何卒深ク直面ノ眞相洞察ノ上適當ノ御補助相成度此段願上候也。

昭和三年 一月廿二日東京事務所に開會。尾崎、栗谷、玉井、笹野、繁田の諸氏參集、第五十一回中央會議

定時會に提出すべき左記議案其他を審議した。

◇定時會議案 △大正十五年昭和元年度經費決算。△十五銀行預金に關する件。△昭和二年年度經費追加豫算案。△昭和三年年度經費豫算案。△規約改正案。△議事細則改正案。△預金銀行を定むる件。△役員補缺選舉の件。

◇協議事項 △理事選舉の件(三橋四郎次氏を推選)。△前兵庫縣聯合會議所會頭小林常三郎氏慰勞の件。△第五十一回中央會議日時を二月二日(向ふ三日間豫定)と定むる件。

◇報告事項 △前役員表辭に關する件。△中央會事務所移轉に關する件。

△七月廿五日東京事務所に開會、左記案件を附議決定。

△第五十一回茶業組合中央會議の委任事項たる本所預金銀行指定の件。△販路擴張費補助請願に關する件。△グイタイン研究に關する件。△紅茶輸入關稅に關する件。△石川縣選出中央會議員故長谷川理右衛門氏弔慰に關する件。

右の中販路擴張國庫補助請願の件は、對未加廣告宣傳に關し現在年額三十萬圓の經費に政府補助年二十萬圓を加へて米加の外新販路を開拓せんとするもの、尙これと同時にグイタインの研究、紅茶輸入關稅率を引下げざる事等政府に陳情すべく中村圓一郎(靜岡)笹野徳次郎(同)繁田武平(埼玉)玉井源次郎(京都)野呂巽之助(三重)の諸氏を委員とし請願陳情書を作成大藏、農林、商工各

中央會議所各種委員會

省に提出した。その請願書左の如し。

製茶販路擴張費補助請願書

本邦茶ノ輸出増進ヲ圖ル爲メ本所ハ府縣聯合會議所並ニ茶業組合等ト相携ヘ内ハ生産ノ改良ニ努メ諸外國ニ對シテハ販路ノ擴張ニ力ヲ極メ今ヤ其効果ヲ露スノ曙光ヲ認メツ、有之候折柄、更ニ一段ノ發奮ヲナシ銳意所期ノ目的ヲ達成致度候ニ付テハ本事業ニ要スル經費トシテ金二十萬圓也國庫補助相仰度本年二月開會セル第五十一回茶業組合定時中央會議ノ決議ニヨリ別紙理由書相添此段及請願候也

昭和三年七月 日 茶業中央會議所會頭 松浦五兵衛

商工大臣 中橋徳五郎殿

大藏大臣 三土忠 造殿

農林大臣 山本悌二郎殿

(理由書) 義ニ未加兩國ニ對スル本邦茶ノ輸出額ヲ挽回シ其販路ヲ擴張セムト期スル所アリ當業者ハ大正十四年度ヨリ年額三十萬圓ノ負擔ニ甘シ一大決心ヲ以テ日本茶ノ廣告宣傳ニ着手シ今ヤ漸ク其効果ヲ露スノ曙光ヲ認メツ、アリト雖モ素ヨリ經費ニ於テ競争地内他國茶ノ巨額ナル廣告宣傳費ニ匹敵スベクモアラズシテ、勤モスレバ人後ニ落チントスルノ憾ナキニアラズ仍テ本所ハ現在施行中ニ屬スル廣告宣傳方法ヲ有効ナラシムルト同時ニ更ニ進んでハ日本茶業ノ根本的發展ニ貢獻スル手段及新販路タル露國方面其他ノ販路開拓ニ力ヲ致スノ緊急ナルヲ認ムル事切ナルモ當業者實狀ヨリシテ此レ

(七四七)

中央會議所各種委員會

以上ノ負擔ニ堪ヘシムルコト至難ナルニ付右目的ノ經費ニ充當スル爲メ國庫ノ補助ヲ請願セントスルモノナリ幸ニ我が綠茶ニハ珈琲、紅茶ニ含有セザル「ウキタミン」ノ多量ヲ保有スルコトヲ發見セラレタルノミナラズ、米國醫科大學モ亦之ヲ立證スルニ及ベルヲ以テ此ノ特微ヲ全世界ノ喫茶民ニ周知セシメバ新舊販路地ニ於テ邦茶ノ消費ヲ増進シ得ベキハ信じて疑ハザル所ナリ(計畫書略)

右請願書ノ外農林、大藏兩相に對し「ウキタミン」研究に關する建議書」及び「紅茶輸入關稅存積に關する意見書」を提出したる事前記の如くだが、その内容は之を略す。
昭和四年 △一月廿二日東京事務所に開會。左記定時會議提出議案を附議承認した。

△昭和二年年度經費出入出決算ノ件。 △昭和三年年度經費出入出追加更正豫算ノ件。 △昭和四年年度經費出入出決算ノ件。 △第五十二回定時會議開會期日ノ件。 △役員補缺選舉ノ件。 △大藏省紅茶關稅撤廢ニ關シ對策ニ關スル件。

昭和五年 △三月十日日本所に開會。中村、尾崎(元)、笹野、玉井、繁田、野呂、溝田の各評議員、粟谷副會頭、三橋理事出席。左記定時會議に提出すべき諸件を附議決定した。

△昭和三年年度歳入出決算。 △昭和五年年度歳入出決算。 △昭和五年年度職員退職給與基金豫算。 △經費分擔金賦課金徵

(七四八)

收規程改正。 △職員退職給與基金積立規程制定。 △慰勞弔慰規程改正。 △旅費規程施行に關する件。 △規約第六十條による事務執行囑託組合追加の件。 △輸出補償制度に關する建議の件。 △役員選舉。 △第五十三回定時會を三月十三日と定むる件。

尙本會議所々屬試驗茶園管理方法としては昭和五年四月一日より向ふ三ヶ年間無償貸與することに決定した。

△九月二十日日本所に開會。出席者は尾崎、笹野、玉井、繁田、野呂、溝田の諸氏で、粟谷副會頭、三橋理事參加左記事項を附議決定した。

△三橋理事白耳義地方及モロツコ地方茶業觀察に關する件。 △モロツコ地方に於ける製茶取引の狀況報告の件。 △露國製茶貿易に關する件。 △モロツコ地方販路擴張宣傳の爲め島居久作派遣の件。

昭和六年 △二月二十五日日本所に開會。中村、尾崎、笹野、繁田、野呂、溝田の各評議員及び松浦會頭、粟谷副會頭、三橋理事等出席左記案件を審議決定した。

△第五十四回定時會議提出議案審査の件(昭和四年年度歳入出決算、五年年度業務報告、昭和六年年度歳入出決算、同年度職員退職給與基金豫算、規約改正、輸出茶審議會規定制定、旅費支給に關する件)。 △昭和四年度決算中歳出の部に於て費目豫算外支出の承認を求むる件(販路擴張費、及び慰勞弔慰費其他)

員により請願運動を起した。尙規約改正案は左記原案を承認した。

△改正規約

本所規約ヲ左ノ如ク改正スルモノトス
第十五條ノ二中「小亞細亞、イラン、亞刺比亞、阿弗利加、南亞米利加、ソグエイト諸國及英國ノ」ヲ削除シ、更ニ「製茶」ノ次ニ「中華民國、英領印度、ソグエイト諸邦及歐羅巴、小亞細亞、イラン、亞刺比亞、阿弗利加、南亞米利加ニ於ケル」ヲ挿入シ又「輸出ズルコトヲ要ス」ノ次ニ「但シ中華民國ニ輸出スルモノニ在リテハ」テ「ハグリ茶」ノミニ適用ス」ヲ加フ

附則 本規約ハ公告ノ日ヨリ二十日ヲ經テ之ヲ施行ス

昭和七年 △二月一日日本所に於て開會。尾崎、玉井、野呂、繁田、山口、溝田の各評議員及び中村會頭、粟谷副會頭、三橋理事等出席。左記各案件を審議決定した。

△第五十六回定時會議提出議案審査の件(農林大臣諮問に關する件、昭和五年年度歳入出決算、昭和六年年度業務報告、昭和七年年度歳入出決算、同年度職員退職給與基金豫算、評議員會決議事項承認を求むる件、規約改正の件、本所經費分擔金賦課徵收規程改正の件、旅費支給に關する件、全國喫茶デー設定に關する件)。 △昭和五年年度歳入出決算外支出の承認を求むる件(販路擴張費及慰勞弔慰費)。 △第五十六回定時中央會議の招集日を二月二日と定むる件。 △故地方農林技師官原政

(七四九)

△定時會召集日を二月二十六日と定むる件。

△三月二十七日日本所に開會。中村、尾崎、玉井、繁田、野呂、溝田の各評議員及び粟谷副會頭、三橋理事其他係員等出席。左記各案件を審議決定した。

△第五十四回定時會議にて委任されたる規程制定の件(輸出茶審議會規程、製茶輸出審議規程)。 △本所の「製茶検査施行細則」改正の件。 △故松浦會頭弔慰に關する件(金一千二百圓以内)。 △笹野徳次郎氏評議員辭任につき慰勞手當贈呈の件(金五百圓以内)。 △諮問事項、本所規約第十二條の二により茶業組合員が製茶に非ざるものを製茶として又は製茶に紛はしき名稱を附して賣買譲渡せんとするに對し本所が其の承認を與ふるの方針並に取替方法(答申)規約第十二條の二により承認をなすものは製茶の混合歩合を全量の二分の一以下と制限し其割合の多少を問はず總て一率に荷物全量の半額に相當する賦課(荷票貼付)をなすことトす。

△十月二日東京事務所に開會。山口、尾崎、玉井、野呂、溝田、繁田の各評議員、中村、粟谷正副會頭、三橋理事等出席。

△農林省茶業試驗場廢止に關し善後處置協議の件。 △同所規約第十五條の二改正の件。 △西郷參事退職承認の件。 △附議、國立茶業試驗場存置請願書を總理大臣、大藏大臣、農林大臣に提出することとし、直に中村會頭以下委

中央會議所各種委員會

雄君弔慰に關する件(金二百圓以内を贈呈)
 △四月二十二日金澤市公會堂に開會。出席者は尾崎、溝田、玉井、山口、野呂、繁田、榎葉(幸)の各評議員及び中村會頭、三橋理事の諸氏で左記案件を審議決定す。
 △第十一回全國茶業會頭並組長會議開催に關する件(提出事項等を決定) △販路擴張事業方針に關する件(提出事項等を決定) △故京都府製茶研究所長田邊貢氏弔慰に關する件(金三百圓を贈呈す)
 △七月二十五日日本所に開會。出席者は繁田、野呂、玉井、溝田、山口、榎葉の各評議員、小山田、久木元の農林省關係及び中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の諸氏で左の各事項を協議決定した。
 △昭和七年度新販路擴張事業計畫に關する件。 △同年度追加預算の件(新販路政府補助二萬圓) △シカゴ萬國博覽會に關する件。
 昭和八年 △一月三十一日日本所に開會。尾崎、溝田、玉井、山口、野呂、榎葉(幸)、繁田の各評議員及中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の諸氏出席左記事項を附議夫々決定した。
 △第五十七回定時會提出議案審議決定の件(昭和六年度歳入出決算、昭和七年度業務報告、會議所財産目錄、評議員會決議事項の承認を求むる件、昭和八年度歳入出決算、同年度職員

退職給與基金歳入出決算、規約改正、旅費規程改正、役員選舉等) △昭和六年度歳出中豫算外支出を求むる件(慰勞弔祭費) △第五十七回定時會召集日を二月一日に定むる件。 △其他の件(市戦古博へ参加経過報告、三井家より本所に對する寄附行爲シカゴ博の茶室に關する件等)
 △四月十八日宮崎市神田橋旅館に開會。出席者は尾崎、山口、榎葉(幸)、野呂、桑原、池田、樋渡の各評議員、農林省久木元、並に中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の諸氏で左の諸案件を審議決定した。
 △第十二回全國會頭會議提出議案。 △昭和八年度歳入出追加修正預算 △同年度事業方針報告の件(販路擴張方針、輸出茶統制審議事業方針、生産改善事業方針其他)シカゴ萬國博に關する件。 △取引銀行追加の件(第一銀行)
 昭和九年 △一月二十九日日本所樓上に開會。尾崎、樋渡、野呂、山口、桑原、池田、榎葉(幸)の各評議員及び久木元農林省、中村會頭、三橋理事出席、左記の各案件を審議決定した。
 △第五十八回定時會召集日を一月三十日に定むる件。 △同定時會提出の議案を認定の件(昭和七年度歳入出決算、同歳出中豫算外支出の承認を求むる件、昭和八年度業務報告、本所財産目錄、評議員會決議事項の承認を求むる件、昭和八年度追加預算、九年度歳入出決算、同年度職員退職給與基金歳入

出決算、規約改正、製茶検査細則改正、本所創立五十周年記念事業に關する件) △其他の件(シカゴ博経過報告等)
 △四月七日日本所に開會。出席評議員は尾崎、山口、池田、野呂、樋渡、榎葉の諸氏で、左の如き協議決定をなす。
 一、昭和九年度本所事業方針に關する件
 (イ) 茶業組合創立五十周年記念事業の件は記念圖書刊行、慰靈祭、功勞者表彰、茶業論集編纂、及全國茶業品評會開催の四項を實施することとし品評會規程は別記原案を認め内容に就き字句其他變更を必要とする事項ありたる場合は之を會頭の處置に一任することに決す。(ロ) 販路擴張事業方針。(ハ) 輸出茶審議事業方針。(ニ) 生産改良事業方針。以上三項次々販路擴張並生産改良委員會に於て決定せる處のものを認むることとする。(ホ) 役員退職者慰勞の件は溝田文吉氏五百圓、繁田武平氏同上、玉井源次郎氏二百圓以内を贈呈することに決定す。
 △六月十二日日本所に開會。尾崎、山口、樋渡、野呂、池田、桑原、榎葉の各評議員及び中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の諸氏出席、左記の如く各議案を決定した。
 △第五十九回臨時總會の召集日を六月二十二日(向ふ二日間)とす。 △第五十九回臨時會に提出すべき議案審議(九年度追加預算五四、〇〇〇圓)規約中改正の件、輸出茶審議會規程改正の件、輸出茶審議規程改正、製茶検査施行細則中改正

の件等何れも原案を認定、組合創立五十周年記念事業中茶業功勞者表彰に關しては各府縣聯合會議所若は茶業組合に通達し其推薦により決することとする)
 昭和十年 △一月十五日日本所に開會。尾崎、山口、池田、桑原、榎葉、野呂の各評議員及び中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事の諸氏出席、左記議案を協議決定した。
 △第六十回定時會を一月三十一日召集の件。 △同定時會に提出すべき議案審議決定の件(昭和八年度歳入出決算、同年度歳出中豫算外支出の承認を求むる件、昭和九年度歳入出決算、同年度職員退職給與基金歳入出決算、規約改正、旅費規程改正、九年度業務報告、財産目錄等) △茶業組合創立五十周年記念事業施行方法(功勞者表彰並慰靈祭、製茶品評會記念圖書の編纂) △其他の件(シカゴ博覽會出品茶室處分経過報告の件、評議員樋渡次右衛門氏死亡につき弔慰金三百圓以内にて贈呈の件)
 △四月十六日熊本市熊本縣會議事堂に開會。尾崎、山口、野呂、池田、榎葉、桑原、堤の各評議員及び本所側中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事其他出席し左記各事項を審議決定す。
 △第十三回全國茶業會頭會議に關する件(提出議案その他)
 △昭和十年度歳入出追加預算(新販路擴張費一三、八〇〇圓)
 △昭和十年度事業方針(販路擴張、輸出茶統制審議、製茶取締

中央會議所各種委員會

検査方針、生産改良事業方針、本所名英譯に關する件 (The Nippon Tea Association) △國際茶委員會の輸出茶統制決議に日本茶參加可否に關する件 (研究調査の上決定の事)

△九月十二日本所に開會。尾崎、山口、野呂、池田、桑原、榛葉の各評議員並に本所側より中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事等出席、左記の件を協議決定す。

△内臺茶業大會に出席する各府縣代表者一名に對し金百五十圓也宛を渡航補助として支給すること。△本所役員の渡臺者一名金百五十圓を支給す。△本大會費用として八百五十圓を支出す。△静岡縣茶業會館新設につき中央會より建築費中へ金一萬圓補助すること。

五十周年記念事業委員會

茶業組合創立五十周年記念事業施行委員會は昭和九年五月一日日本所に開會委員として選ばれた佐藤寛次、伊藤徳藏、諸岡存、宮本雄一郎、久木元猛の諸氏出席、前回評議員會の諸案内容を検討し、尙ほ記念論文集に蒐録すべき論文執筆依頼の方面を大體左の如く決定した。

記念論文集起稿を依頼すべき人々

第二 販路擴張委員會

中央會議所に於ける販路擴張の事業は、明治三十年以後に於て大々的に施行せられ、常に多大の効果を奏して居るが

茶とダキターミン	東大教授理化學研究所長農學博士 鈴木梅太郎
茶園荒廢の原因と改良法	京都大學教授農學博士 大杉 繁
茶樹品種に就て	同 上 竹崎嘉徳
綠茶の香氣研究	同 上 武居三吉
臺灣紅茶の化學的研究	臺北帝國大學農學博士 山本 亮
臺灣茶業概説	臺灣總督府技師中央研究所技師 谷村愛之助
茶の効用	醫學博士 諸岡 存
茶のタンニンに就て	理化學研究所農學博士 辻村みちよ
野生茶の分布	鹿兒島高等農林教授 谷口熊之助
香花植物	宮崎高等農林教授 宮澤文吾
茶の繁殖蟲	名和昆蟲研究所長 名和梅吉
茶樹と肥料	農林省茶業試驗場技師 出村要三郎
製茶機械發達史	静岡縣農事試驗場茶業部技師 丸尾結六
磚茶の機械化に就て	京都茶業研究所長 淺田美穂
唐時代の陶器及茶	中尾万三

大正三年米國桑港博覽會以來は、特に別途會計を以て、直營移動喫茶店などの制度により、米國內地に有効適切なる宣傳を行ひ、大正十四年以後に於ては、静岡縣聯合會議所との間に特販機關を設け、五箇年繼續により印度茶對抗の廣告戰を起し、アメリカに於ける需用減退の大勢を喰ひ止め、繼續事業終了後は、新販路に對する施設並に米國シカゴ博覽會に全力を集中して輸出數量の増加に努めて居るが、その間中央會に於ける重要機關の一として、販路擴張委員會の作戦計圖は能く斯業の發展に資し富業者をして安んじて其業に就かしたものである。今大正三年以來同委員會に現はれた主なる事績を摘録すれば左の如くである。

販路擴張委員會規程 (大正十三年制定ノモノ)

- 第一條 本所規程第七條ニ依り販路擴張委員會ヲ設置ス
- 第二條 委員ハ十五名以内トシ會頭之ヲ囑託ス
- 第三條 委員會ノ議長ハ會頭又ハ其代理者之ニ當ル
- 第四條 委員ノ任期ハ一ケ年トス
- 第五條 委員ヲ招集シ又ハ他ニ出張セシメタルトキハ旅費ヲ支給ス 但シ支給額ハ本所旅費規程ニ依ル
- 第六條 委員會ハ會頭之ヲ招集ス 但シ委員半數以上ノ請求アリタルトキハ開會スルモノトス
- 第七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レバ開會スルコトヲ得ズ
- 第八條 委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第九條 委員中ヨリ常務委員三名ヲ互選ス
- 第十條 常務委員ハ販路擴張業務ニ關シ専ラ其執行ノ狀況ヲ監視ス

中央會議所各種委員會

第十一條 本所ノ參事ハ委員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得 附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年 △一月十九、二十の兩日、東京本所に開會大谷會頭、相澤副會頭、評議員尾崎伊兵衛(静岡)木村良(京都)梯源太郎(三重)大原重右衛門(滋賀)の諸氏及販路擴張委員松浦五兵衛(静岡)中村圓一郎(静岡)伊藤市平(静岡)原崎源作(静岡)伊藤六治郎(三重)の諸氏出席、海外派遣員西農氏より海外事情の報告を聴取後、議事に入つたが、去る十二日静岡に於ける同縣販路擴張委員會の結果を知る事が出来なかつたので、只豫備協議を行つたに過ぎず、追つて静岡會議の報告を得てその決議に基き二月中旬再開の事に決した。△二月十七、八の兩日、評議員販路擴張委員と共に生産調査會を開き、三年度豫算の内容を審査し、販路の擴張に就ては

中央會議所各種委員會

今後尙ほ協議のすなるも、擴張費中四萬三千五百圓は別途會計として經理することとし、通常豫算四萬六千七百圓の中生産改良費壹千五百圓、紅茶技術員養成及品評會補助費四千三百圓等何れも決定、大正博覽會に關する件は宿題として保留、南洋爪哇スマラン博覽會には出品を見合せる事に決した。△四月十五日 日本貿易協會に開會。

大谷會頭初め伊藤、三松の兩農商務課長、西ヶ原農事試験場技手、伊藤(市)、伊藤(仙)、中村、繁田、殿岡、尾崎、木津、大原

の諸氏出席、伊藤課長の日本綠茶に關する視察談及び販路擴張方法に關する参考談、大谷會頭の生産改良に關する演説等があつて、左記正副委員長二名常務委員三名及委員會細則を決定、本年度の販路擴張方法其他の實行事項は委員に於て調査の上、廿四日の總會に附議することゝなつた。

△委員長 大谷嘉兵衛、△副委員長 尾崎伊兵衛、△常務委員 中村圓一郎、松浦五兵衛、伊藤六治郎

販路擴張委員會細則

- 一、委員長ハ會務ヲ總理シ委員會ヲ代表スルモノトス
二、副委員長ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキ代理ヲナスモノトス

車馬賃 一里 貳拾錢 貳拾錢 拾五錢

但シ車馬賃ハ汽車汽船ニ頼ラサル處ノミニ給ス

大正四年 △二月七日貿易協會内に開會、大正三年度販路擴張事務の経過を報告し、四年度豫算の協議に入り販路擴張費は大體前年同様四萬三千五百圓程度を要求し定時會通過後に於て其使途割當を決定することとし、終つて露國視察より歸朝した足立荒人氏より露人の我に對する好感情、綠茶磚茶紅茶の輸出好望等に關する視察談を聴取した。△四月二十三日、靜岡縣茶業聯合會議所に於て開會、松浦五兵衛、中村圓一郎、相澤喜兵衛、伊達民三郎、塚野書記其他出席、左記の諸件を決定の上紅茶試驗所を視察して散會。

△紅茶試驗所ノ設備ニ關スル詳細ノ件。 △中村圓一郎氏ヲ監督主任ニ依頼ノ件。 △伊達民三郎氏ヲ技師ニ聘用ノ件。 △桑港博覽會經營擴張ノ件。

大正五年 △三月二十二日、貿易協會に於て開會。大谷委員長以下十五名出席、大正五年度の販路擴張施設豫算の細目に互り協議を遂げ、尙一般會務の打合せをなし散會。△四月十四日、靜岡縣茶業聯合會議所に於て開會、松浦、中村、尾崎、相澤、西派遣員其他出席、本年度販路擴張方針を協議したる後、同市安西に於ける紅茶

中央會議所各種委員會

〔七五四〕

- 三、委員會ハ普通會議法ニ依ルモノトス
四、委員會ハ委員長ノ意見ニ依リ臨時之ヲ開ク又委員中三分ノ一以上ノ請求ニ依リ之ヲ開クモノトス
五、委員中五選ヲ以テ常務委員三名ヲ置ク常務委員ハ委員會決議ノ事項ヲ施行シ又常務ヲ處理スルモノトス
六、委員會ニ茶業組合中央會議所役員ヲ參加セシメ且ツ販路擴張ニ關シ意見ヲ徵スルノ必要アリト認メタルトキハ三名以內ヲ囑託シ會議ニ列セシメ其意見ヲ聽ク事ヲ得、但シ本條會議所役員ト齊シク議決ノ數ニ加ヘサルモノトス
七、委員會ニ臨時書記並使丁ヲ使用ス書記ハ委員長ノ指揮命令ニ依リ會務ヲ所辦スルモノトス
八、委員常務委員及囑託者ニハ別ニ定ムル所ノ規程ニヨリ旅費日當ヲ給ス
九、委員常務委員及囑託者ニハ別ニ定ムル所ノ規程ニヨリ旅費日當ヲ給ス
十、前條ノ外必要ナル事項ヲ生シタル時ハ委員會ノ決議ヲ以テ臨時補佐スルモノトス
旅費日當規定 委員、囑託員、書記及使丁ノ旅費日當ヲ左ノ如ク定ム

Table with 4 columns: 種目, 委員, 囑託員, 書記, 使丁. Rows include 日當, 宿泊料, 旅費.

製造所を視察した。

大正六年 △二月十五日、日本貿易協會に於て委員會を開會、委員長大谷嘉兵衛、副委員長尾崎伊兵衛、事務松浦五兵衛諸氏の外委員伊藤農商務省農産課長、中村圓一郎、原崎源作、笹野徳次郎、伊藤市平、木津慶次郎、栗谷喜八、世良農商務局、西海外派遣員、加藤中央會議所員等出席、四年度並に五年度の事業報告後、六年度別途會計即ち海外製茶販路擴張費豫算案、

△歳入金五萬五千三百三十七圓四十四錢(内譯) 金六千圓本茶五萬箇一箇ニ付十二錢 金四萬五百圓直輸出茶四十五萬箇一箇ニ付金九錢 金二千圓雜收入 金六千八百三十七圓四十四錢四年度剩餘金雜入

△歳出金五萬五千三百三十七圓四十四錢米、加兩國及露、滿支、鮮販路擴張費

を附議原案を決定、終つて西海外派遣員より昨夏米國ロンドンビーチに開設せる喫茶店成績其他の報告があつた。

△三月十二日靜岡縣茶業組合聯合會議所に開會
△大谷會頭、 △尾崎副會頭、 △相澤理事、 △靜岡縣松浦五兵衛、原崎源作、笹野徳次郎、中村圓一郎、伊藤仙太郎、伊藤市平、 △三重縣伊藤六次郎、木津慶次郎、 △滋賀縣大原重右衛門、 △大阪栗谷喜八、 △西海外派遣員、大林技師、伊達紅茶主任

〔七五五〕

の諸氏出席、先に中央會議に於て議決した販路擴張費五萬五千三百三十七圓の用途につき協議したが、其の主なものは左の如くで、右散會後静岡市清水山公園に於ける大谷翁銅像建設の工事を檢分した。

△米加販路擴張費三萬二千六百圓（直營喫茶店費一萬四千圓、常設喫茶店補助一千六百圓、米國廣告費二千圓、加奈陀廣告費五千圓）

△紅茶販路擴張費五萬五百圓（静岡紅茶研究所試製試賣費七千圓、三重縣一千五百圓、九州其他二千圓）

△壽、滿、支、鮮販路擴張費五千圓

大正七年 △五月三日静岡市紅茶研究所に開會。大谷尾崎正副會頭、相澤理事、松浦、中村其他の諸氏出席、販路擴張事業につき左記事項を決定し、午後五時より市内求友亭に於て松浦代議士渡支送別會を開いた。

△衆議員議員北支那視察に参加すべき松浦代議士に同地方茶業視察を囑託する事。△本年中に臺灣及び南支那茶業視察員三名を派遣すべき事。△西海外派職員來月上旬渡來すべき事。

大正八年 △五月十七日評議員會を兼ね静岡縣茶業聯合會議所に開會。大谷、尾崎正副會頭、評議員の外販路擴張委員の松浦五兵衛、中村圓一郎、栗谷喜八、木津慶次郎、大原重右衛門、笹野徳次郎、長井利右衛門、伊藤

△評議員長選定の件。△委員其他旅費日當支給規定改正の件。△大正九年度製茶販路擴張費細目決定の件。△同年度常務員三名選定の件。

等を附議し、副委員長には尾崎伊兵衛氏、九年度常務員には松浦五兵衛、中村圓一郎、伊藤六治郎（三重縣）の三氏を挙げ其他の問題を決定した。九年度販路擴張費は五萬三千八百拾九圓三拾錢六厘を承認した、その内譯左の如し。

△米國販路擴張費貳萬貳千七百圓（派遣員費六千圓、米國茶業事業費壹萬參千五百圓、加奈陀事業費貳千圓）△紅茶販路擴張費壹萬貳千圓、△露支鮮販路擴張費壹千圓、△調査費壹千五百圓、△販路擴張委員會費五千五百圓（委員會費貳千圓、雜給及雜費參千五百圓）△特別試製費壹千六百四拾六圓四拾錢、△第一豫備費壹千拾參圓六拾錢、△第二豫備費七千七百貳拾九圓參拾錢六厘、△合計五萬三千八百拾九圓參拾錢六厘

△六月二日静岡縣再製茶業組合に於て評議員會を兼ねて開會、農商務省伊藤農産課長、大谷會頭、相澤理事の外松浦、中村、笹野、尾崎（静岡）、木津、伊藤（三重）、栗谷（大阪）、大原（滋賀）各委員出席、西參事より米國喫茶運動參加問題に關する詳細なる説明あり、同運動參加を外商等に交渉すべき基礎條件を協議したる後、大正十年

六治郎の諸氏及び農商務省難波技師、北川静岡聯合會副會頭出席、米國喫茶獎勵運動に關し委員長ワーツ氏並に委員古谷竹之助氏の列席を求め、同運動の要點及經過を聴取したるのち評議員と共に協議を凝したる結果大體左の如く決定した。

（第一）日本は大體に於て本運動に同意す。（第二）中央會議員は本運動に對する發言權を留保す。（第三）生産國日本よりも同様の権限を有する若干名の委員を選出する事を得。（第四）資金は米加兩國輸出の如何に拘はらず荷票料にて徴收し廣告員に交付す、但し荷票料は轉戻を爲さざるものとすること。（第五）荷票料徴收は本運動參加決定の即日より實施す。（第六）他の生産國をも本運動に参加せしむるを要す。

翌十八日も引續き協議を重ね、その參加條件を文書として米國茶業組合指定日本委員に提出し、其回答を待つ事として散會したが、米國委員會が之を承認すれば臨時中央會及び各聯合會議を開き、負擔金の徴收方法を議定する筈。因に右運動の日本分擔額は輸出數量を三千四百萬封度として一封度八厘、總額二十七萬二千圓といふのでその調達には多大の悩みがある。

大正九年 △四月九日静岡に開會。大谷會頭以下各委員其他出席し、

五月開會の爪哇博覽會に参加の件を決定した。右喫茶運動本年の日本參加費は過去の輸出平均數量を三千二百萬封度として八萬弗（日貨拾六萬圓）で、他は支那四萬弗、臺灣四萬弗、印度三萬弗、錫蘭五萬弗、蘭領印度（爪哇スマトラ）二萬弗となつて居り、次年度からは一封度日貨壹錢とする豫定と見られ、色々の事情から本年度よりの參加は不可能と云ふに意見一致し、明年茶季前の中央會議にて協議することとし、其旨日本側委員長グロイ氏宛正式回答を發しグロイ氏は六月十八日ヘリヤ、アーウィン、富士合資原崎氏等の會合を求めて右の經過並に回答の内容を報告し米國茶業組合に向て之を打電した。大正十年 △十月十九日開會。中央會參事西農氏外務省に新設の商務官に任せられ、中央會を去る事になつたので、同氏多年の功勞に對し慰勞の方法を講ずると共に後任選定及び今後の販路擴張方策等につき協議した。

大正十二年 △三月廿三日静岡縣聯合會議所に開會。静岡縣中村圓一郎、伊藤仙太郎、原崎源作、松浦五兵衛、伊藤市平、尾崎伊兵衛、笹野徳次郎、三重縣伊藤小左衛門、木津慶次郎、滋賀縣大原重右衛門、大阪府栗谷喜八の諸氏會同、十二年度別途會計販路擴張費三萬五千四百四十圓の支出細目を左記の如く議定し、三重静岡兩縣に

中央會議所各種委員會

關聯する輸出標準茶は追つて中央會の委員全部決定を待
つて研究する事とし、販路擴張常務委員に中村圓一郎、
松浦五兵衛、伊藤小左衛門三氏を挙げた。

△アメリカ販路擴張費七千五百圓、△紅茶販路擴張費九千
四百五十圓(六千三百圓静岡、千三百五十圓三重、四百五十
圓兵庫、四百五十圓京都、九百圓九州の各紅茶研究所で試製
試賣する費用) △露滿支朝鮮南洋其他東洋諸國販路擴張費
二千五百圓、△調査費千五百圓、△販路擴張委員會費五
千圓、△特別試験費收費千三百二十九圓六十錢、△前
年度收支不足借入金千五百圓、△準備費六千九百五十
九圓四拾錢、△合計三萬五千四百四拾圓

大正十三年

△三月十八日中央會事務所に開會。大谷
尾崎正副會頭、相澤理事、委員松浦、中村、笹野、伊藤
(小)木津、大原、栗谷、三橋、伊藤(農産課長)原崎の
諸氏出席、左記事項を決定後、事務所新築落成のため記
念撮影をなし、同夜中央亭に於て祝賀會を催した。

△販路擴張費内譯決定の件(別項の如く決定す) △外務省
へ對米印度茶廣告對策策申の件。 △米國農育茶及咖啡
雜誌主幹招待に關する件。 △急事責任の件。 △米國茶商
招待に關する件。

△三月二十九日静岡縣聯合會議所に開會、左記事項を協
議決定した。

(七五八)

△標準茶設定の件。 △テイ・コッフヒー雜誌社長ユーク
ス氏招待に關する件。 △紅茶會社補助の件。 △販路擴張
費國庫補助及國營検査所請願運動方法の件。 △米國茶商招
待に關する件。 △臨時調査部に關する件。

△六月七日東京事務所に於て評議員會を兼ねて開會、左
記事項を協議したる後八日横濱出帆歸米の途につくユ
カリス氏のため送別午餐會を丸の内工業俱樂部内に開く
ことを取極めた。

△ユークリス氏(M. J. E. ...)より要求の廣告料及茶業全書
買入に關する件。 △ユークリス氏各地視察訪問に依る各府
縣對待費補助に關する件。 △米國加州大學醫學博士の發見
に係る「ビオス」を一層研究したき希望を以て、其の研究費
支給希望報告の件。 △大和書記退職手當支給報告の件。

△七月十日東京事務所に開會左記問題を協議決定した。
△廣告補助に關する件。(左記規程參照) △米國常設喫茶店
配布茶に關する件。 △各府縣に於けるユークリス氏對待費補
給に關する件。 △龜田、石井兩氏謝禮に關する件。 △臨時
調査部経過報告の件。 △富士株式會社及茶況時報社補助申
請に關する件。 △茶及咖啡貿易雜誌へ掲載の廣告文案の件。

廣告補助規程

第一條 本規程は依り海外製茶市場へ向ける日本茶ノ直接廣告
ヲ爲ス輸出業者ニ豫算ノ範圍ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 本規程ハ本邦茶ヲ現ニ需要シ、若ハ將來其ノ需用ヲ
啓發スルニ足ル可キ海外諸國ニ於テ輸出業者カ新聞雜誌、
ポスター、通信廣告、其他ノ廣告手段ニヨリ直接日本茶ヲ
宣傳スルモノニ適用ス

第三條 本規程ノ適用ヲ受ケ可キ輸出業者ハ、最近壹ケ年間
ノ平均輸出數量、壹ケ年拾萬封度以上ノ者タル事ヲ要ス
第四條 補助申請者ハ廣告計畫ニ費用概算見積書ヲ添附シ申
請ス可シ

第五條 補助金額ハ本所ニ於テ之ヲ審査シ決定スルモノトス
申請者ハ其決定額ニ異議ヲ申立ツル事ヲ得ス
第六條 補助金ハ申請者ノ廣告ニ要シタル支途ノ明瞭ナル時
之ヲ交付ス

附 則

本規程ハ大正十三年度ヨリ之ヲ施行ス

△九月廿日開會、左記事項を協議決定後藤田取締員の茶
況報告あり、終つて湖月に於て松浦、中村兩氏の榊太視
察慰勞會を開いた。

△廣告補助決定の件(ホキツトニー、アローウイ、ンヘリヤ、富
士、シーゲフリードより申請の分) △メキシコ方面販路擴
張に關する件。 △桑港商品陳列館出品並に喫茶所配布茶の
件。 △佛領印度支那農林局長イグ・アンリー氏外二名本邦
茶視察歡迎案内に關する報告の件。 △ユークリス氏に提供

中央會議所各種委員會

ナ可キ茶業資料翻譯の件。 △米國茶業雜誌「バイス」、ニル
廣告に關する件。

大正十四年 △一月廿四日開會、左記事項を協議決定
した。

△大正十三年度本所販路擴張事業施行經過報告の件。 △大
正十四年度販路擴張事業豫算に關する件。

△三月十三日開會、左記事項を決定後外務省原商務官、
緒方領事、西前商務官の講演あり、五時より松本樓に講
師慰勞會を催し、主務省より岡出技師、久木元係官出席
した。

△大正十四年度別途會計販路擴張費豫算細目決定の件。 △
内務省所管營業研究所長醫學博士佐伯短氏發表製茶有害説に
關する對抗策講究の件。 △在上海露國茶トラスト代表者若
は製茶検査員招待に關する件。 △米國茶業關係雜誌二種に
本邦茶廣告掲載の件。 △本邦茶業調査資料英譯に關する件。
△大阪朝日新聞社主催歐洲飛行の際、各國に頒布す可き印刷
物「英文日本茶」に本邦茶廣告掲載の件。

△七月七日東京事務所に開會、米加兩國特別販路擴張に
關して審議し、十八日は静岡縣會議所に會合、大正十四
年度日本綠茶販路擴張特別聯合經費投入豫算及び日本
綠茶販路擴張特別聯合委員會規程を承認した、是より先
同月八日には販路擴張常務委員會を開き、米國常設喫茶

(七五九)

店補助其他の問題を決定した。△九月廿五日東京に開會左記事項を決定す。

△大正十四年度海外販賣補助費査定事件。△費府萬國博覽會出品加入並に喫茶店開設方針決定に關する件。△佛領印度支那ハノイ日本商品陳列館へ日本茶陳列の件。

大正十五年 △二月十五日の評議員會に引續き開會。松浦、伊藤、三橋、原崎、久木元の各委員及大谷會頭出席、大正十五年度別途會計、販路擴張豫算案等の査定を遂げた。△三月十二日東京事務所に開會。松浦、中村、木津、伊藤(悌)、伊藤(仙)、渡邊、栗谷、笹野、三橋、相澤、首藤の各委員出席、左記事項を協議したる後、日露協會の今井政吉氏より對露輸出組合組織に關する談話を聴取した。

△大正十四年度米加兩國販路擴張事業施行に關し日本緑茶販路擴張聯合特別委員會官本幹事の報告を承認するの件。△大正十四年度米加兩國販路擴張事業經費支出に關しては、日本緑茶販路擴張聯合特別委員會の決定を承認するの件。△大正十五年度本所歳出豫算臨時部販路擴張費十一萬五千圓の事業施行に關しては十四年度の通り販路擴張委員中より特別委員若干名を選定し、静岡縣茶業組合聯合會議所と聯合して其の事業計畫及經費の支出等會議の上本所販路擴張委員會の承認を経て施行するの件。△大正十五年度本所歳出豫算

臨時部細目決定に關する件

△四月七日日本所に開會。尾崎(伊)、松浦、中村、木津の各委員出席、左記事項を報告承認及び協議した。

◇報告事項 (一)費府博覽會製茶出品、陳列に關する経過報告。(二)ネーカース氏茶業全書の資料送附に關する経過報告。(三)對露製茶貿易交渉に關する経過報告。以上全部承認。◇協議事項 △對露製茶貿易に關する件(本件は出來得る限り輸出を幹旋し、露國經濟事情調査費用として百五十圓を支出すこと、對露輸出茶業者の氏名を大使館に通知すること、ヤンソン氏に對する回答は外務省より同氏の資格通知を待つて發すること決定) △費府博覽會派遺員人選に關する件(三橋氏を推薦) △費府博覽會配布品に關する件(團扇、小冊子とすること) △費府博覽會陳列出品物處分に關する件(三橋氏渡米の上石井氏の意見をも徴して決定) △翌八日松浦、中村、木津の三氏鎌倉に大谷會頭を訪問今一箇年の留任を懇請するに決す。

△五月二十六日静岡縣聯合會議所に開會。尾崎(伊)、松浦、中村、木津の諸氏參集、左記事項を協議決定した。一、費府博覽會配布用パンフレット、團扇等數量決定の件(兩者共に二萬宛) 二、同博覽會出品物處分に關する件(賣却に決す) 三、同上博覽會内喫茶店開設(神宮榮藏氏經營)に付補助の件(五千圓の範圍内にて適時に支出) 四、同上

博覽會販賣補助の件(金五千圓を支出すること) 五、ジヤパンアドバタイザイ費府臨時特別號へ廣告可否の件(經費の都合によること) 六、常設喫茶店補助の件(前年通り費博へ十兩位) 七、對露製茶貿易關係及臺灣に於る輸出茶検査の實地調査の爲め西郷參事を上海及臺灣へ派遣の件(許可すること) 八、相澤理事留任勧告の件。 九、露國大使館員一行静岡縣視察につき經費半額負擔の件。

△六月十一日日本所に開會。尾崎(伊)、松浦、中村、木津の諸氏出席。米國茶況通信員手當の件及費府博日本喫茶店試賣茶に關する件を附議し、前者は紐育ペイン氏二百弗、水國孝雄氏同額、米國茶業組合五十弗に決し後者は經費に餘裕なく見合はすこととし、別に、相澤理事留任承諾を報告し、本所技術員として宮地鐵治氏に交渉することを申合せた。△十一月十一日日本所に開會。尾崎、中村、松浦、木津の諸氏出席、費府博出品茶陳列裝飾内容に關する件、米國ニューオルレアンスに配布茶を送るの件、其他の件を協議決定した。△十二月二日静岡縣聯合會議所に於て開會。尾崎、中村、大原、伊藤(悌)、笹野、栗谷、伊藤(仙)、渡邊の諸氏出席左の事項を協議す。

△大正十五年度臨時部販路擴張費(米加兩國特別廣告宣傳)十一萬五千圓の支念及事業施行方法を特設委員會に委任すること。△大正十六年度本所販路擴張事業方針に關する件。

昭和二年 △二月二十五日静岡縣聯合會議所に開會。松浦、中村、木津の諸氏參集、左記諸件を附議決定した。△農林省の照會に對し昭和二年度特販支出經費十二萬圓の内課報告の件(事務費五〇〇圓、委員會費一、〇〇〇圓、廣告宣傳費一一八、五〇〇圓) △カナデアアン・ナシヨナル博覽會參加の件。

△十二月二十二日東京事務所に開會。三橋、宮本、原崎、山本、山上、高桑、中島、右子の諸氏出席。△米、加兩國に對する日本茶販路擴張宣傳方法。△米、加以外の諸外國に對する日本茶宣傳方法。

を附議し、前者については本年度も前年度の方針通り施行することとし、中央會負擔經費十二萬圓を臨時部より支出の件。別に米、加兩國主要都市の常設喫茶店に對し日本茶現品を補給すべくこの經費二千圓を豫算に計上するの件を要求することとし、後者は露國に對する宣傳を積極的に實行するものにて、露國の茶方招聘、我が視察員の派遣、印刷物の頒布等に約五千五百圓を振向け、モロッコ、埃及、ベルシヤ等に對しても視察、交渉、配布茶、廣告等により取引助長を圖り、その經費三千五百圓を求むることに決定した。

昭和三年 △七月廿五日東京事務所に開會。首藤、枝部、中島、高桑、宮本、原崎、山本、山上、渡邊の諸氏

出席左記三案を附議した。

- 一、米、加兩國販路擴張事業施行に關する件
 - (イ) 臨時販路擴張事業費十二萬圓は本所選定の委員及本所選定の委員と合議決定せる販路擴張特別委員會本年度豫算に基き事業施行を同會に委任するものとす。(ロ) 在米常設喫茶店に對する現品補助は左の通り配付するものとす
 - (イ) 露國に關する事業として左の通り施行するものとす
 - △ボスター製、三〇、〇〇〇枚、一、九八〇圓
 - △『日露經濟時報』廣告一頁一ヶ年三〇〇圓
 - △『露文日本案内要覽』廣告一頁一回五〇圓
 - △『日露年鑑』廣告一頁一回一〇〇圓
 - △『アイロソヤポニー』廣告一頁一回一〇〇圓
 - △『モロッコ』新販路開發の爲め左の廣告をなすものとす。(ハ) 諸國に對し日本茶宣傳の爲め左の廣告をなすものとす。△大阪商船會社『ガイドブック』一頁一回四八〇圓
 - △日本郵船會社『ガイドブック』一頁一回三〇〇圓
 - △ジャパンマガジン三〇〇圓
- 二、諸國販路擴張事業施行に關する件
 - (イ) 『ソグエート』聯邦茶葉狀況觀察調査の件。(ロ) 茶方招聘の件。(ハ) 廣告掲載の件。『ゴロス、ヤポニー』日露經濟雜誌、大阪朝日英文報、大阪商船ガイドブック。
- 三、對露製茶貿易に關する件
 - 右第一項中の(ロ)はサン、アントニオ神宮喫茶店へ綠茶六四〇封度、抹茶二〇斤、桑港萩原喫茶店へ綠茶四八〇封度、サンデイゴ浅川喫茶店へ同四〇〇封度、桑港日本商品陳列所へ同四八〇封度を配布すること、第二項中の(イ)は豫算の範圍内に於て施行することを松浦會頭に一任、(ロ)は露國の茶方を日本に招聘日本茶の生産力取引の實態を紹介することに決定した。

昭和四年 △六月廿五日東京事務所に開會。松浦、粟谷正副會頭、三橋理事、宮本委員外全委員出席、左記各

案を附議原案を認定した。

- 一、米、加兩國販路擴張事業施行に關する件
 - (イ) 臨時販路擴張事業費十二萬圓は同所選定の委員及本所選定の委員と合議決定せる販路擴張特別委員會本年度豫算に基き事業施行を同會に委任するものとす。(ロ) 在米常設喫茶店に對する現品補助は左の通り配付するものとす
 - (イ) 露國に關する事業として左の通り施行するものとす
 - △ボスター製、三〇、〇〇〇枚、一、九八〇圓
 - △『日露經濟時報』廣告一頁一ヶ年三〇〇圓
 - △『露文日本案内要覽』廣告一頁一回五〇圓
 - △『日露年鑑』廣告一頁一回一〇〇圓
 - △『アイロソヤポニー』廣告一頁一回一〇〇圓
 - △『モロッコ』新販路開發の爲め左の廣告をなすものとす。(ハ) 諸國に對し日本茶宣傳の爲め左の廣告をなすものとす。△大阪商船會社『ガイドブック』一頁一回四八〇圓
 - △日本郵船會社『ガイドブック』一頁一回三〇〇圓
 - △ジャパンマガジン三〇〇圓
- 二、諸國販路擴張事業施行に關する件
 - (イ) 『ソグエート』聯邦茶葉狀況觀察調査の件。(ロ) 茶方招聘の件。(ハ) 廣告掲載の件。『ゴロス、ヤポニー』日露經濟雜誌、大阪朝日英文報、大阪商船ガイドブック。
- 三、對露製茶貿易に關する件
 - 右第一項中の(ロ)はサン、アントニオ神宮喫茶店へ綠茶六四〇封度、抹茶二〇斤、桑港萩原喫茶店へ綠茶四八〇封度、サンデイゴ浅川喫茶店へ同四〇〇封度、桑港日本商品陳列所へ同四八〇封度を配布すること、第二項中の(イ)は豫算の範圍内に於て施行することを松浦會頭に一任、(ロ)は露國の茶方を日本に招聘日本茶の生産力取引の實態を紹介することに決定した。

昭和五年 △六月九日東京に開會。松浦、粟谷正副會頭

三橋理事及び委員、外務省原明治郎、農林省間部彰、商工省綾部小太郎、靜岡宮本理事等全部出席、左記各案を承認し、終つて加奈陀關稅改正問題、輸出補償制度制定に關し懇談を遂げた。

- 一、米加兩國販路擴張事業施行に關する件
 - (イ) 本所五年度豫算販路擴張費中米加兩國廣告宣傳費金四萬圓は本所選定の委員及靜岡縣茶業組合聯合會議所の選定せる委員と合議の上事業の施行を日本製茶販路擴張特別委員會に委任するものとす。(ロ) 從來本所の經費を以て施行したる米國各地に於ける喫茶店現品補助其他の繼續事業及宣傳關係事業は日本製茶販路擴張特別委員會に移管し施行するものとす。
- 二、諸國販路擴張事業施行に關する件
 - 本所昭和五年度豫算申請外國事業費金二萬八千圓は其の支途を左記の如く定め施行するものとす
 - (イ) 露國關係費二、五〇〇圓(雜誌廣告費五〇〇圓、宣傳及雜誌二、〇〇〇圓)
 - (ロ) 北河弗利加關係費八、〇〇〇圓(試賣費三、〇〇〇圓、研究及宣傳費五、〇〇〇圓)
 - (ハ) ベルシャ市場研究調査費一、〇〇〇圓
 - (ニ) トルコ市場研究調査費一、〇〇〇圓
 - (ホ) 獨逸『ライプナツヒ』見本市經費一、〇〇〇圓
 - (ヘ) 白耳義『リニエジ』博覽會出張費五、〇〇〇圓

〇〇〇圓(ト) 活動寫眞調製費一、五〇〇圓(チ) 小冊子調製費一、〇〇〇圓(リ) 喫茶店補助費五〇〇圓(ヌ) 英文雜誌其他廣告費二、〇〇〇圓(ル) 豫備費四、五〇〇圓

昭和六年 △四月八日東京事務所に開會、三橋理事より五年度施行事務の報告あり左記事項を決定した。

- 一、諸外國事業費二七、五〇〇圓(△歐洲地方事業費(スカンヂナビヤ、スエーデン、ノールウェー方面)四、〇〇〇圓
 - △露國關係事業費一、〇〇〇圓
 - △近東ベルシャ茶況調査研究費二、〇〇〇圓
 - △北阿モロッコ地方販路擴張宣傳費一、〇〇〇圓
 - △英文雜誌其他廣告費三、〇〇〇圓
 - △活動寫眞調製費(内地宣傳費)一、〇〇〇圓
 - △内外宣傳小冊子、繪畫調製費二、〇〇〇圓
 - △豫備費三、五〇〇圓
 - 二、米加兩國廣告宣傳費四〇、〇〇〇圓
 - △シカゴ大博覽會出品宣傳費四〇、〇〇〇圓
- 昭和七年 △四月六日本所に開會。綾部、昌谷、渡邊、原崎、池田、宮本、高桑、中島の各委員及び中村會頭、粟谷副會頭、三橋理事等出席。
- △昭和六年度に於て施行したる事業報告の件。△昭和七年度海外販路擴張事業施行に關する件(諸外國事業費總額三七、〇〇〇圓、米加兩國廣告宣傳費一〇、〇〇〇圓)
- △七月廿五日開會、農林省の新販路補助金二萬圓を加へて收入を四萬圓とし、左記支出に充つることを決定、次

でシカゴ博出品に關し協議した。

- 一、北部河弗利加地方宣傳費一三、〇〇〇圓 (△駐在員俸給及滞在手當三、五〇〇圓 △同事務所費一、八〇〇圓 △同旅費四、〇〇〇圓 △通信運搬費一、〇〇〇圓 △通譯料一、二〇〇圓 △委託調査費九〇〇圓 △雜費二〇〇圓)
- 二、小亞細亞、イラン、印度地方宣傳費一〇、〇〇〇圓 (△旅費五、〇〇〇圓 △宣傳費五、〇〇〇圓 △通信運搬費二、五〇〇圓 △通譯料三〇〇圓 △委託調査費一、五〇〇圓 △雜費二〇〇圓)
- 三、宣傳用製茶製費一〇、〇〇〇圓
- 四、廣告及宣傳費五、七〇〇圓 (△活動寫眞一、五〇〇圓 △ポスター其他三、二〇〇圓 △廣告費一、〇〇〇圓)
- 五、事務費一、三〇〇圓 (△俸給四五〇圓 △旅費二〇〇圓 △事務費三五〇圓 △雜費三〇〇圓)

昭和八年 △四月十一日東京事務所に開會、左記の二件を附議す。

△昭和七年度に於て施行したる事業報告の件。 △昭和八年度海外販路擴張事業施行に關する件

右の中八年度販路擴張費の五萬二千圓は北アフリカ、印度、アフガニスタン各市場調査商標獲得の費用三萬圓、滿洲國販路擴張費二千圓、ベルギー、ブルガリヤ、土耳其等五千圓、試賣茶及見本茶、諸印刷物等六千圓、紅茶

輸出獎勵費二千圓、世界見本市參加米加宣傳費其他七千圓に割振り、積極的に日本茶の海外新市場獲得に乗出すことに決定した。當年の委員左の如し。

- △農林省閣部 外務省 岩谷忠 △商工省 綾部小太郎 △議員 渡邊辰三郎、宮本雄一郎 △當業者 本間義三郎、中島兼吉、高桑豐治、原崎源作、山本嘉兵衛、田中淳一
- 昭和九年 △一月十一日日本所に開會。綾部、渡邊、宮本、本間、中島、高桑、原崎、山本(嘉)、田中の各委員及び中村會頭、三橋理事、久木元農林屬等出席左記の件を審議決定した。

△昭和八年度(自四月至十二月)中販路擴張事業報告の件(一般海外販路擴張事業、市俄古博參加出品經過)其他の件
△四月七日日本所樓上に開會、出席者は閣部、綾部、山本、中川、原崎、中島、本間、渡邊、高桑の各委員で左記諸問事項を協議決定した。

△昭和九年度海外販路擴張事業施行に關する件(豫算第四款第十項第三日販路擴張費二三、〇〇〇圓の支途を左の如く定む)歐洲方面三、〇〇〇圓、滿洲方面並紅茶輸出獎勵六、〇〇〇圓、宣傳茶及見本茶四、〇〇〇圓、パンフレット其他二、〇〇〇圓、諸廣告費二、〇〇〇圓、世界見本市參加、米加宣傳費六、〇〇〇圓
昭和十年 △二月二十一日日本所に開會、出席委員は原

崎、高桑、中島、渡邊、本間、山本、宮本の諸氏で本所より中村會頭、栗谷副會頭、三橋理事列席左記の諸案件を審議決定した。

△昭和十年度販路擴張費三五、〇〇〇圓の支途を定むる件(歐洲及米加方面七、〇〇〇圓、中央亞細亞及印度方面五、〇〇〇

圓、滿洲方面七、〇〇〇圓、香付茶及其他特種茶輸出獎勵費五、〇〇〇圓、宣傳茶及見本茶三、〇〇〇圓、パンフレット其他二、〇〇〇圓、世界見本市參加費三、〇〇〇圓、廣告費及雜費三、〇〇〇圓)

第三 生産改良委員會

生産改良委員會は、國內茶の生産に關し改良指導獎勵の事業を遂行する爲め、中央會議所當局の立案に對して意見を開陳し、又は一部の代決を行ひ、事務の円滑を計る機關として常にその使命達成に當つて居る。各年度に於ける委員會の主なる事項を摘録すれば左の如し。

生産改良調査委員會規程

- 第一條 本所規約第八條ニ依り生産改良調査委員會ヲ設置ス
- 第二條 調査委員ハ七名以内トシ會頭之ヲ囑託ス
- 第三條 委員會ノ議長ハ會頭又ハ其代理者之ニ當ルモノトス
- 第四條 委員ノ任期ハ一ケ年トス
- 第五條 委員ヲ招集シ又ハ出張セシメタルトキハ本所旅費規程ニ依り旅費ヲ支給ス
- 第六條 委員會ハ會頭之ヲ招集ス但シ委員半數以上ノ請求アリタルトキハ開會スルコトヲ得
- 第七條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非レハ開會スルコトヲ得ス

中央會議所各種委員會

第八條 委員會ノ決議ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第九條 本所ノ技師ハ委員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得
附則 本規程ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年 △一月十九日東京事務所に開會。大谷會頭、相澤理事、委員六名出席、左記諸問案を協議決定した。

△疑問案 大正十四年度に於て特に本邦茶改良事業として、本所並に各府縣聯合會議所に其の施設を希望す可き事項。

◇石答申 △指導並に取締機關を完備し、生産改良上周到なる指導を爲し、併せて不良茶の取締検査を嚴重にする事。(方法は別に議定) △綠茶に含有するグキタミンの研究を進め併せて之が宣傳を爲し、需用者をして上茶の嗜好を増進せし

むること。△品評會共進會を開催して貿易向、内地向等製造上に対する生産家の自覺を促し、製造方針を確立する事。
 △委員宮本雄一郎(静岡)岡本耕一(京都)藤田平吉(静岡)加藤彌太郎(三重)繁田武平(埼玉)西郷昇三(中央會)前田源吉(國立試験場)
 △三月七日東京事務所に開會、各委員出席左記諮問案を議定した。

△大正十四年度全國製茶品評會施行方法に關する件

△九月二十五日東京事務所に開會、生産改良事業に最善の努力を傾注することとし、其具體的方法是各府縣聯合會より計畫書の提出を待つて適當に査定し豫算の範圍内に於て補助金を交付することに決定したが、生産改良の宣傳には、活動寫眞を始めポスター、印刷物の配布、新聞雜誌利用等で豫算は一萬圓を計上することとした。

△大正十五年(昭和元年) △五月八日東京事務所に開會。尾崎(伊)、宮本、繁田、前田、岡本、藤田(平)、小森、林の諸氏出席、左記諮問に對し、製茶機械使用法講習會補助費交付要項を定め各聯合會議所及組合より申請せしむることに決定す。

◇諮問案 一、大正十五年度本所豫算裁出の部第四款第二項第三目事業補助費金三千圓の支出方法に關する件。△右に關し附帶申合せとして、補助要項を府縣團體に通知する事、大

正十六年度には事業補助の根本規程を作成すること、大谷會頭に地位の申請をすること、二府縣以上聯合のものには補助せざること、

△十二月廿日東京事務所に開會。宮本、藤田(静岡)小森(三重)岡本(京都)林(奈良)繁田(埼玉)前田(農林省茶試)の各委員出席、生産改良事業に關する諮問案に對し、各意見を開陳、次の如く答申を決定した。

一、茶業組合中央會議所生産改良方針に關する件(△品質に關しては一般的に良茶の需要を喚起せしむるを以て目的とし其の改善を根本主義とすること。△生産量に關しては理想的茶園の新植を適當に奨励するを以て其主義とする事。△茶業の經營に關しては機械製の自國自製に接近せしむるを以て其主義とすること。)

二、茶のグキタミン研究に關する件(△研究は従前通り理化學研究所鈴木、三浦兩博士に依頼すること。△研究に要するサンプルは國立茶業試験場其他に準備及蒐集方を依頼すること。△研究要項は研究者側の意見と實驗上の都合を參酌する必要ありとし研究要項十二を挙げたり)

三、中央會議所明年度生産改良事業に關する件(△グキタミン研究。△指導。△技術員養成。△事業補助となす事。△向別に財源を得て全國技術員打合せを開き且グキタミン研究の結果を活動寫眞その他で發表すること。)

昭和二年 △四月六日開會。松浦會頭始め宮本、小森、藤田、樋渡、遠藤(泰)、中川、小梶の諸氏出席左記事項につき諮問に答申した。

△事業補助方法決定の件。△グキタミン研究成績發表宣言方法決定の件。△製茶乾燥改良の件(懇談事項)

昭和四年 △一月二十三日日本所に於て開會。前田、小森、遠藤(泰)、丸尾、樋渡、初見、丸山の各委員出席、諮問案『昭和四年度本所奨励費に關する件』を附議し、基準を定めて各府縣に補助金を交付し製茶品質の改善を圖ることとし、内規及び事業の豫想を發表した。

△十二月二十一日東京事務所に開會、生産改良に關する施設方針につき協議の結果、從來各府縣聯合會議所に交付せる生産改良補助費を出來得る限り増額して事業の擴張に資せしむると共に、グキタミンC研究の成績を適當なる印刷物となし、博覽會共進會其他凡有る機會を利用して配布し、一般をして茶と健康との相關事實を理解せしめ、又製茶の乾燥改善奨励の爲め鹽化コパルト検査法の普及を圖ること等の意見を決定した。

昭和八年 △四月十日東京事務所に開會、左記事項を承認した。

一、八年度補助すべき生産改善事業に關する件 (イ) 各府

中央會議所各種委員會

縣製茶生産改善事業補助金三千圓の件 (ロ) 各種事業補助費金一千五百圓の件。

昭和九年 △四月六日日本所に開會、委員伊藤(徳)、中村、出村、淺田、丸尾、北村の諸氏出席。諮問事項として

一、昭和九年度に於て本所より補助すべき生産改善事業に關する件 (イ) 各府縣製茶生産改善事業補助金三千圓支出方法の件。(ロ) 各種事業補助費金二千圓支出方法の件を附議し一面左の内規を決定した。

昭和九年度生産改善費補助金交付ニ關スル内規

第一條 製茶ノ生産改善奨励ノ爲メ本規程ノ定ムル所ニヨリ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於テハ茶業組合カ當該年度内ニ施行スル左記ノ事業ニ對シ之ヲ交付スルモノトス但シ第一項ノ事業ハ聯合會議所若ハ茶業組合ノ直營ナルコトヲ要ス第二項ノ事業ハ他ニ依頼施行スルコトヲ得ルモノトス

一、機械製茶法ニ關スル講習、傳習、講話、機械製茶法指導
 二、良品種ヲ以テスル優良茶園ノ造成若ハ茶樹品種改良ノ目的ヲ以テスル茶園ノ新設

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ハ指定事業ノ一ヲ選ビ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ五月五日迄ニ本所ニ着スル様申出ツヘシ

中央會議所各種委員會

〔七六八〕

- 一、事業計畫ノ詳細
- 二、事業ノ經費豫算
- 前各項ニ變更ヲ來シタル時ハ本所ニ報告スヘシ
- 第四條 補助スヘキ金額ハ第二條第一項ノ場合ハ當該聯合會議所若ハ職會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合カ本事業ニ要スル總經費ノ三分ノ一以内トシ同條第二項ノ場合ハ所要經費ノ一部又ハ全額トス
- 第五條 補助スヘキ金額ハ本所ニ於テ之ヲ査定シ之ヲ通知スルモノトス
- 第六條 機械製茶法ノ實地傳習ヲナセルモノハ傳習終了後直ニ見本茶半斤以上ヲ本所ニ送付スヘシ
- 第七條 事業終了ノ上ハ左記事項ヲ當該年度内ニ本所ニ届出ヘシ

第四 標準茶設定委員會

本會議所標準茶設定委員會は、毎年静岡縣茶業聯合會議所と同日を以て、同會議所に於て開會し、取締上の便宜の爲め同一の標準を定めることになつて居るが、大正十五年以來の同委員會は左の如く開かれて居る。

(參照) 規約第十五條 輸出及移入標準茶ハ毎年標準茶設定委員會ヲ設ケ之ニ諮問シテ會頭之ヲ定ム

大正十五年 四月一日静岡縣聯合會議所に於て開く。
出席委員は笹野徳次郎、上田榮吉、原崎源作、尾崎角次郎、尾崎伊兵衛の諸氏で本所側は竹下取締員、西郷、加藤兩參事出席、本年度輸出製茶として再製工場ある府

- 一、事業施行ニ關スル詳細及成績
 - 二、經費精算
 - 第八條 補助金ハ前條ノ届出ニヨリ本所ニ於テ之ヲ審査シタル上之ヲ交付ス但シ事業施行ノ成績ニヨリ補助金ヲ増減スルコトアルヘシ
- 尙右九年度に於ける各府縣交付の補助金は左の如くである。(單位圓)
- ◇生産改良事業補助 茨城五五、埼玉一〇〇、石川六五、福井八〇、岐阜一五〇、静岡五〇〇、三重三〇〇、滋賀一八〇、京都三二〇、兵庫九〇、奈良二〇〇、和歌山五五、岡山七五、愛媛六五、高知一〇〇、福岡一〇〇、佐賀五〇、長崎七〇、熊本一三〇、宮崎一一五、鹿児島二〇〇、合計三、〇〇〇
 - ◇特別事業補助 茨城(晩茶摘採試験)一〇〇

中止はこの年度限りとなし、翌年からは又々例年の通り設定することになつた。

昭和五年 三月二十六日静岡縣茶業聯合會議所に於て開會。出席委員山本、小山、飯田、繁田、中村の諸氏に本所側竹下取締員其他加はり、五年度に於ける移入標準茶設定に關し、左の如く會頭の諮問に答申した。

一、昭和三年度の最低標準茶に比較し格合に於て約二割方を引上げ決定す(原茶七號五・〇、五號一・〇、三號一・五の割合を以て配合す)

昭和六年 三月二十六日静岡縣茶業聯合會議所に於て同縣と聯合にて開會、委員として加藤彌太郎(三重)小山金作、山本寅三郎、飯田榮太郎(以上静岡)の諸氏及三橋理事、竹下検査取締員等出席、本所の諮問案、

一、本所規約第五十五條により昭和六年度輸出製茶再製工場ある府縣に移入する本年度標準茶を定むるの件

二、輸出標準茶中北米合衆國輸出茶に對する分は同國政府の定むる標準茶に準據するの件

を附議、審理の結果前年度の最低標準茶に比し格合に於て約一割強を引上げること決定答申し、混合用原茶の配合は一號四、三號四、四號二の割合とし、第二は諮問の通り答申した。

昭和七年 三月二十六日静岡縣茶業聯合會議所に開會

中央會議所各種委員會

〔七六九〕

昭和二年 三月十五日静岡縣茶業聯合會議所に於て開會。出席委員笹野、加藤(彌)、遠藤(泰)、山本の諸氏で本所側より尾崎副會頭、竹下取締員參加し、二年度の標準茶を左の如く決定答申した。

一、本所標準茶は静岡縣にて設定したる標準茶を基本とし他府縣産茶を適宜混合して調製すること、調製の場合には山本寅三郎、遠藤泰吉兩氏に立會を乞ふ事

昭和三年 三月二十六日静岡縣茶業聯合會議所に於て開會、出席委員遠藤、笹野、山本、中村(藤)、加藤の諸氏に、本所側松浦會頭、三橋理事、小泉技手、西郷參事竹下取締員等加はり、三年度標準茶設定諮問に對し左の如き答申を決定した。

一、前年度の最低標準茶に比較し格合に於て約一割方を引上げ決定す

昭和四年 此年は單に米國のスタンダードを取寄せ配布したるのみで、再製工場ある市場への移入茶については、静岡縣聯合會議所の標準茶によりて検査することとし、特に標準茶設定委員會を開かず、その旨検査員打合會に於て中央會當局より表明し、この方法にして別に支障なき限り今後も之を踏襲する方針であつたが、中央會に全國的の標準なきは甚だ不穩當であるといふので設定

昭和七年 三月二十六日静岡縣茶業聯合會議所に開會

委員側渡邊辰三郎、小森久郎、飯田榮太郎、小山金作、本所側三橋理事、竹下取締役、石原書記、田中囑託の諸氏出席、七年度標準茶設定に關し協議の結果諮問答申を決定した。即ち左の如し。

- 一、輸出向製茶再製工場ある府縣へ移入する昭和七年度標準茶を定むる事（答申、昭和六年度最低標準茶に比し割合に於て約二割を引上げ決定す）
- 二、輸出標準茶中北米合衆國製茶に對する分は同國政府の定むる標準茶に準據するものとす（諮問の通り北米合衆國制定のスタンダードによることとす）
- 三、本所規約第十五條の二に指定する地方に輸出する製茶の標準を定むる事（昭和六年度ソヴエート聯邦及びモロツコ國方面へ輸出したる製茶を參考とし其最低品質のものより總ての検査項目を斟酌し決定す）

昭和八年 三月十九日静岡縣茶業聯合會議所に開會、委員側渡邊、小森、山本、小山、飯田の諸氏、本所側三橋理事、竹下取締役、石原書記、田中囑託出席八年度の標準茶左の如く決定す。

- 一、輸出向製茶再製工場ある府縣へ移入する昭和八年度標準茶を定むること（答申、昭和七年度最低標準茶に比し同等割合のものとす、原茶一號六・〇、二號三・〇、三號一・〇の割合にて配合す）

- 二、輸出標準茶中北米合衆國輸出製茶に對しては同國政府の定むる標準茶に準據するものとす（原案の通り北米合衆國制定の『スタンダード』によるものとす）
- 三、本所規約第十五條の二に指定する地方に輸出する製茶の標準を定むること（昭和七年度最低輸出標準茶に比し同等割合のものとす、原茶A一、B一、二十號二、C一の割合にて配合）

昭和九年 三月十九日静岡縣茶業聯合會議所に開會、出席委員小森、山本、小山、飯田の四氏に本所側三橋理事、竹下取締役、石原書記參加して九年度の標準茶左の如く決定す。

- 一、輸出向製茶再製工場ある府縣へ移入する昭和九年度標準茶を定むること（答申、昭和八年度最低標準茶に比し品質割合約一割方を引上げ決定す）
 - 二、輸出標準茶中北米合衆國及英領加奈陀輸出茶に對しては北米合衆國政府の定むる標準茶に準據するものとす（原案の如く北米合衆國制定の『スタンダード』によるものとす）
 - 三、本所規約第十五條の二に指定する地方に輸出する製茶の標準を定むること（昭和八年度最低輸出標準茶に比し同等割合のものとす、原茶A五、B三、C一の割合にて配合す）
- 紅茶標準茶設定委員會 紅茶の製造輸出が急速に發展の實を示し來つたので、之が標準茶設定の必要を感じ、

昭和九年七月十七日静岡縣茶業組合聯合會議所に於て臨時に委員會を開き、中村宏、堀有三、小泉武三、小森久郎、清水俊二、柚原慶二の各委員及び本所側三橋理事、竹下取締役、石原書記等出席、慎重審議の結果、左の原案を認め、こゝに始めて紅茶の標準茶が定められた。

- 一、紅茶標準茶を左記三種とし原案（現品）の通り設定せんとす。

(イ) 本茶記號A、(ロ) 粉茶リダストリ記號B、(ハ) 浮葉リフアンニングリ記號C、

昭和十年 三月十八日静岡縣茶業聯合會議所に於て開

第十三章 中央會議所經費關係

第一 創立以降の經費年別對照表

中央會議所に於ける經費は、明治十七年組合創立當時に於ては、事業も少く且つ極めて簡單で、金額も少く、經理には左程の面倒もなかつたが、海外販路の擴張に全力を擧ぐるやうになつて、全面的に膨脹し、歳入出の内容も著しく複雑多岐となるに至つた。明治十七年度は豫算三千二百九十一圓に對し同額を支出し、十八年には豫算七千三百圓に對し一萬一千六百一十一圓を支出し、不足分は借入金を用いて經理したが、その後にも借入金經理は屢々餘儀なくされ、明治三十一年以後、政府の七萬圓補助を以て積極的に海外宣傳に乘出し、特別會計としての歳計を加へて相當の多額に上

會、委員として小森、小山、山本、堀、小泉、柚原の諸氏、本所側として三橋理事、竹下取締役、石原書記出席十年度の標準茶を左の如く決定した。

- 一、輸出向製茶再製工場ある府縣へ移入する昭和十年度標準茶（紅茶及綠茶）を定むること（原案現品の通り決定）
- 二、本所規約第十三條に依り検査の基準となすべき輸出標準茶（紅茶、玉綠茶）を定むること（同上）
- 三、輸出標準茶中北米合衆國及英領加奈陀向け輸出製茶に對しては北米合衆國政府の定むる標準茶に準據するものとす（同上）

つて居る。明治十七年度以降の經費歳入出の豫算決算對照表を左に掲出す。

歳入之部	明治十七年		同十八年		同十九年		同二十年		同二十一年		同二十二年	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
徴収金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
雜收	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
政府補助	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
寄附金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
販賣賦金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
總計	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
歳出之部	明治十七年		同十八年		同十九年		同二十年		同二十一年		同二十二年	
報酬及給料	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
旅務所費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
事務所費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
印刷備品費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
印費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
總計	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

歳入之部

(圓以下略)

歳入之部	明治二十三年		同二十四年		同二十五年		同二十六年		同二十七年		同二十八年	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
通信費	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
創立費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
検査所費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
會議費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
出張費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
遣送費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
徴収費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
豫備金	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
豫算外支出	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
剩餘其他	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
歳入之部	明治二十三年		同二十四年		同二十五年		同二十六年		同二十七年		同二十八年	
徴収金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
雜收	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
寄附金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
借入金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
露國行茶代	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
臨時收入	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
總計	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200

歳入之部

(圓以下略)

中央會議所經費關係

項目	歲入之部 (圓以下略)									
	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
通信印刷費	三二五	三三六	三三五	三六一	三六二	三六三	三六四	三六五	三六六	三六七
會議費	一、九四八	二、四二二	一、六六一	二、四一〇	二、一三三	三、三三〇	二、五八三	三、三三〇	二、四〇〇	三、四〇〇
出張所費	一、六七	一、六六	一、八六	二、〇五	三、〇三一	一、八九〇	一、九七〇	三、〇九〇	三、〇九〇	二、四〇〇
檢査所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米國出張所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
露國出張所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
博覽會費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
販路擴張費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
償却金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豫算外費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豫備費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
剩餘金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、六八〇	一、八二六	三、七九三	三、四〇〇	三、四六六	四、一六〇	五、〇八二	五、一七五	五、三三四	五、八二七

備考 明治三十年度より三十六年度七ヶ年繼續毎年七萬圓及三十七年度三萬五千圓の海外販路擴張事業政府補助金收支決算は特別會計につき別表に之を収録す。

項目	歲出之部 (圓以下略)									
	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
報酬給料	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
勉勵手當	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
役員旅費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
借家料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通信印刷費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
會議費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
米國出張所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
露國出張所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
出張所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
販路擴張費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
償却金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
檢査所費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
獎勵費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇

項目	歲入之部 (圓以下略)									
	明治三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
債却徵收金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

中央會議所經費關係

豫備費	歲入之部		歲出之部	
	豫算	決算	豫算	決算
合計	三、七〇〇	一、五五元	五、四〇〇	一〇、〇四三
本茶徵收金	三、六〇〇	二、六六六	三、五〇〇	二、六〇〇
川柳粉茶同	七〇〇	三、三三三	一、九〇〇	一、九〇〇
本茶徵收金	一〇〇	三、三八	一〇〇	一〇〇
川柳粉茶同	一〇〇	三、八〇	一〇〇	一〇〇
直輸出徵收金	三、〇〇〇	三、八〇〇	三、五〇〇	四、九七〇
磚茶徵收金	一〇〇	三〇	三	三
償却徵收金	一六、五〇〇	一六、八四七	一六、〇〇〇	一六、一六五
雜收入	一	一	四	九
政府補助	一	一	一	一
借入金	一	一	一	一
合計	三、六〇〇	一、二一七	八、八八〇	八、八八〇
報酬給料	二、三〇〇	二、三三三	二、三〇〇	二、三〇〇
賞與慰勞	七〇	七〇	七〇	七〇

(七七八)

中央會議所經費關係

役員旅費	歲入之部		歲出之部	
	豫算	決算	豫算	決算
合計	四、〇〇〇	七、七〇〇	四、〇〇〇	八、七四〇
借家料	七〇〇	七〇〇	七〇〇	八〇〇
消耗備品費	二、五〇〇	三、九二一	二、五〇〇	三、五〇〇
通信報告費	五〇〇	七〇〇	五〇〇	六〇〇
雜費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
會費	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
引揚出費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
米國通信費	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
研究費	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
改良實行費	一	一	一	一
販路擴張費	一	一	一	一
臨時廣告費	一	一	一	一
調查費	一	一	一	一
事件諸費	一	一	一	一
補助及養成費	一	一	一	一
着色原料費	一	一	一	一
檢査所費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
贈品買入費	一	一	一	一
償却費	一六、五〇〇	一六、八四七	一六、〇〇〇	一六、一六五
缺損補給費	一	一	一	一
豫備費	四〇	四〇	四〇	四〇
五十貫品評會	一	一	一	一

(七七九)

中央會議所經費關係

〔七八〇〕

創立記念大會	合計	三萬、六千、四百、三十五	三萬、八千、六百、四十二	五萬、四千、七百、三十三	五萬、八千、八百、三十五	八萬、四千、七百、七十五	九萬、三千、六百、
合	計	三萬、六千、四百、三十五	三萬、八千、六百、四十二	五萬、四千、七百、三十三	五萬、八千、八百、三十五	八萬、四千、七百、七十五	九萬、三千、六百、
徵收金	豫算	四萬、九千、百、	四萬、九千、百、	三萬、七千、百、	四萬、九千、百、	三萬、七千、百、	三萬、七千、百、
	決算	四萬、九千、百、	四萬、九千、百、	三萬、七千、百、	四萬、九千、百、	三萬、七千、百、	三萬、七千、百、
本茶賦課	豫算	七、二〇〇、	七、二〇〇、	六、八〇〇、	七、二〇〇、	六、八〇〇、	六、八〇〇、
	決算	七、二〇〇、	七、二〇〇、	六、八〇〇、	七、二〇〇、	六、八〇〇、	六、八〇〇、
川柳賦課	豫算	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、
	決算	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、
本茶積戻	豫算	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、
	決算	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、	六、〇〇〇、
川柳積戻	豫算	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、
	決算	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、	一〇、〇〇〇、
直輸出賦課	豫算	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、
	決算	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、	七、五〇〇、

△備考 以上明治十七年茶業組合創立當時より、大正二年に於ける創立三十周年記念大會迄の經費決算は、第一茶業史上にその歳入出總額を記載してある。こゝには煩雜を省き、同位以下の數字を略したる結果、款項數字の合計と總額と多少數字の符合せざる點あるは己を得ない。只念のため、明治十七年組合創立費の歳入出内譯を特に左に記す。

◆收入 △明治十七年十月神戸港貿易茶業組合寄贈二五〇圓 △同年十二月横濱港茶業組合寄贈三五〇圓 △同年同月農商務省下賜一、五〇〇圓 △借入金一、一九一圓三七九厘 △合計三、二九一圓三七九厘（豫算二、三〇〇圓）

◆支出 總括報酬二五〇圓（豫算二五〇圓） △幹事給料六〇〇圓（同六〇〇圓） △書記給料一五〇圓（同三〇〇圓） △小使給料六〇圓（同八〇圓） △事務所借家料其他一一三圓一八錢（同二〇〇圓） △筆墨用紙二六圓八〇六厘（同八〇圓） △薪炭油其他二五圓二二錢（同八〇圓） △印刷費四八圓五〇錢（同二五〇圓） △通信費一八三圓一一六厘（同二〇八圓三三三厘） △本部備品九四圓三八九厘（同八三圓三三三厘） △豫算外支出一、三〇四圓一六八厘（同二六八圓三三四厘） △合計三、二九一圓三七九厘（同二、三〇〇圓）

歳入之部

碑茶賦課	大正三年	一、五〇〇、	同	同	同	同	同
雜收及繰入金	大正三年	一、一七九、八二	同	同	同	同	同
借入金	大正三年	七、六〇、	同	同	同	同	同
合計	大正三年	一〇、三〇〇、	同	同	同	同	同
報酬給料	大正三年	四、四七三、〇〇	同	同	同	同	同
事務費	大正三年	二、六〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
會議費	大正三年	三、一五九、〇〇	同	同	同	同	同
事業費	大正三年	一、三九九、〇〇	同	同	同	同	同
生産改良	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
製茶研究	大正三年	四、一三三、〇〇	同	同	同	同	同
海外通信	大正三年	一、〇〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
横濱検査所費	大正三年	二、〇〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
神戸同上	大正三年	二、五九八、八九	同	同	同	同	同
静岡同上	大正三年	二、四〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
四日市同上	大正三年	一、〇六〇、〇〇	同	同	同	同	同
長崎同上	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
全國茶業者	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
臨時大會補助費	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同

歳出之部

碑茶賦課	大正三年	一、五〇〇、	同	同	同	同	同
雜收及繰入金	大正三年	一、一七九、八二	同	同	同	同	同
借入金	大正三年	七、六〇、	同	同	同	同	同
合計	大正三年	一〇、三〇〇、	同	同	同	同	同
報酬給料	大正三年	四、四七三、〇〇	同	同	同	同	同
事務費	大正三年	二、六〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
會議費	大正三年	三、一五九、〇〇	同	同	同	同	同
事業費	大正三年	一、三九九、〇〇	同	同	同	同	同
生産改良	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
製茶研究	大正三年	四、一三三、〇〇	同	同	同	同	同
海外通信	大正三年	一、〇〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
横濱検査所費	大正三年	二、〇〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
神戸同上	大正三年	二、五九八、八九	同	同	同	同	同
静岡同上	大正三年	二、四〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
四日市同上	大正三年	一、〇六〇、〇〇	同	同	同	同	同
長崎同上	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
全國茶業者	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同
臨時大會補助費	大正三年	一、一〇〇、〇〇	同	同	同	同	同

〔七八一〕

中央會議所經費關係

中央會議所經費關係

臨時中央會議費
家屋買入費
大谷氏壽像費
補入金償却
借入金償却
臨時費
合計
利餘金

Table with 4 columns: Year (大正八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年), Budget (豫算), Actual (決算), and Balance (利餘金). Rows include 大正八年, 同 九年, 同 十年, 同 十一年, 同 十二年.

徵收金
本茶賦課
川柳粉茶
本茶積戻
川粉積戻
直輸出茶
移出茶
雜收入
繰入金
借入金
震災借入

Table with 4 columns: Year (大正八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年), Budget (豫算), Actual (決算), and Balance (利餘金). Rows include 大正八年, 同 九年, 同 十年, 同 十一年, 同 十二年.

合計

歲出之部

Table with 4 columns: Year (大正八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年), Budget (豫算), Actual (決算), and Balance (利餘金). Rows include 大正八年, 同 九年, 同 十年, 同 十一年, 同 十二年.

報酬及給料
事務費
會議費
事業費
生產改良
研究費
海外通信
橫濱検査所費
神戸同上
静岡同上
大阪同上
京都同上
四日市同上
長崎同上
關西西南
補助費
借入金利子
借入金償却
豫傳費

Table with 4 columns: Year (大正八年, 九年, 十年, 十一年, 十二年), Budget (豫算), Actual (決算), and Balance (利餘金). Rows include 大正八年, 同 九年, 同 十年, 同 十一年, 同 十二年.

中央會議所經費關係

中央會議所經費關係

(七八四)

會計	歲入		歲出		合計
	預算	決算	預算	決算	
震災臨時費	三,五四〇.〇〇	三,五四〇.〇〇	四九,九四四.〇〇	四九,九四四.〇〇	五一,三二二.〇〇
合 計	三,五四〇.〇〇	三,五四〇.〇〇	四九,九四四.〇〇	四九,九四四.〇〇	五一,三二二.〇〇
微 收 金	五,二〇〇.〇〇	五,二〇〇.〇〇	一八,七〇〇.〇〇	一八,七〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇
移 出 茶	三〇,〇〇〇.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	二五,〇〇〇.〇〇
移 出 茶	三〇,〇〇〇.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	五,〇〇〇.〇〇	二五,〇〇〇.〇〇
雜 出 茶	二七,〇〇〇.〇〇	二七,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇
雜 入 金	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	九,九〇〇.〇〇
借 入 金	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	一七,〇〇〇.〇〇
總 計	五四,八二二.九五	六二,六一三.九五	六二,六一三.九五	六二,六一三.九五	五,八二二.〇〇
會 議 所 費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
會 議 收 費	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	十,〇〇〇.〇〇
內 地 事 業 費	七,九〇〇.〇〇	七,九〇〇.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	三〇,〇〇〇.〇〇	二二,一〇〇.〇〇

中央會議所經費關係

(七八五)

會計	歲入		歲出		合計
	預算	決算	預算	決算	
協 會 費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
生 產 改 良	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
指 導 費	八〇〇.〇〇	八〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	五〇〇.〇〇
獎 勵 費	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇
研 究 費	三〇〇.〇〇	三〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇
技 術 員 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
研 究 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
取 締 檢 查 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
檢 查 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
檢 查 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
海 外 事 業 費	三,〇〇〇.〇〇	三,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,〇〇〇.〇〇
諸 給 與	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
調 查 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
需 用 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
販 路 擴 張 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
委 員 會 費	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
退 職 給 與 金 積 立	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
雜 支 出	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
雜 入 金 償 却	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	七〇.〇〇
借 入 金 償 却	一〇,〇〇〇.〇〇	一〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	二〇,〇〇〇.〇〇	十,〇〇〇.〇〇

中央會議所經費關係

Table with columns for '歲入之部' (Income Section) and '歲出臨時部' (Temporary Expenditure Section). Rows include '臨時鐵路擴張事業費' (Temporary railway expansion project fees), '紀念事業費' (Commemorative project fees), '事務所改革費' (Office reform fees), '特別積立金' (Special reserve funds), '臨時部計' (Temporary department budget), and '歲出總計' (Total expenditure). Values are listed for years 1914-1918.

(七八六)

歲入之部

Table with columns for '歲入之部' (Income Section) and '歲出臨時部' (Temporary Expenditure Section). Rows include '徵收金' (Collection funds), '移出茶' (Output tea), '雜收入' (Miscellaneous income), '總入金' (Total income), and '總入金' (Total income). Values are listed for years 1914-1918.

政府補助金

Table with columns for '總計' (Total) and '歲出經常部' (Regular Expenditure Section). Rows include '會議所費' (Meeting room fees), '徵收費' (Collection fees), '會議費' (Meeting fees), '指會費' (Index fees), '獎勵費' (Award fees), '研究費' (Research fees), '技術員養成費' (Technical training fees), '取査費' (Inspection fees), '調査費' (Survey fees), '印刷費' (Printing fees), '販路擴張費' (Distribution expansion fees), '新販路擴張費' (New distribution expansion fees), '退職給與基金' (Retirement fund), and '雜支' (Miscellaneous expenses). Values are listed for years 1914-1918.

歲出經常部

Table with columns for '歲出經常部' (Regular Expenditure Section) and '歲出臨時部' (Temporary Expenditure Section). Rows include '會議所費' (Meeting room fees), '徵收費' (Collection fees), '會議費' (Meeting fees), '指會費' (Index fees), '獎勵費' (Award fees), '研究費' (Research fees), '技術員養成費' (Technical training fees), '取査費' (Inspection fees), '調査費' (Survey fees), '印刷費' (Printing fees), '販路擴張費' (Distribution expansion fees), '新販路擴張費' (New distribution expansion fees), '退職給與基金' (Retirement fund), and '雜支' (Miscellaneous expenses). Values are listed for years 1914-1918.

(七八七)

中央會議所經費關係

科目	昭和九年		同一年		同一年	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
總計	1,596,800	1,596,800	1,596,800	1,596,800	1,596,800	1,596,800
臨時販路擴張費	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
臨時事業費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
紀念事業費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
慰勞券費	300	300	300	300	300	300
退職給與積立金	600	600	600	600	600	600
借入金償却	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
事業費	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970	3,970
販路擴張費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
記念事業	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
雜支	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
臨時部計	127,900	127,900	127,900	127,900	127,900	127,900
歲出總計	2,677,330	2,677,330	2,677,330	2,677,330	2,677,330	2,677,330
雜收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
移出茶	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
檢出茶	89,250	89,250	89,250	89,250	89,250	89,250
雜收入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

(七八八)

科目	昭和九年		同一年		同一年	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
總計	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330
線入金	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330	8,311,330
線越金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
政府補助費	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000
總計	14,411,330	14,411,330	14,411,330	14,411,330	14,411,330	14,411,330

科目	昭和九年		同一年		同一年	
	豫算	決算	豫算	決算	豫算	決算
會議所費	156,600	156,600	156,600	156,600	156,600	156,600
徵收費	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
會議費	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100	9,100
諸會費	158,000	158,000	158,000	158,000	158,000	158,000
指導費	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
獎勵費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
研究費	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
技術員養成費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
取締費	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
檢査費	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
調査費	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100
印刷費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
販路擴張費	700	700	700	700	700	700
新販路擴張費	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000

(七八九)

退職給與基金 積立費 雜支 豫備費 經常合計	歳出臨時部		計	積餘金
	臨時部	歳出		
退職給與基金	600.00	600.00	1,200.00	
積立費	6,252.02	5,000.00	1,252.02	
雜支	1,000.00	1,000.00	2,000.00	
豫備費	15,523.30	15,523.30	31,046.60	
經常合計	28,375.32	26,123.30	54,498.62	
記念事業費	17,000.00	5,000.00	22,000.00	
日本博參加費	1,000.00	1,000.00	2,000.00	
事務所建築費	500.00	1,456.00	1,956.00	
臨時合計	17,500.00	7,912.00	25,412.00	
總計	45,875.32	34,035.30	80,910.62	

〔七九〇〕

第二 徵收金の内容及其變遷

中央會議所の主要財源は荷票料による徵收金であつて、古くより行はれ、屢々時代の必要に應じて、その内容に改正を施して居るが、産地より開港への送荷並に直輸出荷物等に賦課する制度は明治四十年を中心に行はれ、外國商館の商權漸次内地商人に移動するに及び、輸出茶荷票料に著しき増加を來し大正二三年頃から、海外輸出は内地移出に取つて代るの勢ひを示し、最近に於ては、移出の三に對して、輸出の十を記録するに至つて居る。今大正元年以來に於る徵收金の内容を各年別に摘録すれば左の如くで、その變遷及び荷動きの實態を知ることが出来るであらう。

大正元年(明治四五年)度 △横神兩港其他入荷本茶賦課六六、七、一四個、一個金一八錢(一、二、〇〇八圓五二錢) △同川柳茶賦課三、三二〇個、一個金六錢(一九九圓二〇錢) △同本茶積戻賦課一、三三三、一五三、一個金六錢(八、一〇一圓一八錢) △同川柳茶積戻賦課二九個、一個金二錢(五八錢) △直輸出茶賦課三七五、六九四個、金一〇錢(三七、五六九圓四〇錢) △合計徵收金四九、八五八圓八八錢

大正二年度 △横濱神戸兩港其他入荷本茶賦課三四、九三二個、一個金一八錢(六、二八七圓七六錢) △同川柳茶賦課四、二九六個、一個金六錢(二五七圓七六錢) △同本茶積戻賦課九九二個、一個金六錢(五九圓五二錢) △同川柳茶積戻賦課二個、一個金二錢(四錢) △直輸出茶賦課三三三、一九九個、一個金一〇錢(三三、三一九圓九〇錢) △合計徵收金三九、九二四圓九八錢

大正三年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課三九、五五四個、一個金一八錢(七、一一九圓七二錢) △同川柳茶賦課三、六七七個、一個金六錢(二二〇圓六二錢) △同本茶積戻賦課四六八個、一個金六錢(二八圓八錢) △同川柳茶積戻賦課三個、一個金二錢(六錢) △直輸出茶賦課三六七、一〇二個、一個金一〇錢(三、二六、七二〇圓二〇錢) △磚茶賦課一、〇〇〇個、一個金四錢(四〇圓) △合計徵收金四四、一一八圓六八錢

大正四年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課四七、六八二個、一個金一八錢(八、五八二圓七六錢) △同川柳茶及粉茶賦課一、四二六個、一個金六錢(八、五八二圓七六錢) △合計徵收金四七、六一四圓四〇錢

大正五年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課四五、九一九個、一個金一七錢(七、八〇六圓二三錢) △同川柳茶及粉茶賦課二、一四四個、一個金六錢(一二八圓六四錢) △積戻無シ △直輸出茶賦課四六五、〇三八個、一個金七錢(三二、五五二圓六六錢) △磚茶賦課一、二二個、一個金四錢(四圓四八錢) △合計徵收金四〇、五〇二圓四一錢

大正六年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課一六、九九六個、一個金一二錢(二、〇三九圓五二錢) △同川柳茶及粉茶賦課二、〇三三、一個金六錢(一二〇圓七八錢) △積戻無シ △直輸出茶賦課五二二、九九八個、一個金五錢(二六、一九九圓九〇錢) △合計徵收金二八、三六〇圓二〇錢

大正七年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課七、九九五個、一個金一二錢(九、五九四圓四〇錢) △同川柳茶及粉茶賦課一、〇三八個、一個金六錢(六二圓二八錢) △同本茶積戻賦課五五個、一個金四錢(二圓二〇錢) △同川柳茶及粉茶積戻賦課五五個、一個金二錢(一圓一〇錢) △直輸出茶賦課五二四、三二一個、一個金五錢(二六、二二六圓〇五錢) △合計徵收金二七、二四一圓〇三錢

大正八年度 △横神兩港其他入荷本茶賦課七、一四六個、一個

〔七九一〕

金一二錢(八五七圓五二錢) △同川柳茶及粉茶賦課六六九個、一個金六錢(四〇圓一四錢) 積戻無シ 直輸出茶賦課三四二、〇〇〇個、一個金五錢(一七、一〇〇圓) 合計徵收金一七、九九七圓六六錢

大正九年度

△橫神兩港其他入荷本茶賦課五、九九一個、一個金一二錢(七一八圓九二錢) △同川柳茶及粉茶賦課八〇八個、一個金六錢(四八圓四八錢) 積戻無シ 海外輸出茶賦課二七九、〇九八個、一個金六錢(一六、七四五圓八八錢) △府縣外移出茶賦課三六〇、一三六個、一個金六錢五厘(二三、四〇八圓八四錢) 合計徵收金四〇、九三二圓一二錢

大正十年度

△橫神兩港其他入荷本茶賦課五、三三六個、一個金一二錢(六四五圓一二錢) △同川柳茶及粉茶賦課六一四個、一個金六錢(三六圓八四錢) 積戻無シ 海外輸出茶賦課二〇一、三九五個、一個金六錢(一一、〇八三圓七〇錢) △府縣外移出茶賦課四一四、二六七個、一個金六錢五厘(二六、九二七圓三五五厘) 合計徵收金三九、六九九圓五一錢五厘

大正十一年度

△橫神兩港其他入荷本茶賦課一五、五九六個、一個金一二錢(一、八七一圓五二錢) △同川柳茶及粉茶賦課二五〇個、一個金六錢(一五圓) 積戻無シ 海外輸出茶賦課三三四、一二六個、一個金六錢(二〇、〇四七圓五六錢) △府縣外移出茶賦課四一〇、四二七個、一個金八錢(三二、八三四圓一六錢) 合計徵收金五四、七六八圓二四錢

大正十二年度 △橫神兩港其他入荷本茶賦課一二、二八八個、一個金一二錢(一、四七四圓五六錢) △同川柳茶及粉茶賦課五〇個、一個金六錢(三圓) 積戻無シ 海外輸出茶賦課三一〇、七四九個、一個金六錢(一八、六四四圓九四錢) △府縣外移出茶賦課四九九、三九九個、一個金九錢(三六、七五一圓九二錢) 合計徵收金五六、八七四圓四二錢

大正十三年度

(制度改革) △海外輸出茶第一種賦課二七八、五八五個、一個金六錢(一六、七一五圓一〇錢) △同第二種賦課二八、二七四個、一個金二錢(五六五圓四八錢) △府縣外移出第一種賦課四六九、二三一一個、一個金八錢(三七、五三八圓四八錢) △同第二種賦課四八、六五五個、一個金三錢(一、四五九圓六五錢) 合計徵收金五六、二七八圓七一錢

大正十四年度

△輸出茶第一種賦課三一八、四六六個、一個金六錢(一九、一〇七圓九六錢) △同第二種賦課三一、六九二個、一個金二錢(六三三圓八四錢) △移出茶第一種賦課四九一、七三四個、一個金八錢(四一、四八九圓九九錢) △同第二種賦課七一、七〇九個、一個金三錢(二、一五一圓二七錢) 合計徵收金六一、二三一圓七九錢

大正十五年度

(昭和元年度) △輸出茶第一種荷票二九二、二六四個、一個金四二錢(一二二、七五〇圓八八錢) △同第二種荷票三〇、八四三個、一個金一五錢(四、六二六圓四五錢) △移出茶第一種荷票四三八、九四九個、一個金一四錢(六一、四五二圓

八六錢) △同第二種荷票五五、七四四個、一個金六錢(三、三四四圓六四錢) 合計一九二、一七四圓八三錢

昭和二年度

△移出茶第一種荷票三〇七、四四〇枚(六、一四八圓八〇錢) △同第二種九五、七六四枚(三、八三〇圓五六錢) △同第三種一〇六、〇一六枚(八、四八一圓二八錢) △同第四種一五八、六一四枚(一九、〇三三圓六八錢) △同第五種一七三、二五二枚(二七、七二〇圓三二錢) △配合茶分(二六圓六六錢) △輸出茶第一種荷票三〇、六四〇枚(一、六八五圓二〇錢) △同第二種二四、九六七枚(二、七四六圓三七錢) △同第三種五六、一〇三枚(一、二、三四二圓六六錢) △同第四種六四、四九九枚(二、四、八三三圓一錢) △同第五種一九一、五四四枚(八、四、二七九圓三六錢) 合計一九一、一二七圓

昭和三年度

△移出茶第一種荷票四五三、二二一枚(九、〇六四圓四二錢) △同第二種六四、六六八枚(二、五八六圓七二錢) △同第三種一二七、三三五枚(一〇、一八六圓八〇錢) △同第四種一七九、九六四枚(二一、五九五圓六八錢) △同第五種一五一、四三九枚(二四、二三〇圓二四錢) △輸出茶第一種荷票三一、二八九枚(一、七二〇圓八九錢五厘) △同第二種三八、五九〇枚(四、二四四圓九〇錢) △同第三種四五、〇六六枚(九、九一四圓五二錢) △同第四種五〇、一二三枚(九、二九七圓三五錢五厘) △同第五種二二五、二六三枚(九九、一一五圓七二錢) 合計二〇一、九五七圓二五錢

昭和四年度 △移出茶第一種荷票四五〇、三一九枚(九、〇〇六圓三八錢) △同第二種七二、四二一枚(二、八九六圓八四錢)

昭和五年度

△移出茶第一種荷票四五九、五二〇枚(六、八九二圓七八錢) △同第二種七八、七〇三枚(二、三六一圓〇九錢) △同第三種一八二、三〇三枚(一〇、九三八圓一八錢) △同第四種一六八、三七四枚(一五、一五三圓六六錢) △同第五種一一四、七三〇枚(一三、七六七圓六〇錢) △輸出茶第一種荷票六〇、四二九枚(二、四一七圓一六錢) △同第二種五八、一五九枚(四、六五二圓七二錢) △同第三種四九、七五一枚(七、九六〇圓一六錢) △同第四種四四、五八四枚(二、四八三圓五二錢) △同第五種一九九、四二一枚(六三、八一四圓七二錢) 合計一四四、四四一圓五九錢

昭和六年度

△移出茶第一種荷票四二九、四五三枚(六、四四一圓七八錢) △同第二種一〇五、一一八枚(三、一五三圓五四錢)

△同第三種二三七、四五五枚(一四、二四七圓三〇錢) △同第四種一五七、三三七枚(一四、一六〇圓三三錢) △同第五種九六、四五〇枚(一一、五七四圓) △輸出茶第一種荷票七九、二七四枚(三、一七〇圓九六錢) △同第二種六七、八四八枚(五、四二七圓八四錢) △同第三種五五、一八七枚(八、八二九圓九二錢) △同第四種六一、〇三六枚(一七、〇九〇圓八錢) △同第五種二二〇、六三四枚(七〇、六〇二圓八六錢) 合計一五四、六九八圓六三錢

昭和七年度 △移出茶第一種荷票三六八、一一九枚(三、六八一圓一九錢五厘) △同第二種三〇〇、九二〇枚(四、五一三圓八〇錢) △同第三種二八三、六〇〇枚(一一、三四四圓) △同第四種一四五、九七〇枚(八、七五八圓二〇錢) △同第五種五二、四七四枚(四、一九七圓九二錢) △輸出茶第一種荷票一五三、一一三枚(五、三五八圓九五錢五厘) △同第二種一〇四、二五九枚(五、四七三圓九五錢) △同第三種八七、三〇四枚(一一、二二二圓五六錢) △同第四種六五、八一四枚(一六、一二四圓四三錢) △同第五種二〇三、四八三枚(五六、九七五圓二四錢) 合計一二八、六四九圓八九錢

昭和八年度 △移出茶第一種荷票三七七、三八六枚(三、七七三圓八六錢) △同第二種三三六、三六九枚(五、〇四五圓五四錢) △同第三種三〇八、三九三枚(一一、三三五圓七二錢) △同第四種一五〇、四八八枚(九、〇二九圓二八錢) △同第五種四二、五一一枚(三、四〇〇圓八八錢) △輸出茶第一種荷票一七〇、〇二〇枚(五、九五〇圓七七錢) △同第二種一四九、〇八一枚(七、八二六圓七五錢五厘) △同第三種九八、一二七枚(一三、七三七圓七八錢) △同第四種七三、一五三枚(一七、九二二圓四八錢五厘) △同第五種二四三、五八七枚(六八、二〇四圓三六錢) 合計一四七、二二七圓四三錢

昭和九年度 △移出茶第一種荷票三八二、二三七枚(三、八二二圓三七錢) △同第二種三五九、一二六枚(五、三八六圓八九錢) △同第三種三二八、三六九枚(一一、一三四圓七六錢) △同第四種一四五、六二六枚(八、七三七圓五六錢) △同第五種三八、四三枚(三、〇九一圓四四錢) △輸出茶第一種荷票一九三、三八九枚(六、七六八圓六三錢) △同第二種二〇七、六八三枚(一〇、九〇三圓三八錢) △同第三種九五、一四七枚(一三、三二〇圓五八錢) △同第四種七四、七〇八枚(一八、三〇三圓四八錢) △同第五種二〇四、九〇〇枚(五七、三七二圓) 合計一四〇、八四一圓〇九錢

第三 別途會計の販路擴張費

一進一退、多彩なる経路曲折の裡に幾十年かを経過し來つた日本茶の海外輸出貿易は、當業者の發奮努力と、政府當局の補助奨励と、組合團體たる本會議所の施設經營等により、輝ける過去の歴史を傷くることなく、よく我が貿易線上の一角を保ち、例令その輸出額は著しき増加を見せしにもせよ、日本茶の世界的存在を明確に印象づけて居ることは否み難き大きな事實である。彼の安政の開國以來、生絲と共に、各貿易港を賑はした世界特有の日本緑茶は、明治二十年代の黄金時代の後に、三十年代の米國課税苦難時代あり、次で大正に入り世界大戰の經濟物興期に乗じて、北米大陸を席捲せんとするの勢ひを示したが、戦時景氣の潮流に乗つた日本の高物價は、遂に貿易の逆勢を餘儀なくされ、日本茶は『高くて悪い』といふ批評に、輸出額の如きも實に慘澹たる落潮を辿るの外なきに至り、當業團體は其の主力を、品質の向上と、生産費の節約とに注ぎ、一方對外宣傳に多大の犠牲を拂ひつゝ苦楚艱難に堪え、滿洲事變を一楔機として歐、阿、近東その他の新市場への躍進となり、北米合衆國に於ける緑茶需用の種勢を補ひて尙ほ餘りあらんとするの新貿易景観を呈するに至つたのである。

この新多角的茶業經營の出現も、決して一朝一夕の蘊釀ではない。規約構成の歴史的的精神が、永き體驗に新しき光明を與へたものであつて、それは全く我が茶業團體奮闘の歴史に外ならないのである。過ぐる明治二十九年十月、神風の伊勢の國津市に於て開かれた全國茶業者大會の決議が動機となり、我が政府も、日本茶の海外進出に力を加へ明治三十年から向ふ七ヶ年間、年々七萬圓の國庫補助金を繼續支出し、茶業團體はこれによりて、當時唯一の目標たる米大陸に向つて日本茶雄飛の運動を起し、其の特設喫茶店の如きは實に効果百パーセントの盛觀であつた。この喫茶店運動は、爾來屢々繰返へされ大正三年の桑港博から、最近のシカゴ博に至る間に於て、或は繼續的に、或は巡廻的に、幾多大小の日本喫茶店は米人に對して最も親しみ深きものとなつた程で、喫茶店を通しての日本茶の印象は彼等に對する強き憧憬を残したのであつて、我中央會ではこの種の對外運動は多くこれを別途會計として取扱ふのを常として居た。即ち明

治三十年から三十六年までの年額七萬圓、及び三十七年の三萬五千圓といふ國庫補助は何れも別途の經理を以て海外に放資され、國庫補助の中斷と共に、海外宣傳の事業も暫く一般會計に移されたが、大正三年に至り、再び、別途會計を設置して新たな販路擴張に手を染むるに至つたのである。

試みに大正二年度の我が中央會議所收支決算表中に現はれた『海外製茶販路擴張費』を見るに、同年の全經費九萬二百餘圓中二萬八千三百一十一圓を占め、その内譯は

△米國製茶販路擴張費二六、〇三四圓(派遣員俸給二、〇〇〇圓、旅費其他四、〇〇〇圓、廣告費一三、二九六圓、試賣茶費六、七三七圓) △加奈陀地方廣告費一、〇〇〇圓 △露滿鮮方面擴張費一、〇九六圓 △海外製茶販路擴張委員會費三八七圓

であつて、その事業は常設派遣員の現地運動と、廣告試賣を主とし、その全經費三萬圓足らずであつたが、大正三年に至りては、米國桑港に於て開かれた巴奈馬太平洋萬國博覽會への宣傳施設を兼ね、他の加奈陀及び露滿鮮方面への販路擴張を加へ、この内桑博製茶店に對する政府補助金一萬二千圓の外は全部本會議所の負擔として別途會計を設定し大意氣込を以て本舞臺へと乗出した。而してその決算に現はれた數字を見ると、總額は七萬八千五百九十九圓で、收支の内譯は

◇收入 △特別賦課徵收金四一、四五六圓 △桑博製茶店收入一〇、二五〇圓 △政府補助金一二、〇〇〇圓 △借入金一四、四五一圓
◇支出 △米國販路擴張費七二、六〇〇圓(派遣員俸給二、五〇〇圓 同旅費四、五〇〇圓 事務所並通信費一、九四五圓 配布茶費二、七三四圓 廣告補助費一、六五四圓 活動寫眞費一、〇〇八圓 桑博製茶店費五八、二五八圓) △加奈陀地方廣告費九八六圓 △露滿鮮擴張費四四五圓 △内地外人廣告費三〇〇圓 △販路擴張委員會費一、八三〇圓 △雜費一、九九七圓

といふ數字を示し、當時としては實に花々しい宣傳運動であつた。この桑港博製茶店の施設内容に關しては、別項事業報告及び各種博覽會品評會の記事中に採録したが、これに對する支出の内容を點檢すると凡そ左の如き微細なる點にまで思ひを致して居るのである。

△喫茶店建築費一六、五九九圓(家屋建築費一四、八二五圓、同上内地運賃掛掛二五二圓、大工渡航費一、五二二圓) △備品費五、

二一四圓(椅子一、五五三圓、卓子一、三二七圓、提灯一五〇圓、座布圍三〇〇圓、國旗二八六圓、茶盤一三八圓、抹茶器三、〇〇圓 煎茶器二〇六圓、菓子鉢一九四圓、裝飾造花五〇六圓、雜費二五一圓) △建築其他運搬費三、六二四圓 △瓦斯水道下水取付費一、〇三二圓 △建築備品豫備費一、七二四圓 △飲用茶費六五六圓 △茶碗ナブキン費九九二圓 △景品菓子費二、二五二圓 △瓦斯、電氣、電話其他雜費一、三三〇圓 △役員出張費三、〇〇〇圓 △従業員給料旅費手當七、八六六圓 △交際費一、八九二圓 △事務費一、六三八圓(委員書記内地旅費六九六圓、雜費三〇一圓、通信及運搬費二九一圓、備品消耗品其他雜費三四八圓) △小冊子及印刷費一、二八七圓 △無代配布茶費一、五五二圓 △收入歩合費一、〇一八圓 △サンドウイッチ費一、九四九圓 △砂糖費一二八圓 △合計五三、七六二圓

以上の外同博製茶陳列費二千四百九十五圓、サンデイヨー博覽會日本喫茶店補助二千圓を含み、桑港博費は五萬八千二百五十八圓に上つて居るのである。

桑港博覽會は、大正四年二月二十日開會し、同年十二月四日を以て閉會となつて居る。我喫茶店は、大正三、四兩年度の事業として行はれ、前記三年度分五萬八千餘圓を以て總ての準備をなすと同時に、同博覽會前、即ち大正三年十二月二十五日のクリスマス當日を以て喫茶店を開き、博覽會關係の内外人新聞記者その他約千五百人を招待したるに來會者七百餘名に上り非常なる盛況を呈した。この博覽會開館前に於ける喫茶店の開業は前代未聞といふので忽ちにして全桑港の評判となり、翌二十六日より年を越えて二月十六日までの間に來客七千人收入九百六十九弗を挙げ、二十日の開館から本式の營業に入り三月一杯までに來客三萬三千六十七人、總收入四千六百六十六弗十仙といふ上成績で三年度の幕を閉ぢ、更に四年度として四月一日から、十二月四日の閉館まで、鳴物入りの宣傳に、日本喫茶店は桑博の全人氣を浚ひ盡した觀があり、この二百四十八日間の來客數は、喫茶本館二十二萬六千二百二十人、茶席六千九百六十六人、合計二十三萬二千三百十六人で、豫定の來場人員よりも十三萬一千七百十六人を超過し、その收入茶菓料も豫算に比し五萬九百六十四圓六十八錢を増し、七萬三千三百六十四圓六十八錢に上り、前年度借入金一萬四千四百五十一圓九十五錢を償却し

中央會議所經費關係

(七九八)

て尙ほ且つ剰餘金五千五百七圓九十二銭を次年度に繰越した程で、(この内には中央會經費一五、七〇八圓、政府補助金一〇、〇〇〇圓を收入しては居るか) 宣傳のための喫茶店としては、その經理に於て既に如斯好成绩を収めたのであるから、宣傳効果に於て如何に上々のものであつたかは想像に餘りがあるであらう。而して右三年度に繋がる四年度の販路擴張別途會計決算を見ると右の如くなつて居る。

- ◇收入 △特別賦課徵收金四八、五五〇圓 △喫茶店收入七三、三六四圓 △政府補助金一〇、〇〇〇圓 △合計一三一、九一五圓
- ◇支出 △米國販路擴張費七、九四九圓(派遣員俸給二、五〇〇圓、同歸朝旅費一、〇〇〇圓、配付費二〇一圓、活動寫眞費八九七圓、桑港事務費一、二一八圓、同通信及雜費二、一三一圓) △桑博喫茶店費九三、五六五圓(桑港日本喫茶店費八〇、八七六圓、同廣告費二、四〇〇圓、同收入賦課七、一七四圓、同監督及視察費三、一一三圓) △加奈陀地方廣告費は廢止 △紅茶販路擴張費五、〇〇〇圓 △支那茶況調査費一、三〇〇圓 △内地外人廣告費一二五圓 △販路擴張委員會費二、九四二圓 △特別賦課金徵收費一、九四二圓 △借入金利子一、五一一圓 △漆洲販路擴張費一、〇〇〇圓 △桑港喫茶店慰勞費二、四九〇圓 △同記念品費一、〇〇〇圓 △剩餘金一三、〇八八圓 △合計一三三、一九一五圓

桑博日本喫茶店の成功は以上の如く大したもので、大正三、四年といふ歐洲大戰の初期に於て斯の如き人氣を博したことは大に注意を拂ふに足るべく、日本はこれから數年間戰時景氣の波に乗つて有頂天になり過ぎた觀があり、後の苦澁に甘んぜねばならぬ運命をもつて居たのである。同喫茶店の四年度に屬する收支は次の通りである。

- ◇收入 △中央會支出金一五、七〇八圓 △政府補助金一〇、〇〇〇圓 △茶葉料收入六九、二〇三圓 △雜收入四、一六〇圓 合計九九、〇七三圓
- ◇支出 △喫茶店備品費一、二四四圓 △建築其他運搬費七四九圓 △増設及修繕費一、五五六圓 △飲用茶費六四〇圓 △茶碗ナブキン三三三六圓 △景品菓子九、二三三圓 △瓦斯電氣電話費三、〇七三圓 △役員出張費一、八〇〇圓 △従業員給料旅費手當二一、一二四圓 △交際費三、四三三圓 △事務費三一〇圓 △廣告費二、四〇〇圓 △茶店收入歩合納金七、一七四圓 △監督及視察費三、一一三圓 △三年度借入金償却一四、四五一圓 △サンドウイッチ費一、六一六圓 △砂糖費八六五圓 △アイスクリーム費三、九九六圓 △雜費六、四四三圓 △剩餘金五、五〇七圓 △合計九九、〇七三圓

桑博博に對する我が茶業施設は元より喫茶店を通して日本茶の眞味を理解せしめんとするにありて營利を目的としたものではなく、辨當携帶の客なども大に歓迎し僅か十仙の喫茶客に對しても三仙乃至五仙の廣告景品を與へ、一面日本庭園の丘上に於ける純日本式茶席では、日本茶道の眞髓を味得せしめ薄茶を供し、日本キモノの妙齡婦人が、物靜かに琴を弾じ且つ日本畫家の席畫等も催し、茶味を添へた歡待は殊の外彼地に印象を深からしめ、その入場者中、茶道の眞味を納得したるもの千八百人にも及んだといふことから見て、桑博の喫茶店宣傳が効果滿點の誇りを永く後世に残したことは蓋し故なしとしないのである。試みに桑博開會中の月別入場者を表記すれば左の如くである。

(カッコ内は其月の開店日數)

年 月	(開店日數)	入場人員	收入 金	一日平均入場者	博覽會入場者
大正三年十二月	(六 日)	六九〇	七〇・四	二五	
大正四年 一月	(二十九日)	三、三二	四三・四	二六	
二月	(二十日)	一八、九九七	二、〇〇六・三五	七六	
三月	(三十一日)	一九、三六	二、四八八・〇〇	七七	(A〇〇、七四三)(二十日以後)
四月	(三十日)	茶席(八日ヨリ) 一三六	四〇・〇	七七	
五月	(三十一日)	茶席 一七、九六〇	二、九九五・二五	九九	
六月	(三十日)	茶席 三九八	一〇八・九五	一〇	
七月	(三十一日)	茶席 三〇、六二	二、五六二・九五	九九	
八月	(三十一日)	茶席 四、六	一六四・九五	七	
九月	(三十日)	茶席 三三、六六	二、〇〇〇・八〇	七九	
十月	(三十一日)	茶席 四三三	一、六三三・二〇	二	
十一月	(三十日)	茶席 三、五〇六	一、〇〇〇・八〇	三三	
十二月	(三十一日)	茶席 四、九	一、一〇〇・〇〇	三	
合計		一、〇一五	五、七九六・〇〇	三三	

中央會議所經費關係

(七九九)

中央會議所經費關係

中央會議所經費關係	九月 (三十日)	十月 (三十一日)	十一月 (三十日)	十二月 (四日)	合計
茶席	二六,〇二九	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	八一九	六五	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	三六,九九四	六五	八一九	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇
茶席	六五	八一九	三六,九九四	六五	四,三二〇

〔八〇〇〕

而して大正三年度より、別途會計として經理し來つた海外販路擴張費は、右桑港博の喫茶店を最初の足掛りとなし、爾來各方面に羽翼を伸ばしたもので、各年別の別途會計決算の豫算對照表は左の如くである。(桑博の詳細は別項に記載)

項目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
特別賦課金	4,330,000	4,330,000	4,330,000	4,330,000	4,330,000	4,330,000
雜教入	13,100,000	13,100,000	13,100,000	13,100,000	13,100,000	13,100,000
喫茶店收入	12,025,000	12,025,000	12,025,000	12,025,000	12,025,000	12,025,000
政府補助金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
借入金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
繰越金	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
合計	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000
歳入之部	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000
歳出之部	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000	42,355,000

項目	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
派遣員俸給	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
同旅費其他	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
役員出張費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
事務所費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
配布茶費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
配布標本費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
廣告補助費	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
活動寫眞費	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
廣告費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
直營喫茶店	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
喫茶店補助	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
出品陳列費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
通信費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
雜費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
加奈陀事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(其他方面)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
紅茶販賣費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
調査費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
露滿鮮其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
漳州販賣費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

中央會議所經費關係

〔八〇一〕

中央會議所經費關係

Table of financial data for the right page, including columns for items like '外人廣告費', '販賣委員會', '賦課徵收費', etc., with numerical values and year groupings (大正九年, etc.).

Table of financial data for the left page, including columns for items like '特別賦課金', '雜收入', '借入金', '政府補助金', etc., with numerical values and year groupings (大正九年, etc.).

中央會議所經費關係

Table of financial data for the right page, including columns for items like '派遣員俸給', '同旅費其他', '直營喫茶店', etc., with numerical values and year groupings (大正九年, etc.).

通常費繰入	八、七四九〇	△八、六九五七	一、〇〇〇・〇〇	△一、〇〇〇・〇〇	一、五七五〇	△一、五七五〇	六、九九九〇	△六、九九九〇	三、三九二八	△三、三九二八	一七、七四〇〇	△一七、七四〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	△一〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇
豫備費	一、〇〇〇・〇〇														
剰餘金	三、一七〇・九一														
合計	五、〇〇〇・〇〇	高、三六六・六六	三、四〇〇・〇〇	三、九二五・三三	三、一七〇・九一	四、六〇六・九九	三、五〇四・〇〇	三、九八三・〇五	五〇、五九九・八八	六五、二八六・六一	七五、六四〇・五五	八五、四七五・五八			

前記一覽表を瞥見すれば、大正三年度に於て、海外販路擴張費を一般會計より切離して別途會計となし、海外飛躍に備へたのは、かの桑港大博覽會に對する喫茶店開設を目標としたもので、米國通の西農氏専らその指揮監督に當り、豫想以上の成果を収めたのに鑑み、引續き喫茶店政策を執り、大正五年には加州ロングビーチに直營喫茶店を經營する外、常設喫茶店補助としては桑港萩原喫茶店、クリフハウス、及びサンディゴ博覽會日本喫茶店等に各飲用茶その他景品等を補給し、同六年にはシャートルに直營喫茶店を開く外、前年同様各喫茶店への現品補給を續續し、七年には右沙市の喫茶店を擴張完備して外人間の歡迎を受け、八年にはオレゴン州ポートランド市に新設直營し九年度も續續したが、大正十年十月に至り、西農氏外務省商務官に任官のため、本所參事海外派遣員を辭したので、本所は西氏の功績を彰すると共に直營喫茶店は九年度限り一先づこれを廢止し、各地の常設喫茶店に對する現品又は景品等の補給を續續するに止めた。しかし、西氏が毎年北米の各地を跋渉して日本茶の宣傳に努めた其尊き足跡は永く没す可らざるものがあつた。

第四 政府保護下の海外事業

コロンブス博の喫茶店 海外に於ける日本茶宣傳の事業として、我中央會議所が第一に手を着けたるは、明治二十六年米國シカゴ市に開催のコロンブス世界大博覽會を契機とせる日本喫茶店の開設であつて、會議所に於ては、千葉縣の山口鐵之助氏を喫茶店主任となし、三重縣の駒田彦之丞氏を相談役に選任、同年三月先發、四月一日までに建築物を完成、五月十日より花々しく開店、入場者の等級を三階級に分ち、景品には少量の茶その他を配布して人氣を呼んだ。當時在米留學の古谷竹之助氏は前年渡米の伊東熊夫氏の委託を受けて大に之を斡旋し、庭園裝飾の爲めには骨董商佐野嘉七氏を渡米せしめた。相談役の駒田氏は同博覽會所屬の製茶審査員に選ばれ、日本の爲めに大に鼻を高くし、日本茶の存在を一般に認識せしめるのに力を致し、中央會議所代表の山口鐵之助、伊藤市平兩氏は、博覽會開設中米國內の主要都市を歴訪し、有力茶商に對して日本茶の眞價を説明宣傳して新販路の擴大強化に努め、十月三十日を以て閉會せる博覽會は、その開場中、日本喫茶店に對し、十六萬餘人の入場者を送り多大の成功を収めしめ、爾來日本茶と喫茶店とは、各地、各時代に深き印象を與ふるに至つた。同喫茶店の收支決算表は左の如くである。

コロンブス世界博覽會喫茶店費決算

同七六厘

同上喫茶店經營出納表

◇收入之部	△中央會議所支出金一五、二五〇圓五九錢	△農商務省下附金二、〇〇〇圓	△長井利兵衛氏寄附金一〇〇圓	△買上殘金六一〇圓五四三厘	△喫茶店廻納金八、〇四四圓	△返入金三、三七七圓八六六厘	△雜收入四五八圓〇七六厘	△合計二九、八四一圓〇七六厘							
◇支出之部	△家屋建築費三、〇七八圓二六錢	△運搬費四、三三〇圓一九二厘	△備品費八九六圓七四七厘	△清耗費三、九三三圓七二二厘	△庭園費一七五圓	△送附金八、六四一圓一五錢	△借入金利子四八七圓〇〇五厘	△協議委員費八〇一圓一七八厘	△派遣委員費四、六七四圓〇三錢	△臨時雇費一一八圓	△雜費六六一圓一七三厘	△祝宴會費四一八圓七四錢	△慰勞費一、五六〇圓八八錢	△剰余金五圓	△合計二九、八四一圓
◇收入之部	△茶店收入(十六萬六千二百二十四人ノ茶料)二三、〇〇八弗三〇仙	△中央會議所送金二、八二二弗三六仙	△雜收入三八六弗三六仙	△借入金三〇〇弗	△合計二七、一一六弗〇二仙										
◇支出之部	△派遣員費一、一一三弗八七仙	△諸給料四、七四三弗八〇仙	△建築費一、四三六弗一三仙	△庭園費二九八弗七二仙	△賣上税金二、三五九弗五九仙	△喫茶原料並砂糖牛乳米代二、六三二弗二四仙	△喫茶用雜具一八〇弗五四仙	△運搬費六七三弗四九仙	△菓子費二、一六一弗七三仙	△景品費一、三四〇弗六仙	△廣告及招待費一、七二〇弗四四仙	△備品費一、四〇六弗五五仙	△通信費二六二弗五六仙	△雜費一、	

○四〇弗一七仙 △中央會議所へ送金五、二四五弗九五仙 △處分費残務渡シ二五〇弗 △殘金中央會議所渡シ一五〇弗一八仙 △合計二七、一一六弗〇二仙

同上喫茶店残務處分費決算

◇收入之部 △派遣員支出金二五〇弗 △爲換金四九七弗一七仙 △殘品賣却代五九弗二〇仙 △殘茶賣却代二四四弗九〇仙

△家屋謝禮二〇〇弗 △中央會議所支出金六弗八六仙 △合計一、二五八弗一三仙
◇支出之部 △運搬費三七弗九三仙 △通信費一四仙七六仙 △旅費一五九弗六六仙 △給料及雇人費一六四弗六六仙 △雜費四二弗五二仙 △税金四四弗 △立換金一三弗六〇仙 △合計一、二五八弗一三仙

巴里世界博の喫茶店

コロンブス博の喫茶店に成功した日本茶の海外宣傳は、其後に於ても常に機會を窺つて居たが、明治三十三年佛國巴里に世界大博覽會あり、我中央會議所は、過ぐるシカゴ博の經驗に鑑み、紅茶の需用地なる歐羅巴に對して日本綠茶の進出を試みんと八萬餘圓の巨資を投じ、製茶の出品を始め、日本趣味タツプリーな喫茶店を開設して巴里ツ兒の鑑賞を來付くる一方、各國大公使、顯官實業家新聞記者等に對し、黒塗蔭繪罐入及び紙の小袋入日本綠紅茶烏龍茶を贈呈して何れも好評を博した。當時我政府は、日本茶の米加及露國宣傳に對して年々七萬圓宛の補助金を交付中であるに拘らず、巴里博喫茶店に對し特に二萬五千圓の國費を補助してこの對外事業を奨励したのである。同喫茶店の收支決算は左の如くである。

巴里萬國大博覽會日本喫茶店收支決算表

◇收入之部 △政府補助金二五、〇〇〇圓 △臺北茶商會出金二五、〇〇〇圓 △借入金一八、一四三圓六四八圓 △喫茶店收入一〇、九六三圓一九錢 △雜收入五、四五六圓一五六厘 △合計八四、五六二圓九九四厘
◇支出之部 (内國費) △建築費一七、四四二圓二四錢 △備品費八四九圓一二五厘 △通信費一九五圓四八錢 △消耗品費五、七一六圓〇六厘 △運搬費一、四一七圓七四錢 △出品費一、四〇三圓五九錢 △荷造費三三二圓八九錢 △廣告費三、九七五圓五〇錢 △營業稅三、六一一圓六五錢 △保險料二四四圓六三錢 △雜備費七、〇四七圓〇九五厘 △派遣員費七、四五〇圓 △協議會費二、〇九八圓七一錢 △雜費四四六圓一〇八厘 △合計五二、二五三圓三六四厘 (外國費) △備品費五八三

圓四七錢 △通信費二二二圓九六錢 △前此費三、五四一圓〇一錢 △運搬費一、〇〇三圓一六錢 △出品費二二二圓九七錢 △廣告費一、一三三圓五八錢 △營業稅一六〇圓九九錢 △輸入稅三、二四九圓三五錢 △雜備費一、〇五四圓七七錢 △借入金

料一、四〇八圓〇一錢 △屋給一〇、五八五圓二一錢 △派遣員費六、八四七圓七六錢 △雜費二、三〇六圓三九錢 △合計三二、三〇九圓六三錢 △支出總計八四、五六二圓九九四厘

七箇年繼續の國庫大補助

茶業界の巨人大谷嘉兵衛氏が、茶業中央會議所を統轄する一方、明治二十三年同志を糾合して『日本製茶會社』(資本金五十萬圓)を創立し、露國に對しては紅茶の販路を擴張し、米國に對しては綠茶の進出に一段の努力を試み、内國各開港場に於ける製茶取引の積弊を矯め、製茶貿易上の商權を掌握せんとするの新計畫に對し、政府は特に二十萬圓の補助金を交付するの指令を發し、會社は同年四月神戸に於て創立總會を開き、本社を東京に、支社を神戸に設置することを決定、株式の募集に着手したが成績思はしからず、事業未だ緒に着かざるに、同會社に對する政府の特別補助金を以て破格の恩典となし、嫉視羨望するもの多く、裏面に於て會社の成立を妨害するものさへも出で來つたので、社長大谷嘉兵衛氏は、情勢斯の如くなるに於ては、却つて政府の好意を無にするの結果に陥る恐れありとて、斷然會社の解散を決意し、之を政府に語り、他日の再舉を期し、補助金二十萬圓を返納して、同問題はこゝに一先づ落着を告げたが、政府も大谷氏等の爲めに次の機會の到るを待つて何等か後圖を策するであらうといふことになり、一面には前田正名氏等の勸告に従ひ、全國茶業會を設立し、且つ横神二港に直輪會社を起し、海外販路の擴張に當ると共に、明治二十九年、會頭大谷嘉兵衛、理事相澤喜兵衛兩氏の名を以て、製茶の海外販路擴張事業に對し政府の補助を申請し、長文の請願書には堂々日本製茶の情勢を叙し、輸出四千萬斤價格一千萬圓に對する輸出税三十五萬圓に相當する補助金を向ふ五箇年間下附されたき旨を申請した。政府亦大に見る所あり、明治三十年より向ふ七箇年間、毎年七萬圓宛を補助することに決定、同年四月左の如き命令書を發し、中央會議所はこれに基き、特別會計を設置して米加兩國及び露國方面への販路擴張事業に乗り出し大に効果を擧げ、明治三十六年度迄に七箇年繼續四十九萬圓

の大補助金を費ひ果し、三十七年度は特に半額の三萬五千圓を得て新方面への進出を試みたのである。製茶が生糸と共に輸出貿易の草分として重要視せられて居たことは、當時既にこの巨額の補助金を國庫より支出したるに見てもその一端を知ることが出来るであらう。命令書及特別會計の收支決算表左の如し。

命令書

第一條 製茶販路擴張補助費トシテ明治三十年度ヨリ向フ七年間毎年金七萬圓宛其ノ會議所ニ交付スヘシ
第二條 製茶販路擴張事業ノ計畫施行書及經費預算案ハ毎年中央會議ノ議決ヲ經テ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
農商務大臣ハ前項豫定ノ計畫又ハ經費預算ニ關シ必要アリト認ムルトキハ之レカ變更若クハ訂正ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ中央會議所ハ之ヲ拒絕スル事ヲ得ス
第三條 前條ノ事業ハ總テ中央會議所ニ於テ直接之ヲ處理スヘシ但シ其事業ノ幾分ヲ他ニ委託スルノ必要アルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
第四條 事業ノ計畫又ハ豫算ハ農商務大臣ノ認可ヲ受クルニアラサレハ何等ノ事情アルモ之ヲ變更シ若ハ流用スル事ヲ得ス
第五條 第一條ニ基キ毎年交付スヘキ補助金ハ其年度内ニ於テ必用ノ都度農商務大臣ニ申出ツベシ
第六條 農商務大臣ハ時々主任官ヲ派シテ其ノ會議所ノ諸帳簿及事務ヲ監督セシム此ノ場合ニ於テハ中央會議所ハ之ヲ拒絕スルコトヲ得ス

主任官ニ於テ會計及其他ノ事務上ノ整理等ノ事項アリト認メタルトキハ之ヲ矯正セシム此ノ場合ニ於テモ亦中央會議所ハ之ヲ拒絕スル事ヲ得ス
第七條 事務實施ノ報告並ニ經費支拂ノ精算書ハ時々移サス之ヲ農商務大臣ニ呈出スベシ
第八條 事業ニ關スル各種ノ報告ハ得ルニ隨ヒ時々進サス之ヲ印刷ニ付シテ各府縣各茶業組合聯合會議所及斯業ニ關係ヲ有スル各官衙又ハ當業者ニ配布スヘシ
第九條 海外諸國ニ於テ其會議所豫定ノ事業ヲ旅行スルニ際シ農商務大臣ノ指定スル在外帝國監督官ノ指揮又ハ監督ヲ受クルコトアルヘシ
第十條 此ノ命令書ニ違背シ又ハ其他不都合ノ所爲アリテ事業實施ノ目的ヲ達スルコト能ハスト認ムルトキハ農商務大臣ハ金員ノ引出ヲ停止シ又ハ之カ返納ヲ命スルコトアルヘシ
第十一條 此ノ命令書ハ其ノ會議所役員ノ職務ヲ以テ送奉ノ責ニ任スヘシ
第十二條 農商務大臣ハ第一條ノ期限内ト雖必要アリト認ムルトキハ此命令書ヲ變更シ又ハ取消スコトアルヘシ

第十三條 第十條及第十二條ノ場合ニ於テ生スル直接間接ノ損害ニ對シテハ中央會議所ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

右命令書

明治三十年四月七日

農商務省

政府補助に依る販路擴張收支決算表

	(收 入)						
	明治三十年	同三十一年	同三十二年	同三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年
政府補助金	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000	000,000
(支 出)							
米加擴張費	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	127,000
廣告費	31,700	18,000	6,500	1,800	3,500	3,000	3,000
配布茶費	9,000	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
喫茶店補助	5,400	9,500	3,000	7,000	1,000	1,000	1,000
茶器調製費	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
見本茶陳列	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
事務人件費	19,000	31,700	33,000	33,000	45,000	45,000	10,000
新方面經費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	11,500
露國擴張費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
會議所經費	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800	23,800
合 計	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

組立創立以來の國庫補助

政府として我國茶業に對し直接間接に支出した國費は、相當の巨額をなし居ること勿論で、今左に中央會議所事業助成のために投ぜられた補助金額を列挙せるが、是等は主として海外販路の擴張に充當されたもので、この外農商務省又は農林省として直接茶業の施設に投じたるものも少なくなく、かの西ヶ原農事試驗場時代から、大正九年四月靜岡縣牧野原に開設の國立茶業試驗場に及び、多年に涉りて研究試驗指導獎勵のために投下せる

國費は數十百萬圓にも上るであらう。因に國立試驗場の事業については別に之を記載した。

國庫補助金 (中央會議所事業)	
明治十七年度	一、五〇〇 茶業組合中央本部創立費中報告費補助金 (農商務省)
同 十八年度	三、〇〇〇 露西亞地方茶業取調費補助 (同上)
同 二十年度	三、〇〇〇 中央本部一般經費補助 (同上)
同 二十二年度	一、〇〇〇 露國製茶取調費補助 (同上)
同 二十三年度	三〇〇、〇〇〇 大谷嘉兵衛氏等創立ノ日本製茶會社ニ對シテ補助シタルモ翌二十四年會社解散シタルニツキ補助金ハ其儘返納ス (同上)
同 二十六年度	三、〇〇〇 米國シカゴ市團體世界博覽會喫茶店補助 (同上)
自同三十年度	未加兩國及露國方面販路擴張特別事業補助トシテ一ヶ年七萬圓ツツ繼續下付 (同 上)
至同三十六年度	四〇〇、〇〇〇 (十年度以後モ補助)

同 三十七年度	三、〇〇〇 前記七ヶ年補助ノ追加分トシテ下付 (同 上)
同 三十三年度	三、〇〇〇 佛國巴里博覽會喫茶店開設補助 (臨時博覽會事務局)
大正三年度	三、〇〇〇 別途會計販路擴張費補助 (農商務省)
同 四年度	一〇、〇〇〇 同上四年度事業分 (同上)
同 十四年度	三、〇〇〇 米國費府萬國博覽會出品及出品監督費補助 (同上)
昭和五年度	三、〇〇〇 リエーノ萬國博覽會費補助 (同上)
同 七年度	三、〇〇〇 製茶新販路擴張事業ニ對スル補助 (農林省)
同 八年度	三、〇〇〇 同 (同上)
同 九年度	三、〇〇〇 同 (同上)

第五 經常關係の販路擴張費

中央會議所販路擴張費は、大正三年度より同十四年度までは、之を別途會計として經理し、その事業及び決算は別項記載の通りであるが、十五年度即ち昭和元年度以降は例の米加廣告大宣傳の事業が生れ、之に關する經費は、中央會及び露國製茶會所より支出し、聯合特別委員會に於て之を處理し、他の一般的販路擴張費は、之を一般會計に戻して經理することになつた。以上特別會計以外の一般販路擴張費として昭和元年度以來支出したる金額は左の如くである。

大正十五年度 (昭和元年度)	△常設喫茶店補助二、三〇二圓一九錢 (北米合衆國サンアントニオ日本茶寮外三ヶ所) △廣告費二七圓五三錢 △通信費七三三圓三二錢 (米國茶業組合加盟通信料及海外切抜通信料、外國茶況通信委託費) △露國販路擴張費一、二七一圓二五錢 (在上海露國購買委員會へ所員出張費六六三圓一四錢、露國製茶關係者招待通信其他諸費六〇八圓一一錢) △海外商品陳列館費二五三圓三錢 (桑港商品陳列館及ニューオレアンヌ陳列館へ配付用茶及出品茶購入費) △以上合計四、五八七圓三二錢、外販路擴張委員會費 (八四分) 一、一七二圓三二錢及特販分一一五、〇〇〇圓
昭和二年度	△常設喫茶店補助費一、九二八圓九一錢 (北米サンアントニオ日本茶寮外三ヶ所へ補助茶購入費) △茶況通信費一、〇二八圓七八錢 (米國茶況通信員囑託手當五四八圓、米國茶業組合加盟通信料及海外切抜通信料四八〇圓七八錢) △海外商品陳列館費三七二圓六二錢 (桑港商品陳列館調製茶用小箱三色版取買上費) △露國販路擴張費二、九〇三圓一一錢 (對露製茶販路擴張費一、六三五圓一一錢、英文及露文雜誌廣告料一、二六八圓) △以上合計六、二三三圓四二錢、外販路擴張委員會費 (二四分) 四九八圓二二錢、及特販分一一〇、〇〇〇圓
昭和三年度	△常設喫茶店補助費一、九九三圓五〇錢 (北米サンアントニオ日本茶寮外三ヶ所へ補助茶購入費) △海外商品陳列館費六〇圓 (桑港日本商品陳列館費) △露國販路擴張費
昭和四年度	△販路擴張費俸給三、二二六圓二錢 (參事一名書記一名給料及囑託手當) △旅費及賞與一、四九一圓二三錢 △海外販路擴張費一五、四八〇圓四八錢 (北米サンアントニオ日本茶寮外三ヶ所補助茶費一、七二一圓三七錢、露文ボスター、露文雜誌、英文ガイドブック廣告及小冊子費三、六〇三圓九八錢、モロッコ派遣員手當、見本茶費及ベルシヤ茶業調査囑託費六、三〇九圓九七錢、露國製茶貿易關係費及商況調査費七二七圓八一錢、露國試賣茶費七一五圓、白耳義博出品及宣傳費二、四〇二圓三五錢) △雜費一、九八六圓九錢 (海外書籍新聞雜誌購入費二八六圓四三錢、海外切抜通信料及米國茶業組合加盟費二五五圓九二錢、外人觀光團寄附茶キャンデー、英文茶ノ入レ方、クリスマスカード其他四九七圓四七錢、露國製茶取引ニ付打合會雜費及茶種代米神命支出其他九四六圓二七錢) △以上合計二二、一九三圓八二錢、外販路擴張委員會費 (一四分) 二八一圓四錢、特販分一一〇、〇〇〇圓
昭和五年度	△販路擴張費俸給二、六九〇圓 (參事一名書記一名給料及囑託手當) △旅費及賞與一、二六三圓二二錢 △海外販

路費費七四、六一九三三七錢（英文小冊子二種二萬部調製費一、八〇〇圓、米加爾國廣告費四〇、〇〇〇圓、モロツコ地方送リ試賣茶及配布茶調製費一、三一六圓四四錢、歐西及モロツコ地方視察員派遣費一三、四〇〇圓、輸出紅茶製造獎勵費二、〇〇〇圓、ベルンヤ茶況調査費五〇〇圓、内外宣傳用活動寫真調製補助其他二、四〇二圓九三錢）△雜費一、八一七圓六七錢（海外參考書購入及通信料六六二圓八〇錢、外人紹介國際展覽會出品費及クリスマスカード購入費二二二圓三五錢、露國製茶取引關係諸費及參考品輸送諸掛其他雜費九二二圓五二錢）以上合計八〇、三九〇圓二六錢外ニ販路擴張委員會費（一圓分）二六〇圓一四錢ト特販輸入ノ前年度限リ。

昭和六年度 △販路擴張費俸給二、二一〇圓（參事、書記各一名及臨託海外通信員手當）△旅費及賞與九四一圓八七錢△海外販路擴張費二三、四〇三圓七七錢（佛文小冊子一萬部調製費七八〇圓、露文雜誌九種贈廣告費二、三九〇圓、モロツコ、アフガニスタン地方調査曬託費及試賣配布茶調製諸掛費一一、四三九圓四錢、エチオピア國宣傳曬託費及配布茶器費六五〇圓二九錢、内外宣傳用繪製書ボクスター類調製費二、二〇五圓一八錢、輸出紅茶製造獎勵補助二、〇〇〇圓、内外宣傳用活動寫真調製費二、九三九圓二六錢）△雜費一、二八四圓九八錢（米國標準茶及輸出標準茶購入費一三四圓八七錢、露國製茶取引關係諸費三六二圓五〇錢、佛文調製料活動寫真修正繪圖料其他七八

七圓六一錢）以上合計二七、八四〇圓六二錢外ニ販路擴張委員會費（二圓分）四〇六圓四錢特販ニ交付四〇、〇〇〇圓

昭和七年度 △販路擴張費一八、〇四八圓〇三錢（內譯）△俸給二、二二九圓六六錢（書記一名、雇二名及臨託海外通信員二名手當）△旅費及賞與六〇八圓六八錢△販路擴張費一三、八七四圓二六錢（露文雜誌其他英文ガイドブック等七種贈廣告費二、七九〇圓、ブルガリヤ國及ベルギー諸國宣傳廣告費六九九圓一九錢、佛文英文小冊子三萬部調製費三、四三三圓六七錢、滿洲國茶業調查表及輸出紅茶獎勵補助費三、二〇〇圓、伊太利首相贈茶器調製及販路地方配布茶調製並運賃諸掛費一、三三七圓九〇錢）△雜費一、三二五圓四三錢（廣告用英文翻譯料及參考書購入費二八四圓五五錢、露國製茶取引關係諸費及通信料二八六圓七〇錢、諸外國廣告宣傳ニ付打合會諸費其他七五四圓一八錢）△新販路擴張費四〇、〇四八圓九七錢（內譯）△北阿弗利加地方宣傳費一三、四二二圓五〇錢（北アフリカ地方出張員旅費五、一七二圓四〇錢、同上俸給及滞在手當四、〇三〇圓、事務所賃借二ヶ月分及使用人一名雇費六〇〇圓、通信費及宣傳費運賃諸掛其他一、九〇〇圓一〇錢、通譯料九六〇圓、茶商人其他接待費及喫茶店使用費六〇〇圓、自動車代消耗品參考品購入其他一六〇圓）△小販細亞イラン及印度地方宣傳費一〇、〇二〇圓七六錢（アフガニスタン地方出張員旅費及滞在手當四、五〇〇圓、宣傳茶配布費アフガニスタン官吏招待費及宣傳用フヤル

ム作製代一、八〇〇圓、通信及運搬費二、四七〇圓七六錢、通譯料五〇〇圓、茶市場其他調査費六〇〇圓、翻譯代筆料一五〇圓△宣傳用製茶調製費九、六五四圓七六錢（製茶二三、九四五封度代金七、八五七圓七一錢、荷造料手問貨發送諸掛一、七三七圓七錢、製茶會費料茶種代製茶精撰工賃刷込板代等五九四圓九八錢）△廣告及宣傳費五、八一四圓六二錢（活動寫真調製及映寫機並附屬品代一、九三〇圓八二錢、宣傳用印刷物調製費及資料蒐集雜費二、七六三圓八〇錢、ジヤパンタイムス海外版、エムエム汽船會社案内書日印協會發刊物等ノ廣告料一、一一〇圓）△事務費一、一三六圓三三錢（事務員一名俸給六ヶ月分四二〇圓、郵便電信料消耗品代他助手當出張費運搬費書籍代自動車賃七一六圓三三錢）以外ニ販路擴張委員會費（二圓分）四七九圓五二錢、特販輸入一〇、〇〇〇圓

昭和八年度 △販路擴張費五三、九七一圓二〇錢（內譯）△俸給二、七〇〇圓（書記二名雇二名臨託海外通信員四名手當）△旅費及賞與六八一圓四八錢△販路擴張費四九、四四七圓八七錢（日本製茶特販ニ交付二九、〇〇〇圓、歐西及ベルンヤ地方宣傳茶調製諸費五、五三七圓五二錢、滿蒙其他販路擴張宣傳茶調製及視察員派遣費一一、三二五圓三五錢、紅茶輸出獎勵費二、〇〇〇圓、露文年鑑及英文雜誌ガイドブック廣告費一、五八五圓）△雜費一、一四一圓八五錢（參考資料及外國見本茶買入費二四一圓二八錢、海外販路事業ニ關シ打合會其他諸費七一九圓二〇錢

海外販路地ヘ紹介電報、クリスマスカード發送諸費一八一圓三七錢）△新販路擴張費五一、一四二圓六一錢（內譯）△アフガニスタン、イラン及印度地方宣傳費三二、三八八圓八〇錢（アフガニスタン、イラン及印度地方出張員旅費三、六四七圓一六錢、同上俸給及滞在手當一五、四六〇圓、茶商其他關係者招待費三、九〇二圓七錢、通信費及宣傳茶運賃諸掛其他五、五六九圓九五錢、通譯料一、六四〇圓、茶市場其他調査費一、三〇〇圓、參考品購入代其他八六九圓六二錢）△北アフリカ地方宣傳費一三、一三一圓九錢（北アフリカ出張員旅費三、四一二圓五〇錢同上俸給及滞在手當四、八〇〇圓、事務所賃借三ヶ月分及使用人一名雇費九〇〇圓、通信費及宣傳茶運搬費一、八九七圓六二錢、茶商人其他關係者招待費四五三圓、通譯料一、〇八〇圓、參考品購入代其他五八七圓九七錢）△宣傳用製茶調製費四、〇一三圓九八錢（製茶五、七〇五封度調製費二、六七八圓六三錢、荷造費四八圓六〇錢、包裝費一、二八六圓七五錢）△廣告及宣傳費二〇〇圓（内外商工時報社發行英文輸出品紹介號及日印協會發行英文日本商品紹介號掲載日本茶廣告料）△事務費一、四〇八圓七四錢（事務員一名俸給一ヶ年分八四〇圓、郵便電信料消耗品代出張費運搬費參考圖書購入代自動車賃其他五六八圓七四錢）以外ニ販路擴張委員會費（二圓分）四一〇圓四八錢

昭和九年度 △販路擴張費七四、八二五圓一〇錢（內譯）△俸給五、四八五圓七四錢（書記三名臨託一名海外通信員五名雇員二

名手當) △旅費及賞與一、一四四一八錢 △販路擴張費六六、一五一四九三錢(特販交付二〇、〇〇〇圓、歐洲アフリカ、エチオピア地方茶業視察費及隨行員旅費八、〇一七四八錢、宣傳用製茶製費二五、一〇八四四五錢、滿洲向製茶製上製製及蒙古向製茶製費六、七五四四八四錢、シカゴ駐在員滞在手當二、〇八六四九五錢、廣告用小冊子、歐洲地方見本茶配布其他廣告費二、一八四四一一錢、紅茶輸出獎勵費二、〇〇〇圓) △雜費二、〇七三二五錢(海外販路擴張事務打合せ諸費三八一四七一錢、參考品買入其他タリスマスカード調製費五九二四八二錢、海外事業打合せ通信費其他一、〇九八四七二錢) ◇新販路擴張費三八、八二九四二七錢(内譯) △アフリカ地方宣傳費二、三〇五圓五一錢(派遣員旅費及手當一三、四四五圓七〇錢、通信及運搬

第六 府縣會議所への事業補助

各府縣茶業組合聯合會議所に對する、本會議所の事業補助は從來その申請によりて適宜に之を査定交付し來つたが大正十五年(昭和元年)に至り一定の標準を設け規程を制定し、之によりて夫々申請せしめたるものを査定交付することに改めた。即ち、當時は製茶機械使用法講習會の必要を認め之に對して補助し、昭和四年以降に於ては、機械製茶法の講習、傳習、講話、實地指導に關する事業の外、優良茶園の造成又は茶樹品種改良を目的とする茶園の新設に對し補助することゝして規程を改正、爾來年々多少の改正を行ひつゝ、現今に及んだのである。而して大正十五年度に於ける、補助金交付に關する要項即ち内規は左の如きものであつた。因に大正十四年度は米加

費四、二二一四五一錢、同宣傳費二、二二五圓、通譯案内費一、二五三圓、雜費一七〇圓一〇錢) △近東及西亞地方宣傳費一〇、一三一四一六錢(出張員二名旅費手當四、五九三圓三八錢、インド、アマガニスタン茶市場委託調査費五、〇〇〇圓、通信及運搬費三五一圓一七錢、通譯料一〇〇圓、雜費八七圓六一錢) △南米諸邦宣傳費十年度(繰越) △宣傳茶製費四、六九八圓三一錢(玉練茶製費六、八五〇圓封度買上費三、七一四圓三二錢) 荷造及包裝費九八三圓九九錢) △廣告宣傳費一、〇二〇圓(宣傳用十六ミリ茶業活動寫眞調製費及廣告料) △事務費一、六七三圓二九錢(給料及出張旅費一、〇二二圓五〇錢、郵便電信電話料及消耗品雜費六六〇圓七九錢) 〓外ニ販路擴張委員會費(二回分) 三六二圓八錢

兩國特別販路擴張事業費として初年度に於て八萬五千圓を支出する關係上特に各府縣(京都外十三縣)事業補助として一萬三千圓を分割支出して居る。

製茶機械使用法講習會補助交付ニ關スル要項

- 一、製茶品質改良獎勵ノ爲メ本要項ノ定ムル所ニヨリ豫算ノ範圍ニ於テ補助ヲ交付ス
- 二、補助金ハ聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合ガ當該年度内ニ施行スル製茶機械使用法講習會費ニ對シ之ヲ交付スルモノトス
- 三、補助金ノ交付ヲ受ケントスル聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ル茶業組合ハ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ五月三十一日迄ニ本所ニ申出ヅベシ
- 一、製茶機械使用法講習會ニ關スル規程
- 二、同豫定期間、場所、講師氏名等

右の内規は昭和四年度に到り根本的に改訂を加へ、爾來年々必要に應じてその内容を改め、現行即ち昭和十年度の内規となつたものである。その條項は左の如くである。

昭和十年度生産改善費補助金交付ニ關スル内規

- 第一條 製茶ノ生産改善獎勵ノ爲メ本規定ノ定ムル所ニヨリ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
- 第二條 補助金ハ聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ガ當該年度内ニ施行スル左記ノ事業ニ對シ之ヲ交付ス

中央會議所經費關係

三、同經費豫算

- 但シ前各項ヲ變更シ又ハ中止シタルトキハ其事由ヲ本所ニ報告スベシ
- 四、補助スベキ金額ハ本所ニ於テ之ヲ考査シ事業施行前ニ通知スルモノトス
- 五、事業終了ノ上ハ左記事項ヲ當該年度内ニ届出ヅベシ
 - 一、事業施行ニ關スル詳細及成績(時日、場所、講師、使用機械及動力、講習生氏名等)
 - 二、經費精算
 - 六、補助金ハ前項届出ニヨリ相違ナシト認メタルトキ之ヲ交付ス

付スルモノトス但シ第一項ノ事業ハ聯合會議所若ハ茶業組合ノ直營タルコトヲ要シ第二項ノ事業ハ他ニ依託施行スルコトヲ得ルモノトス

- 一、機械製茶法ニ關スル講習、傳習、講話、機械製茶法實地指導

中央會議所經費關係

〔八一六〕

- 二、良品種ヲ以テスル優良茶園ノ造成若ハ茶樹品種改良ノ目的ヲ以テスル茶園ノ新設
 - 第三條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合ハ指定事業ノ一ヲ撰ミ左ノ事項ヲ記載シ之ヲ四月三十日迄ニ本所ニ到着スル様申出ツヘシ
 - 一、事業計畫ノ詳細
 - 二、事業ノ經費豫算
 - 前各項ニ變更ヲ來シタル時ハ本所ニ報告スヘシ
 - 第四條 補助スヘキ金額ハ第二條第一項ノ場合ハ當該聯合會議所若ハ聯合會議所ナキ府縣ニ於ケル茶業組合カ本事業ニ要スル總經費ノ三分ノ一以內トシ同條第二項ノ場合ハ所要經費ノ一部又ハ全額トス
 - 第五條 補助スヘキ金額ハ本所ニ於テ之ヲ査定シ之ヲ通知スルモノトス
 - 第六條 機械製茶法ノ實地傳習ヲナセルモノハ傳習終了後直チニ見本茶半斤以上ヲ本所ニ送付スヘシ
 - 第七條 事業終了ノ上ハ左記事項ヲ當該年度内ニ本所ニ届出ツヘシ
 - 一、事業施行ニ關スル詳細及成績
 - 二、經費精算
 - 第八條 補助金ハ前條ノ届出ニヨリ本所ニ於テ之ヲ審査シタル上之ヲ交付ス但シ事業施行ノ成績ニヨリ補助金ヲ増減スルコトアルヘシ
- (以下内規取扱上ノ説明は之を除く)

右内規により交付せられたる昭和元年度以來各府縣別の補助金は左の如くである。

各府縣聯合會議所並茶業組合補助額累計表

府縣	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
兵庫	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
神戸	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
神奈川	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大阪	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
京都	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
東京	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
府縣	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
奈良	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三重	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
静岡	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
滋賀	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
岐阜	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
石川	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
和歌山	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
愛媛	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
高知	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
福岡	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
熊本	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
宮崎	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鹿児島	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
岡山	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
広島	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

尙ほ、昭和四年度よりは、右各府縣聯合會議所補助以外、農事試験場、研究所、専門學校、個人等茶に關する特殊事業の研究に對し、補助又は委託の名義を以て交付せるものも相當の數に上つて居る。勿論右昭和元年以前に於て、理化學研究所の鈴木研究室に對するヅキタミン研究の委託の如きは最も意義多きものであつて、爾來この研究は右の各種補助

事業とは切離して繼續し、着々その効を擧げつゝあるのである。元來、府縣聯合會議所に對する一率的の補助制度は、事業の特質性能を充分に發揮することが出来ないもので、四年度よりは、別に學者その他の熱心家にして、特殊事業の研究を行ふものに對し委託又は補助し、側面的に茶業の基礎を固むることに方針の一轉を見たことは劃時代的に意義深きものであらう。即ち昭和四年度以降支出せる特殊補助委託費は左の如くである。

- ◇昭和四年度 △佐賀縣品評會二五〇圓 △奈良縣品種改良補助五〇〇圓 △埼玉縣共同機械施設二〇〇圓 △合計九五〇圓(豫算一、〇〇〇圓)
- ◇昭和五年度 △奈良縣品種改良二八〇圓 △鹿兒島農林學校谷口氏三〇〇圓 △合計五八〇圓(豫算一、〇〇〇圓)
- ◇昭和六年度 △鹿兒島製茶品評會三〇〇圓 △名和昆蟲研究所三〇〇圓 △茨城縣晚茶製造(冬期)茶摘採一〇〇圓 △七〇〇圓(豫算一、〇〇〇圓)
- ◇昭和七年度 △宮崎縣農試川南分場五〇〇圓 △茨城縣晚茶製造八〇〇圓 △五八〇圓(豫算一、〇〇〇圓)
- ◇昭和八年度 △宮崎縣川南分場六五〇圓 △茨城縣晚茶製造一〇〇圓 △合計七五〇圓(豫算一、五〇〇圓)
- ◇昭和九年度 △合計二、〇〇〇圓(豫算額)
- ◇昭和十年度 △合計二、〇〇〇圓(豫算額)

第七 中央會議所財産目錄

本中央會議所々有財産は、昭和十一年一月現在に於て左の如く、同年二月の定時會に於て認定となつて居る。

△土地之部 (一) 靜岡縣安倍郡有度村谷田所在畑(茶園)二町六反五畝二十步、宅地七畝二十八步
 △建物之部 (一) 洋風木造兩層板葺總二階建造作付 壹棟 但シ間口六間半奥行六間總建坪六拾貳坪六分ニシテ事務室、應接室會議室、書庫、役員室、審査室、小使室等ニ充當ス、外ニ物置小屋壹坪

- 一、卓子用抽箱 二十五脚
- 一、卓子用抽箱 二個
- 一、丸卓子 二脚
- 一、審査用机 二脚

△備品之部

- 一、ソファ一形椅子 三十六脚
- 一、丸椅子 十脚
- 一、書棚本箱 二十個
- 一、標本架 二個
- 一、賞諭臺 一個
- 一、瀬戸製流し大小 四個
- 一、電氣乾燥器 一個
- 一、精密衡器 一個
- 一、鏡付帽子掛 一個
- 一、街立 一個
- 一、金庫 一個
- 一、室内電話器 一個
- 一、手提金庫 一個
- 一、掛額 二十個
- 一、地圖 二十個
- 一、圖書カード箱 二百四十七點
- 一、文房具 六個
- 一、煙草鉢 八個
- 一、瓦斯火鉢 一個
- 一、火鉢 一個
- 一、石炭暖爐 一個
- 一、扇風機 三個
- 一、迴轉椅子 二脚
- 一、藤張丸椅子 三脚
- 一、大書棚箱 一個
- 一、鋼鐵製書棚 三個
- 一、戸棚 一個
- 一、硝子器具戸棚大小 三個
- 一、電氣爐 一個
- 一、碎粉器 一個
- 一、大型湯煎 一個
- 一、傘立 一個
- 一、審査用湯沸臺 一個
- 一、電話機(接續共) 四個
- 一、時計 三個
- 一、顯微鏡 二個
- 一、小權衡 三個
- 一、タイプライター 三個
- 一、圖書 三千二百六十二冊
- 一、綴摺機 三本
- 一、審査用茶匙(銀製) 六本
- 一、絨氈(大小) 八枚
- 一、瓦斯暖爐 一個
- 一、電氣ストーブ 一個

- 一、活動寫眞ヒルム 全一卷ノモノ一組
- 一、同 全三巻ノモノ六組
- 一、十六ミリ映寫機 一 臺
- 一、見本 概 二 個
- △現金之部 (一) 金壹萬參千四百拾四圓七拾八錢 定期預金(退職者給與基金積立) (二) 金貳萬貳千九百四拾七圓四拾貳錢十
- 五銀行預金年賦回收未済金

第十四章 中央會議所各年業務報告

大正元年以降の中央會議所業務報告は、毎年定時會議に提出承認を得て居るが、昭和十年に至る各年の報告内容の概要は左の如くである。

大正元年 (明治四十五年)

- 一、内地に於ける事業。着色茶取締の勵行策としてその原料たる着色物料を買上げて根元を除去する計畫を立て左の條件により之が買上方各聯合會議所に照會した。
 - 着色原料買上補助費ニ關スル規定
 - 一、着色原料買上補助費ハ各地再製業者ヲシテ從來使用シタル殘品ノ製茶着色原料ヲ其地茶業組合聯合會議所ヲシテ一定期間ヲ定メ當業者ヨリ其買上ヲナシタル會議所ニ對シ中央會議所役員ニ於テ事實ノ調査ヲナシ決議額ノ全部ヲ買上

- 總金額ニ比例シ打切補助ヲナスコト
- 一、買上期間ハ明治四十五年四月十五日迄トシ其期間内ニ於テ其地茶業組合聯合會議所ノ買上手續ノ全部ヲ了シタルモノニ限リ補助スルコト
- 一、各聯合會議所ニ於テ買上價格ハ本所ノ指定スル價格ニ超過スルコトヲ得ズ
- 一、補助ノ支給ヲ受タル當業者ハ茶業組合員ニ限リ之ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノトス
- 一、買上タル原料ハ中央會議所役員立會ノ上其地聯合會議所ニ於テ棄却ノ處分ヲナスコト

右の規定により取調べ報告ありたる府縣は静岡、三重、滋賀三縣で

其數量静岡縣六萬二千餘貫、價格二萬九千八百餘圓、三重縣一萬三百餘貫價格四千八百餘圓、滋賀縣三百餘貫價格百餘圓に達したが豫定の買上經費を按分で配布補給し原品は各當該検査員立會の上河川に投棄又は焼却せしめ殆ど其原料を所持するものなきに至らしめた。併し尙ほ萬一を恐れ横濱、神戸、静岡、三重等従来の各検査所をして一層検査を嚴重に行はしむるため、リード式検査は勿論、顯微鏡及び分析藥品等の設備をなし、前年西ヶ原農事試験場製茶部に於て検査法を實習せる宗像權六、服部精一兩氏を神戸検査所に、武居通政氏を横濱検査所に、倉島利助氏を静岡検査所に配置し、又製茶検査の専任技師として農商務省の推薦に係る菱川松治氏を静岡検査所に配屬せしめ、其地の検査員と協力取締に當らしめた。その結果、静岡、三重、石川、福井、神戸、京都、奈良、埼玉、滋賀の各縣より着色茶を發見すること三十五件に上り、何れも差押へ處分をなした。

右の如く不正茶の取締を行ふ一方、製造の改善につき實際産地について指導誘掖すべく、静岡、滋賀、三重、京都、埼玉、茨城の各府縣に對し、大谷會頭、大林囑託技師、西海外派遣員等隨時出張講演をなすと共に、警告書を頒布して悪性の矯正に努め着々實効を收めた。又紅茶

に在りては前年より繼續しつゝある伊達民三郎氏に製造研究費を補給し、前年より一層進歩せる製品を見るに至つた。この外模範的製茶事業を經營しつゝある滋賀、埼玉、三重、茨城、京都、熊本、兵庫、岐阜、和歌山の各府縣に對し事業費の一部に補助費を支給して業績を擧げしめた。

尙ほ輸出茶運賃の問題は前年來の懸案で、太平洋通航船貨協定會の協定に係る製茶運賃割戻制の實行を中止せしむるにありて、之が實行委員として木村長、鈴木辰次郎、中村圓一郎、伊藤市平、木津慶次郎、原崎源作七氏を擧げこれに正副會頭理事西派遣員を加へ汽船同盟會に折衝する一方關係官廳にも具陳したが、各汽船會社は同盟會の規定を楯に、容易に解決せず、大谷會頭等熱心撓まず交渉を重ねたる結果、遂に割戻制の廢止、運賃一トン正味五弗五十仙、積荷は自由、今日迄の割戻金は此際總て返却、その實施期は七月十日若くは十一月(四十五年)よりと決定圓滿に局を結んだのである。

二、海外に於ける事業。常置委員清水精三郎、中村圓一郎、原崎源作、伊藤六治郎、伊藤市平、エフ・ダヴリユー・ゴツチの六氏の間で協定したる意見により西派遣員をして左の如く施行せしめた。

巡回喫茶店。本年は聖路馬、カンサスシティの二市に施行した、聖路馬では常設博覧會敷地に於て競馬、自動車競争等と共に飲料品展覧會の開催を機會とし、その丘上にテントを張り喫茶店を開設したが、或る時は一日十五萬人の入場者中數萬人に茶を供し日本茶を味はしめた、又引續き同市のコリシヤムに於て小賣雜貨商組合主催の純良食品共進會内に喫茶店を開き喫茶趣味を普及し且つ多量の注文を取り卸小賣商のインテレストを喚起した。その後同市コントラッド、ゲロイサー、コンパニー内に於ても喫茶店を開設したが初期の如き効果は收め得なかつた。しかし同商會は市内に五ヶ所の支店と數十ヶ所の取次店とを有し日本茶の將來は有望だといつて居た。更にカンサスシティに於ては、有名なる卸小賣グロイサーなるウルフツーマン商會内の茶葉販賣部の一部に於て喫茶店を開設し、婦人運動員一名を雇入れ茶をすゝめながら日本茶の純良優秀なる點を吹聴し且つ販賣せしめたが、同市は聖路馬市よりも一般に茶を解するもの多く特に日本茶を賞美するの風あり、而かも値段に拘はず上等茶を好むの風がある、假令へば聖路馬市では、茶葉の需用あるに反し、カンサス市では純茶を好み、今日にては殆どその跡を絶たんとするの恐れある天下一製の如き今後は需用せらるゝ有様である。この喫茶店は極めて短期間であつたが新需用者一百名、茶の賣上八十ポンドに達し、聖路馬市のコントラッド商會内に於ける喫茶店よりも遙かに好成績で、同地方は將來日本茶の有力

なる需用地とならん。

廣告品配布。『繪葉書』は茶園の眞景、美人の茶摘等六枚を一組としたるもの三千組を調製、各地の茶商に配布する一方、この繪葉書を紅育のスパイスミル誌上に掲載せしめたるに各地の茶店から懸望され非常の好評を博した『掛物』は前年度の美人畫を用ひ矢張り好評であつた『茶碗』も評判よく茶よりも茶碗を買ひたしといふものが多く、茶一ポンド購入のお客に茶碗一個を贈呈することとしコントラッド内の喫茶店からこれを實行した『骨董品』は喫茶店又は店頭にて、入場者の好奇心を喚ぶため明治以前の日本男女風俗、かつら、袴、婦人衣裳、白袍、冠、襦、袴、腹掛、取引、袴衣、小鼓、木魚、下駄、羽子板等を陳列したが日本を認識するに與つて力があつた。この一部はクリブランド市に於て日本茶の販賣に盡力しつゝある丹下氏に交付し販路擴張に利用せしめた。試賣茶。試賣茶は、京都、三重、静岡の上等品を混合して並部の二種に再製し、一ポンド入、半ポンド入の二種に分ち、最新なる意匠を以て袋詰五千個を調製し、各地のグロイサーにて賣らしめ又は巡回喫茶店にて試賣せしめた、これは餘り好結果ではなかつたが、西派議員歸朝迄には殆ど全部を賣り盡した。尙ほ桑港に於て獨立喫茶店を經營せる萩原氏に對し廣告用純良茶を補給して一般に併せしめた。その他米國茶況通信は西氏よりのもの以外、紅育、モントリオール、シカゴ、桑港等の編輯員からの報告を受け、又加奈院方面に向つては

スターシター、ルカソレエ、ケニベツク、デリー・テレグラーフの三新聞に間斷なく廣告し、其他、露、滿、鮮方面に對する販路事業としては、在鮮京城茶商野崎淺次郎氏に委託して前年と同様、十加入小袋及半斤入ブリキ罐詰を配布したが朝鮮人も漸次本邦茶の眞味を理解し喫茶の風を起しつゝあり、露國方面に對しては前年の如くハルビン市にて喫茶店を獨力經營しつゝある大野德行氏に補助金を支給しその事業を助成した。

以上の事業は、明治四十五年四月九日、十日、五月七日六月二十六日、二十七日、大正元年十一月十四日、十五日、十二月九日、十日、同二年一月十三日、十四日、二十七日、二十八日、二月十三日、十四日の評議員會、海外製茶販路擴張調査會、生産調査會に諮りて處理した。

大正二年

一、内地に於ける事業。『着色茶の取締に就ては前年來嚴重に施行したが官廳筋の内訓もあり一層嚴重に勵行した。前年任命の横濱、静岡、四日市、神戸の四検査所取締員菱川、武居、倉島、服部、宗像の五名は其地に於ける検査員と協力して勵行した。本年度の新茶兎角上等品少く、静岡、兵庫、福井、滋賀、三重の各縣に於て着色茶十五件五百七十五個を發見處理した。是等不正茶取締

の勵行と共に、『製造の改善』に關し、前年同様、大谷會頭、大林囑託技師西派議員等各府縣に出張講演をなし且つ新茶前及二番茶前の二回若芽摘、堅熟、熟蒸を勧告し三番茶以後の摘採禁止を警告するのパンフレット數萬部を配布し各地共相當實効を收めた。『技術員の養成』は五月一日より三十日間全國の茶産地より三十四名の壯丁を静岡市技術員養成所に招集、學術實地の傳習をなした。『試験茶園』は總面積二町三反五畝歩あり所有主大谷會頭より借入れ、全體を八區に分ち初年は茶樹の勢力を一定せしむるため、豫め肥培を懇切にし、病害蟲の驅除に努め、茶樹の植付なき區には各産地より種子を取寄せ之を播下して種類の優劣比較試験をなすこととした。この茶園の收業は技術員養成所の原料とし一部を紅茶試験に供した。『紅茶の研究』は前年度來の研究費を伊達民三郎氏に補給した。その他模範的製茶事業を經營しつゝある三重、京都、滋賀、熊本、埼玉、兵庫、岐阜、和歌山、茨城の各府縣聯合會議所に對し事業費の一部を補助した、又加奈院商務大臣が東洋商工業視察として渡來したので、同大臣及び隨員五名を招き接待した。又多年横濱駐在米國總領事サモンス氏支那駐在に轉じ一面駐日米國大使が新任されたので、その送迎宴を設け日本玉露

茶を贈呈した。『歐文規約配布』我國居留外國茶商に對し茶業組合規則、中央會議所規約を歐文に翻譯三百部を印刷配布した。

二、海外に於ける事業。前年度に於て選任した販路擴張常務委員中村圓一郎、原崎源作、伊藤六治郎、伊藤市平、エフ・ダヴリユー、ゴツチ及び新任田中郡吉六氏が時々會合協定したる意見により西派遺員をして施行經營せしめた、その事業は左の如くである。

『喫茶店』前年と同じく聖路島市を中心とし附近各百貨店內に於て開設した『活動寫眞』日本のお花見、富士山水景色茶園茶摘、製造、検査、再製、荷造、船積、日米交際の状況等を撮影したフィルム千五百尺を日活に調製せしめ、西派遺員之を携へ、沙市、桑港、紐育、ボストンその他の大都市に於ける當設備又は劇場と特約し、一晝夜數回多きは七八回、他の映画に割込み映寫せしめ好評を博した。別にその都市の茶商又は蘇散者を招き觀覽せしめ茶業以外日米親善の一助にもなつた。就中、桑港、ボートラ産の如き觀衆一萬七千の多きに達し、その支配人は寫眞の美を激賞して止まなかつた。

『配布茶』は一オンス入とし、美しき意匠により約二萬個を各地の茶店に托して配布した。

『廣告品』の配布物書は、茶園の景、美人の茶摘等前年より一段美しき意匠にて三枚一組もの一萬五千枚を調製各地

の茶商に配布し好感を興へた。

『茶碗及皿』は前年意外に好評だったので、本年は五百ダース、是五十ダースを用意し茶一ポンドを購入するものに茶碗一個を景品として贈呈した。

『試賣茶』は静岡、三重の上等品を配合して茶製となし、半箱に詰めて送付した、この豫算は二千圓であつたが賣上金收入の見込みを以て五千圓を増加して普及に努めた。桑港の蘇原喫茶店へは二百圓に相當する飲用茶を補助した。

『加奈陀』方面に就ては同地の新聞に間斷なく廣告し、その他露滿鮮方面に對する販路擴張事業としては海野理事自らハルビンに渡行、本邦領事の注意により露商ツチヤコホフ氏と會見契約を結び歸來純日本製紅茶一箱十一貫原價二十圓のもの十五箱を送付して之を試賣し、又朝鮮京城の茶商野崎淺次郎氏に委託して前年同様十匁入小袋、半斤入りブリキ罐詰三百個を一般に配布して嗜好を喚起するに努め、年々喫茶趣味の増進を認めつゝあり。

以上の事業は、大正二年四月十七日、十八日、六月二十日、八月七日、九月二十八日、同三年一月九日、十九日、二十日、二月十七日、十八日、二十八日の前後十一回評議員會、海外製茶販路擴張調查會、生産調査會等に諮り決定したものである。

大正三年

一、内地に於ける事業。『着色茶の取締』は關係官廳の内訓もあり一層嚴重に實施し、横濱、静岡、四日市、神戸の四検査所に配置された検査員武居、倉島、服部、宗像の四名は其地の検査員と協力専ら不正茶の取締を勵行した。その結果東京、大阪、静岡、茨城、福岡、熊本の各府縣より輸送の荷物中着色茶を發見せるもの二十一件六百十九個、百二十二本、二十二俵、百五十五貫に達した。

この取締勵行と共に製茶の改善に關し大谷會頭、大林囃託技師、西派遺員等前年同様各關係地方に出張親しく講演をなし且つ新茶前に一回數萬部の注意書を配布して惡製の矯正に努め各地共相當の効果を擧げた。『技術員の養成』は五月一日より三十日まで全國の茶産地より二十名の壯丁を静岡技術員養成所に招集養成した。『試験茶園』は引續き各種の試験をなし、肥培及び病害虫の驅除を充分にし、茶樹の育成を図る。『紅茶の研究』は伊達民三郎氏への補助前年の如く、『模範事業助成』は三重、京都、滋賀、埼玉、和歌山、奈良、茨城の各聯合會議所に助成し、東京大正博覽會の東京會議所喫茶店に補助し米國桑港の母國觀光團招待會の負擔をなし、その日本案

内記中へ日本茶業の英文廣告を掲載した。

二、海外に於ける事業。從來經常費を以て支辨せる海外販路擴張の事業は別途經營に移されたのでこれは別の報告とし、海外製茶事業通信費として紐育古谷西村商會及桑港長谷川氏へ補助した。

以上の事業施行については大正三年四月二十四日、七月二十四日、八月三日、同四年一月二十九日、二月七日の前後五回評議員會及生産調査會に諮りてこれを決定した。

別途海外事業及桑港博覽會は別項に詳記しあるが、この外一般販路擴張事業としては、『内地』に在りては來遊の外國人に國産の綠茶を紹介する目的を以て東京、京都、大阪、名古屋、横濱、神戸、日光、奈良、箱根その他世界漫遊客の足を止むる各地の旅館に美麗なる意匠を施した一斤罐半斤罐入の綠茶を配布し、獻立表に日本綠茶を明記せしめて之を外人に試用せしむることを依頼し、『海外』に在りては、露國及白耳義軍隊に一オンス入見本茶八萬個を寄贈し、米國では前記桑博覽會店を利用して繪葉書十一萬枚を配布し、内地に於て調製せる茶に關する活動フィルム二巻を博覽會場内、諸集會場寺院等に於て映寫せしめた。加奈陀地方に於てはセントリオール市に於て發行するラブレ、ガゼット、及びクエベック市に於て發行のレンレイル三新聞に前後九週間、交互に廣告を掲載した。『露滿鮮』地方には海野理事をハルビンに派遣し露

國茶商チャコフ、ストラヂャノニス及びチューリン商會等につき前年製造せる紅茶見本を示し種々の商談を遂げた。朝鮮方面に對しては前年に引續き京城野崎次郎氏の喫茶店に製茶二十貫目を補給宣傳に努めしめた。

大正四年

一、内地に於ける事業。「着色茶の取締」は監督官廳の訓令と相俟つて違反事件も漸次減少、横濱、静岡、四日市、神戸の四検査所取締員よく活動し着色茶の發見僅々四件に過ぎなかつた。製茶の改善指導については大谷會頭、大林囑託技師、西派遺員等各生産地に出張講演をなし且つ注意書五萬部を印刷配布して悪製の矯正に努力した。「技術員養成」は四月二十五日より五月二十四日まで静岡養成所に於て行ひ二十名を養成した「試験茶園」は漸次整備を來し「紅茶研究」は本年度に於て事業の一部を別途經濟に移したが、九州紅茶製造補助は長崎、熊本福岡三縣聯合會議所の協議により福岡縣八女郡邊春村その他に試験場を設け理想的試験を行ふこととし一千四百二十八圓の豫算を以て精製紅茶二千七十八斤を產出した。「模範事業助成」は京都、滋賀、奈良、茨城、埼玉、兵庫、和歌山各聯合會議所に補助し、京都大典記念博覽會に於ける京都、大阪兩會議所の喫茶店及喫茶會に補助

した。

二、海外に於ける事業。海外販路擴張の事業は前年度よりこれを別途會計となしたが、一般會計としては米國紐育市の古谷西村商會に補助した。これ等事業遂行については、大正四年四月一日、二十三日、二十四日、六月十一日、十月十一日、大正五年一月三十日、三十一日、二月十四日、三月二十二日、二十三日の前後七回評議員會、及大正四年五月九日、大正五年二月十四日の二回生産改良委員會を開いて協議決定した。別途海外事業の概要左の如し。

「別途の販路擴張事業」 大正四年度の對米販路擴張事業は前年より繼續の桑港博覽茶店を主とし配付茶は桑港金門公園茶原喫茶店に約十個の製茶を補給したる外、活動寫眞は前年のフィルムを取捨折衷して約二千尺のもの四巻を調製、彼地に於る日米教育運動團體及び宗教團體に寄贈して日本茶宣傳の助となし、加奈陀地方に對しては西派遺員及び静岡茶業視察員諸氏の實地踏査の結果及オツタリ駐在帝國總領事の報告等に徴し、現下歐洲戰亂の影響より同地に日本茶の廣告をなすに好機會なる事を認め協議の末静岡茶業組合聯合會所より金六千圓の臨時支出をなし大々的新聞雜誌廣告をなすことに決定、加奈陀のモントリオール、クエベック、トロント

ト、ハミルトン、ロンドン、ウイニペグ等主なる都市の新聞雜誌十種に廣告を掲載して多大の反響を與へ本年度に於て日本茶の費用増大を見たのである。更に「紅茶の販路擴張」については、將來有望を見越し研究所を静岡市安西町に設置し、中村圓一郎氏を主任とし伊達民三郎氏を技師に聘し製造法の研究を進め同時に全國より選拔せる十名の研究生を入所修業せしめた。同所製造の紅茶は品質頗る佳良であつた。尙ほこの研究と共に支那殊に蒙古方面の需要取引實況を調査することとし、支那内地へは静岡縣清水後二氏、蒙古方面へは熊本縣阿部野利忠、静岡縣村松三郎の兩氏を派遣し、又瀋陽地方の紅茶需用が盛んなので、此方面の調査を必要とし、清水氏の支那視察後直に同氏を同方面に派遣調査せしめた。以上の外朝鮮方面に於ては前年に引續き京城の野崎次郎氏に再製茶百五十斤を補給した。而して右四年度に繼續圖録して行はれた大正五年度の一般販路擴張の事業は、米國加洲ロングビーチに直營喫茶店を經營する外、製茶の模範二個を作り一個はシカゴ市の教育博物館に寄贈、一個はロングビーチの茶寮に備付公衆の印象を深からしめ、活動寫眞は前年のものを改良増寫し米國に於て更に四巻を複製し加洲地方の當設館商業會議所に分配上映せしめた。新聞雜誌の廣告は、ロングビーチ、ロサンゼルス、サンフランシスコの諸紙に日本茶寮及試賣茶の廣告をなし今も尙引續き施行して居る。「常設喫茶店補助」は桑港の萩原喫茶店へ五百六十斤、クリフハウス茶店に二百四十斤及

扇子二千本、サンデイゴ博の日本喫茶店に飲用茶數個を補給した。加奈陀地方の廣告は、前年の好結果に力を得、本年は本所より五千圓、静岡縣聯合會議所より五千圓を支出し、加奈陀廣告會社に託し、各地方にて發行する。

大正五年

一、内地に於ける事業。「着色茶」の違反事件漸次減少し横濱、静岡、四日市、神戸の四検査所取締員等の發見は僅々三件に止まつた。「製茶の改良」指導については大谷會頭、大林囑託技師、西派遺員等各地に出張親しく講演指導をなし「技術員養成」もこれを繼續し、「綠茶手採法研究會」は六月十八日より二十七日迄全國優秀技師十名により開會、標準製法を統一之を全國に報告した「試験茶園」は、茶樹品種の改良と一般樹勢の改善につき試験を續け、「製茶品評會」は、四月に規定を印刷

し主催地たる希望を徴したるに静岡縣聯合會議所の希望に對しこれを容れて同縣に囑託することとなり十月開會出品四百餘點、十一月十二日褒賞授與式を行ふ（別項に詳記す）『紅茶研究』は前々年建築せる工場に不足を告げたので本年度に於て採捨工場三十二坪の外數箇所を増築し採捨機を購入、五月三日製造を開始し十一月中旬迄に四千五百貫餘を仕上げ、九州各縣聯合紅茶製造試驗所にも補助金を交付した。以上の外模範的製茶各種の事業として大阪、京都、滋賀、奈良、三重、埼玉、和歌山の各聯合會議所に補助す。

二、海外に於ける事業。五年度別途會計海外販路擴張事業の概要左の如し。

米國に對しては、主として加州ロングビーチに直營喫茶店を開きたる外、製茶模範二基を製作、一基はシカゴ市の教育博物館に寄贈し他の一基はロングビーチ茶寮に備付けたが、博物館では、右模範は小學兒童教育にも必要だといふので更に同様のもの十個を注文し來り、直に製作送付したるにシカゴ市内の十小學校に配置し教育資料に供した、又活動寫眞は前年度のものに改良を加へて増寫し加州地方の常設館、商業會議所等に頒布宣傳に用ひ、新聞雜誌其他の廣告はロングビーチ、ロサンゼルス各紙上に掲載せる外劇場のアポロラヂオ電車の時間表等に喫茶店及試賣茶の廣告をなし、其他獨立祭、州

祭、カーニバル等の群集に對しても各種の廣告手段を講じた常設喫茶店への補助は桑港の蕨原喫茶店へ製茶五百六十ポンド、クリフハウス茶店へ同二百四十ポンド及扇子二千本、讃博覽會場の日本喫茶店へ試賣茶數個を補助して日本茶宣傳に努めた。加奈陀地方に於ける廣告は本所五千圓、静岡縣會議所五千圓合計一萬圓を以てモンテリオル市の加奈陀廣告會社に托し重要地方に於て發行する。カナデアアン・ゲロイサー、レ・プリ・コラン、ゼ・ハミルトン・スベクターター、レ・ソレイ・クエベック、ゼ・モンテリオル・デイリースター、ラ・プレス・モンテリオル、ゼ・ロンドン・フリープレス、ゼ・セント・ロント・デイリースター、マニトバ・フリープレス、ゼ・キングストン・スタンダード等の新聞雜誌に交互間断なく紙上廣告をなした。右米國ロングビーチの直營喫茶店の收支は左の如くである。

◇収入 本所支出一四、六七〇圓二四錢、喫茶店收入一一、四七七圓一〇錢、合計二六、一四七圓三四錢
◇支出 建築及保存費七、三六六圓九〇錢、備品費一、八一六圓四二錢、瓦斯電燈水道費七、三三三圓二四錢、使用料四〇六圓二四錢、裝飾費一八七圓六二錢、消耗品費五、二四四圓一錢給料手當六、六〇七圓一八錢、賦課金一、一一五圓〇四錢、飲食品原料五、九八八圓六六錢、交際費四、一五五圓五〇錢、雜費一、〇〇八圓、合計二六、一四七圓三四錢
ロングビーチは南加州羅州の西南沿海で、好適なる遊園地と

して知られ避暑遊樂の客多く常住五萬、夏季五萬の來住者あり人口六十萬の羅州には二十五哩を隔て日々來遊するもの多く喫茶店常設地としては最も有効で大正五年六月から大正六年三月まで入場者五二、二七二人（一日平均一八五人）收入五、七三八圓五五仙（一日平均二〇〇圓三八仙）に達し日本茶宣傳上相當の成果を収めた、同喫茶の従業員は左の如き人々であつた。

△管理者西巖 △會計主任兼庶務影山千方樹 △食堂主任兼庶務相澤城之助 △茶所支配人兼料理主任入家強助 △料理人木村武雄 △茶所勤務池谷快治 同小島新二郎 △給仕女西村すま、藤原まさ、栗田さき、ミス・リチャード、グイール、ミス・カルバートン、ミス・ハンレーン

以上の外、一般會計に於ては海外茶況通信員として紐育市古谷西村商會に補助した。是等の事業をなすに當りては、大正五年五月二日、三日、大正六年一月二十九日、二月十五日、三月十二日の四回評議員會、及大正五年六月二十三日生産改良調査委員會を開いてこれを協議した。

大正六年

一、内地に於ける事業。『着色茶』の取締は横濱、静岡四日市、神戸の各検査所取締員の努力により違反事件僅々一件に過ぎず。『製茶改良指導』に就ては大谷會頭、

大林囑託技師、西派遣員等各生産地に出張、講演し着々進歩の跡を示して居る。『技術員の養成』も繼續、講習員二十九名の外静岡縣牧野原茶業部に託し、生産地農學校優等卒業生三名を選び高等茶業技術を習得せしめた。『手採製茶研究會』は六月二十一日より二十五日まで前年の如く行ふ。『試験茶園』は各種の試験、病害蟲の驅除の緒につく。『製茶品評會』は京都に於て開催、出品七百四點、十月二十五日褒賞授與式を行ふ。『紅茶研究』は採捨機二臺、精製用機械兼用玉切機一臺、唐箕二臺を新調し萎凋棚の増設をなし、五月二日を以て製造を開始し八月末迄に一萬六千五百斤を製造した。九州各縣の聯合紅茶試驗、及び三重、兵庫各縣聯合會議所の事業に對し一部を補助し京都、大阪、滋賀、三重、埼玉、茨城、和歌山各縣聯合會議所の模範事業にも補助した。

二、海外に於ける事業。海外販路の擴張に關する事業は引續き別途會計を以て處理したが、六年度事業の概要左の如し。

北米合衆國に於ては先づ加州ロングビーチの喫茶店を五年度に引續き六年四月一日より六月二十二日まで直營し、更に沙港に直營喫茶店を新設した。常設喫茶店の補助は長濱日本茶寮へ製茶千四百ポンド、桑港金門公園内蕨原日本喫茶店へ同

八百ポンド、桑港クリフハウス日本喫茶店へ同四百ポンド並に廣告用薄羽二重製小國旗五十グロスを補給して日本茶の眞味を紹介し、新聞雜誌其他の廣告は、ロングビーチのテレグラム及びプレス、新聞、沙港のポストインテリゲンサー、タイムス、スターの三新聞に掲載し、沙港隨一の公會堂アレナ館の側壁バンテージ、インベリアアル等活動寫眞館の引幕、メトロポリタン劇場の筋書にも同様の廣告をなし、又喫茶店開業式の光景をフィルムに収め各常設館で上映せしむる等各種の宣傳に力を致し、その他茶樹模型一個を調製し沙港喫茶店内に備付けて公衆の觀覽に供し、廣告用小國旗五十グロスを作製喫茶店の入場客に贈呈した。この外松浦常務委員を米國に特派し販路の調査擴張をなさしむ。次に加奈院に對しては、前年同様加奈院廣告會社に托し日刊新聞トロント市のゼ・スター、ハミルトン市のゼ・スベクテター、ロンドン市のゼ・フリー・プレス、キングストン市のゼ・ブリチッシュ・ウキグ、モントリオール市のラ・プレス、ゼ・スター二紙、クエベック市のレ・ソレイ、ウイニペグ市のゼ・フリー・プレス等八新聞並に週刊誌トロント市のカナデアアン・グロサ、モントリオール市のレ・フリー、コーラン二誌に交互間斷なく廣告し相當の効果をあげた、直營喫茶店の收支は左の如くである。

◇収入 中央會支出一五、三三八圓、喫茶店收入五、五三七圓、合計二〇、八七五圓

◇支出 設備費八、七七八圓（建築保存、備品、瓦斯、電燈

水道等）營業費一、〇二六圓（裝飾、消耗品、給料、飲品原料、交際費等）合計二〇、八七五圓

この直營喫茶店は五年度報告にある如く加州ロングビーチに設立、五年六月二十三日から開業、滿一年間即ち六年六月二十二日まで繼續し、それ以後は相澤城之助、入家強助兩氏に無償で貸與經營せしめた。更に六年度に於ては、米國沙港に直營喫茶店を新設し、西派道員之が經營に當つた。沙港は人口四十萬、太平洋岸に面し桑港に次ぐ盛都にして米國輸入茶の約七割は同港を経て輸入され本邦茶の米國に於ける策源地とも見ることが出来る、我新設喫茶店の位置は同港繁華の中心たる第五街とユニバーシティ街の角にある空地を選定し、同市建築物規程中六階以上不燃貨物たるべしとの規定は、一時的の事業を營むものとして例外的木造を許され、純日本式の瀟灑たる設計により八月一日起工式を挙げ、茶亭、四阿、欄干等を設けこれに日本式庭園をあしらひ、九月十八日松浦特派委員臨場して開業式を行ひ州知事、市長、商業會議所議員新聞記者、茶商その他公私各方面の主なる人々二千餘人を招待し茶葉及び立食の饗應をなし盛況であつた。接客には日本婦人二名を常備し優美なる日本衣裳が市中の評判となつた。喫茶店の敷地は所有者の好意で無償にて借受け、隣地の地下室を賃借して事務所を置き且つその一部を茶室に改造冬季使用の計畫を立て、十二月十七日より二十一日まで隣接せる公會堂アレナ館に於て開かれた赤十字救済バザーには我喫

茶店も聯合の一部に編入され館内に喫茶店の出張所を設け日本賣店と相俟つて大に活躍、茶店賣店で約二千五百弗の純益を挙げこれを救済事業に寄附したので、沙港に於ける日本喫茶店はその存在價値を明確ならしめた。喫茶店の入場者はロングビーチは四月より六月まで合計八、三三三人、沙港は九月より七年三月まで九、九〇九人で、収入は兩者合せて二、三〇七弗であつた。

以上の外一般會計に於て海外茶況通信費として米國紐育市明治貿易會社出張所に補助をなした。是等の事業施行に當りては、大正六年五月二十五日、九月十九日、二十四日、大正七年一月三十一日、二月十五日、三月十六日の六回評議員會及び大正七年一月二十三日、三月十七日の二回生産改良調査委員會を開いて協議決定した。

大正七年

一、内地に於ける事業。『着色茶の取締』よく徹底し違反事件は全くその跡を絶つに至つた。『製茶改善指導』に關しては大谷會頭、大林囑託技師、西派道員等各産地に出張親しく講演講習指導をなし進歩發展を助長した。『技術員の養成』は静岡養成所生徒二十四名、牧野原茶業部委託生三名。『綠茶手揉研究會』は京都に開會、全國の技術員十四名、補欠員五名を集め、理想的製法の統

一を計り各方面に報告した。『試験茶園』は品種改良其他の試験進み、『製茶品評會』は本年熊本に開き出品七百二十點十月十七日授賞式を擧ぐ、『紅茶の研究』は、本年更に萎凋場、簡易乾燥室を増設せる外酸酵室の移轉改修を行ひ、二番茶期より大形採撿機二臺を増設したが、綠茶好況の爲め原料を得るに困難であつた。九州各縣の紅茶試験及三重、兵庫、滋賀各縣の事業に補助し、京都大阪、奈良、滋賀、和歌山、埼玉、茨城各聯合會議所の改良模範事業にも補助した。『茶樹品種改良獎勵』は新に規定を設け其準備事項につき各聯合會議所に照會す。『木竿問題』は米國検査官デュー・エフ・ミツチエル氏より好意的注意あり、警告書を發すると共に六月三十日静岡市に全國茶業者大會を開きてこれが對策を講じ、更に八月十五日臨時中央會議を開きて規約の改正を行つた。超えて十月十八日熊本市に再び全國茶業者大會を開きこの問題を協議した。

二、海外に於ける事業。海外に對する販路擴張の別途會計による事業の概要左の如し。

北米合衆國に於ては前年開設の沙市直營喫茶店を本年も引續き四月一日より十月三十一日まで開店し、別に常設喫茶店の補助としては、ロングビーチ日本喫茶店へ製茶三百二十ポ

中央會議所各年業務報告

ド、茶碗四十打、急須大小八打、岐阜提灯二百個。桑港萩原
喫茶店へ製茶七百二十ポンド、現金五百圓。桑港クリフハウ
スへ製茶四百ポンド、讃港日本喫茶店へ同五百六十ポンドを
夫々補給し、新聞雜誌その他の廣告としては沙市のポスト・
インテリゲンサー、タイムス、スターの三英字新聞、北米時
事、大北日報の二邦字新聞、並に社交雜誌タウンクワイヤー
等に日本茶及び喫茶店の廣告をなし、沙市唯一の公會堂アレ
ナ館の側壁、パンテージ、ヒポド롬、パレニスヒツプ等の
活動寫眞館の引幕、メトロポリタン劇場の筋書にも同様の廣
告をなし、その他沙市各常設館に依頼して製茶フィルムを上
映せしめる外日本喫茶店に於て電燈廣告をなし、他面臨時派
遣員を加州方面に派し喫茶店を視察せしめ、米國戰時公債に
も應募して共同對敵の誠意を表した。又加奈陀地方の廣告は
前年來の關係から加奈陀廣告會社に託し日刊新聞としては、
トロント市のゼ・ハター、ハミルトン市のスベクテーター、
ロンドン市のフリープレス、キングストン市のブリテイン・
ウキグ、モントリオール市のラ・プレス、及びゼ・スター、ク
エベック市のレ・ソレー、ウキニベグ市のフリー・プレスの八
新聞、週刊雜誌としてはトロント市のカナデアン・グロー
サー、モントリオール市のプリ・コーランの二種に毎回百行
宛六ヶ月間に二十六回掲載した。尙右華州沙市に開設の喫茶
店は前年度より引續き直營し、隣接の女子大學クラブの地下
室を借受け一部を茶室に改造し團體客及び特種の來客に備へ

〔八三二〕

本館も修繕し庭園にも植樹をなし面目を一新し食卓、椅子、
茶器等も少からず補充した。従業員は加藤徳三郎を庶務會計
主任とし影山千萬樹を外交主任、森山直八、田代善二、齋藤
健次郎を司厨、森山とみ、大西しげを給仕に任じ、四月より
十月三十一日まで開設、冬季は業務を廢止し、天野悦太郎を
留守居とし加藤事務員は西派遣員と共に歸朝し、その他の從
業員は總て解雇した。沙市喫茶店事業は、その位置市街の中
心に近く休憩客少く且つ夏期短きため豫期の成績を収むるに
至らなかつたが、日本茶の眞味は相當市民に理解せられたる
ものと信ず。入場客も八ヶ月間に一萬六百八十五人を數へ、
一度日本茶を味ひたるものは頻りにこれを賞揚した程で、喫
茶店収入も三千餘圓に上つた。

以上別途會計以外、一般會計による海外茶況通信は紐育
市明治貿易會社出張所に依頼し經費を補給した。是等の
事業を行ふに當りては大正七年五月二十四日、六月十五
日、七月五日、八月十四日、十六日、九月二十七日、十
月十日、十七日、八年二月三日、九日の十回に亘り評議
員會、大正七年七月六日、八年二月十三日の二回に亘り
生産改良調査委員會を開いてこれを決定した。

大正八年

一、内地に於ける事業。『着色茶取締』違反事件も僅に

三件不正茶も極めて少かつた。『製茶の改善指導』は大
谷會頭、大林囑託技師、西派遣員諸氏の講演指導にて年々
改善の實を擧げ『技術員の養成』は普通講習生十三名牧
野原茶業部委託生三名。『緑茶手揉法研究会』は静岡の
本所製茶研究場に開會、全國優秀技術員十四名により統
一製造法を補正報告す。『試験茶園』は品種の改良樹勢
の促進著しく『紅茶製造研究』は歐洲戰爭の影響から生葉
相場並に工賃燃料の昂騰甚しく製品の改善研究には大なる
努力を拂つた。以上の外京都、大阪、三重、奈良、滋
賀、和歌山、埼玉、茨城、宮崎各聯合會議所の模範的、
改良事業費に對し補助をなした。又昨年より開始した茶
樹品種改良獎勵事業は、新規定により三重外二縣へ試験
費を補助し倉持三右衛門外四人に賞金を贈與し、母樹の
苗木は東京府石井邦太郎外二十四箇所より取寄せ本所の
試験茶園に於て育成した。

二、海外に於ける事業。海外販路擴張事業は例年の如
く別途會計を以てこれを施行した、その事業の概要左の
如し。

北米合衆國に於てはオレゴン州ポートランド市に直營喫茶店
を新設した。又當設喫茶店補助は、沙市の日本喫茶店(前年
直營のもの)を八年四月一日より八月六日まで天野悦太郎に

中央會議所各年業務報告

〔八三三〕

經營せしめ、現金及製茶現品の補給をなし、それ以後は右數
地の所有者メトロポリタン・ビルディング・コンパニーに無償
讓與し喫茶その他公共事業に使用せしむることとした。この
外ロングビーチ日本喫茶店へ製茶六箱、桑港萩原喫茶店へ同
六箱、桑港クリフハウス日本喫茶店へ四箱、讃港日本喫茶
店へ三箱を夫々補給し、新聞雜誌への廣告は沙港ビーアイ紙
桑港日米貿易年鑑、ポードランド市のオレゴニアン、テレグ
ラム、ジャーナル等の諸新聞に掲載し、加州維府に於ては西川
定次に廣告費を補助して罐入茶の販路擴張を獎勵し、通信事
業としては時々刻々米國茶況を報告せしめこれを内地當業者
に周知せしむるの手段を講じた。又加奈陀地方の廣告は、例
年の如く加奈陀廣告會社に託し、日刊新聞は、トロント市の
ゼ・スター、ハミルトン市のスベクテーター、ロンドン市の
フリープレス、キングストン市のブリチシュ・ウキグ、モン
トリオール市のラ・プレス、ゼ・スター、クエベック市のレ・
ソレー、ウキニベグ市のフリー・プレスの八紙、週刊當業雜誌
はトロント市のカナデアン・グローサー、モントリオール
市のプリ・コーランの二誌に交互掲載して効果を收めた。尙
ほ南米に對する事業としては西參事を派遣し八月より十一月
に涉り南米諸國に於ける製茶販路の状況並にコーヒー、マテ
ー等の栽培状況を視察せしめその報告書はこれを印刷當業者
に配布した。而して八年度米國に於る直營喫茶店は、前記の
如く太平洋沿岸第一期計畫の最後の施設としてオレゴン州ポ

トランド市に開設し、西參事同地に出張指揮監督に當つた喫茶店の所在地は海拔二千呎の高地でボ市を一昨の下に集むるカウンスル・クレスト・パーク内にあり六月、十四日敷地借入契約を締結、賃借料三個月を通じ米貨一千弗と定め、建築は日本大工玉井吉太郎をして設計せしめ、同人指揮の下に邦人白人數名を雇入れ、六月二日着工、七月四日の米國獨立祭當日開業した。第一日は流石國祭日として來客引きも切らず大繁昌を呈し、引續き七、八兩月共相當の來客ありしも九月に入りて氣温降下し入場者漸減、冬季開業の効果なきを認めため、西參事が十一月二十三日南米視察より同地に歸着の日を以て一先づ閉店した。従業員は、池谷快治を庶務會計厨房主任とし、中村雅雄を外交主任に、津久井を厨房補助に、その他給仕は彼地婦人を採用し閉店後全部解雇し、池谷快治に閉店中の店舗保管を依頼した。營業日數百四十三日入場客一萬六千八百八十八人で収入は日貨五千六百三十四圓二十錢、經費は建築費一萬三千七百五十四圓七十二錢、備品費二千五百一圓二十錢、飲食品原料二千五百六十四圓十五錢、營業費三千二百二十七圓六錢、合計二萬二千四百七十三圓十三錢であつた。

以上の事業施行に當りては、大正八年四月五日、五月十七日、六月三日、八月六日、九月二日、三月六日、の六回に亘る評議員會、大正八年六月二十七日、八日の生産改良調査委員會に於てこれを協議決定した。

大正九年

一、内地に於ける事業。『製茶取締』着色違反の疑問事件一件のみであつたが、無荷票差押事件の多かつたのは本年度より實施した府縣外移出茶に對する荷票貼用の新規約を熟知しなかつたがため、何れも注意を與へて手續を履行せしめ違約處分を受けたものは皆無であつた。

『製茶の改善指導』大谷會頭、大林囑託技師、西派遣員等の講演指導により成果をあげ、『第四五回全國製茶品評會』三重、埼玉兩縣で開き、三重四百四十點、埼玉五百六十一點の出品があつた。『技術員養成』は普通講習生十名、牧野原茶業部委託生二名、『綠茶手採法研究會』は静岡市製茶研究所に於て開會、全國の優秀技術員六名出席純採切その他の製法を研究した。『試験茶園』順調に繼續『紅茶製造研究』は、前年同様生葉、工賃、燃料の昂騰により製法に一段の改善研究を施し、仕上げ茶七百餘貫に止めた。本年研究生の志望なく卒業生をして從業せしめた。以上の外、京都、大阪、三重、奈良、滋賀、埼玉、宮崎等の模範的改良事業に對しその一部を補助す。

製茶貿易六十一年、組合組織三十六年記念茶業功勞者表彰資料を纏め論衡の上九年十二月十數名を選抜、主務大

臣に申達した。

二、海外に於ける事業。別途會計に屬する海外販路擴張事業の九年度事業概要左の如くである。

北米合衆國に於ては前年の繼續としてオレゴン州ポートランド市の直營喫茶店を、四月二十一日より開店し、九月末日まで六個月間に來客三萬五千五百八十八人を迎へ、米國各地の民衆に對し日本の眞味を理解せしめた。その經費の内容は、食品原料六千二百八十九圓九十八錢、従業員給料四千八百九圓、借地料一千圓、備品補充千六百五十五圓二十六錢、營業費二千四百八十八圓八十二錢、合計一萬六千七百七十三圓六錢で、その収入は實に九千三百八十八圓八十八錢の多額に上つて居り成績は良好であつた。この外常設喫茶店への補助は、桑港萩原喫茶店へ優良茶七箱、同クリツフハウス日本喫茶店へ三箱、ロングビーチ喫茶店へ四箱、講港日本喫茶店へ三箱を夫々補助した。新聞雜誌への廣告は臨時隨機之處置を採り各紙に掲載し、茶況通信は常に怠りなくこれを報告せしめて内地營業者に周知の方法を講じ、加奈陀に對する廣告は從來加奈陀廣告會社に依頼し新聞雜誌に掲載し來つたが、米加兩國に對する廣告運動の徹底を期するため、滞在中の西派遣員をして米國東部方面に出張親しくその實況を調査せしめて、來年度に實施すべき最も有効なる方途を講ぜしめた。紅茶の販路擴張については、前年來これを行つて居るが静岡、三重、京都、

滋賀及び九州の各紅茶製造研究場へ補助して益々其事業の進展を圖らしめ、紅茶製造に深き經驗を有する三重縣人野呂米三郎氏が七月印度爪哇地方の紅茶視察をなすに當りこれを囑託し歸朝の後静岡紅茶研究所に於て試験をなさしめた。次に露滿地方に於る事業は、在ハルビン西郷囑託員をして時々取引の實況を通信せしめて一般に報告し、この外の販路擴張事業については、九月來朝の米國上下議員團四十名に優良製茶歡迎文入の扇面色紙を贈り、彙報、臨時報を發行して營業者の參考に資した。

以上の事業を實施するに當りては、屢々評議員會、生産改良調査委員會、及び販路擴張委員、常務委員會等を開いてこれを協議決定した。

大正十年

大正十年度經費豫算により施行せる事業の概要左の如し『製茶取締』各検査所長、各検査員をして不正粗悪茶無荷票荷物取締の勵行に當らしむ。『大谷會頭巡回講演』茶業不振挽回のため、大谷會頭は『日本茶業の根本義』なるパンフレットと『警告書』とを携へ四月二十四日より五月八日まで、三重、奈良、京都、大阪、滋賀、岐阜、静岡、埼玉、茨城の各府縣に出張講演を試み、越えて六月熊本、宮崎兩縣に講演行脚を試み、大林技師も各地に

出張した。『緑茶技術員養成』『茶業練習生依託』前年の如く繼續し、『緑茶手揉法研究会』技術員養成所開所中三名の技術員を招き一部製法の研究をなし、更に八月九名の優秀技術員を参加せしめて統一製法を研究した。『機械製法研究会』技術員養成所終了の際三日間、及手揉法研究会終了後三日間之を開く。『紅茶用茶樹試験園』前年に引續き品種樹勢栽培等の試験を行ひ、生育上好成績を収めた。十年度に於ては野呂米三郎氏が前年印度より將來せるアツサム茶種子四百七十七粒を四月四日試験園に播種し七割の發芽を見た。『警告書配布』四月新茶前、警告書を頒布し、六月若芽摘奨勸の宣傳書を發した。『若芽摘表彰』各府縣聯合會議所に依囑して若芽摘勵行者を薦告せしめ全體に亘り八百二十三名を表彰した。尙大正十年十月華盛頓會議に方り、日本電報通信社は、夙に該會議對日本の態度宣傳に資するため、英文特別版を刊行し、普く米國の朝野に頒布するを機會とし、日本茶業者の對會議希望を表明し、兼ねて日本緑茶を宣傳するため『華盛頓會議に對する日本茶業者の要望』と題する廣告文を寄せ、同時に會議視察のため渡米せる望月小太郎氏に對しても右要望と日本緑茶の宣傳を依囑した。以上の事業施行については評議員會四回、生産改良調査

委員會二回を招集協議決定した。次に同年度別途會計に於ける販路擴張豫算により施行せる事業の概要は左の如くである。華盛頓會議宣傳 前項日本茶業者の要望を中慮とせる日本電通、及び望月小太郎氏への依囑宣傳は何れも尠からぬ反響を與へた。常設喫茶店補助 前年通り桑港の萩原ロンダビータの渡邊始め、讃港、ボ市の讃喫茶店に對し良茶現品を補給して一般に宣傳せしめた。紅茶研究補助 靜岡、三重、滋賀、兵庫、京都、九州等に開設せる各紅茶研究場の試製試賣費を補助し、本所の静岡製茶研究場には新に野呂式乾燥機一臺を掲付けた。海外視察補助 故丸尾文雄氏の海外茶業視察(印、錫、爪)に對し費用の一部を補助した。西參事辭任 明治四十三年來本所參事として海外發展に盡した西藤氏は大正十年十月職を辭し外務省商務官(米國駐在)に任ぜられたので本所は十一月三日付大谷會頭の名を以て功勞狀並に慰勞金五千圓を贈つた。以上の事業施行に當りては前後六回の常務委員會又は委員總會を開いてこれを協議決定した。

大正十一年

通常豫算を以て施行したる事業の概要左の如し。
△製茶取締 十一年三月腐敗茶九十個、七月煤煙採込茶の差押をなしたる外無荷票事件十三件、不正茶一件を摘發す。

- △大林囑託技師指導 各地に出張、栽培製造の指導をなし、製茶品評會 手揉製法競技會の審査に當る。
 - △技術員養成 普通練習生十三名給費委託生を養成す。
 - △製茶機械使用法講習 國立茶業試驗場に於て各地の茶業指導員十六名に對し機械使用法の講習をなす。
 - △手揉及機械使用研究 靜岡、三重、京都、滋賀、埼玉、熊本等より優秀技術者を集め採切製法に於ける色澤形状の研究及手揉製品の質に則り機械茶の味を豊かにする方法を研究した。
 - △紅茶用茶園 前年四月播種したアツサム種は夏秋季の生育旺盛で、その後防寒の設備も完全にすれば、既に開花結實せるもの二株を出すに至つた、在來種に對しては八月中旬樹形の整理及び剪枝を行ひたるに生育は續いて旺盛であつた。
 - △警告書配布 製茶の品質改善に關し五月聯合會議所を通じ生産家に對する警告書數萬枚を配布した。
- 以上の事業施行に當りては屢々評議員會生産改良調査委

員會を開きてこれに諮り方針を決定した。次に別途會計による販路擴張事業の概要左の如し。

- △前年に引續き桑港萩原、渡邊、及びロングビーチ、讃港等の各日本喫茶店に對し優良茶數函宛の現品を補給した。
 - △泰山喫茶店の請求によりポトランド市直營喫茶店の事業經營に對し夏季六ヶ月間補助金を交附して繼續開設す。
 - △南米ブラジル獨立百年祭記念博覽會への出品並に日本茶廣告。
 - △十一年九月七日より十二年三月末日迄開會の同博覽會に對し靜岡、三重、京都、埼玉、滋賀等より蒐めたる龍茶、釜茶(再製茶)煎茶、玉露茶、及紅茶を出品し、同時に日本茶の特色を廣く宣傳するやうその廣告方法等につき日本産業協會に依頼した。
 - △靜岡、三重、滋賀、兵庫、京都、九州等の各紅茶研究所に對し紅茶の試製試賣費を補助した。
- 以上の事業施行については數回に亘り常務委員會及委員總會を開いて方針を決定した。

大正十二年

- 一般會計の經費により施行したる事業の概要。
- △製茶取締 不正茶の差押事項はなかつたが、無荷票のもの静岡百二十二個、大阪五十八個を發見す。
- △本所規約改正 本所の規約は時代の進運に伴ひ全體的改廢の必要に迫られ、臨時委員を選任農商務當局と數次

の折衝討議を重ね時勢に適應せる條文を草案し、翌年の定時會に提出の運びを全ふした。

△全國會頭會議 十三年一月十四、十五の兩日三重縣宇治山田市度會郡役所に開催、出席者東京外二府十四縣の會頭諸氏で各種の協議を行つた。(内容別記の如し)

△大谷會頭巡回講演 一月十二日京都府下宇治町に開催の茶業研究會に出席講演し各産地を視察す。

△製茶改良指導 大林技師は各地に出張指導す。

△緑茶技術員養成 全國普通講習生十九名牧野原委託生三名。

△警告書配布 五月新茶期前に於て若芽摘奨勵、宵越茶製造矯正宣傳の目的を以て緊急警告書數萬部を印刷し各府縣に配布す。

△事業奨勵補助 關西二府三縣主催の製茶機械使用法研究、及び京都、三重、奈良、茨城、滋賀各府縣下に於ける試験茶園及び研究事業費の一部に補助金を交付す。

△紅緑茶試験園 前年に引き続き各種の試験をなす。

△事務所被害 十二年九月一日の大震災にて本所事務所は全部焼失、且つ所員一名行方不明となり、事務も一時は取扱不能に陥つたが、急速に安全地帯なる丸の内常盤生命保険株式會社の一室を借受け執務を開始し、事務所

の善後策については規約第三十二條第三項により評議員會を開きその決議に基いて舊事務所跡に假建築をなし十三年三月竣工し再び舊位置に復した。

以上の事業施行については評議員會五回、規約改正委員會三回を開催した。

次に別途會計による販路擴張事業の内容は左の如し。

△北米合衆國に於る常設喫茶店補給茶は、前年の如く良茶供給の目的を以て萩原、渡邊、其他の喫茶店に照會し、更に新聞雜誌等の廣告についても夫々の向へ照會し、回報を待ちつゝある際九月一日の大震災あり、爲めに一時海外の事業を中止するに至つたのである。△本年度に入り日露國交の恢復說盛んに唱導せられたので、この機を逸せず紅、磚茶販路の實況を調査すべく派出員をハルビンに出張せしむる一方、滿洲朝鮮をも巡迴調査せしめた。△静岡、三重、兵庫、京都、九州の各研究所試験費を補助すること例年の如し。△本年度發行の茶業彙報には海外の状況、内地の事業等を蒐録し、震災にて焼失せる書類の缺を補ひ一冊に纏めて各方面に配付した。

大正十三年 (本年報告様式を變更す)

一、取締及検査業務。四月任用の製茶取締員を各府縣に派し地方機關と提携取締を勵行す。六月より九月まで

臨時検査員三名を任用東京、埼玉、奈良に配置して検査に當らしむ。規約第十五條により標準茶を設定し各地に配付す、静岡、三重、京都、大阪の各聯合會議所に費用

を交付し検査を囑託す。各府縣に於ける規約違反事項發見五百九十二件で夫々適當の處分をなす。違反事項の内容左の如し。

違反事項	件數	違反物件の處理	
		沒收	還付
不良茶の賣買製造	九	四	一
製茶の着色	四	一	一
着色茶の製造	一	一	一
標準茶以下製茶取引	五	一	一
製茶に他物の混入	一	一	一
緑茶の日乾製造	三七	一六	二一
緑茶の葉の製造	一六	一五	一
ヤケ葉の製造	一六	一五	一
乾燥不充分的製茶取引	二六	二六	一
異臭附着的製茶	四	一	一
荷造方法の規約違反	七	一	一
生葉の取扱及貯蔵不備	一〇	一〇	一
本茶中に於る茶葉過量	一	一	一
生葉中に於る茶葉過量	一	一	一
禁止機械器具の使用	三	三	一
組合未加入	三三	三三	一
無鑑札賣買	一一	一一	一
検査職務執行妨害	一	一	一
告發處	九	九	一
違約金徴收	一八	一八	一
調戒	一五	一五	一
沒收	四九	四九	一
還付	一五	一五	一

茶素原料無承認移出	—
無検査茶の移出	—
賣買證票の違反	—
検査證印の偽造	四
無検査茶袋使用	—
無荷票茶荷物移出入	—
荷票を再使用したるもの	九六
荷票指定場所外貼用	三
無荷票移出督促貼用	四
計	三一一
合	五九二

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員七名を囑託各種の調査研究をなす。製茶模範事業獎勵補助規程を制定、關西二府三縣製茶研究事業、静岡紅茶事業研究其他に補助をなす。國立茶業試驗場に練習生二名の養成を委託す。静岡縣大谷村本所々屬紅茶原種試驗園に於て引續き研究をなす。綠茶製造研究事業は豫算の關係より之を中止す。

三、販路擴張及調査業務。販路擴張委員十四名(内常務員三名)を囑託し調査研究及び業務執行上の諮問をなす。北米合衆國サン・アントニオ市神宮榮藏氏經營の日本喫茶園、桑港金門公園内萩原喫茶店、同市クリフハウス渡邊日本茶寮並に同市日本商品陳列館に優秀日本茶の

現品補給をなし宣傳に供す。	—
紐育市茶及珈琲貿易雜誌主幹ウキリアム・エツチ・ユーカー・ス氏茶業全書資料蒐集のため來朝につき要求により旅費を給し、埼玉、静岡、三重、京都、大阪その他の茶業を視察せしめ且つ接待す。	—
米國「茶及珈琲貿易雜誌」『ユーカー・ス茶及珈琲案内』及「露亞時報」等に廣告を掲載す。米國茶商協會に加盟し米國茶業統計、米國製茶最高検査官ジョージ・ミツチエル氏の検査成績等を受くる外海外公館より外務省通商局に達する茶況等を各當業者に周知せしむ。廣告補助規定を設け主なる本邦輸出商の海外宣傳廣告に補助す。爪哇バンドン市に開催の萬國茶業共進會に列席せる静岡縣聯合會議所植田、森兩技師に對し日本茶業代表者たるこ	—
計	二九
合	六九

員會二回、同常務委員會三回、全國會議所二回、標準茶設定委員會一回、臨時調査部打合せ三回、生産改良調査委員會一回、規約改正調査委員會一週間。

規約改正調査委員 三橋四郎次、木津慶次郎、大林雄也、藤田要之助、西郷昇三、伊藤悌藏、難波五百磨、鹽谷屬、久木元昭

販路擴張委員 松浦五兵衛、中村圓一郎、伊藤小左衛門、(以上常務委員) 大原重右衛門、木津慶次郎、渡邊辰三郎、栗谷喜八、笹野德次郎、伊藤悌藏、村上義温、伊藤仙太郎、三橋四郎次、尾崎伊兵衛、原崎源作、相澤喜兵衛

生産改良調査委員 宮本雄一郎、藤田平吉、加藤彌太郎、西郷昇三、繁田武平、前田源吉、岡本耕一

標準茶設定委員 松浦五兵衛、中村圓一郎、伊藤小左衛門、原崎源作、笹野德次郎、藤田平吉、野村四郎三郎

臨時調査部委員 中村圓一郎(主任) 宮本雄一郎(顧問) 原崎源作、三橋四郎次、宮地鐵治、石井晟一、田邊貢、桑原治郎右衛門、久保田一郎、森雅司、瀧恭三、小泉武雄、馬場寅藏、川福兼吉

職員の異動 △退職者、静岡出張所長海野孝三郎、本所書記大和眞人、静岡出張所書記馬場寅藏、本所囑託技師大林雄也、静岡検査所長遠藤彌三郎、四日市検査所長岡山定助、同検査員野崎善三郎、同助手岡彦四郎、茶園監督杉山彦三郎、横濱囑託検査員村松淑正、紅茶研究所囑託伊達民三郎、

とを囑託す。佛領印度支那農林局長イーブ・アンリー氏外二名本邦茶生産状態その他視察につき之を案内し取引關係については静岡縣聯合會議所に一任す。大正十四年四月より佛國巴里に於て開催さるべき美術工藝品博覽會日本協贊會に加盟し同會經營の休憩所に於て日本茶接待のため本邦茶の現品寄附をなす。販路擴張の事務については常に本邦内製茶生産状況、海外製茶需用の調査、參考品の蒐集、茶業彙報の發行等夫々の事業を行ふ。臨時調査部に於ては日本茶全般の調査を遂げたが、静岡紅茶研究場は豫算の關係上之を廢止した。

四、其他の業務。静岡出張所は三月三十一日限り之を廢止す。委員を設けて規約、規程類の改正に關する研究調査起草を遂げ、四十六回定時會に提出の運びとなし、同會議に於て決定した。一月中三重縣宇治山田市に於て十一月中京都市に於て全國茶業組合會頭會議を開き各種の協議を遂げた。

- ◇役員の改選 (四十六回定時會、全部重任) △會頭大谷嘉兵衛 △副會頭尾崎伊兵衛 △理事相澤喜兵衛 △評議員 松浦五兵衛、中村圓一郎、笹野德次郎、大原重右衛門、木津慶次郎、渡邊辰三郎、栗谷喜八
- ◇各種の會合 定時中央會議一回、評議員會八回、販路擴張委

中央會議所各年業務報告

同前原重一。△就任者、參事加藤德三郎(前本所書記) 參事西郷昇三(前販賣事務取扱)書記古澤惠曉、臨時検査員小泉修造、同池田幸太郎、同淺野幾太郎、練習生足立東平、同池山政男

大正十四年

一、取締及検査業務。各府縣に取締員を派し地元聯合會議所と共力取締検査を勵行すると共に、各聯合會議所に囑託検査員を置き検査の勵行と生産取引の調査に當らしむ。標準茶の設定例年の如く、第四十七回定時會の決議により製茶の検査違約處分及賦課徴収に關する事務の執行を左の聯合會議所並に茶業組合に囑託した。

東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、長崎、埼玉、茨城、奈良、三重、静岡、滋賀、岐阜、和歌山、愛媛、高知、福岡、熊本、宮崎、鹿兒島、岡山

右の外静岡、三重、京都、大阪の各聯合會議所に費用を交附して輸出茶の検査を勵行せしむ。又各府縣に於ける取締検査の統一を計るため囑託検査員打合會を開いたがその打合事項は左の如くであつた。

製茶の取締検査及處分に關する事項 茶業組合規則第一條による茶業者の解釋其他 統計及諸調査報告に關する事項 統計様式に關する件其他會

(八四二)

計事務に關する事項 賦課金徴収に關する件其他 二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員七名を囑託各種の調査を遂ぐ、事業補助規程を定め各府縣の模範事業に補助することとした。その規程左の如し。

第一條 製茶改良發達ノタメ聯合會議所茶業組合若ハ茶業者團體ノ經營ニシテ本所ノ認定スル左ノ模範タルベキ事業ニ對シ補助金ヲ交附ス

(イ)茶樹栽培並ニ綠茶、紅茶、磚茶ノ製造研究事業 (ロ)製茶機械使用研究事業 (ハ)講習講話並ニ品評會

第二條 補助額ハ毎年本所豫算ヲ以テ之ヲ定メ若シ補助スヘキ總額此豫算高ニ超過スル時ハ豫算ヲ以テ打切り之ヲ補助ス

第三條 補助金ノ申請ヲナサントスル者ハ毎年四月三十日マテニ其豫算ト共ニ事業施行方法ヲ所轄聯合會議所ヲ經由シテ届出テ事業終了ノ上ハ決算報告及且事績ヲ報告スヘシ

第四條 本所ハ前條手續ニヨル申請者ノ事業成績ヲ考査シ補助金ヲ決定シ之ヲ交附スルモノトス

附則 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ施行シ從前ノ製茶模範事業獎勵補助規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス 本年度の練習生二名を國立茶業試驗場に委託養成し、静岡縣安倍郡大谷村にありし本所々屬紅茶原種試驗茶園は適當なる擔當者がなかつたので已むなく苗種を茶業試驗場その他に移植し之を廢止した。本年は奈良縣に於て第

六回製茶品評會を開き十月褒賞授與式を舉行した。製茶中に含有する『ウキタミン』研究の爲め理化學研究所及農科大學に囑託し各種の試験研究をなしその成績を發表した。第四十八回臨時中央會議に於て決議となれる生産改良事業費金一萬圓は左の臨時規程により生産改良、宣傳事業費補助に充當した。

第一條 本規程ニ依リ大正十四年度聯合會議所ノ施行スル生産改良宣傳事業ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交附ス

第二條 前條ニヨル補助金ハ申請額ノ十分ノ七以内トス

第三條 本規程ノ適用ヲ受クヘキ生産改良宣傳事業ハ講演會集談會印刷物配布新聞廣告其他本所ニ於テ有効ト認ムルモノタルコトヲ要ス

第四條 補助ノ申請期日ハ大正十四年十月三十一日迄トシ宣傳計畫ニ經費豫算ヲ添附シテ申請スヘシ又事業施行ノ上ハ其詳細及費用ノ精算書ヲ提出スヘシ

第五條 宣傳計畫ニハ宣傳ノ方法及順序場所、期日、回数等ヲ明記シ經費豫算ハ會場費人件費印刷費廣告費雜費等ニ區分計上スヘシ

第六條 補助スヘキ金額ハ本所ニ於テ之ヲ考査シ事業施行前ニ通知スルモノトス

第七條 補助金ハ提出セル精算書ヲ調査シ之ヲ交附スルモノトス

中央會議所各年業務報告

第八條 本所ノ承諾ナクシテ計畫ヲ變更シ施行シタル時若ハ精算書カ事實ニ相違アリト認メタルトキハ補助金ノ一部ヲ取消スコトアルヘシ

三、販路擴張及調査業務。販賣委員十四名(内常務員三名)を囑託し各種關係事項の調査研究並に業務執行上の諮問をなした。北米合衆國サン・アントニオ市神宮榮藏氏經營の日本喫茶店、桑港金門公園萩原喫茶店、同市クリフハウス大野日本茶寮、並に日本商品陳列館、サンデイゴー淺川日本喫茶店、佛領印度支那ヘノイ日本商品陳列館に何れも現品補助をなし純日本茶の宣傳に資す。紐育茶及珈琲貿易雜誌、スパイスミル、露亞時報、訪歐飛行記念號其他に日本茶宣傳の廣告をなした。紐育ペイン氏外一名に囑託し米國に於ける茶況の通信及諸般の調査を依頼し其報告を受けた。ハルビン日本商品陳列館、桑港日本商品陳列館及佛領印度支那ヘノイ日本商品陳列館に日本茶の出品陳列をなした。『廣告補助規程』を制定し本邦茶輸出商の海外廣告宣傳に對し補助金を交附した。その規程は左の如くである。

第一條 本規程ニヨリ海外各地ニ對シ日本茶ノ直接廣告ヲナス製茶輸出業者ニ豫算ノ範圍ニ於テ補助金ヲ交附ス

第二條 本規程ハ本邦茶ヲ現ニ需用シ若ハ將來需用ヲ開發スル見込アリト認ムル海外諸國ニ於テ製茶輸出業者カ新聞雜

(八四三)

誌ボスター通信廣告、其他本所ニ於テ有効ト認ムル手段方法ニヨリ直接日本茶ヲ廣告宣傳スルモノニ適用ス

第三條 本規程ノ適用ヲ受クヘキ製茶業者ハ其ノ最近三ヶ年間ノ平均數量一ヶ年十萬ポンド以上ヲ輸出シタルモノトス

第四條 補助申請者ハ廣告計畫ニ費用概算見積書ヲ添付シテ

七月三十一日迄ニ申請スヘシ又事業施行ノ上ハ該年度内ニ

其詳細及費用精算書ヲ提出スヘシ

第五條 補助金額ハ本所ニ於テ審査シ決定スルモノトス申請者ハソノ決定額ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス但シ補助金額

査定ノ割合ハ申請金額ノ三分ノ二以内トス

第六條 補助金ハ申請者カ廣告ニ要シタル支途ノ明瞭ナル時

之ヲ交付ス

第七條 前條ニヨリ支途ノ明瞭ナラサル時若ハ廣告計畫ニ相當スル事業ヲ施行セサル時ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ取消

ヲナスコトアルヘシ

附則 本規程ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行シ大正十三年

年度制定ノモノハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

米國茶業組合に加盟し米國茶業統計、輸入茶検査成績、及海外公館より外務省通商局經由の茶況其他之を入手次第當業者に周知の方法を講じた『對露製茶取引』の端緒が開かれたので、上海露國製茶トラスト代表部に日本茶見本を送り其批評を求め又來朝せる露國貿易代表其他と

製茶取引の交渉を開始した。米國獨立百五十年記念費府萬國博覽會に参加し日本茶を出品することに決定、其準備を進めた。販路擴張の事務に於ては専ら本邦内製茶の生産移動消費狀況、海外に於ける製茶の生産、需用狀況調査、參考品の蒐集、茶業彙報の發行等夫々の方面に努力を拂つた。大正十三年中に調査したる本邦茶業資料は之を英譯しユーカーズ氏茶業全書編纂資料に供した。加奈陀及び東洋諸國に於ける販路擴張事業は米加兩國に於ける大廣告宣傳事業に集注するの方針に改めたので一先づこれを中止した。十四年三月中に集談會を催し、西、原、緒方三氏の講演を乞ひ印刷配布す。第四十八回臨時中央會議に於て對米五箇年繼續大宣傳廣告計畫は、その事業を新に組織せる特別販路擴張委員會に囑託し、方針の樹立、事業の執行に當り、十四年徵收の經費を以て十五年四月からその第一年計畫を實施した。該事業に關しては、同様臨時會の決議により、大谷會頭は、請願委員中村圓一郎、松浦五兵衛、木津慶次郎、三橋四郎次、繁田武平諸氏と共に、請願書を各大臣に提出した。

請願書 製茶販路擴張資金トシテ一箇年金十萬圓ヲ大正十四年度ヨリ同十八年度ニ至ル五箇年間繼續國庫補助相仰度第四十八回茶業組合中央會議ノ決議ヲ以テ別紙理由書相添ヘ

此段請願仕候也 (理由書略)

農林大臣岡崎邦輔、商工大臣野田卯太郎、大藏大臣濱口清幸、外務大臣幣原喜重郎宛

四、其他の業務。 四月中熊本市に於て全國茶業組合會頭會議を開き、本所提出協議及報告事項並埼玉、京都、三重、高知、大阪各府縣提出事項を附議した(會議記録は別に掲出)。同年中多年茶業の開發に盡瘁せる前農商務省農産課長伊藤悌藏氏並に前國立茶業試驗場長宮地鐵治氏に記念品を贈呈し、又前中央會議員故岡山定助氏及故吉永仁藏氏遺族に弔祭料を贈呈した。同年中開會の各會議左の如し。

定時中央會議一回、臨時中央會議一回、評議員會五回、販路擴張委員會四回、同常務委員會二回、標準茶設定委員會一回、生産改良調査委員會二回、全國會頭會議一回、囑託検査員打合會一回。

各種委員職員左の如く囑託及び異動があつた。

- ◇販路擴張委員 松浦五兵衛、中村圓一郎、木津慶次郎(以上常務) 大原重右衛門、渡邊辰三郎、粟谷喜八、笹野徳次郎、伊藤悌藏、三橋四郎次、原崎源作、伊藤仙太郎、尾崎伊兵衛、相澤喜兵衛、間部彰
- ◇生産改良調査委員 宮本雄一郎、藤田平吉、加藤彌太郎、杉本久三郎、繁田武平、前田源吉、岡本耕一

大正十五年 (昭和元年)

一、取締及検査業務。 取締員を派遣し且つ囑託検査員を配置し各府縣聯合會議所と協力取締検査及び生産取引調査をなし、規約第十五條の標準茶設定をなし、検査違約處分及賦課金徵收事務の執行を神戸市茶業組合に囑託し、静岡、三重、京都、大阪の各聯合會議所及神戸市茶業組合に費用を交付して輸出検査を勵行せしめ、各府縣囑託検査員打合會に於ては

△茶業取締に關する省令改正の件(京都林屋の文化茶を限り適用して差支なき事の外取扱上統一を期する事) △改正規約に基き取扱の統一を期する事。 △經費分擔金徵收、製茶検査施行細則の解釋取扱に關する件。 △十五年度豫算執

行、府縣茶業統計、同豫算形式等に關する件。△賦課金徵收及納入方、及び荷票貼用方に關する件。△府縣外移出茶荷造統一に關する研究。

等を協定した。規約違反は百十二件で内違約金徵收五十四件、訓戒五十八件、違反物件は沒收十九件、還付八十六件を算した。總件數の内譯はで

無荷票移出入六〇、着色茶製造一〇、同上賣買二、不良茶賣買製造二、他物混入一、日乾製造二、ヤケ葉製造二、異味異臭二、生葉取扱不備五、荷票再使用六、無鑑札賣買七、無檢印茶袋二、禁止機械器具の使用一

で、違反の多きは神奈川、滋賀、石川、高知、愛媛、宮崎等であつた。

二、生産改良及製茶研究業務。委員七名を囑託生産改良の調査研究をなし、各府縣聯合會議所の製茶機械使用

法講習會に對して夫々補助金を交付し、養成したる技術員により各府縣に茶業の指導をなし、製茶ウキタミンに關し理研及農大に囑託して試験研究をなしその行程をフヘルムに收め、販路の擴張及調査業務については、委員十五名を囑託調査研究し、六月より開會の米國費府博に製茶を出品し英文小冊子團扇の無代配布をなし、尙ほ同博内に日本産茶協會と共に日本茶寮を設け神宮榮藏氏に擔當せしめ、委員三橋四郎次氏を同博に派遣す。尙ほ、

サンアントニオ神宮喫茶店、桑港金門公園萩原喫茶店、桑港日本商品陳列館、サンデイゴ淺川喫茶店、ロシアンゼルス日本領事館等に現品補助をなし純日本茶の宣傳に資す、日本茶宣傳廣告はニューヨーク茶及珈琲貿易雜誌、スパイスミル誌、ジャバパンタイムス特別號、ジャバパンシルク特別號その他に掲載した。ニューヨークのペイン氏外一名に茶況通信報告を囑託する外、米國茶業組合に加盟し、各種の資料蒐集に努め、更に對露輸出の擴張を圖るため西郷參事を上海に派し各方面の視察をなさしめ、その他參考品の蒐集、茶業彙報の發行、ユーカーズ氏茶業全書の資料追加をなしたる外、對米特販宣傳事業は十五年度分は雜誌廣告とす。その總豫算は

(歳入) △中央會一、一五、〇〇〇圓 △静岡縣聯合會一八五、〇〇〇圓 △神越金二一、五〇〇圓 △雜收入五〇〇圓 △合計三三二、〇〇〇圓
(歳出) △事務費二、六〇〇圓 △委員會費一、二〇〇圓 △事業費三一五、〇〇〇圓 (内廣告費三〇〇、〇〇〇圓) △雜支出一、〇〇〇圓 △設備費二、三〇〇圓 △合計三三二、〇〇〇圓

で、廣告掲載の雜誌は婦人家庭雜誌(費府)家政雜誌(紐育)アメリカン雜誌(同)週刊時事文藝財政評論(同)

農夫の妻(セントポール)成功せる農業(デイモン)農園と墟邊(紐育)農業雜誌(費府)等で特販委員會は總裁大谷嘉兵衛、委員長中村圓一郎、委員(中央)松浦五兵衛、三橋四郎次、伊藤悌藏、木津慶次郎(静岡)原崎源作、藤江勝太郎、シーグフリード、ヘリヤ、ゴツトリ

一、プロ、マツケンジ(官廳)北里善從の諸氏であつた。三、其他の業務。十月埼玉縣川越市で第六回茶業組合會頭會議を開く(その内容は別項所載)十五年中の會議の數は定時會(三月)一回、評議員會五回、販路擴張總委員會四回、販路擴張常務委員會五回、標準茶設定委員會一回、生産改良調査委員會二回、全國會頭會議一回、囑託検査員打合會一回等であつた。同年中の委員職員検査員左の如し。

△販路擴張委員 松浦五兵衛、中村圓一郎、木津慶次郎、大原重右衛門、渡邊辰三郎、栗谷喜八、笹野德次郎、伊藤悌藏、三橋四郎次、原崎源作、伊藤仙太郎、尾崎伊兵衛、相澤喜兵衛、間部彰、首藤安人

△生産改良調査委員 宮本雄一郎、藤田平吉、前田源吉、岡本耕一、繁田武平、林勝次郎、小森久郎

△標準茶設定委員 中村藤吉、原崎源作、笹野德次郎、上田榮吉、尾崎角次郎

△特販委員 松浦五兵衛、三橋四郎次、木津慶次郎、伊藤悌藏

中央會議所各年業務報告

職員 囑託技術員宮地鐵治

△囑託検査員 (東京)小泉修造 (京都)池田傳 (大阪)港昭 (神奈川)村松淑正 (兵庫)藤井藤吉 (長崎)坂井喜造 (埼玉)淺野幾太郎 (茨城)田中米吉 (奈良)宇佐美貞三 (三重)高山傳七 (滋賀)和田順三郎 (岐阜)森光之助 (石川)新宅一郎 (和歌山)土肥豊 (愛媛)森義夫 (高知)土居實 (福岡)松崎喜藏 (鹿児島)内田晋一 (熊本)飯塚和吉 (宮崎)西井甚一郎 (岡山)濱田敏 (神戸)石津一郎

昭和二年

一、取締及検査業務。各府縣に取締員を派遣又は囑託検査員を配置して検査並に調査に従事せしめ、標準茶を設定配付し、静岡、三重、京都、大阪の各聯合會議所及神戸門司茶業組合に費用を交付し輸出茶検査を勵行せしめた。各府縣の規約違反事項は二〇五件で内違約金徵收九一、訓戒一一四、沒收五、還付四三の處分をした。違反事項の内譯左の如し。

△不良茶の賣買製造四 △無荷票茶荷物移出入三五 △荷票再使用八 △其他(荷票違反、立袋無検査、容量違反、標準茶以下等)一五八 △合計二〇五

各府縣に於ける取締検査の統一を計るため囑託検査員打合會を開き

規約改正の件、經費分擔金賦課金徵收規程改正の件、製茶として取扱ふもの、標準を定むる件(碾茶、綠茶、煎茶、粉、文化茶、板茶、紅茶など)、昭和二年標準茶に關する件、検査狀況及違反事件報告の件、本所事業及各府縣統計に關する件等を協議夫々協定した。

二、生産改良及製茶研究業務。委員七名を囑託して之に諮問し、各府縣の製茶機械使用法講習會に補助金を交付してその事業を助成した。又囑託技師を任用し各府縣に對し講習講話の指導をなし國立茶業試驗場に練習生二名を委託養成し、ウキタミン研究を理研農大に囑託し、その研究試験を活動寫眞又は小冊子を以て發表し、乾燥獎勵のため鹽化コバルト檢定法の普及に努め、十月中國立試驗場に於て全國技術員打合會を開き、本所提出種子の改善、木草混入防止、製茶の貯藏荷造方法その他、農林省諮問『茶業の經營改善上必要と認むる事項並に之が普及上適切なる指導方法如何』及び茨城、奈良、滋賀等提出事項を協議決定す。

三、販路擴張及調査業務。委員十一名を囑託し販路擴張に關する諮問をなし、米國サンアントニオ神宮喫茶店桑港秋原喫茶店、同日本商品陳列館、サンディゴー淺川喫茶店に現品補助をなし、紐育茶及珈琲貿易雜誌、スバ

ドルトラフト誌、田舎の紳士、農業雜誌 △紐育農業と植造

△セントポール農夫の妻 △デモイン成功せる農業

右に對する特販委員は左の如くである。

△總裁松浦五兵衛 △委員長中村圓一郎 △委員中島兼吉、

三橋四郎次、山本寅三郎、高桑豐治(以上中央會)原崎源作、

藤江勝太郎、ヘリヤ、ゴットリフ、マツケンヂ、シーゲ

フリード(以上静岡縣聯合會)北里善從(官廳)

四、其他の業務。四月中愛媛縣道後に於て第七回全國

茶業組合聯合會議所會頭會議を開き本所提出『本所ノ生

産改良方針實行ニ關スル件』外大阪府、京都府、奈良縣

等の提出に係る諸問題を協議決定し、輸出検査制度研究

の爲め非公式研究會を三回開會したる外、同年中諸會議

は左の如く開會した。

定時中央會議一回、評議員會三回、販路擴張常務委員會三回

生産改良調査委員會二回、囑託検査員打合會一回、販路擴張

總委員會一回、標準茶設定委員會一回、全國會頭會議一回、

全國茶業技術員打合會一回

同年中の役員異動及囑託各委員左の如し。

◇役員就任(會頭)松浦五兵衛 (副會頭)大原重右衛門 (評

議員)中村圓一郎、尾崎元次郎、笹野德次郎、木津慶次郎、

玉井源次郎、栗田武平、栗谷喜八 △同上退任(會頭)大谷

嘉兵衛 (副會頭)尾崎伊兵衛 (理事)相澤喜兵衛 (評議

中央會議所各年業務報告

イスマル誌、大朝英文日本誌、露國雜誌ゴロス、ヤボ
ーニー、同經濟時報等に日本茶宣傳の廣告をなす。在米
紐育水關氏外一名に茶況通信及調査を囑託し米國茶業組
合に加盟して統計、検査成績茶況等の報告を獲得一般に
周知せしめ、對露製茶貿易につき在上海茶方エヌ・ヂエ
ー・シエバルデイシエフ氏を二回招聘見本の検査を請ひ、
新設埃及カイロ商品陳列館に本邦茶を出品し、内外製茶
の需用狀況を調査し參考品等の蒐集配布をなし、特販委
員を囑託し前年に引續き宣傳施行の事に従つた。二年度
の特販事業豫算は、

(歳入) △中央會一二〇、〇〇〇圓 △静岡縣聯合會一九三、

〇〇〇圓 △繰越金一三、五〇〇圓 △雜收入五、五〇〇圓

△合計三三二、〇〇〇圓 (歳出) △事務費二、五〇〇圓(雜

給一、八〇〇圓、需用費七〇〇圓) △委員會費一、〇〇〇圓

△事業費三二五、〇〇〇圓(廣告費三〇〇、〇〇〇圓、交際費

五、〇〇〇圓、旅費及雜費一〇、〇〇〇圓、ポスター印刷費一

〇、〇〇〇圓) △雜支出一、〇〇〇圓 △豫備費二、五〇〇圓

△合計三三二、〇〇〇圓

で廣告掲載の雜誌は大體前年通りなるも二三變化した(雜
誌掲載の年度は昭和三年四月より四年三月に至る)その
雜誌名左の如し。

△費府婦人家庭雜誌、マツコール誌、アメリカン雜誌、ニ

員)中村圓一郎、松浦五兵衛、笹野德次郎、渡邊辰三郎、

木津慶次郎、栗谷喜八、大原重右衛門 (死亡)副會頭大原

重右衛門、評議員木津慶次郎

◇販路擴張委員 首藤安人、右手寛太郎、間部彰、三橋四郎

次、中島兼吉、山上誠一郎、尾崎元次郎、高桑豐治、宮本

雄一郎、山本寅三郎、原崎源作

◇生産改良調査委員 前田源吉、宮本雄一郎、遠藤泰吉、小

森久郎、種渡次右衛門、中川幾太郎、小堀甚三郎

◇標準茶設定委員 遠藤泰吉、山本寅三郎、笹野德次郎、渡

邊辰三郎、加藤彌太郎

◇特販委員 中島兼吉、三橋四郎次、山本寅三郎、高桑豐治

◇職員異動 就任 囑託技師宮地鐵治、囑託員土田友一

◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田傳、大阪港昭、神奈

川村松源正、兵庫藤井藤吉、長崎清田文一、埼玉淺野幾太

郎、茨城太田義十、奈良宇佐美貞三、三重高山傳七、滋賀

和田順三郎、岐阜森光之助、石川新宅一郎、和歌山土肥豊、

愛媛青野忠平、高知土居實、福岡松崎喜藏、鹿児島鶴藤政

市、熊本飯塚和吉、宮崎西井甚一郎、岡山濱田敏、神戸石

津一郎、門司早田恒重

昭和三年

一、取締及検査業務。製茶取締員を各府縣に派し、及

各府縣聯合會議所又は茶業組合に囑託検査員を配置し
取締検査及生産取引の調査をなし、標準茶の設定例年の
如く、静岡、京都、三重、大阪、長崎、福岡の各聯合會
議所及神戸茶業組合に費用を交付して輸出茶の検査を勵
行せしめ、各府縣の規約違反事項は夫々適當の處分をな
さしめ、各府縣製茶取締検査の統一を計るため囑託検査
員打合せを開き、規約改正の件、經費分擔金徴收規程に
よる荷票取扱方の件、三年度標準茶及承認件目に關する
件、本所事業及各府縣統計其他の報告、及び製茶取締檢
査に關する件その他の事項を協議研究した。

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員七名
を囑託して業務執行上の諮問をなし、各府縣の會議所生
産改良事業に對してそれ／＼補助金を交付し、自園自製
の獎勵、機械製茶法講習及指導、茶葉摘採改善の講習等
をなさしめ、囑託技師を各府縣に派し講習講話その他に
より指導し、國立茶業試驗場に練習生の養成を委託し、
ウキタミンの研究は理研及農大に囑託し活動寫眞又は小
冊子で發表する外、製茶の乾燥改善を獎勵するため鹽化
コバルト檢定法の普及に努む。

三、販路擴張及調査業務。販路擴張委員十一名を囑託
して諮問をなし、北米合衆國サンアントニオ神宮製茶店

桑港金門公園萩原製茶店、桑港日本商品陳列館、サンデ
イゴイ浅川製茶店に現品補助をなし純日本茶宣傳に資し
露國雜誌ゴースト、ヤポニー、同經濟時報、大阪毎日
英文『日本の現在將來』及び大阪朝日英文『御大典號』
に廣告をなし、米國紐育水關氏外一名に囑託し米國に於
ける通信調査を依頼し、一面米國茶業組合に加盟し統計
検査、茶況等を入手し一般當業者に周知せしめ、上海全
露中央購買組合同盟支部より茶方シエルビル及デホミ
ロフ兩氏を招聘し對露取引見本の決定荷渡の検査を請ひ
販路擴張事務に於ては内外需用の調査、參考品の蒐集、
茶業彙報を編輯した又、米加兩國に對する特販事業は、
昭和二年度分を三年四月より施行す、その大要左の如し
△經費豫算 (歳入) 中央會支出二〇、〇〇〇圓、静岡
縣聯合會支出一九三、〇〇〇圓、繰越金一〇〇圓、雜收入一、
九〇〇圓、合計三一五、〇〇〇圓 (歳出) 事務費二、五〇〇
圓、委員會費一、〇〇〇圓、事業費三一〇、〇〇〇圓(廣告費
三〇〇、〇〇〇圓、交際費三、〇〇〇圓、旅費及雜費七、〇〇
〇圓) 雜支出五〇〇圓、豫備費一、〇〇〇圓 合計三一五、〇
〇〇圓
△廣告掲載の雜誌 (費府) 婦人家庭雜誌、マッコール誌、
アメリカン雜誌 婦人世界、(紙育) 農業と健康、農業雜誌、
(セントポール) 農夫の妻、(デモイン) 成功せる農業

△雜誌以外の廣告 日本茶廣告幻燈十組を調製して教化宣
傳をなし、米國茶業組合施設萬國茶業聯合廣告に加盟し、紐
育茶コーヒー貿易雜誌、スパイスミル雜誌にも廣告し、英文
小冊子『日本茶の葉』十萬部を刊行、ロングビーチ夏季博覽
會に日本茶の陣列をなし無代配布をなす。

△特販委員 (總裁) 松浦五兵衛 (委員長) 中村圓一郎 (委
員) 中島兼吉、尾崎元次郎、山本寅三郎、高桑豊治、以上中
央會、原崎源作、藤江勝太郎、ヘリヤ、ゴットリーブ、マツ
ケンヂ、シーゲフリード以上静岡縣聯合會、吉永時次
以上官廳

尚ほ松浦會頭は西郷參事を伴ひ九月末『ソヴェート、ロ
シヤ』に出張、浦鹽、モスコ、チフリリス、オデツサ、
レーニングラード等の茶業規程をなし十二月歸朝した。
四、其他の業務。五月中岡山市に於て第八回全國會頭
會議を開き左記諸件の協議をなす。

- △本所提出諮問 一、本邦茶の新販路を擴張し之を助長する
爲め各府縣に於て施設すべき適切なる事業及その實行方法如
何 二、茶業組合の充實を圖り其活動を促進すべき方法如何
△長崎縣提出 番茶粉茶の製茶荷票料金減額の件
△岐阜縣提出 荷票制度改正の件
△大阪府提出 一、茶業組合役員表彰の件 一、刈落晩茶
に對する府縣外移出荷票制定に關する件

△京都府提出 一、茶業組合規則改正の件(第十三條但書削
除、第十九條中『地方長官の認可を受くべし』を削除、第二
十二條中全國組合員中よりの下に『選舉すべし』を加へ以下
を削除) 一、次年度より一層品質改善の獎勵費を増加され
んことを要望の件 一、政府に對し製茶の生産改良並海外販
路擴張補助費要望の件
右會頭會議の外定時會一回、評議員會二回、囑託検査員
打合せ一回、販路擴張總委員會一回、標準茶設定委員會
一回を開き、更に製茶販路擴張費國庫補助請願、ウキタ
ミン研究に關する建議、紅茶輸入關稅存續に關する意見
書提出、製茶貨物等級改正建議の爲め本所役員數回互
り商工、大藏、外務、鐵道の各省に請願建議した。
△役職員異動。同年中の役員異動、委員検査員の囑託
左の如し。

- ◇販路擴張委員 首藤安人、綾部小太郎、間部彰、渡邊辰三
郎、中島兼吉、山上誠一郎、尾崎元次郎、高桑豊治、宮本
雄一郎、山本寅三郎、原崎源作
◇生産改良調査委員 前田源吉、丸尾結六、遠藤泰吉、小森
久郎、種波次右衛門、丸山徳次郎、初見周吉
◇標準茶設定委員 遠藤泰吉、山本寅三郎、笹野徳次郎、中
村兼吉、加藤彌太郎
◇特販委員 中島兼吉、尾崎元次郎、山本寅三郎、高桑豊治

◇役員異動 (就任) 副會頭栗谷喜八、評議員野呂與之助、理事三橋四郎次 (辭任) 評議員栗谷喜八

◇茶業練習生 落合千年、野下勇吉

◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田博、大阪港昭、神奈川村松淑正、兵庫佐賀多一郎、長崎溝田文一、埼玉淺野義太郎、茨城太田義十、奈良宇佐美貞三、三重高山傳七、滋賀和田順三郎、岐阜森光之助、石川新宅一郎、和歌山土肥豊、愛媛青野忠平、高知土居宣、福岡田中登一、鹿児島鶴藤政市、神戸石津一郎、門司早田恒重

昭和四年

一、取締及検査業務。製茶取締員を静岡、岐阜等に派する外各府縣に囑託検査員を配置し検査取締調査をなし静岡、京都、三重、大阪、長崎、福岡の各府縣會議所及神戸市茶業組合に費用を交付して輸出茶の検査を勵行した。各府縣に於ける規約違反事項は三四七件で内違約金徴收六三件、罰成二八五件、没收三五件、還付五九件であつた。違反事項の内譯左の如し。

△不正不良茶の製造賣買五七件 △無荷票茶荷物移出入一三一件 △荷票再使用三件 △組合未加入二五件 △其他一三一件 (不正不良中には着色、燻臭、酸酵ヒバエ葉、中火茶日乾、乾燥不充分、標準以下の茶等を含み、其他の中には、荷

票貼用方法、茶荷物表記、自動車移入、業務執行妨害、木炭混在、破損火爐使用、火爐取付不注意、茶葉原料無斷處理等を含む。)

囑託検査員打合會に於ては、本所規約の改正、承認の姫茶、同意の松葉茶及び茶業統計其他報告の件を指示し、協議研究事項として製茶検査施行細則取扱、府縣外移出茶容器並に荷造統一に關する件、囑託検査員講習會の件等を附議決定した。

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員會に對し業務上の諮問をなし、各府縣會議所の生産改良事業に對し補助金を交付し、囑託技師を各府縣に派遣して指導をなし、國立茶業試験場に練習生の養成を委託し、ヴキタミン研究及その宣傳に引き続き力を致し、鹽化コバルト檢定法の普及をも繼續した。

三、販路擴張及調査業務。販路擴張委員十名を囑託し各種の諮問をなし、米國サンアントニオ神宮喫茶店、桑港秩原喫茶店、同日本商品陳列館、サンデイゴイ淺川喫茶店等に現品補助をなし、露國雜誌ゴロス、ヤボーニ、同經濟時報、日露年鑑、ジャパン、マガジン誌、ガイド、ブツク等に廣告し、米國紐育水關氏外一名に囑託し茶況通信調査を依頼し、米國茶業組合に加盟、その便

を得ること同年の如く、上海露國セントルサニエ支那茶方シェーニンダ氏を聘し取引見本の決定荷渡の検査を請ひ、内外の需用供給状況を調査し參考品の蒐集、茶業彙報の編輯配付等をなした。昭和四年度分の特販事業經費豫算は左の如くである。

(歳入) 中央會支出二〇、〇〇〇圓、静岡縣聯合會支出一九三、〇〇〇圓、繰越金一九、四三七圓、雜收入九〇〇圓、合計三三三、三三七圓 (歳出) 事務費二、二〇〇圓、委員會費八〇〇圓、事業費三二七、〇〇〇圓(廣告費三二〇、〇〇〇圓、交際費五、〇〇〇圓、旅費及雜費、一、一〇〇圓) 雜支出五〇〇圓、豫備費二、八三七圓 合計三三三、三三七圓

右の豫算を以て施行したる廣告宣傳事業は四年三月までは前年度分を續け、四月よりは雜誌を多少變更し、スペースも多少の變更を用ひ全米的に繼續廣告をなした。雜誌の種類は

(費府) 婦人家庭雜誌、農業雜誌、(紐育) マッコール、アメリカン雜誌、婦人世界、農業と爐邊、(セントポール) 農夫の妻、(デモイン) 成功せる農業

の八種で、この外紐育のスパイスミル誌及茶珈琲貿易雜誌に毎月一回一頁の廣告をなし、更に米國茶業組合施設萬國聯合廣告運動に對し金八千弗を支出加盟したる外、小冊子十五萬部を印刷し、輸出各商館へ九萬部本邦内各

ホテルへ八千部、ターボンにより消費者へ直送一萬七千四百七十五部、其他タムソン商會視察員等に二萬七千九百二十五部を配布し、且つ本邦觀光客茶業視察者其他にも配布して宣傳し、大朝、大毎の英文號にも廣告し、對米廣告事業の處理及調査は渡米の石井農一幹部に依頼した。同年の特販委員左の如し。

△總裁松浦五兵衛 △委員長中村圓一郎 △委員中島兼吉、高桑豊治、山本寅三郎、本間義三郎(以上中央會) 原崎源作、松下幸作、マッケンジー、ヘリヤ、シーグフリード(以上静岡縣聯合會) 宮崎謙太(官廳) △幹事宮本雄一郎、石井農一

右特販事業以外露國輸出の日本茶荷物に對し『ポスター』を挿入し、東京上野に開會の食糧品展に茶を出品し、白耳義リエージ市に五年四月より開催すべき獨立百年記念リエージ産業科學及應用科學萬國博に日本茶出品を決定出品物及びリーフレット等を發達した。又モロッコ新販路開拓のため本所島居囑託を同地に派遣した。

四、其他の業務。製茶販路擴張費國庫補助申請、輸出補償制度に關する建議、紅茶輸入關稅存積に關する建議茶業專任技師設置に關する建議のため本所の役員數回に亙り、商工、大藏、農林、外務、鐵道の各省に街頭建議申請をなし、記念事業として計畫中の日本茶業大鑑編纂

中央會議所各年業務報告

に關しては専ら資料の蒐集整理を進めた。

△各會議 定時中央會一回、評議員會一回、囑託検査員打合會一回、販賣擴張委員會一回、生産改良調査委員會一回
 ◇販賣擴張委員 綾部小太郎、間部彰、渡邊辰三郎、中島兼吉、山上誠一郎、本間義三郎、高桑豊治、宮本雄一郎、山本寅三郎、原崎源作

◇役員職員の異動 (退任) 評議員栗谷喜八、書記古澤惠曉 (就任) 評議員清田文吉、囑託鳥居久作、雇員木場恒助
 ◇茶業練習生 持永健、野下勇吉

◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田傳、大阪港昭、神奈川村松淑正、兵庫佐貫多一郎、長崎清田文一、埼玉淺野幾太郎、茨城太田義十、奈良宇佐美貞三、三重高山傳七、滋賀辻本角治郎、岐阜遠藤竹次郎、石川新宅一郎、和歌山土肥豊、愛媛並松傳十郎、高知土居實、福岡柿原敬次郎、鹿児島鶴藤政市、熊本飯塚和吉、宮崎井上大作、岡山濱田敏、神戸石津一郎、門司早田恒重

昭和五年

一、取締及検査業務。取締員を静岡、愛媛、高知の各縣及大阪、神戸に派し且つ囑託検査員を配置し、取締、検査及調査をなし、静岡、京都、三重、大阪、長崎、福岡の各府縣會議所及神戸市茶業組合に費用を交付し輸出茶

〔八五四〕

の検査を勵行した。各府縣の規約違反事項は總數一、四七五件で、内告發三件、違約金徴收七六件、訓戒一六三件、沒收二三件、還付一一一件を算した。違反事項の内譯は左の如くである。

△不正不良茶の製造賣買四一件 △無荷票荷物移出入一五二件 △荷票再使用九件 △其他一、二七三件 △合計一、四七五件 (不正不良茶には着色茶、煙臭異臭茶、煤煙混入類似茶、標準以下の茶醱酵ヒベエ茶、中火茶葉日乾、乾燥不充分茶等を含み、其他中には破損火燻使用、禁止器具使用荷票貼用上の注意、生業取扱注意、製茶荷物表記及荷票貼付違反製茶検査票無貼付等を含む)

本年度囑託検査員打合會は四月四日より六日まで静岡縣聯合會議所樓上に開會

△指示事項 事業施行方針 (五十三回定時總會の決議に基き事業方針、經費分擔徴收取扱等)

△検査状況報告 昭和四年度中の検査状況。

△講習項目 茶業關係法規の解説其他 (六時間) 農林省久木元猛、不正茶の鑑定及製茶化學の大意 (三時間) 農林省茶業試験場技師出村要三郎、製茶乾燥檢定に關し簡易取扱方法 (一時間) 本所囑託技師宮地鐵治、本所規約第五章、第六章第九章、第十章及經費分擔金賦課金徴收規程製茶検査旅行細則の解説並に検査服務上取扱の統一其他 (三時間) 本所取締

◇本所規約第十二條の二に則り申請ありたるものに対し本年
 中承認したるもの

員竹下仁三郎
 △一般打合 講習事項の質疑應答、規約十二條の二により承認件目

承認月日	品名	發賣者住所	氏名
四月十七日	豆入ほうじ茶	京都府相樂郡上柏町字野日向	山城製茶株式會社
同	玄米	同	同
五月十三日	玄米	奈良市奈良坂町二、四四八	田中右左次郎
七月三十日	笹茶	静岡縣磐田郡袋井町高尾	笹野美代次
同	玄米焙茶	静岡市安西三丁目一	成岡甚之丞
八月十五日	はぶ草茶	大阪市東區淡路町五ノ六	田島潤治郎
十一月二十七日	麥紅茶	埼玉縣北足立郡原市町	野本八十吉
十二月五日	星滋養ほうじ茶	静岡市八幡五七三	ホシ茶製造所
同	ハブ草番茶	同	同
十二月二十三日	玄米	静岡縣磐田郡袋井町高尾	笹野美代次
同	玄米ほうじ茶	静岡縣志太郡藤枝町鬼岩寺	岡崎清市
昭和二、七、一一	美いろ焙茶	京都府宇治郡宇治村字木幡	林屋製茶合名會社
同	二、一〇、一二	静岡市安西一丁目一	内野徳十郎
同	二、一〇、一三	岐阜縣不破郡府中村字府中	白井宗平
同	二、一〇、一三	静岡縣磐田郡袋井町豊澤	山崎陸三郎
同	四、二、八	同	同
同	同	同	同
昭和四、二、二八	松葉茶	栃木縣宇都宮市博馬町八	日光嶺松葉園

中央會議所各年業務報告

〔八五五〕

中央會議所各年業務報告

同 四、四、二三 桑 茶
同 四、五、一 滋 養 茶
同 四、一〇、二〇 南 部 桑 茶

岩手縣二戸郡淨法寺村 小田島雪太郎
東京芝區白金三光町三三四 山門伊之助
岩手縣花巻町 岩 田 徳 彌

(八五六)

以上の外標準茶の設定をなしたること例年の如である。
二、生産改良及製茶研究業務。各府縣聯合會議所の生産改良事業に補助し、嘱託技師を派遣して講習講話等により指導をなし、国立茶業試験場に練習生を委託し理研及農大に委嘱して各種の試験研究をなし、ウキタミンの研究變化コバルト検定法の普及に努め、十一月中三日間に互り全国茶業技師協同會を国立試験場に開會、農林大臣の諮問案「本邦茶の輸出増進上製産の改良に關し注意すべき事項並に之が指導獎勵上探るべき方策如何」及び中央會提出問題「製茶共同經營上の指導」「摘採の利害問題」「荒廢老衰茶園の處理」「機械製茶工場の規模設備」「生産費の低減問題」「内地取引改善問題」の外各府縣提出問題「未成熟園の肥料問題」「茶葉摘錄期間延長方法」「製茶資金の運用」(高知縣提出)等を協議した。

三、販路擴張及調査業務。米加兩國に對する特販の廣告事業は前年度分で五年の繼續を終つたが、更に引續きこれを施行することになり昭和五年度の豫算は十七萬五千

昭和四年度の豫算により五年に於て行ふべき廣告宣傳は雜誌廣告はターボン付で行ひ、四月以後はタムソン商會と協議の上立着板(ビル、ポールド、サイン)を用ゆることとし米國に於ける日本茶常用區域内七百の地方町村中人口二千乃至二萬の箇所を撰擇し隔月に堅十呎横二十五呎の美術的立看板をなした。この立看板に要する經費は九五、三九九ドル四〇セントである。前年加盟せる米國茶業組合施設共同茶廣告聯合廣告宣傳運動本部に於ては、小冊子「茶」を學校公共團體に配布し、ラチオ放送新聞記事の掲載等を行つた。特販に於て印刷せる小冊子は左の如く配布又は直接郵送した。

△ターボンにより消費者への直送三二二、四三五部 △輸出品者へ七、〇〇〇部 △清水寄港船旅客へ一、〇〇〇部 △其他觀光客及視察員へ三、五〇〇部

〇一、八六四ポンド(一一九%) △昭和二年一、〇〇六、二〇〇ポンド(二九八%) △三年一、四三一、八五一ポンド(四二四%) △四年三、三一一、三八五ポンド(九八二%) △五年六、一五四、七八五ポンド(一、六三三%)

尙ほ紐育の茶珈琲貿易雜誌、スパイスミル誌には毎月一回一頁の廣告を續け、サンアントニオ、桑港、サンディゴの日本喫茶店に現品補助をなし、十一月來朝の加奈陀使節三十八名を歓迎し不平等茶税の撤廢方助力を求め四月來朝の米國雜誌記者團に茶の實狀視察を請ひ日本茶の宣傳に資し、鳥居書記をして米國に於ける宣傳の反響その他を調査せしめ、在米通信員をして茶況、日本茶廣告資料を報告せしめ、輸出業者を通じて在米日本茶取扱上の意見を徴した。同年中の特販役員委員左の如し。

- △總裁松浦五兵衛 △委員長中村國一郎 △委員中島兼吉、高桑登治、本間義三郎(以上中央會) 原崎源作、松下幸作、マツケンジ、ヘリヤ、シゲフリド(以上静岡聯合會) 宮崎謙太(官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井晟一 △書記加藤徳三郎、西郷昇三、鳥居久作、増田角太郎、瀧澤三、川福兼吉

對露取引に關しては露國の茶方シエーニング氏と聯絡を保ち取引並に検査の斡旋をなしたが、過去六ヶ年間に於て異常の發達を遂げた、その取引數量左の如し。

△大正十四年三三七、二六二ポンド(一〇〇%) △十五年四

中央會議所各年業務報告

(八五七)

尙露國雜誌ゴロロス、ヤポニー、日露經濟雜誌、日露年鑑等に廣告した。露國高加索茶業會社「チャイ、グルジャ」技師ハチャシウエリ氏の茶栽培視察を案内した。北阿弗利加方面視察のため三橋理事、鳥居囑託を派遣し且つ日本茶の活動フィルム二巻をモロツコに送つた。以上の外ベルギー獨立百年記念リエージ萬國博出品茶視察のため三橋理事、鳥居囑託を派遣し、英文大毎、大朝特別號、ジャパンマガジン、ジャパン、アドバタイザに廣告を掲載、教育資料として本邦茶業の活動寫眞を調製し諸國博士の新製茶養生記五萬部を印刷して各地に配布す、英文小冊子も機會ある毎に配布し、倫敦、ベルシヤその他囑託員をして茶業事情を調査せしめ、米國茶業組合、米國最高製茶検査官、在外日本公使館の報告は其都度當業者に周知せしめ、各種の調査は例年の如く、茶業彙報を發行し、販路擴張委員十名を囑託種々諮問した。

四、其他の業務。第五十三回定時會で決議とたつた「輸出補償制度に關する建議」は商工省に請願した、記

念事業茶業大鑑編纂に關する資料蒐集を繼續し、四月中第九回全國會頭會議を農林省會議室に開催、生産改善、製茶宣傳、經費分擔その他の問題を協議及指示し、各府縣提出問題を附議決定した。同年中の役員、職員、委員左の如し。

- ◇販路擴張委員 綾部小太郎、間部彰、渡邊辰三郎、中島兼吉、池田万藏、本間義三郎、高桑豊治、宮本雄一郎、原明治、原崎源作
- ◇役員 (會頭) 松浦五兵衛 (副會頭) 栗谷喜八 (理事) 三橋四郎次 (評議員) 笹野徳次郎、玉井源次郎、紫田武平、中村圓一郎、野呂巽之助、尾崎元次郎、清田文吉
- ◇職員 (解任) 職員本場恒助
- ◇茶業練習生 持永健、小島俊郎
- ◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田博、大阪港昭、神奈川村松淑正、兵庫佐賀多一郎、長崎清田文一、埼玉淺野義太郎、茨城太田義十、奈良宇佐美貞三、三重伊藤源太郎、滋賀辻本角治郎、岐阜春日直右衛門、石川新宅一郎、和歌山土肥豊、愛媛田村輝雄、高知土居實、福岡柳原敬次郎、鹿児島高橋政市、熊本飯塚和吉、宮崎井之上大作、岡山尾崎熊太郎、神戸谷津一郎、門司早田恒重、佐賀田中徳助

昭和六年

一、取締及検査業務。取締員を静岡、和歌山、岡山、神戸等に派し又各聯合會又は茶業組合に囑託検査員を配置し、取締検査各種調査報告をなさしめ、静岡に於ては輸出グリ茶の検査をなさしめた。静岡、京都、三重、大阪の各聯合會議所、長崎、福岡の縣茶業組合神戸市茶業組合に費用を交附して輸出茶の検査を勵行した。同年中各府縣の規約違反事項は一、六〇三件中内、違約金徴收一〇八件、罰戒四三五件、沒收五四件、還付一一二件であつた。違反事項の内譯は左の如くである。

- △不正不良茶の製造賣買五六件 △無荷票茶荷物移出入一、一七一件 △荷票再使用一〇件 △其他三六六件 (不正不良茶中には着色茶、煙臭異臭茶、標準茶以下のもの、醗酵ヒバニ業製造、乾燥不十分不良粉茶、其他の中には破損火爐使用禁止器具使用、荷票貼用上の注意、生葉取扱注意、製茶荷物表記及荷票貼付違反、製茶検査票無貼付、組合員未加入注意等を含む)
- 囑託検査員打合會は四月七日本所樓上に開會、各種報告の外六年度事業の指示研究協議をなした。その事項の主なるは
- △指示事項 規約改正並に之に伴ふ運用に關する件。
- △検査状況報告 五年度中の検査状況を報告す。
- △協議事項 茶業規則、關係法規運用統一、他物混合茶の

承認取扱に關する件等を協議す。

承認月日	品名	發賣者住所	氏名
三月十七日	滋養福茶	静岡縣榛原郡相良町波津一〇二	羽良物産株式會社
八月十七日	滋養の麥茶	同 縣磐田郡上淺羽村淺羽一六二六	田代梅吉
八月二十八日	健康茶	東京市淺草區高原町二番地	池田万藏
十二月三日	五嘉寶茶	東京市麻布區飯倉町五丁目三二番地	小林重義

本所規約第十二條の二に則り昭和六年中承認したるもの如左

六年度標準茶の設定は例年の如く行ふ。

二、生産改良及製茶研究業務。各府縣の生産改良事業に補助金を交付し、囑託技師を派遣して指導し、國立茶業試験場に練習生を委託し、理研に科學的研究、名和昆蟲研究所に葉捲蟲驅除試験を委託する外、ザキタミンの研究發表をなし鹽化コバルト檢定法の普及例年の如し。

三、販路擴張及調査業務。特販の組織は存續せるも宣傳方法は、前年來の分を一時中止し、豫算はこれを積立て昭和八年のシカゴ博参加に振向けることとした。六年度の特販豫算左の如し。

中央會議所各年業務報告

○圓、交際費一、五〇〇圓、雜支出三〇〇圓、豫備費一、三〇〇圓、合計一、一五〇〇圓
六年度中の對米宣傳は、前年の繼續として、タムソン商會との契約に基き、米國內の日本茶常用區域内七百の町村中人口二千乃至二萬の個所を撰擇し隔月に豎十呎横二十五呎の立看板廣告をなした。例のクーボンによる英文小冊子の配布数は、總數三、〇〇〇部で、内米國二、七八〇部、カナダ二〇〇部、其他一〇〇部であつた。尙ほ紐育茶珈琲貿易雜誌及びスパイスミル誌に毎月一回一頁の廣告をなした。喫茶店への現品補助前年と同じく、八月北太平洋を飛來せるリンデイ大佐夫妻に茶器一組日本緑茶を贈呈し、在米通信員及關係者をして茶況並にシカゴ博の情報をなさしめ、加奈陀茶稅引下運動も繼續した。同年の特販委員左の如し。

△總裁松浦五兵衛(三月まで) △總裁委員長中村圓一郎(五月以降) △委員中島兼吉、高桑豊治、本間義三郎(以上中央會) 原崎源作、松下幸作、マツケンジ、ヘリヤ、シーグフリード(以上静岡縣聯合會議所) 宮崎謙太(官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井巖一 △書記加藤徳三郎、西郷昇三(六月迄) 島居久作、増田角太郎、瀧泰三、川福兼吉

對露取引に關し、通商代表部との間に斡旋をなし、上海より來朝せる露國極東買付支配人レービン氏の静岡市場視察を歡待し、露國雜誌ゴロス、ヤポニー、日露經濟雜誌、日露年鑑等に廣告した。六年中の對露日本茶取引は現金一、三八六、〇〇〇ポンド一ケ年クレヂット一、〇六三、〇〇〇ポンド、合計三、四四九、〇〇〇ポンドであつた。尙ほ前年度繼續事業として北阿試賣のためモロツコ向一五、〇三三ポンド、配布茶モロツコ、エチプト向一、五七八ポンドを送り、同地方市場調査開始以來三年目にして六年九月始めて商取引の實現を見るに至つた。その取引數量は五二一、〇〇〇ポンドに上つて居る。尙ほ同方面宣傳として佛文小冊子及ボスターを配布した、十二月にはエチオピア特派大使一行に對し日本茶を贈り宣傳に供した。

歐洲及近東地方に對しては、ベルギー、リエージュ博出品

の反響として日本茶取引の紹介あり、アントワープその他へ日本茶を配布し、アフガニスタン市場調査として在印度カルカッタの清水彦四郎氏並に商工省囑託仲丸義治氏に調査を依頼した。

以上の外、大朝、大毎の英文特別號、ジャパンマガジン誌、日本郵船グリーンパス・オブ・ザ・イースト號、イースタンプログラクト、英文汽車時間表、ジャバントレードサーピス案内誌、メウサヂエリエ、マリタイムス社發行誌等に廣告を掲載し、教育資料の茶業活動寫眞、英文小冊子の配布を繼續し、ベルシヤ方面の茶事情調査をなし、メキシコ宣傳を飯島穰氏に依頼し、米國茶業組合、米國最高製茶検査官、在外日本公館等から情報を集集し、茶業彙報を發行、販路擴張委員十名を囑託する外、輸出茶審議會設置に伴ふ委員六名を囑託し新販路製茶統制上の諮問をなしたが、同年中同規程に依る届書申請書受理並に承認件數左の如し。

△申請書受理九件 △届書受理十件 △承認數六件

四、其他の業務。決議認可事項の公告例年の如く、五月十三日臨時中央會議を開き對露製茶輸出補償に關する建議を決議し商工省に請願し、茶業大鑑資料蒐集を續け十月二十日の評議員會では、國立茶業試驗場廢止反對を

決議し各官廳に存置を請願する外規約の一部を改正した十一月中第十回全國會頭會議を京都府聯合會議所會議室に開催、中央會提出の諮問事項(事業獎勵、製茶宣傳)協議事項(國立試驗場廢止の場合茶業の試験研究方針)指示事項(規約十條及十五條に關する件)報告事項(試驗場問題の善後處置、海外販路の問題)及び奈良、福岡、靜岡、大阪、京都各府縣提出の問題を附議決定した。尙ほ十二月中全國茶業者大會を東京赤坂三會堂に開催、國立茶業試驗場廢止反對、存置請願を決議し左記の實行委員を擧げ運動を行つた。

長崎 海田文吉、鹿兒島 井上知治、三重 小森久郎、奈良 山澤兵一郎、京都 丸山徳次郎、静岡 尾崎元次郎、山口 忠五郎、宮本 雄一郎、東京 池田万蔵、埼玉 市村高彦、茨城 瀬谷司之介

同年中に開會したる諸會合は、定時中央會一回、臨時中央會一回、評議員會四回、販路擴張委員會一回、囑託検査員打合會一回、標準茶設定委員會一回、輸出茶審議會委員總會一回、輸出茶審議會常務委員會一回、輸出茶審議會委員總會一回、職員、委員の異動左の如し。

同年中の役員、職員、委員の異動左の如し。

△販路擴張委員 被部小太郎、間部幹、渡邊辰三郎、中島兼吉、本間義三郎、高桑豊治、宮本雄一郎、池田万蔵、原崎源作、昌谷忠

△輸出茶審議會委員 尾崎元次郎、三橋四郎次、岡本英太郎、市村高彦、小森久郎、種渡次右衛門

△役員 (死去) 會頭松浦五兵衛 (辭任) 評議員笹野徳次郎 (就任) 會頭中村圓一郎、評議員山口忠五郎

△標準茶設定委員 京都 渡邊辰三郎、三重 加藤徳太郎、静岡 飯田茶太郎、岡山 本寅三郎、同小山金作

△茶業練習生 安永武徳

△職員 (退職) 參事西郷昇三 (任用) 職員松浦三策

△囑託検査員 東京 小泉修造、京都 池田傳、大阪 港昭、神奈川 村松淑正、兵庫 佐賀多一郎、長崎 海田文一、埼玉 渡野義太郎、茨城 太田義十、奈良 宇佐美貞三、三重 伊藤源太郎、滋賀 辻本角治郎、岐阜 春日直右衛門、石川 新宅一郎、和歌山 土肥豊、愛媛 青野忠平、高知 吉村正義、福岡 柿原敬次郎、熊本 飯塚和吉、宮崎 岡本英雄、鹿兒島 鶴藤政平、岡山 尾崎熊太郎、佐賀 田中徳助、神戸 石津一郎(八月迄)、神戸 橋上寛(九月以降)、門司 早田恒重、静岡 田中敬三

昭和七年

一、取締及検査業務。取締員を静岡、石川、兵庫、神戸市等に派し、更に各府縣聯合會議所又は茶業組合に囑託検査員を配置して、取締検査、静岡の輸出玉緑茶検査及び生産取引の調査をなさしめ、静岡、京都、三重、大

阪の各聯合會議所、長崎、福岡兩縣及神戸市茶業組合に費用を交付して輸出茶の検査を勵行した。同年中各府縣の規約違反事件は二〇八六件で内違約金徴収一四八件、罰戒一、九三四件、没收五八件、還付一八九件の處分處理をなした。違反事項の内譯左の如し。

△不正不良茶の製造販賣六九件 △無荷票茶荷物移出入一七七件 △荷票再使用一件 △其他一、八八九件(不正不良茶の中には着色茶、煙臭異臭茶、標準茶以下のもの、糖質ヒバエ葉製造、乾燥不充分、不良粉茶、不純物混濁等を含み、其他中には無検査輸出、禁止器具使用、荷票貼用上の注意、生葉取扱注意、製茶荷物表記及荷票貼付違反、製茶検査票無貼付組合員未加入注意、差押封印破毀品名詐稱等を含む)

囑託検査員打合會は四月七日日本所樓上に開會。

△指示事項 七年度事業施行方針、規約改正運用の件。

△検査状況報告 六年度の管内検査状況 △協議事項 茶業規則運用統一、自動車輸送の取締研究、他物混合茶承認取扱方針等(七年二月十二日承認したるは静岡縣麻原郡相良町波津一〇二相良物産株式會社の『金香茶』である)

標準茶設定委員會は例年の如く開會した。

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員を囑託し、各府縣聯合會議所の生産改良、研究事業に補助金を交付して助成し、囑託技師を各府縣に派し講習講話そ

他の方法により指導し、茶業練習生を國立茶業試験場に委託養成し、理研に各種の科學的研究、名和昆蟲研究所に害蟲葉捲蟲の驅除試験を委囑し、ウキタミン關係の宣傳をなし、鹽化コバルト檢定法の普及例年の如く、八月國立試験場に開催の茶業講習會に練習生を派遣した。

三、販路擴張及調査業務。特販關係に於ては、主として昭和八年開催のシカゴ博に集中することとして前年來計畫を進めて居る。

七年度の特販豫算は左の如くである。

(歳入) 繰入金(積立金繰入)二五〇、〇〇〇圓、負擔金二〇、〇〇〇圓(中央會一〇、〇〇〇圓、静岡縣聯合會一〇、〇〇〇圓) 繰越金一二、〇〇〇圓、雜收入一一、〇〇〇圓、合計二九三、〇〇〇圓

(歳出) 委員會費四〇〇圓、事務費一、〇〇〇圓、事業費二九〇、〇〇〇圓(販路擴張費二七〇、〇〇〇圓、旅費一五、〇〇〇圓、交際費五、〇〇〇圓) 雜支出三〇〇圓、豫備費一、三〇〇圓、合計二九三、〇〇〇圓

昭和七年一月より十二月迄に施行したる特販業務は、クイーンにより英文小冊子を配布したがその数は米國一、九一九部、カナダ一九部、其他四三部であつた。この外紐育茶及珈琲貿易雜誌、スパイス・ミル誌に毎月一回一

頁及英文モダーンに廣告し、米國內各日本喫茶店へ現品補助をなし、六月來朝のアルゼンチン使節ナヴキヤ氏に日本茶を贈呈し、在米通信員及び關係者を通じ、茶況並にシカゴ博情報を徴し、シカゴ博出品協會に参加し茶室及喫茶所を設置することとして準備に着手し、七月東洋文化夏季大學に出席せる米國學生その他へ日本茶を贈呈した。同年中の特販關係者左の如し。

△總裁委員長中村圓一郎 △委員中島繁吉、高桑豊治、本間義三郎(以上中央會) 原崎源作、影山山樹、マツケンジ、ヘリヤ、レーグフリード(以上静岡縣聯合會) 三井正雄(官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井辰一 △書記加藤德三郎、島居久作、増田角太郎、濵泰三、川崎繁吉

露國方面に對しては、通商代表館との間に斡旋努力を試み、モスコ、セントルサユーズ製茶中央審査部長デミトリ、ウキコフ氏が上海支那補補赴任の途上日本視察につき入國便宜を計る。日露經濟雜誌、日露年鑑等に廣告掲載した。七年度(四月より十二月)の取引高は現金取引二、〇〇〇、八二三ポンド、一ヶ年クレジット取引一、七二一、九三七ポンド、合計三、七二三、七六〇ポンド北阿方面に對しては、前年度からの繼續事業として試賣配布茶をカサブランカへ發送し、調査研究のため島居囑

託を派遣した。試賣茶はモロツコ、トリポリへ一〇、七八五ポンド、配布茶はモロツコへ一、四二六ポンドで、同年度には輸出躍進し四月より十二月迄に二、八一九、一八八ポンドに上つた。同地に對する日本茶宣傳用として英、獨、佛文ボスター、及び獨逸文小冊子を發送した。歐洲並に近東地方に對しても外務省を通じて在外日本公館へ日本綠茶及小冊子を送り新販路開拓に資し、特にアントワープへは現品及小冊子ボスターを送り、ブルガリヤへも同様宣傳を行ひ、印度カルクワタ日本商品陳列館へ二月、十月の二回試賣茶を送りアフガニスタン地方への試賣を依頼し、同時に仲丸義治氏アフガニスタン地方へ直接試賣宣傳を行つた。歐洲各方面への配布茶七四一ポンド、アフガン地方への配布茶六一一ポンド、同上試賣茶二二、〇四一ポンドに上つた。尙ほ故三浦政太郎博士の未亡人環女史の再渡歐を機とし伊國首相ムツツリニ氏へ銀製茶器及日本綠茶を贈呈、一九三三年三月開催の獨逸ライプチヒ國際見本市へ参加し、各種宣傳冊子ボスター見本茶を送付し、尙ほベルシヤ國美術工業省へ日本茶及關係印刷物を送つた。

以上の外、大朝、大毎英文特別號、ジャパンマガジン誌日本郵船グリーンブス・オブ・ザ・イースト號、イースタンブ

ロダクト、英文汽車時間表、ジヤパントレードサービス案内誌、メツサチエリエ、マリタイムス社発行誌、ジヤパンタイムス紙等に廣告をなした。教育資料として茶業活動写真、英、獨、佛文小冊子繪端書を内外に配布し、ベルシヤ其他囑託通信員をして製茶事情を調査せしめ、飯島福氏へのメキシコ宣傳囑託前年の如く、米國茶業組合、米國最高製茶検査官、在外日本公館の情報を當業者に周知せしめ、参考品の蒐集、茶業彙報の發行前年の如く、海外新販路地派遣員としての茶業練習生の養成に つとめ、販路擴張委員、生産改良調査委員の囑託をなし、輸出茶審議會の受理したる届書、申請書並に承認件数は、届書七一件、申請書二〇一件、承認二〇一件であつた。

四、其他の業務。第五十六回定時會議事項の認可公告をなし、農林省に對し豫て申請せる海外新販路擴張獎勵金二萬圓本年度に於て交付あり七月二十五日評議員會を開き七年度豫算更正を行ひ新販路への進出を講じた。この更正による海外新販路擴張事業豫算内容左の如し。

(収入金) 國庫獎勵金二〇、〇〇〇圓、中央會負擔金二〇、〇〇〇圓、合計四〇、〇〇〇圓

(支出金) 北部河利加地方宣傳費一三、〇〇〇圓(駐在員俸給六ヶ月九〇〇圓、手當二、六〇〇圓、事務所費一、八〇〇圓

旅費四、〇〇〇圓、通信運搬費一、〇〇〇圓、通譯料四〇〇圓 宣傳費一、二〇〇圓、委託調査費九〇〇圓、雜費二〇〇圓) 小 亞細亞、イラン、印度地方宣傳費一〇、〇〇〇圓(旅費五、〇〇〇圓、宣傳費五〇〇圓、通信運搬費二、五〇〇圓、通譯料三〇〇圓、委託調査費一、五〇〇圓、雜費二〇〇圓) 宣傳用製茶調製費一〇、〇〇〇圓、廣告及宣傳費五、七〇〇圓(活動寫眞映寫機及フィルム購入費一、五〇〇圓、ポスター其他三、二〇〇圓、廣告費一、〇〇〇圓) 事務費一、三〇〇圓(俸給六ヶ月分四五〇圓、旅費二〇〇圓、事務費三五〇圓、雜費三〇〇圓)

評議員會、會頭會議、全國茶業者大會で決議せる『農林省茶業試驗場廢止反對に關する建議』の結果は内閣の更迭その他の事情により目的を達成した。記念事業の茶業大鑑編纂の資料蒐集を繼續し、全國茶業記念日六月二日(設定第一回)十月一日(設定第二回)には關係大臣のラチオ放送、講演、諸國醫學博士のラチオ放送、宣傳印刷物を配布した。尙これと同時にこの記念日を意義あらしむるため『茶業マーク』を制定した。露國方面新販路に輸出のグリ茶に對する新茶銘を懸賞にて全國より募集し、その結果『玉縁茶』の銘を決定した。製茶の化學的研究により農學博士の學位を得たる辻村みちよ女史に對し銀製茶器一揃を贈りて其の勞を稱つた。

第十一回全國會頭會議は四月金澤市公會堂に開催。

△本所提出議案 (國立茶業試驗場に關する件、全國茶業記念日設定の件、役員議員の任期に關する件、製茶機械製造運賃軽減に關する件等の報告、グリ茶の内地消費を増進する方策如何の諮問事項及び全國茶業記念日實施方法に關する協議事項)

△各府縣聯合會、茶業組合提出案 (愛媛、石川、京都、岐阜各府縣より提出)

同年中開會せる諸會議は定時中央會議一回、評議員會三回、販路擴張委員會二回、囑託検査員打合せ一回、標準茶設定委員會一回、輸出茶審議會常務委員會二回、輸出茶審議會委員總會二回、懸賞茶銘審査委員會一回等であつた。

同年中の役員、職員、委員の異動左の如し。

- ◇販路擴張委員 幹部小太郎、間部彰、渡邊辰三郎、中島兼吉、本間義三郎、高桑豐治、宮本雄一郎、池田万藏、原崎源作、昌谷忠
- ◇輸出茶審議會委員 尾崎元次郎、三橋四郎次、岡本英太郎、市村高彦、小森久郎、樋渡次右衛門
- ◇標準茶設定委員 小森久郎(三重)、渡邊辰三郎(京都)、長嶋勝三(静岡)、小山金作(同)、飯田榮太郎(同)
- ◇生産改良調査委員 丸尾結六(静岡)、飯田榮太郎(同)、小

森久郎(三重)、曾根俊一(奈良)、中川義太郎(京都)、北村茂馬(鹿兒島)

- ◇懸賞茶銘審査委員 久木元猛、諸岡存、宮地鐵治、池田万藏、渡邊辰三郎、栗谷善八、小森久郎、尾崎元次郎、三橋四郎次、宮本雄一郎
- ◇役員 (就任) 評議員 榎葉幸藏
- ◇中央會議員異動 (死亡) 特別議員 田邊實、茨城縣選出寺門治平、岡山縣選出武田林治郎(就任) 岡山縣選出福岡長藏
- ◇職員 (任用) 雇員 居正一
- ◇練習生 (國立試驗場委託) 松山賢太郎(新販路地派遣員候補) 佐分利貞、後藤卓二
- ◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田傳、大阪港昭、神奈川村松淑正、兵庫佐賀多一郎、埼玉淺野義太郎、茨城太田義十、奈良宇佐美貞三、三重中川義則、滋賀辻本角次郎、岐阜春日直右衛門、石川新宅一郎、和歌山土肥豊、愛媛青野忠平、熊本飯塚和吉、宮崎岡本英雄、鹿兒島鶴藤政市、高知吉村正義、福岡植原敬太郎(七月迄) 福岡岐八十八(七月以降) 岡山尾崎熊太郎、佐賀田中徳助、長崎廣瀬正助、神戸橋上寛、門司早田恒重、静岡田中敬三

昭和八年

一、取締及検査業務。取締員を静岡、兵庫、宮崎、鹿

兒島、熊本、福岡各縣及神戸市に派遣し、且つ各府縣聯合會議所又は茶業組合に囑託検査員を配置し、検査、取締、各種の調査をなさしめ、特に静岡では玉緑茶の輸出検査を行った。静岡、京都、三重、大阪の各聯合會議所長崎、福岡、神戸の茶業組合に費用を交付し輸出茶の検査を勵行せしめた。各府縣に於ける規約違反事項は總數一、八一六件で、内告發三件、違約金徴收一五五件、調戒一、六五八件、没收五六件、還付一、四二二件の處理をなした。違反事項の内譯は左の通りである。

△不正不良茶の製造賣買七八件 △無荷票茶荷物移出入一、

一四七件 △荷票再使用三件 △其他五八八件(不正不良茶中には着色茶、煙臭臭茶、標準茶以下のもの、乾燥不充分不良粉茶等を含み、其他中には無検査移輸出、禁止器具使用荷票貼用不足及注意、生業取扱注意、製茶荷物表記及荷票貼付違反、製茶検査票無貼付、組合未加入注意等を含む)

囑託検査員打合會は三月二十八日本所權上に開催。

△指示事項(八年度事業方針規約改正運用等) △検査状況報告(七年度管内検査状況) △協議事項 茶業規則關係法規等の運用、自動車輸送の取締、各聯合會、茶業組合の電信略號制定、規約十二條の承認件等

規約第十二條の二に則り同年中承認したるもの左の如し

承認月日

品名

發賣者

住所

氏名

七月二十八日	玄米	茶	三重縣松坂市日野町七二二ノ二	保證責任伊勢茶販賣購買利用組合
十一月二十四日	高粱	茶	東京市荒川区尾久町四丁目一八七八	大日本高粱精製合資會社
十二月二十二日	玄米	ほうじ茶	静岡縣静岡市上大工町二六	杉山 寛次郎

標準茶設定委員會例年の如く招集決定茶を配布す。

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員を囑託して調査をなし、各聯合會議所の生産改良及研究事業に對し補助金を交付して事業を助成し、囑託技師を派遣して講話講習等により茶業の指導をなし、國立試験場に練習生の養成を委託し、理研及名和昆蟲研究所にも引續研究を委嘱し、ヴホタミン利用の宣傳、鹽化コバルト檢

在法の普及に努め、四月には斯業の權威者を招き生産改良に關する座談會を開いた。

三、販路擴張及調査業務。米加兩國に對する特販關係事業としては、前年計畫本年開催のシカゴ博に全力を集中した。シカゴ博に對する出品及喫茶店開設費の豫算は左の如くである。

(收入) 繰入金(特販會計より)二一八、〇〇〇圓、喫茶料一

〇、〇〇〇圓、雜收入一〇〇圓、中央會支出二五、〇〇〇圓、合計二五三、一〇〇圓

(支出) 事務費三一、四〇〇圓、事業費一五四、六〇〇圓(出品費二九、五〇〇圓、喫茶室費七三、一〇〇圓、宣傳費二七、〇〇〇圓、交際費一五、〇〇〇圓、運搬費一〇、〇〇〇圓) 監督費三〇、〇〇〇圓、参加費二〇、〇〇〇圓、雜支出二、一〇〇圓、豫備費一五、〇〇〇圓、合計二五三、一〇〇圓

右以外の特販八年度經費豫算は左の如くである。

(歳入) 繰越金七一、五〇〇圓、雜收入一、〇〇〇圓、合計七二、五〇〇圓

(歳出) 委員會費四〇〇圓、事務費一、〇〇〇圓、事業費七〇、〇〇〇圓(販路擴張費六五、〇〇〇圓、旅費二、〇〇〇圓、交際費三、〇〇〇圓) 雜支出一〇〇圓、豫備費一、〇〇〇圓、合計七二、五〇〇圓

特販事業として八年一月より十二月までの施行事業は、雜誌廣告添付のクーボンにより英文小冊子を配布したる數、米國八〇九部、其他二〇部で、紐育の茶及珈琲貿易雜誌、スパイスミル誌、大朝、大毎英文特別號、ジャバシ、トレード誌の英文號等に廣告を掲載した。又在米サンアントニオ、桑港、サンディゴ、バサデナ等の日本喫茶店に現品補助をなし在米通信員及茶業練習生並に關係者を通じ米加兩國の茶況を徴したる外、シカゴ萬國博

覽會に参加して茶室及喫茶所を設置して日本茶の宣傳に努め大に効果をあげた。(その詳細は別に報告書により記載したので、こゝには内容を略す) 同年中の特販關係者左の如し。

△總裁委員長中村圓一郎 △委員中島兼吉、高桑豊治、本間義三郎(以上中央會) 原崎源作、影山滋樹、マッケンジー、(ヘリヤ、シーゲフロード(以上静岡聯合會) 吉岡政夫(官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井晟一 △書記加藤徳三郎、島居久作、増田角太郎、瀧泰三、川福兼吉(六月死亡)

對露方面に在りては、通商代表部と聯絡協調を取り斡旋盡力をなし、駐日大使トロヤノフスキー氏及茶方シェーニング氏歸國に際し記念品及感謝狀を贈呈し、日露年鑑に廣告を掲載す、八年四月より十二月に至る取引高は現金一、九五三、八四五ポンド、一ヶ年クレジット三、五一五、八九五ポンド合計五、四六九、七四〇ポンドに上つた。阿弗利加北部へは、前年に引續きモロツコ、トリポリ等へ配布茶を送り實情調査の爲め宮本雄一郎氏佐分利練習生をモロツコ及セネガル地方へ派遣した。同年の配布茶はモロツコ一、四一五ポンド、トリポリ三三三三ポンド、試賣茶、トリポリ一、九八〇ポンドで、四月一日より十二月までの同地方輸出高は前年より遙かに減じ、五八五、

五〇八ポンドとなつた。尙ほエジプトカイロ日本商品陳列館へ配布茶一八四ポンドを送付した。

近東西亞細亞地方に對しては、印度の奧地カシミール地方の調査をカルカッタ日本商品陳列館清水彦四郎氏に依頼したる外、アフガン、ペルシャ、メソポタミア、シリア、パレスタイン、及びトルコ地方へ梅原義治、田中敬三の兩囑託を派遣し、宣傳茶を携行新市場の開拓調査を行つた。その配布茶は、アフガン二、一五ポンド、西亞地方八四五ポンド、試賣茶アフガン地方九、四六八ポンドであつた。

歐洲各地に對しては、前年の續續としてアントワープへ三〇四ポンド、フィンランドへ一、二八ポンドの宣傳茶を送り獨逸ライプチヒ及びバリーに開催の世界商品見本市に日本茶及關係の小冊子、ポスター、繪端書等を送つた。新興滿洲國に對しては、中央會議に於ける希望もあり、同方面への新販路開拓調査のため中村會頭、加藤參事出張し、中村會頭は、新京に於て當時の執政溥儀閣下に拜謁各種の日本茶を献上し、尙ほ同國最高要人にも面接日本茶の宣傳をなした。滿洲國實業部工商局長兼商標局長孫徵氏の來朝を機として日本茶及パンフレット等を贈り滿洲進出につき大に畫策する處あつた。

○〇〇圓、委託調査費一、五〇〇圓、雜費一、〇〇〇圓、北アフリカ地方宣傳費一三、七五〇圓（旅費及手當八、五〇〇圓、事務所費一、五〇〇圓、通信運搬費一、〇〇〇圓、宣傳費一、〇〇〇圓、委託調査費九〇〇圓、通譯及案内費六〇〇圓、雜費二五〇圓）、宣傳用製茶製費三、〇〇〇圓、廣告及宣傳費二、〇〇〇圓、内地事務費一、二五〇圓、合計五〇、〇〇〇圓

第十二回全國會頭會議は四月宮崎縣總會議室に開催。

△中央會提出案 報告事項（第十一回會頭會議の協定事項シカゴ博の件）諮問事項（玉粒茶の内地需要喚起問題）協議事項（メートル法、縣一團茶業組合組織、經費分擔金等）

△各府縣聯合會並に茶業組合提出案（静岡、宮崎、埼玉、京福、福岡、佐賀、奈良、熊本等提出）等を付議決定した。

右會頭會議で決議となつた、農林省に茶業専任技師を設くる件、國立茶業試驗場支場を九州に設置の件、茶業後進地へ國庫助成の件、茶業組合規則施行停止解除方の件等夫々主務大臣へ申請した。

同年中に開會せる會議は、定時中央會一回、評議員會二回、販路擴張委員會一回、囑託検査員打合せ一回、標準茶設定委員會一回、生産改良調査委員會一回、輸出茶審議常務委員會二回、同上委員總會一回であつた。

同年中役員、職員、委員等の異動左の如し。

◇販路擴張委員 間部彰、昌谷忠（九月迄） 養田不二夫（十

中央會議所各年業務報告

以上の外、ジャパンマガジン、日本郵船グリンス・オブ・イースト、英文汽車時間表、ジャパンパブリシティー案内誌、ジャパンタイムス、日本電通年鑑、アドバタイザ、商工時報英文號、日印協會誌等に廣告を掲載した。又日本紅茶の海外進出を計り、製品を各地に發送した。海外茶況及び參考品の蒐集、茶業彙報の發行等例年の如く、輸出茶審議會議程により同年に受理したる届書申請書及承認件数は左の如くである。

△届書受理九八件 △申請書受理二三八件 △承認二三八件

四、其他の業務。中央會議事項の認可公告前年の如く、農林省へ申請の海外新販路擴張獎勵金二萬圓交付ありたる外、シカゴ博参加贊助のため三井合名會社より二萬圓、三菱合資會社より五千圓の寄附あり、依つて評議員會を開き豫算に追加更正を施し、新販路に對する日本進出の方策を講じた。追加せられたる八年度海外新販路擴張事業費の内容は左の如くである。

（收入）國庫獎勵金二〇、〇〇〇圓、中央會負擔三〇、〇〇〇圓、合計五〇、〇〇〇圓

（支出）アフガニスタン國、イラン及印度地方宣傳費三〇、〇〇〇圓（旅費及手當五ヶ月分二名一七、〇〇〇圓、宣傳費四、〇〇〇圓、通信運搬費三、〇〇〇圓、通譯及案内費三、五

月以降） 枝部小太郎、渡邊辰三郎、本間義三郎、中島兼吉、高桑豐治、宮本雄一郎、原崎源作、山本嘉兵衛、田中淳一

◇輸出茶審議委員會 岡本英太郎、穂波次右衛門、小森久郎、市村高彦、尾崎元次郎、宮本雄一郎、三橋四郎次

◇標準茶設定委員 小森久郎（三重）、渡邊辰三郎（京都）、山本寅三郎（静岡）、小山金作（静岡）、飯田榮太郎（静岡）

◇生産改良調査委員 山崎昇二郎（農林省）、淺田美穂（京都）

◇名和梅吉（岐阜）、中村宏（静岡）、紫田武平（埼玉）

◇役員異動（死亡） 顧問大谷嘉兵衛

◇議員異動（死亡） 大谷嘉兵衛（神奈川）（退任） 顧問長藏（岡山縣）（就任） 春名武雄（岡山縣）

◇職員（死亡） 塚松浦三策

◇職員（死亡） 齋藤良雄（入替） 喜田茂樹

◇練習生 齋藤良雄（入替） 喜田茂樹

◇囑託検査員 東京小泉修造、京都池田傳、大阪港昭、神奈川村松淑正、埼玉淺野義太郎、茨城西形寅治、奈良宇佐美貞三、三重中川義則、滋賀辻本角治郎、岐阜春日直右衛門、

足川新宅一郎、和歌山土肥豊（十月迄） 岡田村正（十一月以降）、熊本飯塚和吉、宮崎井之上大作、鹿児島島崎政市

（四月迄） 鹿児島落合千年（五月以降） 高知吉村正義、福岡院八十八、岡山尾崎無太郎、佐賀小池安治、長崎廣瀬正

助、愛媛砂川武辰、兵庫佐賀多一郎、神戸植上寛、門司早

田恒重、静岡田中敬三

昭和九年

一、取締及検査業務。取締員を静岡、兵庫、神戸等に派し且つ各府縣聯合會議所又は茶業組合に囑託検査員を配置して検査、取締及び各種の調査をなさしめ、静岡、京都、三重、大阪の各聯合會議所長崎、福岡、兵庫の各茶業組合に費用を交付して輸出茶の検査を勵行せしめ、更に砒酸鉛其他砒素含有の茶樹病害蟲驅除防除劑使用を禁止せるにより化學的検査を嚴重に施行し、静岡縣聯合會議所内に右検査室を設け十月十日より業務を開始した。同年中各府縣に於ける規約違反事項は二、三六六件で内告發一件、違約金徴收一三三三件、訓戒二、三三二件、沒收一、二〇〇件、還付一、八七三件の處分を行つた。違反事項の内譯は左の如くである。

承認日	品名	發賣者住所
三月十九日	玄米茶	福岡同柳河町宇京町五八番地
五月二十九日	玄米番茶	株原郡金谷町金谷河原二二二四
七月十日	玄米茶	三重縣飯南郡粥見町大字粥見三八二七
七月二十八日	玄米茶	三重縣飯南郡粥見町大字粥見
十月十六日	玄米茶	静岡縣清水市辻町一〇一五
十月十六日	玄米八番茶	静岡縣藤枝町鬼岩寺一五四

△不正不良茶の製造賣買二三四件 △無荷票茶荷物移出入一、三三六件 △荷票再使用八件 △其他八八八件(不正不良茶中には着色茶、燻葉臭茶、香茶腐敗物混入、標準茶以下のもの、乾燥不充分、不良粉茶、其他の不正不良を含み、其他の中には無検査移輸出、禁止及不良機械器具使用、荷票貼用不足及注意、生葉取扱注意、製茶荷物表記及荷票貼付違反無認票製茶賣買、製茶検査票無貼付、組合經費未納注意、組合未加入注意、職務妨害其他不正行為注意等を含む)

各府縣囑託検査員打合會は四月五日本所樓上に開催。
△指示事項 九年度事業施行方針、規約改正及びその運用に關する件(五十周年記念事業をも含む) △検査状況報告(各管内八年度検査状況報告) △協議事項 茶業組合規則及關係法規運用、自動車検査製茶取締(各府縣取締に關する訓令を参考に付す)

同年中規約第十二條の二に關する申請に對し承認を與へたるものは左の如くである。

氏名	住所
株式會社大丸茶舖	株原郡
柴田 耕太 郎	株原郡
保責任粥見製茶信用	株原郡
販賣購買利用組合	株原郡
浦 辻 新 一	株原郡
青 木 清 一	株原郡
合名會社西野商店	株原郡

標準茶設定委員會例年の如く、前記砒素判檢出に於ては新海勝利、瀧恭次の兩氏を囑託としてその任に當らしめ引續き業務を進めて居る。

二、生産改良及製茶研究業務。生産改良調査委員を囑託して調査に當り、各府縣の生産改良及研究事業に補助金を交付し、囑託技師を各府縣に派し講話講習等により指導をなし、國立茶業試験場に練習生を委託し茶業技術員を養成し、奈良縣農事試験場茶業分場及び臺北帝大理農學部食品化學教室に茶業練習生を委託し茶業技術の研究に當らしめ、理研に各種化學試験研究、名和昆蟲研究所に葉捲蟲驅除試験を委嘱し、慶應大學醫學部に糖尿病に對する碾茶の効驗に關する研究を委嘱し、ウキタミン研究試験成績その他を活動寫眞、小冊子、繪葉書等にて發表し、鹽化コバルト檢定法の普及例年の如く、宮崎縣立農事試験場及静岡縣茶業組合聯合會議所に補助し製茶香付作物の試験を委嘱する等各方面に努力を試みた。

三、販路擴張及調査業務。米加兩國への特販關係は從來の組織により施行方法を研究し、その一部をシカゴ第二回博覽會に参加せる神宮榮藏氏の日本喫茶店に現品補助として振向けた。九年度の特販豫算は左の如くである。

(歳入) 中央會議所負擔四〇、〇〇〇圓、静岡縣聯合會議所

負擔一〇、〇〇〇圓、経費金七三、〇〇〇圓、雜收入二、〇〇〇圓、合計一二五、〇〇〇圓

(歳出) 委員會費四〇〇圓、事務費一、〇〇〇圓、事業費一、〇〇〇圓、販路擴張費一一五、〇〇〇圓、旅費二、〇〇〇圓、交際費三、〇〇〇圓、雜支出一、二〇〇圓、豫備費二、四〇〇圓、合計一二五、〇〇〇圓

同年一月より十二月までの販路擴張業務は、前年度の續續として雜誌廣告添付のクローボンにより英文小冊子一、六〇九部を米國各地に配布し、紐育の茶及珈琲貿易雜誌大朝、大毎英文特別號、ジャパン、トレード誌英文號、ジャパン、アドバタイザー誌に廣告し、米國各地の日本喫茶店及桑港日本商品陳列所に現品補助をなし、在米加の通信員より茶況を徴し、第二回シカゴ博參加の神宮氏への現品補助は前記の如く、十月米朝の米國一流新聞記者に綠茶等を贈り、前年シカゴ博へ三井家より寄贈された茶席をシカゴ市ジャクソン公園に寄附した。同年七月より歐米視察の途に上つた中村會頭は、八月申米國大統領及夫人其他政府の要人に日本茶を贈呈し、尙ほ賀陽宮恒憲王殿下同妃殿下が日米協會長チャンドラー氏の別墅に成らせられたる砌、先年静岡に來られたエヴェレッツト氏夫人及令嬢エレノア嬢に拜謁を賜はり、エ嬢は振袖

の日本委にて裏千家の手前鮮かに抹茶を献じた。
同年の特販委員、係員は左の如くである。(委員規程改正)

△委員長中村四郎 △委員中島兼吉、高桑豊治、本間義三郎、中川宇市(以上中央會) 原崎源作、影山盛樹、マツケンジ、ヘリヤ、シゲフロード(以上静岡縣聯合會議所) 吉岡政夫、萩原虎雄(以上官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井辰一 △書記加藤徳三郎、島居久作、増田角太郎 渡邊三、河原退藏、田中敬三、石原一郎

新販路として露國關係に於ては、ソヴェート通商代表部との間に圓滿なる聯絡を取り、元駐日大使トロヤノフスキ氏の來朝を機とし緑茶及紅茶を贈呈し、日露年鑑に日本茶の廣告を掲載した。同年四月一日より十二月に至る露國輸出茶は現金取引三、五八六、〇九二ポンド、一ヶ年クレヂット取引三、一六八、三〇〇ポンド、合計六、七五四、三九二ポンドであつた。

阿弗利加方面に對しては、中村會頭の渡歐を機とし北阿の日本茶販路實狀を調査したる外モロツコ、トリポリ等へ宣傳茶を配布し鳥居囑託を右兩國及エチプト、スーダン地方へ派遣實地踏査をなさしめた。同方面配布茶はモロツコ二、四五四ポンド、トリポリ一、六五五ポンドで、試賣茶はモロツコ四、九五〇ポンドに達し、同年中の阿弗

利加輸出數量は四月より十二月まで一、三三四、六九七ポンドであつた。

近東及亞細亞地方に對しては、アフガン、ベルシャ、メソポタミヤ、シリヤ、パレスタイン及トルコ地方へ宣傳茶を送り、新市場開拓として佛領印度支那サイゴン地方へ大方茶七四五ポンドを送り宣傳をなし、アフガン調査を齋藤積平氏に委嘱した。配布茶はアフガン地方六八ポンド、佛國マルセーユ見本市三九六ポンドで、同期間近東亞細亞への輸出は一、五五三、四二二ポンドに上つた。歐洲各地に對しては、中村會頭渡歐を機とし各國皇帝、元首に日本茶を献上し、獨逸ライプチヒ及佛國パリの世界見本市に参加し、日本茶及小冊子、ポスター、繪端書等を贈る。同年中歐洲方面への輸出は九九九、三〇一ポンド、尙ほ濠洲輸出四六四、七五〇ポンド、南米二五、九五〇ポンドであつた。

新興滿洲國に對しては、滿洲向毛峰、大方の製茶技師を支那福州より招き静岡に於て製造指導に當らしめ、滿洲茶商大連の源盛徳外二店主任を招き右試製茶の批評を求め且つ静岡縣聯合會議所に於る試製茶を滿洲に送り試賣に努めた。右試賣茶數量は大方一、一七〇ポンド、毛峰一八〇ポンドで輸出申請による輸出量四〇、一〇六ポ

ンドであつた。

以上の外、英文汽車時間表、ジヤパン、パブリシテター内誌、日露年鑑、アドバタイザ、日印協會誌等へも廣告し、日本紅茶の宣傳茶を各地に配布し、茶況の蒐集その他の調査、茶業彙報の發行例年の如く、輸出茶審議會への申請書受理六四七件、届書受理四六七件、承認數六四七件であつた。

四、其他の業務。一月三十日の定時會で決定せる豫算規約改正等何れも認可公告し、尙同會議で決議せる『日本商品陳列館設立に關する建議』及『新販路開拓に關する建議』は二月二十三日を以て各關係官廳へ提出した。シカゴ博參加贊助關係者感謝慰勞の件は夫々處置し、六月二十二日の臨時中央會に於て砒素類禁止問題につき諸般の協議を遂げた。茶業組合創立五十周年記念第七回全國製茶品評會審査を十一月八日より十八日まで牧野原茶業試験場で開催二十五日決定す。

農林省に申請せる九年度海外新販路擴張獎勵金二萬圓の交付を受け左記豫算の如き事業に投じた。
(収入金) 國庫獎勵金二〇、〇〇〇圓、中央會負擔金三二、〇〇〇圓、合計五二、〇〇〇圓
(支出) 1. アフリカ地方宣傳費一六、二〇〇圓(旅費及手當六

ケ月分一〇、九〇〇圓、通信運搬費一、三〇〇圓、宣傳費一、四〇〇圓、調査費一、八〇〇圓、通譯料六〇〇圓、雜費二〇〇圓、2. 近東西アジア地方一四、五〇〇圓(旅費及手當五ケ月分八、五〇〇圓、通信及運搬費一、七〇〇圓、宣傳費一、八〇〇圓、調査費一、五〇〇圓、通譯料七〇〇圓、雜費三〇〇圓) 3. 南米諸島一三、八〇〇圓(旅費及手當五ケ月分八、五〇〇圓通信及運搬費一、二〇〇圓、宣傳費一、五〇〇圓、調査費一、八〇〇圓、通譯料五〇〇圓、雜費三〇〇圓) 4. 宣傳茶調製費四、〇〇〇圓、5. 廣告及宣傳費一、五〇〇圓、6. 内地事務費一、八〇〇圓、7. 雜費二〇〇圓

同年中に開會せる諸會議は中央會定時及臨時各一回、評議員會三回、販路擴張委員會二回、囑託検査員打合一回、標準茶設定委員會二回、生産改良調査委員會一回、輸出茶審議會常務委員會二回、同總會四回であつた。

同年中の役員、職員、委員等の異動左の如し。
◇販路擴張委員 静岡原時源作、同本間義三郎、同宮本雄一郎、京都渡邊辰三郎、横濱高桑豊治、同中島兼吉、東京中川宇市、同山本嘉兵衛、農林省同部彰、商工省同部小太郎、外務省同部不二夫
◇輸出茶審議會委員 静岡尾崎元次郎、同宮本雄一郎、埼玉市村高彦、東京同本英太郎、京都渡邊辰三郎、三重小森久郎、農林省小山田光一(補渡次右衛門死亡)

- ◇標準茶設定委員 靜岡飯田榮太郎、岡山本寅三郎、同小山金作、京都渡邊辰三郎、三重小森久郎
- ◇生産改良調査委員 東京伊藤伸藏、靜岡中村安、同丸尾結六、同出村要三郎、京都淺田美穂、鹿兒島北村茂馬、農林省山崎昇二郎
- ◇役員異動 (死亡) 評議員福渡次右衛門
- ◇議員異動 (死亡) 鹿兒島福渡次右衛門(退任) 京都田中定助、岡山春名武藤(就任) 京都橋本要松、岡山淺尾宮太郎
- ◇職員異動 (任用) 星野政隆、同内山基康
- ◇茶業練習生 岡野虎義、牛田昌次、加藤明昌、増井馨
- ◇囑託検査員 茨城村松寅治(十二月改姓) 埼玉淺野幾太郎、東京小泉修造、神奈川村松淑正、石川新一郎、福井坂井秋夫、岐阜春日直右衛門、靜岡岡田知恵次(七月以降) 同池田忠作(同上) 同岡中敬三、同久保田道太郎(九月以降) 三重中川義則、滋賀辻本角治郎、京都池田傳、大阪港昭、兵庫安藤庚子郎、同馬場一郎(五月以降) 奈良宇佐美貞三、和歌山田村正、岡山尾崎無太郎、愛媛水山龜市、高知吉村正義、福岡中村安右衛門、門司早田恒重、佐賀小島廣、長崎江下直吉、熊本飯塚和吉、宮崎黒木茂春、鹿兒島落合子年(六月迄) 同岡中伸吉(七月以降)

昭和十年

一、取締及検査業務。製茶取締員を静岡、熊本、佐賀、福岡、兵庫等に派して茶業状況を視察せしめ、一面各府縣聯合會議所茶業組合と聯携して取締検査に任じ静岡にては輸出茶の検査を行った。各府縣に囑託検査員を配置して検査の勵行、生産取引の調査に當らしめ静岡、京都、三重、長崎、福岡、兵庫等に費用を交付し輸出茶の検査を勵行し、硫酸鉛砒素禁止に伴ふ化學的検査も嚴重にした。各府縣の規約違反事項は五一六件でその内容左の如し。

違反事項	件数	處分別		
		違反物件處理	罰金	沒收
不正不良茶の製造賣買	一三	一	一〇〇	〇
無荷票茶荷物の移出	一三	一	七	一〇三
荷票再使用	二	一	一	一
其他	二六	四	三六	〇
合 計	五六	五	一四六	一〇四

囑託検査員打合會は三月二十三日會議所内に開き各種の報告指示研究協議を遂ぐ、其要目左の如し。

△指示事項 十年度事業方針及規約規程の改正運用、第五拾九回臨時中央會議、第六十回定時會の決議方針を指示、その他各規定の取扱運用趣旨の徹底。

△検査状況報告 九年度検査状況報告は囑託検査員をして書面により提出せしむることとなす。

△協議事項 茶業規則、規約、諸規程運用統一に關し、疑義を質し取扱解釋を一定し、検査取締に萬全を期すること。

承認月日	品名	發賣者住所	氏名
三月二十七日	玄米茶	三重縣三重郡川島村字狭間	山中長左衛門
四月十日	玄米茶	静岡市茶町一丁目十五番地	田中定助
四月三十日	うぐひす茶	静岡市上大工町二十六番地	杉山茂次郎
四月三十日	うぐひす茶	静岡市上大工町二十六番地	杉山茂次郎
九月七日	玄米入番茶	静岡縣志太郡藤枝町市部六三〇	平木吉平
十二月二十七日	玄米入番茶	静岡縣志太郡大宮村小田九五	多々良萬吉

以上の外標準茶の設定配布、砒素含有のもの、輸出を禁ずること等の實行。

二、生産改良及製茶研究業務。各府縣會議所の生産改良並研究事業に對し豫算の範圍に於て補助金を交付して事業を助成す、囑託技術者を派し講習講話等にて指導す、農林省茶業試験場に茶業練習生を委託養成す、奈良縣農事試験場分場、臺北帝大理學部食品化學教室に茶業練習生を委託研究せしむ。理化學研究所に各種科學的研究、名和昆蟲研究所に茶樹害虫葉捲蟲の驅除試験を依頼す、慶應義塾大學醫學部及養和院研究所に糖尿病其他に對する

及び砒素硫酸鉛化學検査の評説、十年度標準茶設定、荷票見本を提示して參考に供す。

△規約による承認項目 規約第十二條の二に則り申請承認せる件目左の如し。

三、販路擴張及調査業務。米國及加奈陀に對する宣傳事業には特別委員五名、静岡縣委員五名、官廳委員一名にて委員會を組織し事業の遂行に當る、その經費豫算は左の如く決定す。

(歳入) △負擔金三〇、〇〇〇圓(中央會二萬圓静岡聯合會一

萬圓) △總額金五〇、〇〇〇圓 △雜收入一、五〇〇圓 △合計八一、五〇〇圓
 (歳出) △委員費六〇〇圓 △事務費一、〇〇〇圓 △事業費七二、〇〇〇圓(販路擴張費六萬七千圓、旅費一千圓、文除費四千圓) △雜支出六、〇〇〇圓 △準備費一、九〇〇圓 △合計八一、五〇〇圓

昭和十年中の特取委員會の施行せる業務左の如し。

- △販路擴張キープンにより販賣し来たるものに配布せる英文小冊子の数は北米合衆國一、三九〇部、加拿大三一二部、アフリカ及オランダ二七〇部、合計一、九七二部。
- △教育茶商貿易雜誌、スパイス・ミル誌、大阪朝日、毎日兩紙の英文版、ジャパン・トレード誌英文版、ジャパン・アドバタイザー、日露年報等に廣告す。
- △在米サンアントニオ、曼港、サンディエゴ、パサデナ等の日本喫茶堂及曼港日本商品陳列所に現品を補助宣傳せしむ。
- △本年五月合衆國サンディエゴに開催の加州太平洋國際博覽會に参加の南加日本人商工會議所に現品を補助し宣傳せしむ。
- △前年米國レカゴ市ジャクソン公園内に移轉事務所せる日本茶室に於て日本茶宣傳に盡力せる水野新作氏及び、同市の田代勇氏に對し茶の現品を補助宣傳せしむ。
- △日本茶の米國輸出漸減の原因並に之が防止對策調査考案に

あり、アフリカ各地十年中の取引數量は二、三二七、二九八封度の上つて居る。近東及亞細亞地方のシヤ、パレスタインへの配布茶五〇〇封度で其餘出二、一六七、六〇五封度に達し、歐洲地方のフィンランド國、ヘルシングフォールス、ベルギー國アントワープに宣傳茶を配布したが歐洲地方への輸出量は二、六〇八、二五六封度に上り、南米地方へは鳥居囑託を派遣し配布茶一、〇八四封度、輸出量四五、三五七封度、滿洲國への試賣轉輸は四八、七九九封度で輸出量は六二七、八一二封度といふ數量を示して居る。

以上の外英文汽車時間表、アドバタイザー、日印協會誌等へ廣告し紅茶の海外宣傳、在外日本公館との聯絡、參考品の蒐集、茶業彙報の發行、販賣委員會、輸出茶審議會諮問等を行った。同年中輸出茶審議會の受理届書申請書並に承認件数は申請書一、〇五八件、届書三、一六四件、承認一、〇五八件であつた。

四、其他の業務。第六十回定時會は一月三十一日開會定時會決議の事項は二月十六日主席者の認可を受く、同定時會決議の「國立茶業試驗場擴張に關する請願書」は二月七日關係の農林大臣に提出す。茶業五十周年

資する爲現在米國各地にて販賣せる日本茶の蒐集をなす。

△前年中村委員長渡歐中獨逸ブレイメン在籍ジャーマン・ロイド汽船會社汽船コロワバ號船長との協議に基き、船内メニュー中に日本紅茶を加ふる爲め現品を寄贈す。

△日本紅茶紹介の目的を以て英國ロンドン、マルセイユ、アレキサンドリア、南米、紐育各地駐在日本帝國公館所に上級茶を寄贈す。

△特取創立十周年記念祝賀會を六月二日清水港に於て開催出功勞者を表彰し、物故者の慰靈祭を行ふ。

△同年中の委員及職員左の如く年内に臨時委員會一回を開く。

△委員長中村圓一郎 △委員中島兼吉、高桑豐治、本間義三郎、原崎源作、中川宇市(以上中央會) 榎葉幸藏、柴田忠、マツケンジ、ウオーターヘリヤ、シーグフリード(以上特取聯合會) 多田實夫(以上官廳) △幹事三橋四郎次、宮本雄一郎、石井辰一 △書記加藤三郎、増田角太郎、渡邊三、鳥居久作、河原忠藏、田中敏三、石原一郎

次にソヴェート聯邦に對しては北鐵漢渡成立の結果、之を契機として輸出の増進に努め一月一日より十二月末日までに一一、五五一、〇七一封度の輸出を見た。アフリカ方面モロッコ、エチオピアへの宣傳には配布茶を送り保本囑託を派遣す。その配布茶はモロッコ一、八六八封度、エチオピア六六六封度、試賣茶はモロッコ一八、三二七封度で

記念「日本茶貿易概観」を刊行、同「茶業論文集」を編纂配布す。五十周年記念製茶品評會褒賞授與式、茶業關係物故者慰靈祭、茶業功勞者表彰式及祝賀晚餐會等を二月一日より二日に亘り舉行し、記録「茶業五十周年記念」を刊行す。同五十周年記念製茶品評會出品茶は二月一日より五日まで東京銀座松坂屋六階に陳列一般の觀覽に供した。農林省からは海外新販路擴張補助として一萬五千圓の交付を受けた。第十三回全國茶業會同會議は四月熊本縣會議事堂に開會、別項會議記載の各種決議を行つた。更に十月二十五日臺北市に於て內臺聯合茶業大會を開き、別項記載の如き行事を完了した。

昭和十年中に開會したる會議は、定時會、販賣委員會、囑託検査員打合せ會、標準茶設定委員會、輸出茶審議會各一回、評議員會輸出茶審議會常務委員會各二回である。

同年中の各種委員 役員、囑託検査員左の如し。

◇販路擴張委員 原崎源作(幹員)、本間義三郎(幹員)、渡邊辰三郎(東京)、高桑豐治(横濱)、中島兼吉(横濱)、中川宇市(東京)、山本義兵衛(東京)、間部彰(農林省)、後部小太郎(農工省)、木下民雄(外務省)、宮本雄一郎(幹員)

◇輸出茶審議會委員 市村高彦(埼玉)、岡本英太郎(東京)、小山田光一(農林省)、尾崎元次郎(幹員)、渡邊辰三郎(京

都)、小森久郎(三重)、宮本雄一郎(静岡)、穂波次右衛門(死七)

◇標準茶設定委員 渡邊辰三郎(京都)、山本寅三郎(静岡)、小森久郎(三重)、小山金作(静岡)、堀有三(静岡)、小泉武雄(静岡)、植原慶二(静岡)

◇役員の変更 就任評議員是米次

◇中央會議員異動 (退任) 特別議員黒田鴻五、三重加藤彌太郎、同藤田政治郎(就任) 鹿兒島藤坂貞盛、特別議員菱沼勇、三重長井源

◇嘱託検査員 (静岡) 岡田知恵次、池田忠作、田中敬三、松

水平一、(東京)小泉修造、(埼玉)淺野義太郎、(京都)池田博、(兵庫)安藤庚子郎、(馬場)一郎(大阪)港昭、(茨城)村松寅治、(神奈川)村松淑正、(石川)新宅一郎、(福井)坂井秋夫、(岐阜)春口直右衛門、(三重)中川義則、(滋賀)辻本角治郎、(奈良)宇佐美貞三、(和歌山)田村正、(岡山)尾崎謙太郎、(愛媛)十河利吉、(高知)吉村正義、(福岡)大塚新吾、(門司)早田恒重、(佐賀)諸石久八、(長崎)江下直吉(八月十五日迄)長谷幸一郎(八月以降、(熊本)飯塚和吉、(宮崎)岩切義秋、(鹿兒島)田中伸吉

第十五章 茶業關係の主要人事

第一 中央會議所歴代の議員役員

茶業組合中央會議所組織以來の議員役員に就ては、其年代の古きものは、書類の據るべきもの少く、各府縣聯合會議所に照會するも明瞭せざるものあり、殊に明治二十年代の議員は毎年更替して會議に出席したる關係上、改選期に於て當選したる議員にして任期間勤続せるもの少く、毎年その額觸れを變へて居る始末である。今是等議員、役員を當年の決議録中より摘録して年度別に左に掲ぐ。

第一回會議 (但總代人)

明治十八年二月二十日東京内山下町農務局に開會

長崎 永田 福藏 東京 宮本 頼三 大阪 岡田 龜次郎
 滋賀 八田 四郎治 東京 大倉 喜八郎 愛媛 白石 林七
 徳島 田村 甚四郎 静岡 坂 三郎 徳島 今井 平三郎
 群馬 高田 利人 静岡 丸尾 文六 大分 小野 儀三郎
 京都 伊東 熊夫 千葉 宮崎 直候 福島 大澤 金齋
 三重 横山 久平 神奈川(大谷) 兵衛 千葉 石橋 善三郎
 京都 山西 春根 神奈川 堀 精輔 栃木 横山 臨吉
 滋賀 眞田 武左衛門 群馬 岡田 登見衛 東京 深瀬 眞一
 石川 近藤 一歩 高知 平尾 喜壽 川 山本 作左衛門
 岐阜 宮脇 正民 廣島 藤田 静之助 埼玉 繁田 滿義
 兵庫 山本 龜太郎 三重 尾崎 行正 京都 今村 忠平
 茨城(飯島) 才一郎 宮崎 松山 篤實 熊本 江崎 信太郎
 山口 安部 猪之助 福岡 松延 忠次 岡山 小林 國平
 岡山 田中 平 山形 近利 喜松 長崎 岩下 牛兵衛

(議長) 大倉喜八郎 (副議長) 丸尾文六 (總括) 河瀬秀治
 (幹事長) 大倉喜八郎 (幹事) 大谷嘉兵衛 (同) 宮本頼三
 (同) 丸尾文六 (同) 山本龜太郎 (同) 山西春根

第二回會議 (明治十九年二月二十日開會)
 京都 片岡 平三 石川 後藤 與之 東京 大倉喜八郎
 神奈川 川鍋 八郎兵衛 埼玉 繁田 滿壽 埼玉 高林 謙三

茶業關係の主要人事

(八七九)

第三回會議

(明治二十年二月一日開會但一月廿日臨時會)

神戸 西口 清助 兵庫 高塚 武一郎 新潟 藤本 常雄
 三重 深井 友郎 千葉 大野 傳兵衛 山口 相川 宇平
 福島 氏家 惠吉 岐阜 井上 橋平 静岡 丸尾 文六
 横濱 大谷 嘉兵衛 静岡 坂 三郎 東京 山本 嘉兵衛
 静岡 多米 八郎 東京 宮本 頼三 東京 猪太 郎
 滋賀 眞田 武左衛門 大分 小野 儀三郎 和歌山 推 兼 延七
 茨城 飯島 才一郎 三重 駒田 作五郎 高知 平尾 喜壽
 大阪 岡田 伊兵衛 栃木 町田 正三郎 横濱 堀 精輔
 廣島 岡崎 三郎 京都 山西 春根 徳島 小野 熊三
 長崎 森 三四郎 福岡 松延 忠次 愛媛 白石 林七
 長崎 岩田 清秋 佐賀 澁江 芳彌 愛知 横井 平三郎
 東京 深瀬 眞一 静岡 海野 孝三郎 宮崎 松山 篤實
 兵庫 山本 龜太郎 富山 黒田 儀平 鹿兒島 久富 木宗八郎
 京都 今村 忠平 大阪 岡田 龜次郎 熊本 江崎 信太郎
 岡山 飯田 新五郎

(議長) 河瀬秀治 (副議長) 丸尾文六

埼玉 繁田 滿義 高知 平尾 喜壽 栃木 國府 義胤
 愛媛 小野 山義次 徳島 石田 眞二 兵庫 高塚 武一郎
 静岡 海野 孝三郎 千葉 大野 傳兵衛 京都 田中 常七
 宮崎 松山 篤實 大分 小野 儀三郎 静岡 坂 三郎

福岡 中川耕一郎 茨城 藤田順吉 京都 人見鹿太郎
 熊本 江崎信太郎 静岡 吉澤繁太郎 岡山 眞部喜太郎
 兵庫 山本龜太郎 滋賀 眞田武左衛門 東京 宮本頼三
 岐阜 高山權四郎 愛知 生田利助 大阪 東利三郎
 神奈川 高須恒 鹿児島 久富本宗八郎 長崎 森三四郎
 東京 泉 猪太郎 和歌山 井口安次郎 東京 大倉喜八郎
 東京 相澤喜兵衛 群馬 小池政七 茨城 柴孫次郎
 静岡 丸尾文六 兵庫 永田平四郎 石川 後藤與之
 静岡 多米八郎 静岡 尾崎伊兵衛 埼玉 鈴木善恭
 福岡 村社保祿 大阪 前川兵作 東京 一色健郎
 (議長) 丸尾文六 (副議長) 大倉喜八郎

改正第一回會議 (明治二十一年二月二十三日開會)

東京 深瀬眞一 鳥根 戸松勝五郎 鹿兒島 是枝甚四郎
 奈良 中島伸二 和歌山 玉井清賢 京都 伊東熊夫
 長崎 森三四郎 三重 乾 覺郎 京都 大橋秀次
 三重 佐野直市 栃木 天野廣吉 奈良 和田龜次郎
 大阪 矢野佐太郎 群馬 小池政七 茨城 森田健重
 岐阜 井上橋平 滋賀 眞田武左衛門 岐阜 森市三郎
 神奈川 土方房五郎 福井 竹山仁吉 兵庫 松村雄之進
 長崎 川尻良知 横濱 大谷嘉兵衛 静岡 坂三郎
 大阪 東利三郎 滋賀 小川龍右衛門 高知 平尾喜壽
 熊本 江崎信太郎 福岡 大越新太郎 三重 山本伊兵衛

第二回會議 (明治二十二年二月一日開會)

(議長) 丸尾文六 (副議長) 平尾喜壽 (事務員) 河瀬秀治
 (出張所長) 山本龜太郎 (事務員) 山西春根 (同) 坂三郎
 (同) 小野儀三郎 (同増員) 大倉喜八郎

茨城 鈴木 昭 岐阜 河村嘉助 三重 深井友太郎
 岡山 眞部又太郎 大分 長瀬右一郎 岐阜 勝野七兵衛
 石川 長谷部理右衛門 奈良 前川兵作 長崎 川尻良知
 熊本 可徳乾三 静岡 三橋四郎次 宮崎 小林乾一郎
 福井 大家理兵衛 山口 相川宗平 千葉 山口鐵之助
 茨城 大内達三郎 静岡 多米八郎 神奈川 土方房五郎
 神戸 松村雄之助 静岡 海野孝三郎 愛媛 白石林七
 高知 大西正亮 神戸 永田平四郎 高知 吉村稀彌
 鳥根 間瀬大次郎 大阪 坂本七太郎 愛知 生田利助
 大阪 東利三郎 埼玉 田中萬次郎 和歌山 岡清七
 福岡 小泉源兵衛 横濱 吉永仁藏 京都 井川胤房
 富山 高橋牛次郎 徳島 小野熊三 静岡 木下七郎
 奈良 岡田龜次郎 鹿児島 是枝勘四郎 愛媛 藤原勘三
 群馬 松原慶次郎 静岡 丸尾文六 三重 深山始三郎
 三重 乾 覺郎 徳島 石田眞二 和歌山 宮本森之助
 新潟 飯利龜太郎 栃木 天海濱吉

第四回會議 (明治二十四年二月二日開會)

横濱 岡野利兵衛 同 吉永仁藏 福井 加納五兵衛
 岡山 山崎樵夫 鹿兒島 田代仁右衛門 高知 平尾喜壽
 東京 一色健郎 熊本 江崎信太郎 福岡 神田清吾
 佐賀 諸石彬文 静岡 尾崎伊兵衛 同 木下七郎
 静岡 海野孝三郎 同 坂三郎 同 山梨清六
 同 山本庄次郎 同 伊藤市平 同 遠藤彌三郎
 (以上の外不明)

第三回會議 (明治二十三年二月一日開會)

大阪 阪本七太郎 和歌山 山本常松 兵庫 谷垣八十八
 兵庫 山本龜太郎 同 西口清助 同 永田平四郎
 愛媛 安倍小源太 滋賀 大原重右衛門 三重 深井友郎
 三重 深山始三郎 同 乾 覺郎 横濱 大谷嘉兵衛

石川 渡邊宗三郎 島根 曾田儀之助 愛媛 黒田金策
 愛媛 佐伯祐三郎 徳島 石田眞二郎 小笠原 三
 福井 大家理兵衛 千葉 山口鐵之助 山口 相川宗平
 大阪 矢野佐太郎 大阪 東利三郎 愛知 生田利助
 大分 平山右文治 神奈川 市川幸吉 佐賀 古賀千代吉
 廣島 藤田静之助 鳥取 曾田儀之助

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 平尾喜壽
 △備考 明治二十四年中に臨時會として第五回會議を開く。

第六回會議 (明治二十五年二月二日開會)

福岡 古賀平助 三重 月井忠太 茨城 鈴木昭
 長崎 村田力三郎 島根 戸松勝五郎 大阪 矢野佐太郎
 千葉 山口鐵之助 三重 柿十郎 熊本 大笠徳行
 山口 相川宗平 高知 平尾喜壽 福岡 神田清吾
 長崎 森勇作 鹿兒島 田代仁右衛門 滋賀 大原重右衛門
 愛知 生田利助 東京 深瀬眞一 滋賀 眞田武右衛門
 佐賀 田川徳太郎 東京 相澤喜兵衛 静岡 海野孝三郎
 静岡 尾崎伊兵衛 大阪 坂本七太郎 神戶 永田平四郎
 栃木 本多長英 大阪 東利三郎 京都 藤木林種
 静岡 木下七郎 徳島 久住理平 神奈川 市川幸吉
 神戶 山本龜太郎 新潟 飯利龜太郎 茨城 大内達三郎
 静岡 坂三郎 奈良 岡田龜久郎 静岡 伊藤市平
 鳥取 小林徳三郎 富山 稻波駒太郎 和歌山 岡清七

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 平尾喜壽

第七回會議 (明治二十五年四月臨時會)

兵庫 高塚武一郎 滋賀 大原重右衛門 神戶 永田平四郎
 横濱 渡邊庄次郎 大阪 和田良太郎 新潟 飯利龜太郎
 千葉 山口鐵之助 京都 山内寛次郎 鳥根 新田新一郎
 静岡 栗田淳吉 静岡 三橋四郎次 和歌山 岡清七
 神戶 山本龜太郎 栃木 永島禮七 静岡 尾崎伊兵衛
 岐阜 野原儀助 大阪 矢野佐太郎 熊本 江崎四郎
 石川 渡邊宗三郎 神奈川 市川幸吉 静岡 伊藤市平
 三重 森川友藏 大阪 山本富之助 愛媛 長岡徳次郎
 京都 伊東熊夫 東京 相澤喜兵衛 静岡 木下七郎
 奈良 脇野喜郎 岡山 丸吉佐太郎 横濱 岡野利兵衛
 三重 伊達民三郎 岐阜 梅田英一 鳥取 小林徳三郎
 三重 木村周太郎 静岡 海野孝三郎 東京 深瀬眞一

第八回會議 (明治二十五年六月臨時會)

福岡 中川耕一郎 静岡 坂三郎 富山 稻波駒太郎
 佐賀 諸石彬文 大分 後藤彦作 奈良 前川兵作
 京都 池田佐七郎 横濱 大谷嘉兵衛 徳島 石田眞二郎
 鹿兒島 白濱文一郎 滋賀 奥村新吉 廣島 笠井謙一
 静岡 丸尾文六 高知 平尾喜壽 福岡 神田清吉
 愛知 生田利助

鹿兒島 白濱文一郎 滋賀 奥村新吉 福井 竹中寅松
 静岡 丸尾文六 高知 平尾喜壽 福岡 神田清吉
 徳島 武市政市 愛知 生田利助 山口 安部猪之助
 兵庫 藤本壽雄 愛媛 安倍小源太 佐賀 古賀千代吉
 三重 山本伊兵衛

第九回會議 (明治二十六年二月一日より開會)

島根 曾田儀之助 滋賀 大原重右衛門 神戶 永田平四郎
 横濱 渡邊庄次郎 大阪 和田良太郎 新潟 飯利龜太郎
 千葉 山口鐵之助 京都 山内寛次郎 静岡 遠藤彌三郎
 熊本 可徳乾三 静岡 三橋四郎次 和歌山 岡清七
 神戶 山本龜太郎 茨城 塚原積藏 静岡 尾崎伊兵衛
 茨城 大久保七郎兵衛 岐阜 野原儀助 宮崎 井上泉
 廣島 藤田静之助 石川 渡邊宗三郎 神奈川 市川幸吉
 静岡 岩崎元三郎 三重 森川友藏 大阪 山本富之助
 静岡 笠野徳次郎 京都 伊東熊夫 東京 相澤喜兵衛
 静岡 木下七郎 奈良 脇野喜郎 岡山 丸吉佐太郎
 横濱 岡野利兵衛 三重 伊達民三郎 岐阜 梅田英一
 長崎 柳仁平 三重 木村周太郎 静岡 海野孝三郎
 東京 深瀬眞一 長崎 川尻良知 福岡 中川耕一郎
 富山 稻波駒太郎 大阪 東利三郎 大分 後藤彦作
 奈良 前川兵作 京都 吉川仙太郎 横濱 大谷嘉兵衛

島根 上代佐吉郎 鹿兒島 柳山萬藏 神戶 永田平四郎
 横濱 渡邊庄次郎 滋賀 眞田武右衛門 新潟 飯利龜太郎
 千葉 山口鐵之助 京都 山内寛次郎 静岡 遠藤彌三郎
 熊本 可徳乾三 静岡 三橋四郎次 和歌山 岡清七
 神戶 山本龜太郎 静岡 尾崎伊兵衛 茨城 大久保七郎兵衛
 埼玉 山口正興 廣島 熊野貫造 大阪 坂本七太郎
 福井 近藤 豊 兵庫 松田勇三 静岡 岩崎元三郎
 三重 森川友藏 大阪 山本富之助 静岡 笠野徳次郎
 京都 伊東熊夫 東京 相澤喜兵衛 静岡 木下七郎
 奈良 脇野喜市 岡山 丸吉佐太郎 横濱 岡野利兵衛
 三重 伊達民三郎 宮崎 堀興藏 長崎 松尾福三郎
 三重 木村周太郎 静岡 海野孝三郎 東京 深瀬眞一
 三重 山本伊兵衛 福岡 中川耕一郎 富山 中林篤作
 大阪 東利三郎 大分 後藤彦作 奈良 前川兵作
 石川 大幡佐平 京都 長東又左衛門 横濱 大谷嘉兵衛
 鳥取 鎌谷喜代藏 佐賀 諸石彬文 滋賀 奥村新吉

第十回會議 (明治二十七年三月開會)

長崎 森 勇作 静岡 中村圓一郎 高知 平尾喜壽
 福岡 神田清吉 徳島 武市政市 愛知 生田利助
 岐阜 林 嘉右衛門 愛知 松井仙重郎 岐阜 今井初太郎
 (議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 平尾喜壽 (名譽) 大谷嘉兵衛
 (同) 山本龜太郎 (同) 丸尾文六 (同) 伊東熊夫
 (同) 多田元吉 (同) 海野孝三郎 (常務) 相澤喜兵衛
 (同) 深瀬眞一 (横濱出) 坂三郎 (同) 今井初太郎
 (神戸出) 大原重右衛門 (同) 永田平四郎
 △以上事務員半数は第一候補他の半数第二候補として認可を受。

第十一回會議 (明治二十八年三月開會)

静岡 丸尾文六 千葉 山口鐵之助 静岡 遠藤彌三郎
 大阪 坂本七太郎 兵庫 徳平庄市郎 三重 榎彌十郎
 東京 深瀬眞一 宮崎 井上 泉 和歌山 岡 清七
 熊本 可徳乾三 静岡 中村圓一郎 横濱 御園彌一郎
 石川 大幡佐平 神戸 永田 謙藏 神戸 山本龜太郎
 福岡 橋本嘉介 三重 木村周太郎 静岡 木下七郎
 京都 池田佐七郎 鳥取 神野伊平次 大阪 山本佐五兵衛
 静岡 笹野徳次郎 大分 後藤彦作 三重 森川友藏
 静岡 海野孝三郎 京都 伊東熊夫 大阪 東利三郎
 福岡 中川耕一郎 廣島 野澤富三郎 福井 竹山仁平
 横濱 吉永仁藏 富山 中林篤作 岐阜 志津野喜道

東京 相澤喜兵衛 横濱 大谷嘉兵衛 佐賀 諸石彬文
 奈良 藤野喜郎 愛知 小野泰司 滋賀 奥村新吉
 愛媛 野本直樹 長崎 川尻良知 茨城 齋藤萬助
 鳥根 内田龜一郎 滋賀 眞田武左衛門 岡山 青山平四郎
 鹿兒島 野崎嘉太郎 静岡 三橋四郎次 神奈川 秋元九兵衛
 静岡 尾崎伊兵衛 徳島 横野長十郎 京都 長東又左衛門
 三重 深山始三郎 長崎 城後定吉
 (議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 三橋四郎次

第十二回會議 (明治二十九年三月開會)

第十一回の議員と大部分同一顔觸なれども、中に交
 替せるものあり、茲に交替の分丈を掲出す。
 兵庫 中川幸太郎 宮崎 兒玉 伊織 和歌山 井口安次郎
 石川 渡邊宗三郎 大阪 津田 藤介 大分 加隈慶治
 大阪 田島潤次郎 廣島 藤田静之助 福井 大冢理兵衛
 富山 土田利平 岐阜 河村嘉助 佐賀 藤川義泰
 愛知 生田利助 愛媛 佐藤清満 長崎 古賀民三
 鳥根 間瀬大次郎 岡山 片山鐵太郎 徳島 武市政市
 新潟 飯利龜太郎 山口 安部猪之助 高知 小松榮吉
 ◇名譽事務員改選 △第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎、丸尾文
 六 △第二候補伊東熊夫、三橋四郎次、永田平四郎 ◇常務事
 員改選 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深瀬眞一 (横濱
 出張所) 第一候補坂三郎、第二候補海野孝三郎 (神戸出張所) 第

一候補深山始三郎、第二候補大原重右衛門

第十三回會議

(明治三十年三月開會、同年中臨時會を三回開く)

静岡 海野孝三郎 神戸 山本龜太郎 長崎 森 三四郎
 岐阜 古川幸助 滋賀 眞田武左衛門 三重 榎彌十郎
 愛媛 栗田忠次郎 高知 小松榮吉 大阪 山本富之助
 京都 伊東熊夫 静岡 遠藤彌三郎 静岡 中村圓一郎
 福岡 神田清吉 石川 渡邊宗三郎 鹿兒島 黒川秀家
 福岡 中川耕一郎 岡山 黒瀬菊太郎 福井 近 藤
 茨城 大内達三郎 神奈川 秋元九兵衛 三重 深山始三郎
 京都 田中半之丞 和歌山 岡 清七 滋賀 奥村新吉
 鳥取 遠藤莊次郎 宮崎 松山 篤實 横濱 渡邊庄次郎
 横濱 岡野利兵衛 静岡 三橋四郎次 千葉 山口鐵之助
 静岡 伊藤市平 大阪 杉田 良藏 奈良 藤野喜郎
 横濱 大谷嘉兵衛 大阪 倉西光藏 富山 福田七平
 三重 山本伊兵衛 鳥根 福島要藏 京都 池田佐七郎
 東京 深瀬眞一 愛知 生田利助 静岡 笹野徳次郎
 長崎 山口修造 東京 殿村源太郎 東京 内山平三郎
 静岡 木下七郎 兵庫 天野太平 佐賀 藤川義泰
 茨城 大島金梧 三重 上島徳三郎 神戸 永田平四郎
 廣島 笠井謙一 埼玉 繁田武平 熊本 可徳乾三
 徳島 里富瀬平

茶業關係の主要人事

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 伊東熊夫

第十七回會議 (明治三十一年三月開會)

△名譽事務員は丸尾文六死去により卅年二月三橋四郎次を選舉す
 同年度内臨時會を一回開く、前同三十年の定時會と
 類觸の變りたる分左の如し。
 長崎 山口 清一 岐阜 奥田小太郎 愛媛 長岡徳次郎
 高知 平尾喜壽 福井 竹山 富吉 新潟 飯利龜太郎
 富山 島崎 清 鳥根 熊谷千太郎 長崎 溝田文吉
 佐賀 藤川悦太郎 廣島 山中雄次郎 熊本 大野徳行
 徳島 武市政市 静岡 尾崎伊兵衛 大分 加隈慶治
 ◇名譽事務員 第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎、三橋四郎次、
 第二候補伊東熊夫、海野孝三郎、眞田武左衛門
 ◇常務事務員 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深瀬眞
 一 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補海野孝三郎 (神戸出
 出張所) 第一候補藤野喜郎、第二候補深山始三郎
 △因に三十一年四月の臨時會で議長大谷嘉兵衛、副議長伊東熊夫
 を選舉す。
 第十九回會議 (明治三十二年三月開會)
 静岡 松本丑太郎 福岡 中川耕一郎 滋賀 大原重右衛門
 石川 大幡佐平 東京 内山平三郎 宮崎 南崎常右衛門
 大阪 田島潤次郎 神戸 永田平四郎 滋賀 眞田武左衛門

千葉 山口織之助 静岡 尾崎伊兵衛 大分 島崎彦熊
 京都 伊東熊夫 福岡 堤 根吉 茨城 大内達三郎
 鹿兒島 重久芳太郎 静岡 笹野徳次郎 静岡 中村圓一郎
 鳥取 遠藤莊次郎 和歌山 岡 清七 静岡 三橋四郎次
 徳島 石田眞二 鳥根 曾田織之助 新潟 飯利龜太郎
 熊本 大野徳行 埼玉 紫田武平 神戶 山本龜太郎
 三重 深山始三郎 横濱 大谷幸兵衛 佐賀 井手又次郎
 三重 山本伊兵衛 横濱 吉永仁藏 静岡 海野孝三郎
 長崎 島津良知 静岡 木下七郎 三重 池山惣助
 愛知 小野泰司 大阪 杉田良藏 東京 深瀬眞一
 岐阜 今井初太郎 静岡 伊藤市平 横濱 大谷谷兵衛
 大阪 山本佐五兵衛 長崎 清田文吉 奈良 藤野喜郎
 高知 平尾喜壽 山口 安部猪之介 兵庫 松田勇三
 岡山 小松久助 福井 大谷利兵衛 愛媛 佐伯義一郎
 富山 高橋半次郎 廣島 笠井謙一

第二十回會議 (明治三十三年二月開會)

大部分の領額第十九回に同じく茲にはその交代せしものを掲記す。

福岡 橋本嘉助 石川長谷部理右衛門 宮崎 松山篤實
 神戶 川口清治 大分 平山茂作 茨城 倉持道藏
 静岡 遠藤彌三郎 鳥根 間瀬大次郎 神戶 西口清助
 岐阜 奥田小太郎 兵庫 榊崎元三郎 岡山 稻葉元助

静岡 伊藤市平 滋賀 大原重右衛門 京都 西井行次郎
 横濱 大谷嘉兵衛 鹿兒島 桐原幸太郎 福井 大谷利兵衛
 (議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 伊東熊夫

第二十二回會議 (明治三十五年二月開會)

議員は大體前年と同一個體なるも中に新に交代せるものあり前例に倣ひ交代の分のみを掲出す

長崎 嘉村源吾 岐阜 大幡佐平 宮崎 兒玉伊織
 富山 中林嘉一 愛媛 越智義顯 廣島 橋本萬助
 愛知 生田利助 佐賀 池田政造 神戶 山本龜太郎
 兵庫 藤本寅雄 千葉 山口織之助

◇名譽事務員改選 第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎、三橋四郎次、第二候補伊東熊夫、中川辨一郎、海野孝三郎

◇常務事務員改選 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補山口織之助 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補遠藤彌三郎 (神戶出張所) 第一候補藤野喜郎、第二候補橋本彌十郎 (藤野氏は三十六年死亡)

第二十三回會議 (明治三十六年二月開會)

茨城 大内達三郎 石川 渡邊宗三郎 岡山 丸吉佐太郎
 宮崎 兒玉伊織 三重 山本伊兵衛 東京 内山平三郎
 長崎 城後定吉 三重 森川友藏 埼玉 紫田武平
 静岡 海野孝三郎 静岡 尾崎伊兵衛 大阪 田島潤次郎
 兵庫 藤本壽雄 千葉 山口織之助 大分 千原祐次郎

茶業關係の主要人事

愛媛 松井仙重郎 富山 山森利久 福井 近藤 悠
 ◇名譽事務員改選 第一候補山本龜太郎、大谷嘉兵衛、三橋四郎次、第二候補伊東熊夫、大原重右衛門、海野孝三郎
 ◇常務事務員改選 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深瀬眞一 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補海野孝三郎 (神戶出張所) 第一候補橋本彌十郎、第二候補藤野喜郎

第二十一回會議 (明治三十四年三月開會)

鳥取 遠藤莊次郎 京都 池田佐七郎 静岡 尾崎伊兵衛
 三重 岡山定助 大阪 田島潤次郎 長崎 中尾九右衛門
 静岡 三橋四郎次 静岡 笹野徳次郎 高知 西内義顯
 奈良 藤野喜郎 大阪 杉田良藏 東京 深瀬眞一
 茨城 大内達三郎 岐阜 稻葉 廣 静岡 中村圓一郎
 三重 山本伊兵衛 熊本 可徳乾三 埼玉 紫田武平
 宮崎 井上 泉 静岡 木下七郎 京都 伊東熊夫
 三重 木村周太郎 石川長谷部理右衛門 新潟 飯利龜太郎
 富山 光地紋平 静岡 遠藤彌三郎 岡山 入江文一
 愛媛 安倍小源太 大分 千原祐市 廣島 竹崎章造
 横濱 岡野利兵衛 神戶 川口清治 愛知 小野泰司
 静岡 海野孝三郎 佐賀 井手又次郎 横濱 渡邊庄次郎
 鳥根 藤島要三 和歌山 岡 清七 神戶 中村清治
 東京 内山平三郎 長崎 渡邊熊太郎 静岡 松浦五兵衛
 兵庫 中澤喜藏 徳島 徳善正一 福岡 中川辨一郎

長崎 執行徳郎 三重 橋 彌十郎 高知 秋山楠藏
 静岡 三橋四郎次 岐阜 奥田小太郎 京都 池田佐七郎
 鳥取 川村萬吉 滋賀 大原重右衛門 静岡 笹野徳次郎
 福岡 松延權吉 神戶 中村清吉 和歌山 岡 清七
 福井 加納五兵衛 京都 西井行次郎 大阪 杉田良藏
 三重 木村周太郎 愛媛 森同牛五郎 横濱 大谷嘉兵衛
 熊本 可徳乾三 徳島 徳善正一 京都 伊東熊夫
 岐阜 稻葉 廣 静岡 中村圓一郎 東京 深瀬眞一
 富山 山崎太七 神戶 山本龜太郎 奈良 藤野喜郎
 静岡 木下七郎 鹿兒島大迫孫右衛門 新潟 飯利龜太郎
 愛知 生田利助 静岡 伊藤市平 廣島 土浪重三郎
 佐賀 井手又次郎 静岡 松浦五兵衛 山口 安部猪之助
 横濱 大谷幸兵衛 鳥根 間瀬大次郎 静岡 松下牧男
 横濱 吉永仁藏

第二十四回會議 (明治三十七年二月開會)

前例に倣ひ交代議員のみを掲ぐ

茨城 池永重雄 宮崎 堀 興義 三重 上島徳三郎
 長崎 大津禮八郎 大分 平山茂作 長崎 島津良知
 高知 平尾喜壽 福井 竹山仁平 愛媛 野本直樹
 熊本 池田 勇 兵庫 徳平庄一郎 富山 光地紋平
 奈良 城森喜之松 鹿兒島 黒川宗秀

〔八八七〕

◇名譽事務員改選 第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎、三橋四郎次、第二候補伊東熊夫、島津良知、大原重右衛門

◇常務事務員 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深淵眞一 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補海野孝三郎 (神戸出張所) 第一候補伊東熊夫、第二候補楠十郎

第二十五回會議 (明治三十八年二月開會)

兵庫 都倉卯吉郎 山口 岩崎寅之進 京都 池田佐吉郎 鳥取 八木國藏 滋賀 大原重右衛門 長崎 溝田文吉 神戸 山本龜太郎 福岡 須田榮太郎 埼玉 紫田武平 大分 後藤勝平 京都 伊東熊夫 宮崎 堀 興義 東京 深淵眞一 静岡 伊藤市平 静岡 木下七郎 兵庫 秋山松之助 岐阜 奥田小太郎 愛媛 木原喜作 静岡 小林清次郎 和歌山 玉置角三郎 三重 伊達民三郎 茨城 大内達三郎 愛知 生田利助 大阪 市村貞藏 長崎 島津良知 岡山 井上光太郎 三重 楠 彌十郎 静岡 山田治郎藏 京都 西井行次郎 横濱 岡野利兵衛 東京 内山平三郎 富山 藤谷健次郎 徳島 徳田俊太郎 佐賀 井手又次郎 静岡 中村圓一郎 千葉 山口鐵之助 熊本 可徳乾三 島根 福島要三 奈良 城森喜之松 神戸 中村清治 静岡 橋本馬吉 三重 森川友藏 福井 竹山仁平 廣島 橋本萬助 大阪 栗谷喜八 新潟 飯利龜太郎 高知 平尾喜壽 静岡 後野健次郎

静岡 松浦五兵衛 福岡 岸川理一 石川 川村 雄 横濱 大谷嘉兵衛 鹿児島 桐原與市 横濱 渡邊庄次郎 熊本 大野德行 静岡 尾崎伊兵衛

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 伊東熊夫

第二十六回會議 (明治三十九年二月開會)

交代議員のみを掲ぐ

兵庫 谷掛八十八 宮崎 松山篤實 大分 後藤彦作 兵庫 小林常三郎 岡山 丸吉佐太郎 富山 高波義信 三重 野呂與之助 島根 間瀬大次郎 廣島 山中華次郎 鹿児島 西村正治 石川 渡邊宗三郎

◇名譽事務員改選 第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎、木下七郎 第二候補大原重右衛門、松浦五兵衛、島津良知

◇常務事務員改選 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深淵眞一 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補中村圓一郎 (神戸出張所) 第一候補伊東熊夫、第二候補楠十郎

第二十七回會議 (明治四十年二月開會)

石川 大幡佐平 静岡 小林清次郎 京都 伊東熊夫 茨城 大内達三郎 和歌山 大澤雄一 鳥取 八木國藏 静岡 山田治郎藏 愛媛 藤原完三 静岡 橋本馬吉 宮崎 井上 泉 長崎 島津良知 静岡 伊藤市平 廣島 笠井謙一 東京 内山平三郎 兵庫 小林常三郎 滋賀 大原重右衛門 大阪 市村貞藏 愛知 梅村小平

◇名譽事務員改選 (全部重任) 第一候補大谷嘉兵衛、山本龜太郎 木下七郎、第二候補大原重右衛門、松浦五兵衛、島津良知

◇常務事務員改選 (中央會) 第一候補相澤喜兵衛、第二候補深淵眞一 (横濱出張所) 第一候補坂三郎、第二候補中村圓一郎 (神戸出張所) 第一候補伊東熊夫、第二候補楠十郎

第二十九回會議 (明治四十二年三月開會)

宮崎 兒玉伊織 東京 相澤喜兵衛 大阪 栗谷喜八 東京 内山平三郎 山口 岩崎寅之助 鹿児島 池谷芳太郎 滋賀 大原重右衛門 静岡 尾崎伊兵衛 千葉 山口鐵之助 新潟 飯利龜太郎 石川 川村 雄 埼玉 紫田武平 京都 今村忠平 佐賀 井手又次郎 大分 後藤彦作 鳥取 八木國藏 福岡 間瀬大次郎 茨城 大内達三郎 高知 岡崎常吉 島根 間瀬大次郎 三重 林善之助 京都 池田佐七郎 和歌山 玉置角三郎 兵庫 藤本喜雄 熊本 可徳乾三 長崎 溝田文吉 兵庫 藤本喜雄 廣島 笠井謙一 横濱 岡野利兵衛 京都 伊東熊夫 三重 楠 彌十郎 徳島 徳田俊太郎 長崎 藤井伊兵衛 静岡 後野健次郎 静岡 橋本馬吉 静岡 松浦五兵衛 富山 城戸安衛 三重 木津慶次郎 静岡 小林清次郎 奈良 久保直次郎 横濱 大谷嘉兵衛 岡山 朝田治平 愛知 梅村小平 福岡 岸川理一 静岡 伊藤市平 神戸 中村清治 岐阜 志津野嘉道 静岡 木下七郎

第二十八回會議 (明治四十一年二月開會)

交代議員のみを掲ぐ

岡山 武田林治郎 岐阜 加藤甚吉 京都 西井行治郎 熊本 可徳乾三 島根 内田庄左衛門 静岡 海野孝三郎 三重 野呂與之助 高知 平尾喜壽 大阪 栗谷喜八 東京 深淵眞一 京都 池田佐七郎 静岡 後野健次郎 埼玉 紫田武平 三重 楠 彌十郎 三重 木津慶次郎 三重 森川友藏 静岡 木下七郎 新潟 飯利龜太郎 静岡 松浦五兵衛 千葉 山口鐵之助 奈良 城森喜之松 長崎 松尾九藏 横濱 大谷嘉兵衛 横濱 渡邊庄次郎 静岡 中村圓一郎 岐阜 武藤喜兵衛 富山 石川保則 奈良 久保直治郎 徳島 黒富瀬平 山口 山口寅之助 横濱 岡野利兵衛 神戸 山本龜太郎 大分 後藤彦作 鹿児島 西村正治 福岡 岸川理一 福井 竹山仁平 神戸 中村清治 静岡 尾崎伊兵衛 佐賀 井手又次郎 兵庫 中川幸太郎

茶業關係の主要人事

愛媛 友近彌平 静岡 中村圓一郎

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 伊東熊夫 (任期三年となる)

第三十回會議 (明治四十二年十一月開會の臨時會)

明治四十二年五月二十日省令第十六號を以て茶業組合規則を改正、議員の任期を三年とし、役員は會議、副會議、理事、評議員を以て組織することとなり九月三十日新規則による議員の選挙を執行し、十一月臨時會を開いて役員を決定す。この規則改正により、特別議員も設けられ、同時に茶業中央會規約を改正新陣容全く整備す。(議員定員四十七人、特別議員八人)

△特別議員

東京 加納久宜 静岡 大林雄也 東京 清水精三郎
兵庫 伊藤長次郎 京都 木村 具 兵庫 山本龜太郎
東京 下村辰次郎 静岡 鈴木辰次郎

△通常議員

静岡 中村圓一郎 横濱 岡野利兵衛 滋賀 大原重右衛門
神戸 岡部住藏 静岡 山田繁平 三重 小森久郎
和歌山 櫻井宗三郎 静岡 成島 録 静岡 笹野徳次郎
静岡 伊藤市平 愛媛 安倍小源太 高知 門田繁穂
静岡 海野孝三郎 三重 柿 彌十郎 三重 加藤彌太郎
長崎 森 勇 作 京都 伊東熊夫 奈良 柏井 治

〔八九〇〕

神戸 中村清治 埼玉 繁田武平 三重 木津慶次郎
静岡 大久保忠利 岡山 中村清四郎 神戸 駒田彦之丞
横濱 渡邊庄次郎 静岡 小林清次郎 長崎 溝田文吉
静岡 遠藤彌三郎 静岡 木下七郎 静岡 松浦傳吉
岐阜 志津野嘉造 京都 今村忠平 兵庫 小林常三郎
宮崎 松山篤實 三重 林善之助 静岡 原崎源作
福岡 岸川理一 東京 相澤喜兵衛 大阪 栗谷喜八
石川長谷部理右衛門 熊本 柏原利太郎 横濱 大谷嘉兵衛
鹿児島 西村正治 静岡 橋本馬吉 茨城 大内達三郎
静岡 尾崎伊兵衛 神奈川 員 (以上議席順)

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 伊東熊夫

(會議) 大谷嘉兵衛 (副會議) 相澤喜兵衛 (理事) 海野孝三郎

(評議員) 尾崎伊兵衛 (同) 木下七郎 (同) 柿 彌十郎

(評議員) 伊東熊夫 (同) 大原重右衛門

(右役員は四十二年の臨時會に於て選舉す)

大正二年三月改選 (大正三年臨時會に出席)

△特別議員

東京 加納久宜 東京 大林雄也 東京 田中都吉
長崎 横山寅一郎 兵庫 伊藤長次郎 京都 木村 具
静岡 鈴木辰次郎

△通常議員

神戸 河波野松太郎 長崎 大石榮彌 三重 藤田政次郎

大正五年定時會 (補缺議員) 特別議員横濱紫藤章(加藤子退く) 東京宮地鐵治(伊藤氏退く) 東京矢作榮蔵、東京上田貞次郎(鈴木氏退く) 通常議員長崎相田重太郎、岐阜奥田小太郎、宮崎兒玉伊織、愛媛越智郁次、石川山崎三太郎、鹿児島濱田隆、高知西尾安長、奈良柏井清

大正五年三月改選

△特別議員

横濱 紫藤 章 東京 大林雄也 東京 古谷重綱
長崎 横山寅一郎 東京 宮地鐵治 臺灣 木村 具
東京 矢作榮蔵 東京 上田貞次郎

△通常議員

静岡 村松力太郎 神戸 中村清治 静岡 中村圓一郎
神戸 河波野松太郎 静岡 鈴木辰次郎 熊本 阿部野利恭
静岡 笹野徳次郎 三重 野呂巽之助 京都 岡本耕一
愛媛 安藤源七郎 滋賀 大原重右衛門 鹿児島 深堀代七郎
京都 渡邊辰三郎 静岡 尾崎伊兵衛 静岡 伊藤市平
横濱 吉永仁蔵 三重 小森久郎 三重 木津慶次郎
和歌山 山本常松 静岡 平岡喜太郎 兵庫 丸尾岩太郎
横濱 大谷嘉兵衛 三重 藤田政次郎 長崎 溝田文吉
神戸 岡部住藏 石川 表 久吉 岐阜 奥田小太郎
大阪 栗谷喜八 福岡 上野千代吉 岡山 丸吉佐太郎
静岡 宮本雄一郎 茨城 初見周吉 奈良 藤井加之松

〔八九一〕

茶業關係の主要人事

(會議) 大谷嘉兵衛 (副會議) 相澤喜兵衛 (理事) 海野孝三郎

(評議員) 尾崎伊兵衛 (同) 木下七郎 (同) 柿 彌十郎

(評議員) 大原重右衛門 (同) 木村 具

(右役員は明治四十五年二月の臨時會に於て選舉す)

大正四年定時會 (補缺議員) 長崎山中佐七、岐阜武藤喜兵衛、福岡大石琢磨、静岡石垣長右衛門、愛媛安倍小源太、鹿児島原田宜經

茶業關係の主要人事

(八九二)

静岡 遠藤彌三郎 静岡 松浦五兵衛 長崎 森三四郎
静岡 殿岡 巖石 高知 西村伊之助 埼玉 繁田武平
静岡 原崎源作 静岡 伊藤仙太郎 東京 相澤喜兵衛
宮崎 井上 泉 静岡 狩野四郎 横濱 岡野利兵衛
三重 柿 彌十郎 神奈川 缺 員

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 大原重右衛門

大正七年定時會 (補缺議員) 特別議員東京大村守衛(古谷氏退く) 通常議員愛媛村上藤吉、長崎田中多作、高知永野喜市、宮崎松山篤實

(會頭) 大谷嘉兵衛、(副會頭) 尾崎伊兵衛、(理事) 相澤喜兵衛、(評議員) 大原重右衛門、(同) 木津慶次郎、(同) 栗谷喜八、(同) 伊藤仙太郎、(同) 伊藤六治郎

大正七年臨時會 (補缺議員) 通常議員鹿兒島川上平七、長崎大石榮彌、高知井上傳十郎、宮崎兒玉伊織、三重林善之助

大正八年定時會 (補缺議員) 特別議員静岡丸尾文雄、東京澤村眞(紫藤、横山、上田三氏退く) 通常議員静岡杉山彦三郎、愛媛木原喜作、和歌山宮崎龜次郎、長崎朝日龜吉

大正八年三月改選 (大正九年定時會に出席)

△特別議員 静岡 丸尾文雄 東京 大林雄也 東京 横田誠一郎 東京 矢作榮藏 東京 宮地織治 東京 澤村 眞

△通常議員

静岡 丸尾文雄 東京 大林雄也 東京 横田誠一郎 東京 矢作榮藏 東京 宮地織治 東京 澤村 眞

△通常議員

大正十一年定時會 (補缺議員) 特別議員神奈川村上義温(矢作氏退く) 通常議員熊本井上義孝、愛媛友近彌平、横濱渡邊庄次郎、和歌山山本常松、神戸岡部源一、長崎森三四郎、高知池上彦次郎、宮崎南崎十藏

大正十一年三月改選 (十二年二月定時會に出席)

△特別議員

京都 田邊 貢 東京 大林雄也 神奈川 村上義温 静岡 宮地織治 東京 澤村 眞 (缺員一名)

△通常議員

静岡 玉川源太郎 神戸 菅 晋次郎 静岡 中村圓一郎
神戸 河波野松太郎 静岡 鈴木辰次郎 熊本 井上義幸
静岡 渡野徳次郎 三重 野呂巽之助 京都 桑原善助
愛媛 青野力藏 滋賀 大原重右衛門 鹿兒島 渡邊次右衛門
京都 渡邊辰三郎 静岡 尾崎伊兵衛 静岡 伊藤市平
横濱 渡邊庄次郎 三重 伊藤茂三郎 三重 木津慶次郎
和歌山 山本常松 静岡 山田實太郎 兵庫 中川幸太郎
横濱 大谷嘉兵衛 三重 藤田政次郎 長崎 溝田文吉
神戸 岡部源一 石川長谷部理右衛門 岐阜 平野榮三郎
大阪 栗谷喜八 福岡 松本虎藏 岡山 丸吉佐太郎
静岡 宮本雄一郎 茨城 初見周吉 奈良 林 土太郎
静岡 遠藤彌三郎 静岡 松浦五兵衛 長崎 志直政惣四郎
静岡 伊藤仙太郎 高知 井上傳十郎 埼玉 繁田武平

茶業關係の主要人事

静岡 玉川源太郎 神戸 中村清治 静岡 中村圓一郎
神戸 河波野松太郎 静岡 鈴木辰次郎 熊本 河部野利恭
静岡 渡野徳次郎 三重 野呂巽之助 京都 西出伊助
愛媛 安借小源太 滋賀 大原重右衛門 鹿兒島 渡邊次右衛門
京都 渡邊辰三郎 静岡 尾崎伊兵衛 静岡 伊藤市平
横濱 吉永仁藏 三重 木津慶次郎 和歌山 後藤伴次郎
静岡 山田實太郎 兵庫 中川幸太郎 横濱 大谷嘉兵衛
三重 藤田政次郎 長崎 溝田文吉 神戸 岡部住藏
石川長谷部理右衛門 岐阜 林 嘉右衛門 大阪 栗谷喜八
福岡 上野千代吉 岡山 丸吉佐太郎 静岡 宮本雄一郎
茨城 初見周吉 奈良 藤井加之松 静岡 遠藤彌三郎
静岡 松浦五兵衛 長崎 山口清一 静岡 殿岡 巖石
高知 井上傳十郎 埼玉 繁田武平 静岡 原崎源作
静岡 織田利三郎 東京 相澤喜兵衛 宮崎 兒玉伊織
静岡 狩野四郎 横濱 岡野利兵衛 三重 加藤彌太郎

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 大原重右衛門

大正十年定時會 (補缺議員) 通常議員愛媛森岡牛五郎、和歌山家高邦夫、長崎大石榮彌、高知永野喜市

會頭 大谷嘉兵衛 副會頭 尾崎伊兵衛 理事 相澤喜兵衛 評議員中村圓一郎 同 渡野徳次郎 同 木津慶次郎 評議員大原重右衛門 同 栗谷喜八 同 松浦五兵衛 評議員渡邊辰三郎

大正十三年定時會 (補缺議員) 愛媛長岡徳治郎、鹿兒島濱田隆、福岡北川親藏、岡山武田林治郎、長崎朝日龜吉、外缺員静岡二名、神奈川一名

(會頭) 大谷嘉兵衛 (副會頭) 尾崎伊兵衛 (理事) 相澤喜兵衛 (評議員) 中村圓一郎 (同) 渡野徳次郎 (同) 木津慶次郎 (同) 大原重右衛門 (同) 栗谷喜八 (同) 松浦五兵衛 (同) 渡邊辰三郎

(右役員は大正十三年二月定時會に於て選舉)

大正十四年定時會 (補缺議員) △特別議員東京藤波五百曆 東京道家齊、東京伊藤徳藏、東京佐藤寛次 △通常議員愛媛稻田要治郎、鹿兒島通渡治右衛門、静岡三橋四郎次、長崎山口清一、静岡藤田平吉、横濱田中林藏

大正十四年三月改選 (大正十四年六月の臨時會及び十五年三月の定時會)

△特別議員 東京 岡本英太郎 東京 伊藤徳藏 静岡 宮地織治 東京 佐藤寛治 東京 大林雄也 京都 田邊 貢

△特別議員

静岡 原崎源作 静岡 織田利三郎 東京 野崎傳兵衛
宮崎 南崎十藏 静岡 狩野四郎 横濱 岡野利兵衛
三重 加藤彌太郎

△通常議員

静岡 原崎源作 静岡 織田利三郎 東京 野崎傳兵衛
宮崎 南崎十藏 静岡 狩野四郎 横濱 岡野利兵衛
三重 加藤彌太郎

(八九三)

茶業關係の主要人事

東京 岡部 彰 東京 首藤 安人

△但臨時會には特別議員は前年の顔觸で大正十五年定時會よりこの顔觸となる

△通常議員

静岡 狩野四郎 滋賀 大原重右衛門 静岡 三橋四郎次
石川長谷部理右衛門 静岡 中村圓一郎 京都 古川精一郎
静岡 藤田平吉 埼玉 繁田武平 高知 西山精一
静岡 原崎源作 愛媛 西直治 長崎 溝田文吉
神戶 岡部源一 静岡 尾崎元次郎 奈良 林勝次郎
福岡 藤木芳尾 和歌山 山本常松 静岡 松浦五兵衛
京都 中川櫻太郎 茨城 初見周吉 兵庫 中川幸太郎
静岡 影山滋樹 三重 野呂巽之助 大阪 栗谷喜八
横濱 田中林藏 静岡 山口忠五郎 鹿児島 樋渡次右衛門
岡山 武田林次郎 岐阜 平野榮三郎 静岡 伊藤仙太郎
横濱 大谷嘉兵衛 三重 木津慶次郎 東京 野崎傳兵衛
静岡 平岡喜太郎 熊本 森本利三吉 京都 玉井源次郎
静岡 宮本雄一郎 三重 加藤彌太郎 静岡 笹野徳次郎
宮崎 南崎十藏

但十四年の臨時會には愛媛長岡徳次郎、福岡大石琢磨、熊本缺員であつた

(議長) 大谷嘉兵衛 (副議長) 大原重右衛門 (大正十四年六月臨時會に於て選舉)

(假議長) 松浦五兵衛 (大正十五年定時會正副議長缺席の爲)

昭和二年定時會 (補缺議員) 通常議員愛媛野木直樹、福岡字美常吉

△通常議員

(會頭) 松浦五兵衛 (副會頭) 大原重右衛門 (評議員) 中村圓一郎
(同) 尾崎元次郎 (同) 木津慶次郎 (同) 笹野徳次郎
(同) 栗谷喜八 (同) 玉井源次郎 (同) 繁田武平
(名譽顧問) 大谷嘉兵衛
昭和三年定時會 (補缺議員) 特別議員缺員(大林氏) 通常議員滋賀長政次郎、京都榮山甚四郎、高知西尾安長、愛媛友近彌平、福岡藤木芳尾、三重藤田政次郎、外静岡缺員(伊藤氏)
(副會頭) 栗谷喜八 (評議員) 野呂巽之助 (三年定時會にて選舉)
(理事) 三橋四郎次 (會頭より推薦報告)

昭和三年改選 (昭和四年一月定時會より)

△特別議員

東京 岡本英太郎 東京 伊藤悌藏 東京 宮地鐵治
東京 佐藤寛次 京都 田邊 貢 東京 間部 彰
東京 首藤安人 静岡 前田源吉

△通常議員

岐阜 平野榮治郎 三重 藤田政次郎 京都 玉井源次郎
埼玉 繁田武平 静岡 大石仙作 静岡 志田徳治
宮崎 南崎十藏 大阪 市川榮治郎 高知 西尾安長
東京 池田万藏 熊本 吉田彌吉 静岡 笹野徳次郎

静岡 三橋四郎次 京都 中村藤吉 京都 桑原善助
静岡 中村圓一郎 愛媛 伊藤小四郎 横濱 大谷嘉兵衛
横濱 田中林藏 滋賀 長政次郎 茨城 初見周吉
静岡 杉山彦三郎 静岡 原崎源作 神戶 岡部源一
三重 野呂巽之助 静岡 宮本雄一郎 静岡 松浦五兵衛
岡山 武田林治郎 三重 加藤彌太郎 静岡 山田實太郎
兵庫 中川幸太郎 静岡 尾崎元次郎 奈良 林勝次郎
鹿児島 樋渡次右衛門 静岡 影山滋樹 石川 道田駒吉
静岡 山口忠五郎 長崎 溝田文吉 福岡 堤 米次
和歌山 山本常松

(議長) 松浦五兵衛 (副議長) 繁田武平 (昭和四年一月定時會で選舉)
(評議員補缺) 溝田文吉 (同上)

昭和五年定時會 (補缺議員) 通常議員佐賀中村雪之助

(會頭) 松浦五兵衛 (副會頭) 栗谷喜八 (理事) 三橋四郎次
(評議員) 中村圓一郎 (同) 尾崎元次郎 (同) 笹野徳次郎
(同) 玉井源次郎 (同) 繁田武平 (同) 野呂巽之助
(同) 溝田文吉 (以上定時會にて)

昭和六年定時會 (補缺議員) 特別議員東京藤部兵助(首藤氏退く) 通常議員岐阜森秀一、京都丸山徳次郎、愛媛重見丈太郎、奈良中西拾治郎

昭和六年四月改選 (同年六月臨時會)

△特別議員

茶業關係の主要人事

(議長) 尾崎元次郎 (副議長) 樋渡次右衛門 (會頭) 中村圓一郎
(六年五月臨時會にて選舉、前會頭松浦五兵衛氏は三月病歿)

△通常議員

静岡 三橋四郎次 京都 伊藤悌藏 東京 宮地鐵治
東京 佐藤寛次 京都 田邊 貢 東京 間部 彰
東京 首藤安人 静岡 前田源吉

昭和七年改選 (昭和四年一月定時會より)

△特別議員

東京 岡本英太郎 東京 伊藤悌藏 東京 宮地鐵治
東京 佐藤寛次 京都 田邊 貢 東京 間部 彰
東京 首藤安人 静岡 前田源吉

△通常議員

岐阜 平野榮治郎 三重 藤田政次郎 京都 玉井源次郎
埼玉 繁田武平 静岡 大石仙作 静岡 志田徳治
宮崎 南崎十藏 大阪 市川榮治郎 高知 西尾安長
東京 池田万藏 熊本 吉田彌吉 静岡 笹野徳次郎

静岡 三橋四郎次 京都 伊藤悌藏 東京 宮地鐵治
東京 佐藤寛次 京都 田邊 貢 東京 藤部兵助
静岡 前田源吉 東京 間部 彰

(議長) 尾崎元次郎 (副議長) 樋渡次右衛門 (會頭) 中村圓一郎
(六年五月臨時會にて選舉、前會頭松浦五兵衛氏は三月病歿)

昭和七年定時會 (補缺議員) 通常議員愛媛友近彌平(評議員補缺) 棗葉幸藏 特別議員前田氏退き缺員

(會頭) 松浦五兵衛 (副會頭) 大原重右衛門 (評議員) 中村圓一郎
(同) 尾崎元次郎 (同) 木津慶次郎 (同) 笹野徳次郎
(同) 栗谷喜八 (同) 玉井源次郎 (同) 繁田武平
(名譽顧問) 大谷嘉兵衛
昭和三年定時會 (補缺議員) 特別議員缺員(大林氏) 通常議員滋賀長政次郎、京都榮山甚四郎、高知西尾安長、愛媛友近彌平、福岡藤木芳尾、三重藤田政次郎、外静岡缺員(伊藤氏)
(副會頭) 栗谷喜八 (評議員) 野呂巽之助 (三年定時會にて選舉)
(理事) 三橋四郎次 (會頭より推薦報告)

昭和三年改選 (昭和四年一月定時會より)

昭和七年改選 (昭和四年一月定時會より)

昭和七年定時會 (補缺議員) 通常議員愛媛友近彌平(評議員補缺) 棗葉幸藏 特別議員前田氏退き缺員

茶業關係の主要人事

昭和八年定時會 (補缺議員) 通常議員岡山福岡長藏、茨城
關良介(特別議員)田邊氏退き缺員
(會頭)中村圓一郎 (副會頭) 栗谷喜八 (理事) 三橋四郎次
(評議員) 榎葉幸藏 (同) 桑原善助 (同) 池田万藏
(同) 尾崎元次郎 (同) 山口忠五郎 (同) 野呂異之助
(同) 樋渡次右衛門 (八年二月定時會に於て選舉)
昭和九年定時會 (補缺議員) 通常議員岡山春名武雄、大谷
嘉兵衛氏死亡缺員

昭和九年四月改選

△特別議員

東京 岡本英太郎 東京 伊藤悌藏 東京 佐藤寛次
東京 宮地鐵治 東京 間部 彰 東京 坂本龍起
東京 黒田鴻五
△通常議員
静岡 大石仙作 滋賀 長政次郎 茨城 關 良介
横濱 田中林藏 静岡 三橋四郎次 三重 加藤彌太郎
三重 藤田政次郎 埼玉 市村高彦 静岡 志田徳治
静岡 影山滋樹 静岡 尾崎元次郎 京都 桑原善助

(八九六)

宮崎 南崎福一 福井 佐藤八左衛門 佐賀 並木莊四郎
和歌山 林 彦四郎 京都 田中定助 静岡 鈴木繁藏
大阪 栗谷喜八 静岡 加藤七郎 静岡 原崎源作
岐阜 西脇正治 熊本 吉田彌吉 鹿兒島 樋渡次右衛門
静岡 狩野門八郎 三重 野呂異之助 静岡 宮本雄一郎
静岡 中村圓一郎 東京 池田万藏 高知 柿本忠太郎
神戸 菅 藤太郎 静岡 榎葉幸藏 奈良 山澤兵一郎
静岡 山口忠五郎 京都 木村松次郎 岡山 春名武雄
長崎 田中増五郎 福岡 堤 米次 石川 西出長五郎
愛媛 森岡牛五郎
(議長) 尾崎元次郎 (副議長) 樋渡次右衛門 (九年六月二十日臨
時會選舉)
昭和十年定時會 (補缺議員) 通常議員京都橋本要松、鹿兒
島藤坂貞盛、岡山淺尾富太郎、愛媛山下忠吉、鹿兒島樋渡次右
衛門氏死亡
(副議長) 市村高彦 (評議員) 堤米次 (以上十年二月一日定時會
補缺選舉)

第二 主要官廳顯官一覽表

内閣總理大臣	農商務大臣	農林大臣	同 次官	同 參政官	同 政務次官	同 參事官	同 農務局長
伊藤博文 明治八、三	谷 千城 明治八、三	吉田清成 明治九、四	岩山敬義 明治九、四				宮島信吉 同、三
	△西郷從道 同、三、六	花房義賢 同、七、三					
	△山縣有朋 同、七、一〇						
	谷 千城 同、三、六						
	土方久元 同、七、六						
	黒田清隆 同、九、一六						
	黒田清隆 同、三、〇	△榎本武揚 同、三、〇	岩村通俊 同、二、三				前田正名 同、五、七
	井上 馨 同、七、三						
○三條實美 同、三、三	岩村通俊 同、三、三	前田正名 同、一、六					
山縣有朋 同、三、三	陸奥宗光 同、五、七	石田榮吉 同、一、六					齋藤修一郎 同、七、三
松方正義 同、五、六	河野敏謙 同、三、三	西村捨三 同、三、六					西村捨三 同、八、六
	佐野常民 同、七、二						
伊藤博文 同、八、八	後藤兼次郎 同、八、八	齋藤修一郎 同、三、九					藤田四郎 同、三、九

(八九七)

茶業關係の主要人事

茶業關係の主要人事

榎本武揚 同、三
金子堅太郎 同、三
○黒田清隆 同、三
△大隈重信 同、三
松方正義 同、八
山田信道 同、八
大石正己 同、三
奥田義人 同、六
伊藤博文 同、三
伊東已代治 同、三
金子堅太郎 同、三
大隈重信 同、三
大石正己 同、三
柴 四郎 同、四
山縣有朋 同、八
曾禰荒助 同、八
藤田四郎 同、八
(總務長官)
藤田四郎 同、三
伊藤博文 同、三
林 有造 同、三
○西園寺公望 同、三
桂 太郎 同、三
平田東助 同、三
安廣伴一郎 同、三
清浦奎吾 同、三
和田彦次郎 同、三
(次官)

荳原清風 同、三
太田峯三郎 同、三
菊池九郎 同、八
和田彦次郎 同、三

酒匂常明 同、八

牧 朴眞 同、三
織田 一三 同、三

下岡忠治 同、九
道家 齊 大正元

岡本英太郎 同、九

長滿欽司 同、二

茶業關係の主要人事

西園寺公望 同、七
松岡康毅 同、七
久米金治 同、二
桂 太郎 同、四
大浦兼武 同、四
押川則吉 同、七
西園寺公望 同、八
牧野伸顯 同、八
桂 太郎 大正元
仲小路 廉 大正元
下岡忠治 大正元
山本權兵衛 同、三
山本達雄 同、三
橋本圭三郎 同、三
大隈重信 同、六
大浦兼武 同、六
上山滿之進 同、七
町田忠治 大正元
河野廣中 同、七
寺内正毅 同、九
仲小路 廉 同、九
原 敬 同、九
山本達雄 同、九
大塚勝太郎 同、二
田中隆三 同、三
○内田康哉 同、二
高橋是清 同、三
加藤友三郎 同、三
荒井賢太郎 同、三
岡本英太郎 同、二
○内田康哉 同、三

茶業關係の主要人事

山本權兵衛同、二 田 健治郎同、二 竹内友治郎同、二、八
 △岡野敬次郎同、二、三
 清浦奎吾同、二、七 前田利定同、二、七 鶴見左吉雄同、二、九
 加藤高明同、二 高橋是清同、二 三土忠造同、二、六、二
 (農林大臣)
 (農林次官)
 田中勳作同、八、三
 岡崎邦輔同、二、四 四條隆英同、一
 若槻禮次郎同、二、五 早速整爾同、二 阿部壽平同、二、四
 町田忠治同、二、三
 田中義一昭和、二 山本悌二郎昭和、二、〇
 濱口雄幸同、二、四 町田忠治同、二、四 松村眞一郎昭和、二、五、四
 若槻禮次郎同、二、四、六 犬養 毅同、二、三 山本悌二郎同、二、三 石黒忠篤同、二、四、六
 齋藤 實同、二、七 後藤文夫同、二、七、六

(九〇〇)

三土忠造大正、三 堀切善兵衛大正、三 石黒忠篤同、二、一
 (農林政務次官) (農林參事官)
 三土忠造同、二、四 堀切善兵衛同、二、四 石黒忠篤同、二、一
 黑住成章同、二、三
 小山松壽同、八、〇 高田松平同、八、〇
 東 武昭和、三 砂田重政昭和、二、三 松村眞一郎昭和、二、五、四
 高田松平同、七、五、四 山田道兄同、七、五、四 石黒忠篤同、七、九、四
 西村丹次郎同、四、五、六 岡本實太郎同、四、五、六
 砂田重政同、三、五 今井健彦同、三、五 小平權一同、三、八、六
 有馬頼享同、一、七 松村謙三同、一、七 長瀬貞一同、一、九、七

岡田啓介同、七、八 山崎達之輔同、七、八 長瀬貞一同、七、三
 (○印は臨時代理、△印は兼任)

織田信恒同、四、三、八 守屋榮夫同、七、九、九 森 肇同、七、九、九 小濱八彌同、七、二、三
 戸田保忠同、五、二、〇

第三 中央會議所職員一覽表

職	氏名	就任年月日	退任年月日
書記	塚野文之輔	明治二八年四月一日	大正八年一月一日死亡
書記	加藤重四郎		
書記	荒 蒔 基		
技師	大岩 武 夫	明治三七年七月二日	同三八年三月一〇日
シカゴ出張所	水谷 友 恒	明治三七年八月一日	
シカゴ出張所	堀 有 三	明治三七年八月一日	
聖路易出張所	本間義三郎	明治三七年八月一日	
書記	原 田 豊	明治三九年一月一日	
嘱託	大林 雄 也	明治四四年四月一日	大正一三年三月三日
技師	馬 場 寅 藏	大正二年四月一日	同 一三年五月一日

茶業關係の主要人事

職	氏名	就任年月日	退任年月日
書記	杉浦 禮 三		明治三九年三月六日
書記	岩野銀次郎	明治三二年五月一日	同三六年二月二五日
書記	加藤徳三郎	明治三四年七月一日	現
參事	古谷竹之助	明治三七年八月一日	
モント出張所	西村庄太郎	明治三七年八月一日	
モント出張所	草 信 竹 治	明治三七年八月一日	
リオル出張所	川 口 磐 夫	明治三七年八月一日	
紐育出張所	西 野 孝 三 郎	明治四三年九月三日	
海峽出張所	野 崎 善 三 郎	大正二年四月一日	同 一三年五月一日
張所長	野 崎 善 三 郎	大正二年四月一日	同 一三年五月一日
四日市検査所	野 崎 善 三 郎	大正二年四月一日	同 一三年五月一日

(九〇一)

横濱 検査所	村松末吉	大正二年四月一日	同	一三年五月一日	大谷 監督	杉山彦三郎	大正四年四月一日	同	一三年五月一日
書記	大内重吉	大正二年四月一日	同	一二年九月一日	紅茶 技師	伊達民三郎	大正二年四月一日	同	一二年九月一日
紅茶 園助手	前原重一	大正二年四月一日	同	一二年九月一日	書記	大和眞人	大正六年八月一日	同	一三年四月三〇日
勝岡製 茶検査 所長	遠藤彌三郎	大正七年四月一日	同	一三年五月一日	四日市 検査所	岡山定助	大正一一年四月一日	同	一三年五月一日
参事	西郷昇三	大正一二年四月一日	昭 和六年六月三〇日		製茶 技師	藤田要之助	大正一三年四月一日	同	一四年三月三一日
書記	古澤惠曉	大正一三年四月七日	昭 和四年七月二五日		書記	石原一郎	大正一四年四月三日		
製茶 取締員	竹下仁三郎	昭和元年六月二二日			鳴託 師	宮地鐵治	昭和元年六月二二日		
書記	土田友一	昭和二年四月一日			鳴託 師	鳥居久作	昭和四年四月一〇日		
給仕	山本一太郎	昭和二年四月一日			書記	松浦三策	昭和六年二月一日	同	九年七月一日
書記	後藤卓二	昭和七年八月二二日			書記	佐分利貞	昭和七年八月二二日		
履記	鳥居正一	昭和七年八月二二日			履記	戸塚政慶	昭和九年四月一日		
化学 検査	新海勝利	昭和九年七月一日			化学 検査	瀧基次	昭和九年七月一日		

第十六章 年二回の茶業記念日

我國に於ける茶業記念日の制定に關しては、古くよりその希望があつて研究考案も重ねられたが適切なる具體案を得るに至らずして経過する内、昭和六年十一月二十三日、京都府茶業組合聯合會議所に開會の、第十回全國茶業會頭會議に對し、奈良縣茶業組合聯合會議所より『茶業デー實施要望の件』を提出されたのが動機となつて、俄かにこれを具體化するこゝとなり、記念日の選定、記念日に於ける實施計畫等は擧げて之を中央會議所に一任し、毎年二回宛盛大に施

行して日本茶の需用喚起と改良氣分の高調とに資することを申合せ、爾來中央會は、史上の事實を考證し、慎重研究の結果、年内二回の内第一回は六月二日、第二回は十月一日とし、記念日その他全國茶業團體として機會ある毎に使用するべき『茶業マーク』を制定し、當日の行事は、各府縣それ／＼獨特の考案をなし、努めてローカルカラーを出すことに力を注ぐべきであるとの意見を纏め、これを翌七年四月二十二日金澤市公會堂に開會の第十一回全國會頭會議に提出、左の如く決定したのである。

報告事項

- 一、全國茶業記念日設定に關する件
- △六月二日、十一月一日の二回と決定す

協議事項

- 一、全國茶業記念日實施方法に關する件
 - △茶のマークを制定し意匠は中央會議所に一任の事
 - △各所各適當なる方法により記念事業を施行すること
- 右の如く記念の段取が纏まつて、各府縣共それ／＼記念事業の計畫に取りかゝつたのである。
- かく、茶業記念日を六月二日、及び十月一日に決定したのは、嘗て我國茶史上に於る最も華やかなるエポックとして代表的の大きな事實を捉へ來つたもので、その内容左の如くである。

◇六月二日 所謂『神奈川條約』による横濱の開港が、安政六年（皇紀二五一九年、西紀一八五九年）六月二日であつて

年二回の茶業記念日

〔九〇三〕

貿易の第一線を飾つた日本の物資は、何といふても生絲と製茶であつた。當時の英米人は、日本の製茶を以て香味共に優秀となし、多大の興味と希望とを以て取引に當り、横濱港より汽船で香港に送り、それから快速帆船で印度洋を横斷、阿弗利加南端の喜望峯廻りて一旦英國の港に着け、さらに大西洋通ひの汽船で米國に送つたものである。貿易第一年なる安政六年の横濱輸出茶は、六月以後の半年間に過ぎなかつたが我國の記録には四十萬斤（米國記録二十七萬三千九百七十五斤）とあり、値段は百斤十八弗より八弗、翌萬延元年は百二十萬斤（米國記録十八萬八千三百二十五斤）で値段は前年同様とあり、爾後更に年を追ふて急速なる輸出増加を記録して居るが、兎に角安政六年六月二日は、日本茶海外進出のスタートとして永く記念すべき好日たるを失はない。

◇十月一日 日本固有の純手なる剛玄味に立脚せる茶道の興隆は、足利三代義滿將軍に端を發し、七代義政將軍に至りて豪華を極め、所謂『茶書』集、時の主上もその成行を記念あ

らせられた程であつたが、その後織田信長に至りて兵戦殺伐の客氣を柔げるための茶事となり、次で豊臣秀吉關白に上り茶聖千宗易(利休)を師として風流を味ひ關白に浸り、茶園に覆をかけて青緑の碾茶を得、翡翠色の抹茶を誇りとし、優れたる色香味に新機軸を開き、宗易には祿三千石を與へ、かの西伐の際には、宗易を伴ひ遠く九州精崎の松原に茶を點し軍旅を慰めた。かくて天正十五年、洛陽に聚落第を造營すると共に廣く茶を好むものを集め、北野の森に大茶の湯會を催さんと、左の如き觸書を廻したのである。

一、北野の於森、十月初日より十日の間天氣次第大茶の湯會被成御沙汰に付て御名物共不殘被相攝數寄熱心の者に可被爲見御ため御被成候事

一、茶の湯熱心に於ては、若黨町人百姓以下によらず、釜一つ、つるべ呑物一茶なきものは、こがしにても不苦候間提來可仕候事

一、座敷の儀は松原にて候間、疊二疊、但佗者はとち附にてもいなはきにても苦しかる間敷事、着所の儀は次第不同たるべし

一、日本の者は、不及申數寄心懸有之者は唐國の者までも可罷出候事

一、遠國の者まで可被爲見十月初まで日限御延被成候事

如斯仰出は佗者不便に思召の儀候所に今度不罷出者は尙後においてこがしをもたて候事無用との御意見の事に候不罷

出者の所へ参り候者も同前たるべき事
一、佗者において諸々遠國の者によらず御手前にて御茶可被下旨被仰出候事
右以上

天正十五年

奉行

この觸書によりて十月一日の北野大茶會が行はれたのである。太閤は、茶の民衆化を強制せんとしたか、それとも、關白たる威令を茶によりて示さんとしたか、この大茶會に出席しないものは、將來茶を點てることは勿論こがしへも點ては相成らぬといふ大變な壓制であるが、しかし斯うしてまで茶を奨励せんとする太閤の熱意は大に味ふべきである。

この大茶會は一面に茶の博覽會、又は茶事共進會ともいふべきもので、太閤所有の珍器名品を正面に飾り、その次は千宗易のもの、それから天王寺屋宗及、納屋宗久などのものを陳列し以下天下の大小名庶民に至る、凡そ茶を好むもの、所有品は悉く之を出品せしめ、いよ／＼十月一日には幾萬の民衆踵を接して北野の森に雲集、互に手前を競ひ、黄金の屏風の前にニコ／＼然たる太閤の英姿を仰ぎつゝ茶を點じ、名器を評し、その優なるものは、特に恩賞を受くるといふ好ましき面目に、日本茶道の民衆化が、洛北の一角から光りを發し、普ねく四方を照したのである。その十月一日を第二記念日に選んだのも意義が深い。

かくして選ばれた、茶業記念日は、先づ昭和七年六月二

日を以て、その第一日が迎へられた。かねて中央會議所に於て制定された。茶のマークは、緑の色も鮮かに、圓滿と確實とを表徴して全國を明朗化し、之を中心に各種の催しが各地に於て行はれ、國內は全く茶の一色を以て塗り潰されたかの如き觀を呈した、各府縣茶業團體に於ける主なる行事は左の如くである。

六月二日の部

◆茶業組合中央會議所 △丁・〇・A・Bのマイクを通じて左の如き茶業に關する記念放送をなす。△六月二日午後七時半より商工大臣男爵中島久吉氏の『茶の貿易の過去と將來』(講演内容別項に採録) △六月三日午後二時より駒澤大學教授醫學博士諸岡存氏の『神學と茶』

◆静岡縣聯合會議所 茶業マークを圖案化したる美はしき意匠に、茶の淹れ方を簡記せる紙袋に、新茶十匁を入れた小包四千個を調製し、六月二日静岡縣ホームで辨當、ワザビ漬、その他を購入せる乗客に對し驛賣子より一個づゝ無料にて贈呈したが、尙ほ静岡市内相當旅館の宿泊人にも贈呈すべく約二百個を配布した。この外縣下各都市十七茶業組合に對し記念マーク入の茶業旗を送り、之を組合事務所の門頭に掲揚せしめ、茶の生産家、商人等の使用する自轉車、リヤカーに着用せしむる爲め茶業マークと記念日設定理由を書いた小札一萬枚を調製配布し、一般をして茶の認識を深めしむるこ

とに努めた。

◆埼玉縣 製茶期にて多忙なりしたため、特に目立ちたる催しをなさず、狭山茶商組合はボスター數千枚を調製し各需用地の得意先へ配布した。

◆東京府 會議所として別段統一せる記念の催しをなさず市内一部の茶商間に於て量品付の大賣出しをなし、且つ一般需用者の關心を深め購買力を喚起するため廣告屋に依頼して宣傳を行つた。北豊島郡茶業組合では、一般組合員と協力して『全國茶業記念日』の文字を印刷せる製茶の定價表を調製して各茶商の店頭に掲出し、傍ら宣傳用マツチを製作し、之を各戸に百個づゝ配布し、記念日當日の客に對して贈呈せしめたが、その成績は良好であつた。

◆三重縣 縣下各中等學校に對し、諸岡博士著『喫茶新養生記』及びパンフレットを配付して、茶の記念日を理解せしむると共に、生徒に對し茶の觀念を植え付けることに努めた。尙ほ各都市茶業組合にも、パンフレット、ボスター及茶業マーク入小旗を配布し行人集散の最も多き場所に於て利用宣傳せしめた。四日市、津、宇治山田の三市街には聯合會議所員總出動地元組合の應援を得て、自動車を飛ばし、前記の印刷物小旗を配布宣傳す。尙ほ宇治山田市では、郡組合と聯合し、當日外宮前に無料喫茶所を設け、參宮旅客を接待して大々的の宣傳を行つた。

◆奈良縣 各組合と協力、縣下小中女學校、實業學校等の全生徒に『茶の効果に對する諸名士の言説及茶業記念日に就て』の印刷物を配布し當日は特に茶に對する講演をもなした。(その資料は組合より提供)奈良市内の茶商は茶商同盟會を組織し、聯合會議所後援の下に市内大軌終點に無料喫茶所を開設、茶摘妻の少女を給仕として優良茶葉を接待し好評を博す、尙ほ前記の印刷物は一般の通行人にも配布し、茶商の店頭には『茶業デー』と記入せる日の丸の小旗を十数旗掲げて景氣を添へた。

◆愛媛縣 茶業マーク及び喫茶新養生記を、組合委員十數名及び松山市内の著名販賣業者に配布し、記念日當日を期して宣傳を行はしめ、尙ほ海部、愛媛、愛媛朝報の三地方新聞に依頼し、縣下茶業の歴史及び將來發展の必要なることを記載し、地方の商人はマークを掲げ冊子の配布をなした。

◆岡山縣 組合所在地の諸官衙公署會社社長を招待し、本邦製茶の既往將來の説明をなし、且つ引續いて座談會に移り、喫茶會を開き茶葉を賞し、土産として新茶四半斤罐入を贈呈したが、出席者多數盛會であつた。地方の茶商中には小規模なる喫茶會を催したる向多數あつた。

◆鹿児島縣 縣下の茶業關係者百餘名を召集して、懇談會を催し、今後の發展策を協議し、懇つて大懇親會を開き、斯業のために大に氣勢を擧げた。市内の茶商は宣傳ビラ二萬枚を

調製し、自動車にて之を撒布宣傳す。又主要個所に無料喫茶所を設置し、喫茶趣味の向上に努め多大の成果を収めた。

◆熊本縣 第一回の六月二日には別段の催しをなさず十月一日に於て相當の催しをなす計畫である。

◆福岡縣 當業者(主として商人)に對し諸岡博士の喫茶新養生記を配付し之を各得意先に頒布せしめ、又地方新聞を通じて大に宣傳し以て此茶業記念日設定を意義あらしめた。

◆茨城縣 郡市組合をして印刷物其他により管内一般に對し、茶業記念日の周知徹底に努めしめた。水戸市茶商、古河茶業園其他の業者は、宣傳一刻引大賣出しをなし、一般の好評を博した。生産者側には、時恰も一番茶最盛期とて別に記念の催し等をなさず。

◆京都府 一番茶最盛期に相當せるため六月記念には特に催しをなさず、主力を十月一日に譲り各種の計畫を實行することにした。

◆高知縣 縣下の各新聞に記念日の記事を掲載し、喫茶新養生記及組合調製のパンフレットを縣下の著名茶店に送付して、記念日當日を以て一般顧客に頒布したが、その後このパンフレットは各方面に重寶がられて居た。尙ほ各茶商間に於ても自發的に自己宣傳として茶業記念日の趣旨を加味せる特殊の印刷物を多數に配布した向が少くなかつた。

◆神奈川縣 横濱市茶業組合に於て、廣告マツチ十萬圓を

調製し、各方面に配付宣傳をなし新設定の茶業記念日を意義づけた。

十月一日の部

◆静岡縣 東京、静岡各新聞に記念日の記事掲載を依頼しJ.O.P.Kよりニューズとして放送する外、第一回の六月二日と同様、會議所及び各郡市組合事務所の門頭に、茶業マークを緑色に染め抜いた記念旗を爽やかな秋風に翻へし、縣下の茶業組合員全部に配付した記念日由来とマーク入れの小紙片を、自轉車、リヤカーなどに付し、一般をして記念日の輝かしき存在を認識せしめ、更に煎茶、ゲリ茶の記念小袋包を静岡市の一流旅館宿泊客に贈呈してその批評を求め販路擴張上の一大指針となし、別に同様の小袋包を静岡驛ホームにて贈呈品に添付約四千個を贈呈し、東西旅客に對して静岡茶の印象を深からしめ、第一年の第二回記念日を最も有効に完了した。

◆奈良縣 施設事項左の如し。

- 一、消費宣傳方法として無料喫茶所を設置し、奈良市内の交通最も頻繁なる東向仲町、大軌終點に於て、終日無料喫茶所に菓子、ソーダ、アイス等をなし、又奈良美形四名を茶摘女に仕立て、宣傳ビラの配布及茶葉の接待をなす。
- 二、生産の改良方策として之に關するビラの配布及びこの記念日を意義あらしむると共に茶業趣味の向上に努むるため

縣下同年度製茶産額の豫想を懸賞で募集し、賞品一等粗採機火爐一個以下精選茶、茶籠、茶摘袋、煎茶罐等を贈呈した。

◆三重縣 記念施設の事項左の如し。

- 一、各郡市組合及び茶商と協力各地にポスターを掲出し又はパンフレットを撒布して、一般に記念日を知得せしむると共に茶に對する觀念鼓吹に力を盡した。
- 二、特に津、四日市、宇治山田の三市及び桑名町を中心としその附近にパンフレットの自動車宣傳をなす外、前回と同様外官前に聯合會議所直轄の無料喫茶所を開設、參宮旅客を接待して茶に對する認識を深めしむ。

◆宮崎縣 會議所に於て宣傳ビラ八千枚を用意し、各組合を通じて一般に頒布し、市内公會堂、丸三、高島屋等の各食堂に無料喫茶所を開設、所内に記念日設定理由、茶の効用等を大書し、喫茶新養生記及宣傳ビラを配付して接待宣傳をなしたが、當日は土曜日の秋晴にて各所とも大盛況、十一名のサーピスガールは何れも大忙を極めた。更に縣下男女中等學校に對しは、日本茶史大要、茶業記念日設定理由、喫茶新養生記、宮崎縣の茶業、本邦茶業の現状(統計表)等の參考書物を送付し教育の資料に供す。一面管内茶業組合宮崎市內茶商等は懸賞付の大賣出しをなし、割引方法を以て奉仕し、午後七時よりは座談會を開き開茶會をも催した。都城市北諸縣郡組合では偶々小學校改築竣工式當日の事とて校内に無料喫茶所を設け、宣傳ビラ及びパンフレットを配付して好評を

博した。又西臼杵郡では二臺の自動車にて各町村内を巡廻宣傳ビラを撒布した。

◆石川縣 『全國茶業デー』と記した印刷物二千枚を各所に貼り、各茶商の店頭には茶葉マークを貼り出し、當日限りの景品を出すなど記念日の周知方と茶業の宣傳を行った。但し第一年には充分の豫算なく第二年を以て極力記念の意義の徹底を期することとした。

◆埼玉縣 緑茶の化學的研究により農學博士の學位を獲得した縣出身の辻村みちよ女史に對する祝賀を兼ね茶業講演會を開く、北足立外三郡に於てはポスター一千枚の印刷配付をなし大に宣傳す。

◆京都府 十月一日の施設事業左の如し。

一、會議所事業 全國茶業記念日を祝福するため内面的(精神的)方面と外面的(喫茶趣味喚起)方面とによりそれら事業を遂行す。

(内面的事業) △茶祖及祖先に對し會議所樓上に於て嚴肅なる祭典を執行 △生産家に對し茶業經營年中行事のポスターを配付す △材料を提供し主要産地小學校長に兒童への茶業訓話を依頼す △郡市組合に補助金を交付し、茶業記念に即し祭典その他の催物を行はしむ。

(外面的事業) △宇治茶宣傳幟一萬本を全國の主なる小賣商店に配付す △日本茶業新聞をして宇治茶宣傳號を發行

△裝飾自動車七臺を以て京阪神の主なる茶商を訪問大衆運動を行ふ。

五、相樂郡茶業組合事業 △山城茶業協會と協同して事務所樓上に茶祭を行ひ終つて茶業振興座談會を行ふ △全町休業して小學校庭に祝賀餘興を催す △和東谷に於ては村社天満宮に於て茶祖祭及獻茶式を行ひ式後生産改良座談會を開く

◆茨城縣 郡市組合をして喫茶の宣傳に當らしめ特に水戸市茶商古河茶業團その他各地の茶商をして宣傳大賣出し又は割引賣出し等を実施せしむ。

◆和歌山縣 喫茶養生記を和歌山市組合員に配布、記念日當日を期し、一般消費者に配布せる外、無料喫茶部を設け喫茶新養生記配布により醫學上有利なることを宣傳す。

◆高知縣 宣傳ビラ五萬枚を郡部主要地は支部長により、市内は十名の宣傳員により戸毎に配布し、一方各新聞紙上に當日の行事並に宣傳文等を掲載、喫茶思想の普及に努む、前回の記念日(六月二日)以來高知新聞主催土佐代表十名産投票戦に九旬を経て九萬餘票を以て第四位に當選、従つて今回の記念日は一般より多大の關心を以て迎へられ、十月十五日より三日間、右十名産即賣會に於ては大小三千餘點の土佐茶(煎茶、川柳)が賣れた。又茶商の催しとしては、縣下著名の茶商等組合と協力、店頭に記念日の立看板をなし、一律に二割引の大賣出しをし、中には十月一日より五日間を奉仕す

せしめ全国的に小賣商に配布す △吸取紙(葉書型)百萬枚を調製全國の高等、専門、中學、女學、實習各學校其他に配付す △全國主要五十二新聞社に宣傳廣告を登載 △關係各府縣組合へ祝電を發す

二、京都市茶業組合事業 △十月一日正午平安神宮に全組合員參集茶祖祭執行 △祭典後市内主なる茶商參加の下に三十七臺の裝飾自動車隊に三組の音楽隊を加へ宇治香頭を請を奏しつゝ市中大通りに喫茶大示威行進をなす △市中大通り河原町四條白鶴ビル屋上より宣傳輕氣球を向ふ三日間掲揚す △九月二十八日より三日間全國茶業記念日來歴及大割引賣出しの廣告を、大阪朝日、大阪毎日、京都日々、京都日の出、明治の五新聞に登載す △各自の店頭裝飾

三、宇治郡茶業組合事業 △『全國茶業記念日に際して』と題せる印刷物を組合員に配布す △午後七時より宇治小學校に於て高山寺住職土岐覺了師及萬福寺執事福山朝九師を招き茶祖の苦心と偉業につき大講演會を開く

四、久世郡茶業組合事業 △宇治町と共に茶祭を行ふ △關係者五百餘名參集、橋島に大祝賀會を催す △郡町有志を以て茶祭協賛會を設け全町悉く幟を掲て提灯を吊し花火を打揚げ終日賑を早す △稚兒行列、山車屋臺、十餘臺を引廻し塔の島には旭堂南北一座の萬歲曲藝、手踊、二輪加等を催し夜は茶摘香頭を以て茶祭氣分を満喫す △無料喫茶所(主として阪神間遊覽客)を設け優良茶を試飲に供す

一となすなど思ひの催しに何れも大馬力をかけた。

◆熊本縣 喫茶趣味普及の爲め、茶の効能(各博士の發表せる名言)宣傳ポスター二千部を印刷し、縣下の湯屋、理髮店、其他適當の場所に配布す、喫茶新養生記(諸岡博士著)及茶業記念日由来の印刷物を縣下中等學校に配付す。縣茶業振興會では臨時總會を開き同時に座談會に移り縣學務部長の自力更生に關する講演、會員の五分間演説其他を以て大に氣勢を挙げ、午後四時より會員の大懇親會を催し斯業に對する意見の交換を行ふ。同日午後五時より六時迄縣農林技師稻垣政太郎氏の『茶の効能』並に茶業記念日決定の理由等に關しGKよりラヂオ放送をなし好評を博した。熊本市組合では午前八時より午後一時まで自動車三臺(先頭車に著香機鳴物入)にて茶商十七名一定の茶帽子を冠り揃の服裝にて同乘市内、川尻、宇土各町に各種宣傳ビラ三萬枚を撒布した。記念日認識と喫茶趣味喚起のため記念日の理由、放送記事を新聞に依頼掲載して宣傳す。

◆鹿児島縣 各郡市毎に、當日茶業講演の會を催し、増殖生産改良を圖ると共に一般に茶業知識の鼓吹に努めたる爲他に特種の催をなさざりしも對内的には相當の効果があつた。

◆大阪府 郡市組合を主催として、市内は各組合員に赤地に白く『お茶は健康長壽の元』と大書したる大幟と『學理上より見たる茶』と題したる印刷物を配給し各店舗は夫々裝飾

を施し、景品又は割引を以て賣出をなした。當日午後京都府組合宇治茶宣傳自動車隊八臺來阪せるにつき、大阪もまた之に加はり市中大示威宣傳をなす。尙各郡組合に於ても夫々宣傳を行つた。

◆福岡縣 茶業記念マーク及寫眞入宣傳印刷物二萬枚を作製し縣下の需用者に配布す。

第十七章 各府縣聯合會議所並組合

茶業組合中央會議所を構成する各府縣の茶業組合並に聯合會議所は、明治十七年創立以來幾多の變遷あり、或は一縣單位の組合となり、或は聯合會議所を構成し、又は本省の茶業組合規則の施行を停止されたり、解除されたり、更に新たに施行されたりして、現在に及んで居るが、昭和十年に於ける中央會議所の構成分子は聯合會議所十三、茶業組合十一にして、その變遷の内容は別項に記載せる本省通標事項中に採録してある。こゝには順を追ふて各聯合會議所及茶業組合の沿革事業等を分類紹介しておく。

第一 東京府茶業組合聯合會議所

第一、組織及規約の變更 大正三年當時に於ける本會議所は、東京市茶業組合外荏原郡東部、同西部、豊多摩郡、北豊島郡東部、同中部、同西部、南足立郡、南葛飾郡、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡等の十一郡茶業組合より組織せられて居た。越えて昭和四年に至り是等の區域を整理して一郡一組合となし、八王子市は市制施行と

同時に南多摩郡より獨立して八王子市茶業組合を設立した。更に昭和七年十月一日荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の五郡が東京市に合併せられたので、爾來區域を變更して、現今は東京市、八王子市、北多摩郡、西多摩郡の四郡市茶業組合を以て組織されて居る。而して規約については、大正十二年關東大震災後の狀況變化



會頭池田萬藏氏

に鑑み翌十三年に於て規約一部の改正を行ひ、昭和七年東京市が隣接五郡の市域合併を機とし從來の規約全般に涉り大改正を行ひ現行の規約を得たのである。

第二、會議所事業の概要

大正元年以來移入茶の検査を施行し、大正五年汐留驛構内に検査所を新設し、爾來今日に至るまで移入茶の検査を勵行す。越えて昭和四年に於て、品評會、講習會、講話會等に補助金を交付し主として生産の奨励に資し、年々之を續續して今日に至る。昭和六年には從來の生産奨励補助の外消費宣傳、販賣擴張奨励の爲め消費地組合に對し移入茶個數を標準として補助金を交付し引續き今日に至るまで之を實行して居る。

第三、役員異動 大正三年以降の異動左の如し。

- ◆大正三年 △會頭泉猪太郎 △副會頭田口傳右衛門(大正七年まで異動なし)
- ◆大正八年 △會頭田口傳右衛門 △副會頭池田萬藏 △會計田口廣吉(大正八年より會計を置く)
- ◆大正十年改選 △會頭田口傳右衛門 △副會頭野崎傳兵衛

各府縣聯合會議所並組合

大東京と茶

東京は政治文化の中心であるばかりでなく、茶の消費地としても天下に冠たる誇りをもつて居る。横濱開港の初めに於ては、各方面の輸出茶は一旦東京(當時江戸)に集まり、改めて横濱に廻送外國商館へ賣込んだものである。明治聖世に入りて、帝都を東京に奠められ、茶業行政の中心は明治十七年より東京にその基礎を据え天下に號令したものである。中央會議は毎年東京に開かれ、主務大臣又は代理官は必ず之に臨みて訓示を垂れ、三十周年、五十周年の茶業記念も之を東京に於て行つた。大東京と茶。今日に於てはその力の總ての發源地たるを忘れてはならぬ

- △會計加藤治郎兵衛 △評議員(新設選舉)山本嘉兵衛、長井利右衛門、大橋清左衛門、池田萬藏、菊地惣藏
- ◆大正十三年改選 △會頭田口傳右衛門 △副會頭野崎傳兵衛 △會計加藤治郎兵衛 △評議員山本嘉兵衛、長井利右衛門、大橋清左衛門、池田萬藏、菊地惣藏
- ◆昭和二年改選 △會頭田口傳右衛門 △副會頭野崎傳兵衛 △會計加藤治郎兵衛 △評議員山本嘉兵衛、大橋清左衛門、池田萬藏、菊地惣藏、岡安正助
- ◆昭和五年改選 △會頭田口傳右衛門 △副會頭野崎傳兵衛 △會計加藤治郎兵衛 △評議員山本嘉兵衛、大橋商店、池田萬藏、菊地惣藏、岡安正助(會計七年補缺吉濱代作)
- ◆昭和八年改選 △會頭田口傳右衛門 △副會頭池田萬藏 △會計吉濱代作 △評議員山本嘉兵衛、大橋商店、菊地惣藏、松尾由次郎、

各府縣聯合會議所並組合

〔九一三〕

岡安正助
 ◇昭和九年改選 △會頭池田万蔵 △副會頭岡安正助 △會計吉濱代作 △評議員山本嘉兵衛、大橋商店、菊地惣藏、松尾由次郎、渡邊惣十郎

第四、各種統計表 經費及生産に關する統計左の如し

累年經費歲入出豫算決算表

年次	歳入出豫算	歳入決算	歳出決算	内事業費
大正六年	三、三六六、七四五	三、三九三、三〇〇	三、三九三、三〇〇	二、七六八、五五五
同 七年	三、七七八、五五五	三、三六六、五三〇	三、〇三一、一三五	二、四八四、六四〇
同 八年	六、六四三、三五	五、九六三、九三五	五、四八四、六四〇	四、六二五、五四五
同 九年	六、一六二、七三五	四、九四五、四三五	四、六二五、五四五	五、六四九、七八〇
同 十年	六、八三六、〇九五	六、七〇〇、〇九〇	五、五八六、二五〇	五、四七三、二二〇
同 十一年	五、六六六、五〇〇	六、九四三、四五五	六、七九二、三五〇	五、四七三、二二〇
同 十二年	五、八八二、五〇〇	六、一四二、二五	五、九九五、九〇〇	五、四七三、二二〇

大正三年以降管内生産並需給統計表

年次	生産戸數	茶園反別	製茶數量	同金額	移入茶質量	移出茶質量
大正三年	三、〇〇〇	七六・三	七五、八八	一九、九九七	七四、九九八	三三、三九
同 四年	三、六六六	七九〇・〇	七、八八	一三、六四	七四、三〇八	一四、九六
同 五年	四、三三三	七九六・五	一〇、〇〇〇	二六、三三	八二、七三	一七、一三
同 六年	五、〇〇〇	七六六・七	一〇、七七一	二九、〇四七	一〇、七、六九〇	三二、二五
同 七年	四、六六六	八六五・五	一〇、二五	三〇、六六	一、三三、六八	一〇、九、七〇
同 八年	四、三三三	七六四・四	一〇、六、三四	四七、三九九	一、九、〇、〇	三、四、四七

年次	生産戸數	茶園反別	製茶數量	同金額	移入茶質量	移出茶質量
同 九年	四、八六五	七五〇・九	一〇、六、三六	四七、八九六	一、〇、六、四七	四三、五六八
同 十年	四、八二六	七四六・五	九、五、七六	四三、五二二	一、二、五、一一	四〇、七、五四八
同 十一年	一〇、六一	七三三・一	七、二、七九	四七、五八七	一、六、三、六八	四三、五、一〇三
同 十二年	八、九四二	六九三・三	八、一、七〇七	五六、九九九	一、〇、八、一、五六	三三、七、七二六
同 十三年	九、二六〇	六九三・三	八、四、二四四	五二、九九八	一、〇、九、一、〇六八	三三、八、三四三
同 十四年	九、〇五二	七三三・一	六、五、四五	四四、二九五	一、〇、八、八、七二九	三〇、八、四七三
昭和元年	一〇、七六五	七〇三・三	七、四、〇一〇	五〇、八九三	一、〇、〇、〇、三三	三二、八、八四四
同 二年	一〇、四三〇	七〇三・三	六、七、三九九	四三、〇九二	八、八、四、三三	一八、〇、〇〇〇
同 三年	一〇、九九五	六三〇・〇	七、一、九一〇	四四、八二四	九、二、五、三二六	一八、五、五七〇
同 四年	一一、三九五	六三七・八	五、八、七五三	三三、三三〇	八、七、六、〇九三	一六、〇、八二〇
同 五年	一一、二六九	四八三・三	六、三、三七〇	三〇、五六二	八、六、〇、〇三三	一四、一、五二〇
同 六年	一一、三三五	四八四・一	六、〇、一九三	三三、三二九	八、六、八、九五九	一三、三、三九五
同 七年	一一、五三三	四六〇・五	五、九、四一八	三〇、四七二	九、七、九、六八七	一〇、七、四八八
同 八年	一一、一八二	四五四・二	六、〇、二五九	一九、〇、三八五	九、七、七、五四四	一一、五、八二二
同 九年	一一、三三三	四五一・八	六、四、二八二	二五、八、二七七	八、九、〇、四四〇	一〇、五、四二五

△備考 機械臺は昭和八年八一臺、同九年九五臺を算するのみ
 (以上東京府茶業組合聯合會議所調査)

東京府茶業組合聯合會議所規約

(昭和七年十月一日認可)

第一章 總 則

第一條 本所ハ東京府茶業組合聯合會議所ト稱シ東京市芝區新橋三丁目一番地六ニ置ク
 各府縣聯合會議所並組合

第二條 本所ハ茶業組合規則第七條ニ依リ東京府管内ノ茶業組合ヲ以テ組織ス
 第三條 本所ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終ル
 第四條 本規約ハ聯合會議ニ於テ議員定數ノ三分ノ二以上ノ同

〔九一三〕

各府縣聯合會議所並組合

意アルニ非ザレバ之ヲ改廢スルコトヲ得ズ

第二章 目的及業務

第五條 本所ハ茶業組合ノ氣脈疏通並茶業ノ改善發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第六條 本所ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ業務ヲ行フ

- (一) 茶業組合ノ氣脈疏通
- (二) 製茶ノ生産改良
- (三) 製茶取引ノ改善並販路擴張
- (四) 製茶ノ検査及取締
- (五) 茶業ニ關スル調査及研究
- (六) 紛議仲裁
- (七) 其ノ他茶業ノ改善發達上必要ト認ムル事項

第三章 氣脈疏通

第七條 本所ハ本所及茶業組合ノ聯絡ヲ圖ル爲必要ニ應ジ役員又ハ職員ノ協議會ヲ開催スルコトアルベシ

第八條 茶業組合ハ茶業ニ關シ別ニ定ムル報告例ニ依リ其ノ地區内ニ於ケル調査ヲ爲シ本所ニ報告スルモノトス

第九條 茶業組合ヨリ官廳又ハ中央會議所ニ對シテ提出スル書類ハ總テ本所ヲ經由スルモノトス

第四章 製茶ノ検査及取締

第十條 茶業組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル製茶ヲ販賣ノ目的ヲ以テ製造シ又ハ賣買譲渡スルコトヲ得ズ但茶葉ノ原料ニ供スル爲本所會頭ノ承認ヲ經タルモノハ賣買譲渡ヲ妨ゲズ

- (一) 粘質物ヲ用キテ製造シタルモノ
- (茶粉ト海藻類ヨリ製出シタル無害ナル粘質物トヲ以テ製造シタルモノヲ除ク) 又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ
- (二) 物料ヲ用キテ色澤ヲ

〔九一四〕

附シタルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ

(三) 火力又ハ電熱ヲ用キズシテ乾燥シタル綠茶又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ

(四) 土砂其ノ他ノ不純物料ヲ混ジタルモノ

(五) 潮入茶、微茶、腐敗茶、又ハ之ニ加工シタルモノ若ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ

(六) 煙臭、其ノ他異臭、異味アルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混ジタルモノ

(七) 他物ヲ以テ製茶ニ混製シタルモノ

(八) 含有水分量百分ノ六ヲ超ヘタルモノ

(九) 其ノ他前各號ニ類似ノ不正不良茶

第十一條 本所ハ製茶ノ検査ヲ行ヒ製茶ノ取締及改良ニ資スルモノトス

第十二條 茶業組合員ハ前條ノ検査ニ合格シタル製茶ニ非ザレバ之ヲ移入スルコトヲ得ズ

第十三條 本所ハ第十一條ノ検査ヲ行フ爲必要ナル場所ニ製茶検査所ヲ設置シ又ハ製茶検査員ヲ派遣ス前條ノ検査所ヲ設置セントスルトキハ聯合會議ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第十四條 製茶ノ検査ハ製茶検査員之ヲ行フ

茶業組合員ハ製茶ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ズ、製茶検査員製茶ノ検査ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ、製茶検査員ハ検査ニ必要ナル分量ニ限り製茶、製製茶又ハ製茶ノ着色、粉飾等ニ供用セラルベキ物料ヲ無償ニテ收去スルコトヲ得

第十五條 製茶ノ検査ニ合格シタル製茶荷物ニ對シテハ一箇毎ニ合格證印ヲ押捺シ又ハ荷物一口毎ニ検査合格證ヲ附與ス

本所ハ其ノ賠償ノ責ニ任セズ

第二十五條 製茶ノ検査施行細則ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 役員及製茶検査員ノ携帶スベキ證票ヲ定ムルコト左ノ如シ(圖略)

第五章 製茶生産ノ改良取引ノ改善及販路擴張

第二十七條 本所ハ製茶生産ノ改善並販路ノ擴張ニ資スル爲左ノ事業ヲ行フコトアルベシ

- (一) 茶ノ栽培及製茶ニ關スル實地指導
- (二) 茶ノ栽培及製造ノ改善並販路ノ擴張ニ關スル事業ノ助成
- (三) 製茶品評會又ハ共進會ノ開催
- (四) 製茶ノ消費増加宣傳又ハ宣傳事業ノ助成
- (五) 茶況ノ調査及報告
- (六) 其ノ他製茶ノ生産ノ改善並販路擴張上必要ト認ムル事項

第二十八條 製茶ノ取引ハ總テ正味重量ニ依ルモノトス

第二十九條 製茶ノ取引ニ於テ問屋ノ領收スベキ手数料ハ左ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ但特約アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- (一) 煎茶及紅茶總金額ノ二十分ノ一
- (二) 玉露及碾茶總金額ノ十分ノ一
- (三) 藏敷料荷物一個ニ付金貳拾錢
- (四) 保險料荷物一個ニ付金參拾錢

第六章 紛議ノ仲裁

第三十條 茶業組合又ハ茶業組合員間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ當事者双方ノ請求ニ依リ其ノ仲裁ヲ爲ス茶業組合員間ノ紛議仲裁ハ當事者ガ同一組合地區内ノ者ナル場合ニハ當該組長之

〔九一五〕

各府縣聯合會議所並組合

第十六條 茶業組合員他府縣産ノ製茶ニシテ本所ノ検査未済ノ製茶荷物ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ製茶ノ種類、個數及所在場所ヲ本所ニ届出デ之ガ検査ヲ受クルコトヲ要ス

第十七條 移入茶ノ検査ニアリテハ検査料ヲ徴收ス

第十八條 本所ノ役員及製茶検査員ハ検査又ハ取締上必要アリト認ムルトキハ茶業組合員ノ店舖、製茶場又ハ製茶藏置所ニ隨時臨檢スルコトヲ得、茶業組合員ハ前項ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ズ、第一項ノ場合ニハ第十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第十九條 茶業組合員ハ本所ノ役員又ハ製茶検査員製茶ノ検査又ハ取締ニ關シ見本又ハ書類ヲ必要トスルトキハ之ガ提出ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十條 製茶検査員第十條ニ該當スル製茶ヲ發見シタルトキハ之ヲ差押ヘ遲滞ナク其ノ事由ヲ具シ會頭其ノ荷主及荷受人ニ通知スベシ其ノ差押ヲ解除シタルトキ亦同ジ

第二十一條 前條ニ依リ差押ヲ受ケタル製茶荷主又ハ荷受人其ノ差押ニ異議アルトキハ其ノ差押ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ事由ヲ具シ會頭ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 會頭前條ノ異議ノ申立ヲ受ケタルトキハ評議員會ニ諮リテ處分スルモノトス

茶業組合員ハ前項ノ處分ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 茶業組合員ハ差押ヘラレタル製茶ヲ製茶検査員ノ許諾ナクシテ開封賣買譲渡又ハ輸送スルコトヲ得ズ

第二十四條 製茶ノ検査又ハ差押ノ爲ニ生ズル損害ニ對シテハ

各府縣聯合會議所並組合

ニ當リ二組合以上ニ亙ルトキハ關係茶業組合ノ組長協議ノ上
仲裁スベシ

第三十一條 組長前條ノ仲裁ヲ爲シタルトキハ其ノ細末ヲ遲滯
ナク會頭ニ報告スベシ

第三十二條 茶業組合間ノ紛議又ハ二組合以上ニ亙ル茶業組合
員ノ紛議ニシテ關係組長ヨリ之ガ仲裁ノ請求アリタルトキハ
會頭之ガ仲裁ヲ爲ス

會頭前項ノ仲裁ニ付必要アリト認メタルトキハ評議員會ニ諮
問スルコトヲ得

第三十三條 組長及茶業組合員ハ紛議仲裁ノ爲ニスル會頭ノ召
喚ニ應ズベシ紛議仲裁ニ要スル費用ハ當事者ノ負擔トス

第七章 役員及職員

第三十四條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク

(一) 會頭一名 (二) 副會頭一名 (三) 會計監督一名
(四) 評議員七名

役員ハ相兼スルコトヲ得ズ

第三十五條 役員ハ聯合會議ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス但
時宜ニ依リ組合員外ノ者ト雖之ヲ選舉スルコトヲ得

第三十六條 役員ハ名譽職トス但聯合會議ノ決議ニ依リ報酬又
ハ職務ノ爲ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

第三十七條 會頭ハ本所ヲ統轄シ之ヲ代表ス

副會頭ハ會頭ヲ輔佐シ會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス、會計
監督ハ會計ノ監督ニ關スル事務ヲ掌ル、評議員ハ評議員會ヲ

〔九一六〕

組織シ會頭ノ諮問ニ應ジ又業務執行ノ狀況ヲ監査ス

第三十八條 役員ハ府内ニ居住スル成年以上ノ男子ニシテ左ノ
各號ノ一ニ該當セザル者タルコトヲ要ス

(一) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレテ滿期又ハ赦免後滿一年ヲ經
過セザル者若ハ刑ノ執行猶豫中ニ係ル者 (二) 禁治産者、
準禁治産者 (三) 破産者又ハ家資分産者ニシテ復權セザル者

第三十九條 本所ニ左ノ職員ヲ置キ會頭之ヲ任免ス
(一) 書記 若干名 (二) 技手 若干名 (三) 製茶検査
員若干名

第四十條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ關スル事務ニ
從事ス、技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從
事ス、製茶検査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶ノ検査及取締ニ關
スル事務ニ從事ス、役員及職員ヲ所務ノ爲出張セシメタルト
キハ旅費ヲ支給ス

第四十一條 旅費支給ニ關スル規定ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ別
ニ之ヲ定ム

第四十二條 本所ニ顧問ヲ置クコトヲ得、顧問ハ評議員會ニ諮
リ會頭之ヲ推薦ス

第八章 會 議

第四十三條 聯合會議議員及聯合會議特別議員ヲ以テ聯合會議
ヲ組織ス

第四十四條 聯合會議議員ハ各組合ノ委員ニ於テ其ノ組合員中
ヨリ之ヲ選舉ス

第四十五條 聯合會議議員ノ總數ハ五十六名トシ其ノ配當左ノ
如シ

(一) 東京市茶業組合五十一名 (二) 八王子市茶業組合一
名 (三) 西多摩郡茶業組合二名 (四) 北多摩郡茶業組合
二名

第四十六條 本所ノ會頭及副會頭ハ議員ノ資格ヲ以テ聯合會議
ニ列スルコトヲ得

第四十七條 會議ハ議員半數以上出席スルニ非ザレバ當日ノ議
事ヲ開クコトヲ得ズ但議員半數以上ノ缺席三日以上ニ亙ルト
キハ此ノ限ニ在ラズ

第四十八條 會議ハ通常會議及臨時會議ノ二種トス
通常會議ハ毎年一回二月之ヲ開ク但評議員會ノ決議ヲ經テ其
ノ時期ヲ變更スルコトヲ得、臨時會議ハ會頭必要ト認ムルト
キ又ハ評議員三名以上若クハ議員五分ノ一以上ヨリ會議ノ目
的及招集ノ理由ヲ示シテ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第四十九條 通常會議ノ會期ハ三日以内臨時會議ノ會期ハ二日
以内トス但會議ノ決議ヲ以テ二日以内ヲ延長スルコトヲ得

第五十條 聯合會議ハ會頭之ヲ招集ス
前項ノ場合ニハ會議ノ三日前述ニ會議ノ目的、日時及場所ヲ
示シ書面ヲ以テ議員ニ通知ス但臨時急施ヲ要スル場合ニハ此
ノ限ニ在ラズ

第五十一條 會議ノ議案ハ會頭之ヲ發ス

第五十二條 會議ノ正副議長ハ議員中ヨリ之ヲ互選ス、正副議
長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

(一) 經費豫算及經費賦課徵收ニ關スル件 (二) 經費決算
及事業成績報告並財産目錄ノ認定ニ關スル件 (三) 規約並
重要ナル規定ノ制定又ハ改廢ニ關スル件 (四) 借入金ニ關
スル件 (五) 財産ノ處分及取得ニ關スル件 (六) 役員及
中央會議議員選舉ニ關スル件 (七) 官廳ノ諮問ニ對スル答
申又ハ建議請願ニ關スル件 (八) 評議員會ニ委任スベキ事
項 (九) 其ノ他會頭ニ於テ必要ト認ムル事項

第五十四條 議事ニ關スル細則ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ別ニ之
ヲ定ム

第五十五條 評議員會ハ會頭及評議員ヲ以テ組織シ議長ハ會頭
ヲ以テ之ニ充ツ

第五十六條 評議員會ハ必要ニ應ジ會頭之ヲ招集ス
第五十七條 評議員會ノ職務權限左ノ如シ
(一) 會頭ノ諮問ニ對シ意見ヲ述ブルコト (二) 聯合會議
ニ附スベキ議案ヲ審査スルコト (三) 經費豫算、決算及業
務成績報告ヲ査定スルコト (四) 當該年度ニ償却スベキ一
時借入金ニ關シ議決スルコト (五) 法令ノ結果ニ依ル豫算
更正ニ關シ議決スルコト (六) 聯合會議ニ屬スル事項ニシ
テ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト (七) 聯合會議
ノ權限ニ屬スル事項ニシテ急施ヲ要シ會頭之ヲ招集スルノ暇
ナシト認ムルトキ聯合會議ニ代リテ議決スルコト (八) 業

〔九一七〕

各府縣聯合會議所並組合

各府縣聯合會議所並組合

務執行ノ狀況ヲ監査スルコト

前項第七號ノ決議ハ次ノ聯合會議ニ提出シ承認ヲ受クルコトヲ要ス其ノ承認ヲ經ザルトキハ將來ニ向テ効力ヲ失フ

第九章 庶務及會計

第五十八條 本所ノ會計年度ハ事業年度ニ依ル但出納ノ締切ハ翌年度ノ五月三十一日トス

第五十九條 本所ノ經費ハ分擔金、賦課金及検査料ヲ以テ之ニ充ツ、分擔金ハ茶業組合ニ對シ之ヲ賦課ス、賦課金ハ移入セ

ル製茶荷物ニ對シ之ヲ賦課シ其ノ移入者ヨリ之ヲ徵收ス、検査料ハ移入茶ニ對シ検査ヲ行ヒ其ノ荷主ヨリ之ヲ徵收ス但時

宜ニ依リ荷受人ヲシテ代納セシムルコトアルベシ

第六十條 經費豫算ノ各款ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

第六十一條 分擔金、賦課金及検査料ノ額及其ノ徵收方法ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ所屬茶業組合ニ通知ス、茶業組合前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク組合員ニ之ヲ周知セシムベシ

第六十二條 茶業組合ノ豫算ハ毎年前年度ノ三月末日迄ニ之ヲ本所ニ報告スベシ、茶業組合ノ決算及事業成績ハ翌年度ノ三月末日迄ニ之ヲ本所ニ報告スベシ

第六十三條 違反者ヨリ徵收シタル違約金ハ本所ノ收入トシ當該年度ノ經費豫算中ニ編入ス

第十章 違約者處分

第六十四條 違約者處分ハ本所會議之ヲ行フ但同一事件ニ付茶

〔九一八〕

業組合ニ於テ其ノ規約ニ依リ處分ヲ行ヒタル場合ニハ處分ヲナサザルコトヲ得

第六十五條 違約者處分ヲ行ヒタルトキハ遅滞ナク其ノ額末ヲ關係茶業組合又ハ聯合會議所ニ通知スルモノトス

第六十六條 第十條、第十二條、第十六條又ハ第二十三條ニ違反シタルモノハ十回以上千回以下ノ違約金ヲ課シ尙第十條ノ違反ニ係ル製茶ハ總棄其ノ他必要ト認ムル處分ヲナサシム

前項ノ規定ハ未達又ハ過失ノ場合ニモ之ヲ適用ス但過失ノ場合ニハ違約金ヲ課セザルコトヲ得

第六十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三回以上五百回以下ノ違約金ヲ課ス

(一) 第三十三條ニ違反シタル者 (二) 第十四條、第十八條ノ検査又ハ臨檢ヲ拒ミタルモノ (三) 第十九條ノ書類又ハ見本ノ提出ヲ拒ミタルモノ (四) 製茶検査員ヲ欺回スルノ目的ヲ以テ検査ニ關シ不正ノ手段ヲ用キタルモノ

第六十八條 茶業組合員ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本規約ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ費ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十一章 雜 則

第六十九條 本所ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ所屬茶業組合ニ製茶ノ検査、違約者處分及經費ノ賦課徵收ニ關スル事務ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ委嘱スルコトアルベシ

附 則

第七十條 従前ノ本規約ハ之レヲ廢止ス

第二 京都府茶業組合聯合會議所

梅尾宇治を以て舊日本の茶業先覺を誇り、東山から桃山に傳へて日本茶道の發祥に幽玄靜寂の妙趣を残し豊公北野の大茶會は更なり徳川三代家光將軍のお茶壺道中から下つて賣茶翁の煎

茶道が、洛中洛外の民衆を驅つて日常の喫茶味得に誘ひ江戸の山本嘉兵衛翁が宇治に來て玉露茶を案出し「益々天下にお茶の名所を讃えられたが幕末の開港互市によりて取引の中心を横濱神戸に奪はれ、更に全國的の主生産と主取引とを静岡縣に譲るに至つた。併し京都は歴史の都であると共に、日本茶史上に燦然たる光を残し、眞の日本茶は永久に我が宇治に止めを刺されて居るのである。その茶業沿革は『京都茶業史』を始めその他の文献によりて餘りにも明かであるから之を略し、こゝには、聯合

各府縣聯合會議所並組合

〔九一九〕

會議所として施設せる大正三年以降の主要事項を左に序列して、組合團體の最近の動きを知るよすがとなさん。

第一、會議所事業沿革

◇大正三年度 △三月通常會に於て事務所の新築を決議す △六月會頭藤木林種現職の儘死亡 △七月臨時會を開き後任會頭に玉井源太郎を選挙す △功勞者表彰規程を設く △九月京都市寺町錦藥師妙心寺内にあつた事

第七十一條 本規約ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二 京都府茶業組合聯合會議所

梅尾宇治を以て舊日本の茶業先覺を誇り、東山から桃山に傳へて日本茶道の發祥に幽玄靜寂の妙趣を残し豊公北野の大茶會は更なり徳川三代家光將軍のお茶壺道中から下つて賣茶翁の煎

茶道が、洛中洛外の民衆を驅つて日常の喫茶味得に誘ひ江戸の山本嘉兵衛翁が宇治に來て玉露茶を案出し「益々天下にお茶の名所を讃えられたが幕末の開港互市によりて取引の中心を横濱神戸に奪はれ、更に全國的の主生産と主取引とを静岡縣に譲るに至つた。併し京都は歴史の都であると共に、日本茶史上に燦然たる光を残し、眞の日本茶は永久に我が宇治に止めを刺されて居るのである。その茶業沿革は『京都茶業史』を始めその他の文献によりて餘りにも明かであるから之を略し、こゝには、聯合

各府縣聯合會議所並組合

〔九一九〕

會議所として施設せる大正三年以降の主要事項を左に序列して、組合團體の最近の動きを知るよすがとなさん。

第一、會議所事業沿革

◇大正三年度 △三月通常會に於て事務所の新築を決議す △六月會頭藤木林種現職の儘死亡 △七月臨時會を開き後任會頭に玉井源太郎を選挙す △功勞者表彰規程を設く △九月京都市寺町錦藥師妙心寺内にあつた事



會頭渡邊辰三郎氏



【京都府聯合會議所事務所】

〔九一九〕

各府縣聯合會議所並組合

務所を紀伊郡堀内村字最上(今の京都市伏見區桃山町最上)に新築十月移轉す。

◆大正四年度 △大正の御大典を奉祝し、謹製茶を皇室に献上御嘉納を賜はる △三月正副會頭選舉 △京都市同時公園勸業館内庭に接待喫茶所を設く △靜岡市に開催の中央會議所主催製茶技術員養成所に二名の講習生を派遣す。

◆大正五年度 △茶樹栽培に對して懇篤と周到とを期し模範茶園を奨励する爲め茶園品評會を開く △近畿府縣聯合會以て製茶機械調査會を開く。

◆大正六年度 △三月評議員の選舉 △四月靜岡市に開催の中央會議所主催の製茶技術員養成所へ井上政雄、村上多一、西山作次三名を派遣す △七月第二回全國製茶品評會を京都に開く。

◆大正七年度 △正副會頭改選 △三月本所準備金積立規程を設く △經費徴収取扱規程を設く △四月靜岡に開催の中央會主催製茶技術員養成所へ川島平一を派遣す △九月伊藤徳太郎を靜岡の製茶機械工場に一ヶ月間派遣して機械修繕の方法を研究せしむ △三月十二日より一週間茶業講習會を開く(講師宮地鐵治、落合良意、高橋隆道、講習生五十九名) △十月熊本市に開催の第三回全國製茶品評會に京都府七十六點を出品す △十月第二回茶園品評會を開く出品百四十一點

◆大正八年度 △桃山、宇治、川原、和東の試験地に於て

〔九二〇〕

肥料種類試験、肥料配合試験、臺刈試験をなす △五月皇后陛下宇治行啓に際し茶摘臺費を賜ふ △直接火焔吹込式製茶機械の使用を禁止す。

◆大正九年度 △二月京都府議事堂に於て關西茶業者大會を開く △三月京都市同時公園に開催の全國勸業博覽會に六十八點を出品す △本所補助規程を設く △六月臨時會に於て評議員を選舉す △十月三重縣津市に開催の第四回全國製茶品評會に四十三點を出品す △十一月埼玉縣川越市に開催の第五回全國製茶品評會に五十四點を出品す △十二月第四回京都府茶園品評會の審査を行ふ。

◆大正十年度 △三月正副會頭改選 △製茶共同製造を奨励す。

◆大正十一年度 △農林省茶業試験場より玉露茶に關する試験委託を受く(イ、玉露園に於ける光線遮断と茶芽伸育に伴ふ成分變化に關する試験。ロ、樹齡と玉露の品質に關する試験) △三月東京上野公園に開催の平和記念博覽會に府より百五十點を出品す △五月二日英國皇太子殿下御輕裝にて宇治茶臺覽、本所より玉露茶及煎茶を献上す △六月第一回京都府製茶大量品評會を宇治町公會堂に開く出品點數百七十一點 △此年製茶機械の研究調査會を設け高林式、竹田式、橋本式、内野式、栗田式の各機械を使用審査をなし其長短を比較調査す。

◆大正十二年度 △五月各種製茶機械につき研究をなす(蒸熱、粗揉機、精揉機、機械聯絡等の問題) △五月臨時會に於て評議員選舉 △荒廢茶畑土壤試験の爲め、土壤一千貫を農林省茶業試験場に送り試験を依頼す △六月第二回京都府製茶大量品評會を本津町公會堂に開く出品百八十五點 △茶園整理を奨励し實施反別十九町八反九畝十歩に對し獎勵金を交付す △九月關東大震災に際し本所は罹災者慰問のため義捐製茶四十匁袋一萬七千三百六十四袋を京都府社會課を経て寄附す △茶業經營上共同事業獎勵の緊要を認め、六組合に獎勵金を交付す。

◆大正十三年度 △三月通常會に於て正副會を選舉す △同通常會に於て、京都府に對し茶業研究所設立方請願と同時に之に要する事務所工場建築、敷地購入設備一切を寄附するため二萬一千五百圓の豫算を決議す、尙ほ試験園七反六畝二十六歩をも無償提供す、以上久世郡宇治町小字若森に敷地を決定、十月十九日地鎮祭を舉行 △六月第三回京都府製茶大量品評會を親善郡田原村郷ノ口公會堂に開く出品點數二百三點 △京都府茶業寫眞總覽を發行す。

◆大正十四年度 △京都府に寄附すべき茶業研究所の建築は三月全部竣工十五日落成式を舉ぐると共に同日府に對し一切の寄附手續を了す △茶業實態調査の爲め調査員十四名を囑託す △奈良市に開催の第六回全國製茶品評會に府下より

各府縣聯合會議所並組合

百二十三點を出品す △共同事業を奨励し、十二組合に對し獎勵金を交付す △京都茶の優秀を表現して喫茶趣味喚起のため六月標語の懸賞募集をなす △府立本津農學校に茶業科設置方京都府に陳情の件、通常會に於て岡本耕一外三名より建議あり可決す。

◆大十五年昭和元年度 △前年通常會で決議京都府に陳情せる本津農學校茶業科設置方についてはその後玉井、岡本正副會頭の努力により府に於ても大に賛意を表し建築物(工場)設備、實習茶園三反歩の所要經費九千六百圓の半額を本所にて負擔、他の半額を相樂郡茶業組合にて負擔し府に寄附の手續をなし、四月末落成、二番茶の實習をなし、七月一日落成式を舉ぐ △三月の通常會議に於て中村藤吉外十三名の賛成を得て事務所移轉の建議をなす △六月評議員改選 △職員退職死亡給與金規程並同著積規程を制定す △此の年始めて販路擴張委員會を組織す(委員は秋山覺次郎、齋木伊三郎、桑原善助、松本茂左衛門、中村藤吉、七條七之助) △九月瑞興國皇太子、同妃兩殿下御入洛につき本所は煎茶玉露茶各一壺を献上 △二月二日より約一ヶ月府下各方面に於て活動寫眞應用の茶業講演會を開く(要領はイ、茶園に肥料を多施すること。ロ、茶園の耕作を念入にする事。ハ、病蟲害防除の勵行。ニ、製茶機械の設備を完全にする事)

◆昭和二年度 △三月正副會並に販路擴張委員選舉 △三月本所會計事務取扱規程を設く △茶業經營調査員として當

〔九二一〕

各府縣聯合會議所並組合

業者十三名を囑託す △府下十三個所に於て活動寫眞應用の生産改良講演會を開く △京都府下茶業史跡及茶業の現況を前後四巻の活動寫眞に撮影す △茶園新設整理補助規程を設く △府下奥丹方面の大震災に對し慰問茶八、四五〇袋を贈る △茶園病害區除豫防獎勵規程を設く

昭和三年度 △前々年の建議に基き事務所の移轉案を通常會に提出可決す經費二萬三千三百圓 候補地は久世郡宇治町字又振十七番地で建築委員に、井上英次郎、秋山覺治郎、築山甚四郎、内川字三郎、中村藤吉、藤永萬太郎、岡本耕一の九名を挙げ、六月一日地鎮祭、九月十二日上棟式、十一月二十七日移轉十二月一日落成式を舉ぐ △昭和帝の御即位大禮が京都に於て行はるゝので、本所は玉露煎茶各一壺を謹製献上御嘉納を賜はる △九月岡崎公園に開設せる御大禮記念の京都博に本所は茶に關するもの三百六十九點を出品す

△十月御大禮記念茶園品評會を開き田邊貢、桑原善助、岡本耕一、中村藤吉、藤永万太郎五名を審査員として出品二百八十四點を審査し翌年一月褒賞授與式を舉ぐ △茶園の新植獎勵金を交付したるもの十七町五反歩、人員百七十一名

昭和四年度 △六月會頭玉井源太郎辭任、副會頭岡本耕一死亡臨時會に於て補缺選舉を行ひ、會頭渡邊辰三郎、副會頭岩井武一當選す △同臨時會で評議員も選舉す △茶園新植獎勵金交付二十三町八反八畝、人員二百六十八名 △三月製茶機械の實態調査の爲め指導員全部を動員調査す △十月

月滿洲國皇帝へ本所より煎茶及玉露を献上す △茶園新植獎勵金交付二十六町一反七畝歩 △七月二十三日より大連市に開催の滿洲建國祝賀記念滿洲博京都館内に於て本所製茶店を經營して賞讃を博す △前年に倣ひ八月より十二月迄茶商十五名を任意滿洲に派遣す △第三次製茶機械統制事業費七、二八〇圓計上決定す

昭和九年度 △六月茶業組合創立五十周年記念京都府製茶品評會を本所に開催、出品百六十二點、十一月二十日授賞式舉行 △中央會主催茶業組合五十周年記念第七回全國製茶品評會に出品四十點 △五十周年記念『京都府茶業史』を編纂發行す △十一月茶業功勞者玉井源太郎氏外十八名を表彰す △十二月五十年記念式を舉行職員理事池田傳氏外三名を表彰す △茶園新設獎勵金交付十七町六反歩 △第四年次製茶機械統制事業費六、五八〇圓を計上決定す

第二、役員の異動 各改選期に於ける當選者左の如し

大正三年 △會頭藤木林種死亡、玉井源太郎補缺當選

大正四年 △會頭玉井源太郎 △副會頭上林楡造

大正六年 △評議員岡本耕一、渡邊辰三郎、出口實太郎、奥田駒次郎、西村信明

大正七年 △會頭玉井源太郎(再選) △副會頭岡本耕一

大正九年 △評議員渡邊辰三郎、池田金之、井上與四郎、築山甚四郎、林甚太郎、桑原善助、森田光三郎

大正十年 △會頭玉井源太郎 △副會頭岡本耕一

各府縣聯合會議所並組合

(九二二)

各府縣聯合會議所並組合

朝鮮京城に開催の萬政二十周年記念朝鮮博にて本所製茶店を經營宇治茶の宣傳をなす

昭和五年度 △正副會頭任期満了、三月通常會議に於て改選す △製茶機械統制會議を組織し會頭より夫々委員を囑託す(別項の通り) △六月第四回京都府製茶大量品評會を本所に開催出品百三十四點 △九月新植茶園品評會を開き下旬審査十一月褒賞授與式を行ふ出品百十六點 △新植茶園の獎勵十七町八反七畝、人員百九十四名

昭和六年度 △三月通常會議に於て五個年繼續を以て製茶機械の統制を固ることとなり六年度經費五、八五〇圓の豫算を可決す △製茶機械統制規程を制定す △新植茶園獎勵金交付十七町七反歩

昭和七年度 △六月臨時會にて評議員改選 △第二年度製茶機械統制事業費六、三二〇圓を決定 △製茶機械廢棄規程を制定す △全國茶業記念日六月二日及十月一日と制定、本所は十月一日を以て記念事業を行ふ △八月より十二月迄茶商十五名を任意滿洲に派遣し販路の擴張調査をなさしむ △茶園新植獎勵金交付十八町一反五畝歩

昭和八年度 △六月臨時會にて評議員改選 △第二年度製茶機械統制事業費六、三二〇圓を決定 △製茶機械廢棄規程を制定す △全國茶業記念日六月二日及十月一日と制定、本所は十月一日を以て記念事業を行ふ △八月より十二月迄茶商十五名を任意滿洲に派遣し販路の擴張調査をなさしむ △茶園新植獎勵金交付十八町一反五畝歩

昭和九年度 △六月臨時會にて評議員改選 △第二年度製茶機械統制事業費六、三二〇圓を決定 △製茶機械廢棄規程を制定す △全國茶業記念日六月二日及十月一日と制定、本所は十月一日を以て記念事業を行ふ △八月より十二月迄茶商十五名を任意滿洲に派遣し販路の擴張調査をなさしむ △茶園新植獎勵金交付十八町一反五畝歩

大正十二年 △評議員渡邊辰三郎、築山甚四郎、桑原善助、中村藤吉、松本茂一郎、大村小兵衛、高橋宗太郎

大正十三年 △會頭玉井源太郎 △副會頭岡本耕一

大正十五年 △評議員岩井武一、桑原善助、中村藤吉、築山甚四郎、村田喜久次郎、橋本要松、高橋宗太郎 △販路擴張委員秋山覺治郎、高木伊三郎、桑原善助、松本茂左衛門、中村藤吉、七條七之助

昭和二年 △會頭玉井源太郎 △副會頭岡本耕一 △販路擴張委員秋山覺治郎、桑原善助、松本茂左衛門、七條七之助、中村藤吉

昭和三年 △販路擴張委員中村藤吉、桑原善助、秋山覺治郎、松本茂左衛門、七條七之助

昭和四年 △會頭(補缺)渡邊辰三郎 △副會頭(同)岩井武一 △評議員丸山徳次郎、松本茂左衛門、中村藤吉、桑原善助、築山甚四郎、橋本要松、竹下利三郎 △販路擴張委員中村藤吉、秋山覺治郎、桑原善助、松本茂左衛門、福井仙次郎

昭和五年 △會頭渡邊辰三郎 △副會頭岩井武一 △製茶機械統制會議委員(委員)丸山徳次郎、岡本耕一、小山政次郎、桑原善助、築山甚四郎、田邊貢(幹事)池田傳、川井勘次郎、淺田美穂、石井吉次、紅林力雄 △販路擴張委員中村藤吉、桑原善助、秋山覺治郎、松本茂左衛門、福井仙次郎

昭和六年 △販路擴張委員秋山覺治郎、桑原善助、辻利兵衛、松本茂左衛門、丸山徳次郎

(九二二)

各府縣聯合會議所組合

○昭和七年 △評議員木村松次郎、内田傳作、入江宗太郎、桑原善助、築山甚四郎、橋本要松、吉田勇助 △販路擴張委員木村小兵衛、潮見久右衛門、中川幾太郎、小山政次郎、辻利兵衛、桑原善助、秋山覺治郎

第三、各種統計表

大正三年以降經費豫算決算年別表

年度別	歳入豫算	同 決算	歳出豫算	同 決算	同事業費
大正三年	三、一四〇、〇〇〇	二、〇九四、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇	二、〇九四、〇〇〇	六、五八四、〇〇〇
同 四年	三、一四〇、〇〇〇	一、〇六四、〇〇〇	三、一四〇、〇〇〇	一、〇六四、〇〇〇	五、六六六、〇〇〇
同 五年	二、六六九、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	二、六六九、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇	五、〇七七、〇〇〇
同 六年	三、七九〇、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	三、七九〇、〇〇〇	二、六六六、〇〇〇	七、六七八、〇〇〇
同 七年	三、九〇〇、〇〇〇	三、〇二二、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	三、〇二二、〇〇〇	七、五六七、〇〇〇
同 八年	一四、八〇〇、〇〇〇	一三、五九九、〇〇〇	一四、八〇〇、〇〇〇	一三、五九九、〇〇〇	一〇、七三三、〇〇〇
同 九年	一八、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇七〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇七〇、〇〇〇	一一、四二二、〇〇〇
同 十年	一八、〇〇〇、〇〇〇	一九、九七一、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一七、九七一、〇〇〇	一一、四四五、〇〇〇
同 十一年	三三、五七五、〇〇〇	三三、六七四、〇〇〇	三三、五七五、〇〇〇	三三、六七四、〇〇〇	一七、八八六、〇〇〇
同 十二年	三三、五〇〇、〇〇〇	三三、三六六、〇〇〇	三三、五〇〇、〇〇〇	三三、三六六、〇〇〇	一七、三九九、〇〇〇
同 十三年	四一、八八〇、〇〇〇	三八、六九九、〇〇〇	四一、八八〇、〇〇〇	三八、六九九、〇〇〇	一一、九四四、〇〇〇
同 十四年	三三、八九九、〇〇〇	三三、四四一、〇〇〇	三三、八九九、〇〇〇	三三、四四一、〇〇〇	一一、七一九、〇〇〇
昭和元年	四一、九〇〇、〇〇〇	四一、〇六一、〇〇〇	四一、九〇〇、〇〇〇	四一、〇六一、〇〇〇	一三、九九〇、〇〇〇
同 二年	三三、七四四、〇〇〇	三三、三三三、〇〇〇	三三、七四四、〇〇〇	三三、三三三、〇〇〇	一四、一三〇、〇〇〇
同 三年	六七、四三三、〇〇〇	六五、四〇五、〇〇〇	六七、四三三、〇〇〇	六五、四〇五、〇〇〇	一五、八七二、〇〇〇

〔九二四〕

○昭和八年 △會頭渡邊辰三郎 △副會頭丸山徳次郎 △販路擴張委員秋山覺治郎、橋本庄之助、桑原善助、林屋新兵衛、辻利兵衛、中川幾太郎、小山政次郎、内田傳作、木村重太郎、木村喜一郎、木村久太郎

京都府大正三年以降製茶生産統計表

(京都府茶業組合會議所調査)

年度	組合員	茶園反別	玉露	碾茶	煎茶	香茶	紅茶	合計	臺機	數
同 四年	七、〇八二	一、九五〇、八八	七九、七二四	一六、七四八	二六、一三四三	一〇、二八七一	二五	四八三、四四五	一	一
同 五年	六、九三六	一、九七三、一五	八七、七二四	一九、一九七	二八、八四八	一〇、二、五六一	二五	四九九、三八三	一	一
同 六年	六、八〇〇	二、〇八三、〇〇	六五、五七一	二〇、三九	二八、八四八	九、九八七	一八	四八八、〇八六	一	一
同 七年	六、六八二	二、〇九六、〇〇	七三、〇八九	二二、二〇三	三三、五〇〇	七、九八五	一六	五二六、五五四	九	九
同 八年	六、四六四	二、〇二八、〇〇	七三、八七〇	二二、五五四	三三、五〇〇	七、九八五	一五	五二六、五五四	一〇	一〇
同 九年	六、一九一	二、〇三六、〇〇	六八、〇九六	三三、八〇六	三三、五〇〇	七、四三〇	一	五三〇、四九七	一	一
同 一〇年	六、〇四五	二、一〇一、〇〇	六四、四一〇	三三、〇〇〇	三三、五〇〇	七、四三〇	一	五三〇、四九七	一	一

〔九二五〕

各府縣聯合會議所組合

各府縣聯合會議所並組合

同一年	五、八三三	一、九二八〇〇	五、四、六一四	五、四、三六四	三、六九、三五五	八、六、六六五	五、八四、九一八	一、三九一
同二年	五、七六六	一、九〇一三〇	八、四、九四九	八、四、三六一	三、七、〇八七	六、〇、六七九	四、一、五七〇	一、六四七
同三年	五、八七五	一、九〇一三〇	五、〇、四三三	三、三、九六四	三、一、五三三	八、九、二二九	四、六、三六八	一、六四七
同四年	五、七〇〇	一、五二一〇四	七、四、五一八	三、七、四、二九	一、七、〇、六九六	七、七、五三三	三、〇、七、八八	一、八九一
昭和元年	五、六七六	一、三〇四、九二	八、六、三六五	一、六、一、五八	三、七、七、七	七、三、九八〇	三、〇、七、八八	一、八九一
同一年	五、六七六	一、三〇四、九二	四、九、一、一九	四、九、九、八一	一、九、三、〇、一四	九、一、八、六五	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同二年	五、五九八	一、五三〇、四八	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同三年	五、三三二	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同四年	五、五四八	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同五年	五、四三三	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同六年	五、三三二	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同七年	五、三三二	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同八年	五、三三九	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四
同九年	五、三三九	一、五二九、〇三	七、三、四、七	三、〇、七、七三	三、三、〇、二、七	八、三、九、九	三、二、八、四、九	二、〇、九、四

(以上京都府聯合會議所調査)

〔九二六〕

京都府茶業組合聯合會議所規約

第一章 總 則

第一條 本所ハ京都府茶業組合聯合會議所ト稱ス

第二條 本所ハ左ノ茶業組合ヲ以テ組織ス

△京都市茶業組合 △乙訓郡茶業組合 △宇治郡茶業組合

△久世郡茶業組合 △綴喜郡茶業組合 △相樂郡茶業組合

△南桑田郡茶業組合 △北桑田郡茶業組合 △船井郡茶業組

合 △何鹿郡茶業組合 △天田郡茶業組合 △丹後國茶業組合

第三條 本所ハ茶業ニ關スル諸團體ト氣脈ヲ通シ營業上ノ弊害

ヲ矯正シ茶業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ左ノ事業ヲ行フ

(一) 所屬組合ノ指導督勵ヲナスコト (二) 茶樹ノ栽培増

殖ヲ圖ルコト (三) 製茶ニ關スル試驗及研究ヲ行フコト

(四) 販路ノ擴張ヲ圖ルコト (五) 製茶ノ検査及取締ヲ行

フコト (六) 組合ニ關スル事務ヲ處辨シ及紛議ノ仲裁ヲナ

スコト (七) 品評會、共進會ヲ開クコト (八) 講習、講

話會ヲ開クコト (九) 茶樹病虫害ヲ調査シ驅除豫防ノ方法

ヲ講ズルコト (十) 技術者ノ養成ヲ爲スコト (十一) 功勞

者及徒弟ノ表彰ヲ行フコト (十二) 茶業上ニ關スル調査ヲ行

フコト (十三) 前各項ノ外茶業改良上必要ナル事項

第四條 本所ハ事務所ヲ京都府久世郡宇治町ニ置ク

第二章 役員及職員

第五條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク

△會頭壹名 △副會頭壹名 △評議員七名

各府縣聯合會議所並組合

第六條 會頭ハ所務ヲ總理シ本所ヲ代表ス、副會頭ハ會頭ヲ補

佐シ會頭事務及財産ノ代理ス、評議員ハ會頭ノ諮問ニ

應答シ事務執行及財産ノ狀態ヲ監査ス

第七條 會頭、副會頭ハ聯合會議ニ於テ所屬組合ノ組合員中ヨ

リ選舉シ評議員ハ聯合會議員ノ互選ニヨリ、前項ノ選舉ハ單

記無記名投票ニヨリ之ヲ行ヒ其多數ヲ得タルモノヲ以テ當選

者トス、得票同數者アリタル場合ハ更ニ同一得票者ニ就キ投

票ヲ行ヒ尙得票同一ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム役員ハ正

當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第八條 役員ハ府内ニ住居シ成年以上ノ男子ニシテ左記各號ノ

一ニ該當セザル者タルコトヲ要ス

(一) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ滿期又ハ赦免後滿壹ケ年ヲ經

過セザルモノ若クハ刑ノ執行猶豫中ニ係ルモノ (二) 禁治

産者、準禁治産者 (三) 破産者又ハ家資分産者ニシテ復權

セザルモノ

第九條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三ケ年トス、補缺ノタメ

選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス、役員ハ

任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄尙職務ヲ行フモノトス

第十條 役員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ通常聯合會議ヲ俟ツコト

能ハザル場合ニ限リ臨時聯合會議ヲ開キ補缺選舉ヲ行フ

第十一條 役員ハ任期中ト雖モ聯合會議ノ決議ヲ以テ解任スル

コトヲ得、前項ノ解任ノ決議ヲナシタルトキハ同時ニ其補缺

選舉ヲ行フモノトス

〔九二七〕

各府縣聯合會議所設組合

〔九二八〕

第十二條 役員ハ名譽職トス、但聯合會議ノ決議ニヨリ會頭、副會頭ニ報酬ヲ支給スルコトヲ得

第十三條 本所ニ左ノ職員ヲ置キ會頭之ヲ任免ス

△理事若干名 △技師若干名 △書記若干名 △技手若干名 △検査員若干名

前項ノ外聯合會議ノ決議ヲ經テ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第十四條 理事ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ製茶ノ需要供給ニ關スル調査並販路擴張事務ニ從事シ庶務、會計ヲ監督ス、技師ハ會頭ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務並製茶及製茶機械ノ検査取締事務ヲ監督ス、書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ關スル事務ニ從事ス、技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶技術ニ關スル事務ニ從事ス、検査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ製茶及製茶機械ノ検査取締ニ關スル事務ニ從事ス

第十五條 役員及職員ニ旅費ヲ支給ス但旅費支給規程ハ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第三章 議員及會議
第十六條 議員ノ定數ハ貳拾六名トシ左ノ區域ニヨリ組合委員會ニ於テ各其組合員中ヨリ選舉シ其任期ハ參ヶ年トス、但選出區域ガ二組合以上ニ亙ルトキハ各組合委員會ニ於テ選出區域内ノ組合員中ヨリ選出シ當該組合長立會ノ上多數得票者ヲ以テ當選者ト定ム

△京都市愛宕郡四名 △乙訓郡壹名 △宇治郡參名 △久世郡四名 △板蓋郡五名 △相樂郡六名 △何鹿郡壹名 △給

項ヲ示シタル書面ヲ以テ議員及特別議員又ハ評議員ニ通知スルコトヲ要ス、但會頭ニ於テ急務ノ必要ヲ認メタル事項アルトキハ本項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得、前項ノ通知書ニハ召集者記名捺印スルコトヲ要ス

第二十一條 會議ノ議事ハ豫メ通知シタル事項ノ外決議スルコトヲ得ズ、但會頭ニ於テ緊急ノ必要アリト認メタル事項ニ付テハ此限ニアラズ

第二十二條 會議ハ議員及特別議員又ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ、但聯合會議ニ在リテハ議員及特別議員半數以上ノ出席三日ニ涉ルトキハ此限ニ非ズ

第二十三條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ニヨリ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ據ル、役員ノ解任、規約ノ變更、起債、財産處分ノ決議ハ議員及特別議員ノ半數以上出席シ其三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第二十四條 聯合會議ノ議長及副議長ハ聯合會議ニ於テ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選舉シ其任期ハ各三ヶ年トス、評議員會ノ議長ハ會頭之ニ當ル、但評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキハ評議員ノ互選ニヨルコトヲ得

第二十五條 議長ハ議事録ヲ作り開會ノ日時、場所及出席者ノ員數並會議ノ趣旨ヲ記載シ議長及出席者二名以上之ニ署名スベシ

第二十六條 議事ニ關スル細則ハ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第四章 庶務及會計

各府縣聯合會議所設組合

井郡、北桑田郡、南桑田郡ノ三郡ニテ壹名 △天田郡及丹後國ニテ壹名

第七條第二項、第三項、第八條、第九條第二項、第十五條ノ規定ハ之ヲ議員ニ準用ス

第十七條 會議ヲ分チテ聯合會議及評議員會ノ二種トス

聯合會議ハ通常聯合會議臨時聯合會議ニ分チ通常聯合會議ハ毎年一回三月之ヲ開キ其日數ハ五日以内トシ臨時聯合會議ハ左ノ場合之ヲ開キ其日數ハ三日以内トス

(一) 會頭ニ於テ必要ナリト認メタルトキ (二) 議員及特別議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ聯合會議ノ開會ヲ請求シタルトキ

第十八條 聯合會議ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ
(一) 規約ノ變更 (二) 經費豫算並賦課徵收方法 (三) 經費ノ決算及事業成績報告並財産目錄ノ承認 (四) 起債並其方法利息定率及償還方法 (五) 事業執行ニ關スル規定ノ制定又ハ改廢 (六) 其他會頭ニ於テ重要ナリト認メタル事項

第十九條 評議員會ハ會頭ニ於テ必要ナリト認メタルトキ之ヲ開ク、評議員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ
(一) 聯合會議ニ提出スベキ議案ノ調査 (二) 緊急必要ノ場合既定豫算額ノ範圍ニ於テ事業費増加ノ爲メ金貳百圓以内ノ豫算ノ變更 (三) 其他會頭ニ於テ必要ナリト認メタル事項

第二十條 會議ハ會頭之ヲ召集ス、會議ヲ開催セムトスルトキハ少クとも開會五日前ニ開會ノ日時場所及會議ノ目的タル事

第二十七條 本所ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本所ノ經費ハ所屬組合ノ負擔トシ其組合員ノ證券及荷票ニ對シ一定ノ金額ヲ賦課ス

第二十九條 經費ノ豫算並經費賦課金額及其徵收方法ハ毎年通常聯合會議ニ於テ決議シ地方長官ノ認可ヲ經テ之ヲ所屬組合ニ通知ス、前項ノ通知ヲ受ケタル組合ハ遲滞ナク之ヲ組合員ニ公告スベシ

第三十條 經費豫算ニハ豫算外支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲メ豫備費ヲ設ク、豫備費ノ支出ハ聯合會議ニ於テ否決シタル費途ヘ充當スルコトヲ得ズ

第三十一條 豫算款内ノ經費ノ流用支出ハ評議員多數ノ同意ヲ得テ會頭之ヲ專行スルコトヲ得

第三十二條 本所ニ準備金ヲ積立ツルモノトス但積立及保管ニ關スル規定ハ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム、特定ノ目的ナキ補助又ハ寄附金ヲ受ケタルトキハ之ヲ準備金ニ積立ツルモノトス

第三十三條 準備金ハ聯合會議ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第三十四條 經費決算並事業成績ハ次年度ニ於テ通常聯合會議ノ承認ヲ經テ之ヲ地方長官ニ報告シ同時ニ所屬組合ヘ通知ス

前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合ハ之ヲ組合員ニ公告スベシ

第三十五條 經費ニ剩餘ヲ生ジタルトキハ準備金ニ積立テ不足

〔九二九〕

各府縣聯合會議所設組合

〔九三〇〕

ヲ生ジタルトキハ聯合會議ニ於テ補充ノ方法ヲ決議ス
第三十六條 本所ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ茶業組合及茶業改良
發達上必要ナリト認メタル事業ヲ行フモノニ對シ補助金ヲ交
付スルコトヲ得、但補助ノ方法ニ關スル規定ハ聯合會議ニ於
テ別ニ之ヲ定ム

第三十七條 違約者ヨリ徵收シタル違約金ハ本所ノ收入トシ當
該年度ノ經費豫算中ニ編入スルモノトス、但組合ノ通告ニヨ
リ徵收シタル違約金ハ其半額ヲ當該組合ヘ交付ス

第三十八條 庶務及會計ニ關スル規定ハ聯合會議ニ於テ別ニ之
ヲ定ム

第三十九條 本所ニ會計検査員貳名ヲ置キ毎年二回會計檢
査ヲナスモノトス、會計検査員ハ聯合會議ニ於テ議員ノ互選
ヲ以テ之ヲ定ム其任期ハ三ヶ年トス

第四十條 前條ノ設置及附屬設置ハ左ノ楕形ニヨリ本所ニ於テ
之ヲ調整ス (楕形略)

第三十九條 組合員ハ毎年四月末日迄ニ其以後ニ於テハ組合ニ
加入スルト同時ニ當該組合ニ就キ證券ノ交付ヲ受クベシ、組
合員ガ代人又ハ使用人ヲシテ行商セシメントスルハ前條ニ
準ジ附屬設置ノ交付ヲ受ケ行商ノ際ニ之ヲ携帶セシムベシ、證
票又ハ附屬設置ヲ紛失シタルトキハ其旨組合ヘ届出テ再交付
ヲ受クベシ此場合ニ於テハ證券又ハ附屬設置一枚ニ付金七錢
ノ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

第四十一條 組合員ハ本所ノ經費賦課徵收方法ニ定メラレタル
荷票ヲ貼付スルニ非ザレバ製茶荷物ヲ府外ニ移出シ又ハ海外
ニ輸出スルコトヲ得ズ、荷票ハ再用スルコトヲ得ズ
第四十二條 荷票ハ次ノ二種トシ本所ニ於テ之ヲ發行ス、但茶
業組合中央會議所發行ノ荷票ヲ併用スルコトヲ得
△本茶荷票 △番茶荷票
番茶荷票ハ刈落番茶以外ノモノニ使用スルコトヲ得ズ
第四十三條 荷票ハ組合ヲシテ之ヲ交付セシム、但便宜本所ニ
於テ交付スルコトアルベシ
第四十四條 荷票ヲ受ケントスルモノハ其枚數種別ヲ記シタル
申込書ニ賦課金ヲ添ヘ組合ヘ請求スベシ、本所ニ於テ交付ヲ
受ケントスルモノ亦同ジ
第四十五條 府外ニ移出シ又ハ海外ニ輸出スル製茶荷物ハ壹個
毎ニ皆掛、風袋、正味重量ヲ表記シ荷票ニハ荷主ノ住所氏名
貼付年月日ヲ明記シ容器ノ封目ニ貼付スベシ、但外包装ヲナス
モノニアリテハ荷札、荷札ナキモノハ掛繩ニ何レモ見易キ様
貼付スベシ
第四十六條 組合員間ニ於テ製茶ヲ賣買シタルトキハ賣渡人ヨ
リ買受人ニ對シ荷票料トシテ製茶壹貫匁ニ付金五錢番茶壹貫
匁ニ付金貳錢ヲ支拂フモノトス
第四十七條 組合ガ規約其他諸規程ノ設定、役員ノ選任解任又
ハ經費豫算並賦課徵收方法等重要ナル事項ヲ決議シタル場合
又ハ經費ノ決算財産目錄並業務成績ノ承認ヲ受ケタルトキハ

其事項ヲ遲滞ナク本所ニ報告スベシ

第六章 製茶取締及検査

第四十八條 本所ハ前年度ノ製茶ニ依リ標準茶ヲ定メ府知事ノ
認可ヲ得テ毎年三月三十一日迄ニ之ヲ發表スルモノトス、但
標準茶ハ別ニ定ムル查定會ニ於テ之ヲ決ス

第四十九條 一 組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル茶ヲ製造シ
又ハ賣買スルコトヲ得ズ

(一) 他ノ植物ノ葉ヲ以テ製茶ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良
茶ニ混合シタルモノ (二) 故ラニ土砂ヲ混入シテ重量又ハ
容量ヲ増加セシメタルモノ (三) 茶滓、潮入茶又ハ腐敗茶
ニ加工シ若クハ加工セザルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモ
ノ (四) 茶葉ニ他ノ物料ヲ施用シテ製造シタルモノ又ハ
之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ (五) 製茶ニ他ノ物料ヲ施用シテ
色澤、或ハ香味ヲ付シ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ (六) 日
光ニテ乾燥セシモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ、但紅
茶、烏龍茶、刈落番茶ハ此限リニ非ズ (七) 製茶ノ粉末ヲ
「ジン」ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混淆シタルモノ
(八) 磚茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不充分ナルモ
ノ (九) 含有水分量製茶總量ノ百分ノ六ヲ超ヘタルモノ
(十) 産乾シタルモノ (十一) 鍋茶ト稱シ茶ノ生葉ヲ蒸リ製
造シタルモノ (十二) 粘質物ヲ用ヒテ製造シタルモノ又ハ之
ヲ他ノ茶ニ混シタルモノ但茶粉ト海草類ヨリ製出シタル無害
ナル粘質物トヲ以テ製造シタルモノヲ除ク (十三) 標準茶以

下ノモノ (十四) 前記各號ニ類似ノモノ

第四十九條 製茶機械ハ本所ノ検査ニ合格シタルモノノ外使用
スルコトヲ得ズ、検査ニ合格シタルモノニハ規定ノ檢定證ヲ
交付ス、但會議ノ決議ニ依リ検査料ヲ徵收スルコトヲ得、檢
定證ノ楕形左ノ如シ (楕形略)

第四十九條 一 組合員ハ本所ノ製茶機械統制規程ヲ遵守スベ
シ、製茶機械統制規程ハ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第五十條 検査ニ合格シタル製茶機械ト雖モ檢定證ノ貼付シテ
ラザルモノハ無効トシ檢定證ハ機械ノ見易キ所ニ貼付スベシ

第五十一條 製茶機械ヲ使用セムトスルモノハ毎年三月末日限
リ又ハ購入ノ都度機械ノ種類、名稱、臺數及住所氏名ヲ記載
シタル書面ヲ以テ其旨本所ニ届出ヅベシ、使用權ノ移動又ハ
廢棄ノ場合亦同ジ

第五十二條 檢定證ヲ有スル製茶機械ト雖モ製茶検査員ニ於テ
成績不良ト認メタルモノハ之レガ修繕ヲ命ジ又其使用ヲ停止
スルコトアルベシ

第五十三條 直接火焔吹込式ノ製茶機械ハ使用スルコトヲ
得ズ

第五十四條 製茶賣買取引ハ正味重量日ニヨルベシ、但斤量ニヨ
ルトキハ百六十匁ヲ以テ一斤トス

第五十四條 本所ハ粗悪不正茶ノ製造又ハ賣買其他製茶取引上
ノ弊害ヲ矯正セムガため検査員ヲ必要ノ場所ニ派出シ之レガ
取締及検査ニ當ラシム

各府縣聯合會議所設組合

〔九三一〕

各府縣聯合會議所並組合

〔九三二〕

- 第五十四條ノ一 検査ハ標準茶ニ依リ検査員之ヲ行フ
- 第五十五條 検査員ハ左ノ検査員證ヲ携帶スベシ (證照略)
- 第五十六條 検査員違約者ヲ發見シタル時ハ其現品ヲ差押ヘ之レニ封印ヲ施シ手續書ヲ撰シ速ニ會頭ニ報告スベシ、前項ノ場合ニ必要アリト認メタルトキハ現品ノ一部ヲ押收シ之ヲ添付スベシ
- 第五十七條 組合員ハ故ナクシテ検査員ガ検査又ハ取締上ノ行爲ヲ拒ミ又ハ之ニ妨害ヲ加フルコトヲ得ズ
- 第五十八條 検査員ニ於テ現品ヲ差押ヘ又ハ封印ヲナシ之レヲ解除シタル場合ト雖モ之レニヨリ生ジタル損害ノ賠償ヲ本所ニ請求スルコトヲ得ズ
- 第五十九條 組合員ハ検査員ノ許諾ナクシテ限リニ差押物品ヲ處分シ又ハ其封印ヲ破棄スルコトヲ得ズ
- 第六十條 検査員ノ職務執行ニ關スル規定ハ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム

二、紛議仲裁

- 第六十一條 紛議ノ仲裁ハ當業者双方ヨリ請求アリタル場合ニ限ル紛議ノ當事者ガ同一組合區域内ノモノナルトキハ當該組長然ラザルモノナルトキハ双方ノ關係組長ニ於テ仲裁スベシ
- 第六十二條 組長ニ於テ紛議重大ナリト認メタルトキハ其事情ヲ具シ本所ニ報告スベシ
- 第六十三條 所屬組合間ニ紛議ヲ生ジタルトキ又ハ前條ノ報告アリタルトキニ於テハ會頭之レガ仲裁判斷ヲナス此場合會頭

- ニ於テ必要アリト認ムルトキハ評議員中ヨリ若干委員ヲ指名シ之ニ當ラシムルコトヲ得
 - 第六十四條 組合員ハ紛議仲裁ノタメ組長又ハ會頭ノ召喚ニ應ズル義務アルモノトス、紛議仲裁ニ要スル費用ハ當事者ノ負擔トス
 - 第六十五條 業務執行ニ關スル規定ハ本規約ニ定ムルモノノ外必要ニ應ジ聯合會議ニ於テ別ニ之ヲ定ム
- 第七章 違約者處分
- 第六十六條 検査員又ハ組合ヨリ違約者ノ通知アリタルトキハ會頭ハ其内容ヲ調査シ相當ノ處分ヲナスモノトス、但違約者ガ會頭ニ豫放アルモノ又ハ會頭ニ於テ必要アリト認メタルトキハ評議員ヨリ處分ヲナスベシ、前項ニヨリ處分ヲナシタルトキハ之ヲ關係組合ニ通知スルコトヲ要ス
 - 第六十七條 第四十八條ノ一、第四十九條ノ規定ニ違反シタルトキハ每件ニ付金貳圓以上五百圓以下ノ違約金ヲ徴收シ現品ハ相當處分スベシ
 - 第六十八條 第三十九條、第五十條、第五十一條、第五十三條、第五十七條、第五十九條、第六十四條ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第五十二條ノ命令若シクハ處分ニ違ハザルトキハ每件ニ付金壹圓以上參拾圓以下ノ違約金ヲ徴收ス、第四十一條、第四十五條ノ規定ニ違反シタルトキハ包装一個ニ付金參拾圓以上拾圓以下ノ違約金ヲ徴收ス
- 右規約の外現行ノ規則規程は左ノ各種類である。

- 一、京都府茶業組合聯合會議所議事細則
- 一、準備金積立規程
- 一、補助規程
- 一、職員退職死亡給與金積立規程
- 一、職員退職死亡給與金規程

- 一、會計事務取扱規程
- 一、製茶機械統制規程
- 一、製茶機械統制審議會規程
- 一、販路擴張委員會規程

第三 大阪府茶業組合聯合會議所

第一、組合沿革概要 明治十五年北米合衆國政府の粗製茶輸入禁止に驚き、大阪、神戸の茶業者主催の下に翌十六年全國茶業者集談會を開き、製茶取締統一に關し政府に建議せる結果として、十七年の茶業組合準則發布となり、大阪府に於ては同年三月十二日府下茶業組合取締所を設け、他に卒先して取締事業に乘出した。當時の組合區域は

大阪府四區三郡、攝津國島下、島上郡、同豊島、能勢二郡、大和國式上外七郡、同宇智、吉野二郡、同添上、山邊二郡の東部、同添上、山邊二郡の西部、同添下、廣瀬、平の三郡、河内國河南郡、同若江、大縣、高安、河内の四郡、同交野、萩田、講良の三郡、和泉國堺區、同南日根郡、同大島、泉二郡

の十三組合より構成されて居た。其後明治二十年十二月茶業組合規則の發布と共に右取締所を廢し大阪府茶業組

各府縣聯合會議所並組合

〔九三三〕

合聯合會議所と改めたが、當時各府縣にも同様茶業組合聯合會議所の組織を見たので、隣接地の奈良縣に屬する大和國四組合を大阪府の區域外に置くことになつた。その後明治二十三年市町村制發布と同時に郡區の廢合が行はれ、之れを機會に組合區域も改稱となり、

大阪府四區二郡、北河内郡、泉北泉南郡、南河内中河内郡、豐能郡、三島郡、堺市外三箇村

と改め、大正十四年東成、西成兩郡を大阪市に編入せる結果、右の大阪市四區二郡を大阪市となし、翌十五年泉北郡漆村船松村向井村が堺市に編入となるに及び三箇村を堺市に改め以て今日に及んだのである。

第二、事業の概要 本會議所に於ては古くより年々四千餘圓の經費を支出して府下北河内郡に模範茶園を設置

し、茶樹の試験栽培を行ひ、これに併行して製茶傳習所を設け、綠茶製造の改善を始め、各種の用器及機械の考案獎勵指導に力を注ぎ、明治三十八年度よりは製茶技術員養成のため、特に傳習生を收容して學科及技術を習得せしめ、明治四十年米國に於て着色茶の輸入を禁止するや、我輸出茶の内容を改善するため検査主任、專屬技手検査員等を任用して取締を勵行し、大に効果を収め、一面府下の茶業に對する生産經濟調査を進め、毎年一回乃至二回講演會、集談會、品評會等を開いて茶業の改良發達に資し、この外茶園の整理培養、製産改良、製茶機械の普及等を獎勵し且つ製茶機械使用法の傳習、内外販路の擴張等凡有る方面に力を伸し、近接關係府縣と緊密なる聯繫を取り以て取締の勵行に當り府下茶業の進展を圖り今日を迎ふるに至つた次第である。

第三、役員の変動 大正以降の異動左の如し。

- ◇會頭 岡田八右衛門(自明治四一年四月至大正四年三月) 彦坂李次郎(自大正四年四月至同六年三月) 菊岡完一(自大正六年四月至同七年三月) 野口泰弘(自大正八年四月至昭和五年三月) 市村貞藏(自昭和五年四月至同八年三月) 山本太市郎(自昭和八年四月至同一年八月)
- ◇副會頭 近藤直七(自明治四一年四月至大正四年三月) 菊

岡完一(自大正四年四月至同六年三月) 柴谷太郎兵衛(自大正六年四月至同七年三月) 野口泰弘(自大正七年四月至同八年三月) 市川榮治郎(自大正九年三月至昭和五年三月) 山本太市郎(自昭和五年四月至同八年三月) 中井龜松(自昭和八年四月至現在)

- ◇聯合會議員 橋本市松(自明治三十七年至大正一〇年三月) 近藤直七(同上) 栗谷喜八(自明治三十七年四月至昭和五年三月) 菊岡完一(自明治三十九年二月至大正七年六月) 岡田彦藏(自明治四二年二月至大正一〇年三月) 市村貞藏(自明治三十七年四月至昭和一〇年一月) 編野熊吉(自大正四年四月至昭和二年三月) 植田爲治郎(自大正四年四月至同一年三月) 橋本勝太郎(自大正四年四月至同七年三月) 森川與三郎(自明治四四年五月至大正一〇年三月) 野口泰弘(自明治三十七年四月至昭和一一年一月) 虎谷理吉(自大正六年四月至昭和二年三月) 柴谷太郎兵衛(自明治四三年三月至大正一〇年三月) 多田榮太郎(自昭和二年四月至同一年二月) 櫻井秀吉(自大正六年八月至昭和二年三月) 藤原久米二(自大正一〇年七月至昭和八年三月) 椿原麻太郎(自昭和二年四月至同八年三月) 三宅九郎平(自昭和八年四月至同一年一月) 小西寅二郎(自昭和八年四月至同一年一月) 谷本市次郎(自大正一〇年四月至昭和二年三月) 村井爲次郎(自大正一〇年四月至昭和一〇年一月) 島本傳平(自昭和二年四月至同九年三月) 島本澤次郎(自昭和八年四月至同一年一月) 虎谷

平七(自昭和二年四月至同一年一月) 澤井方三(自大正七年四月至同九年三月) 木田新三郎(自大正九年四月至昭和二年三月) 添田利逸(自大正九年四月至同一年六月) 中山清之助(自大正一〇年七月至昭和三年二月) 笠谷清次郎(自大正一〇年七月至昭和五年三月) 松本忠義(自大正一〇年七月至昭和八年三月) 寺田藤七(同上) 小出繁次(自大正一〇年七月至昭和五年三月) 山本太市郎(自昭和二年四月至昭和

大正六年以降經費及生産統計年別表

年次	經費豫算	歳入決算	歳出決算	事業費	組合員	茶園反別	製茶數量	同金額	製茶機械
大正六年	三,一三六,〇〇〇	三,四四七,三三九	二,五二七,七六二	一,八八九,〇〇〇	一				一
同七年	三,七九七,〇〇〇	三,三三〇,〇六八	二,三三九,五二一	一,三九〇,〇〇〇	一				一
同八年	三,〇九〇,〇〇〇	三,八八三,〇〇六	二,七六九,〇二〇	一,三〇〇,〇〇〇	一				一
同九年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,四四七,一八八	三,三三九,〇〇〇	一,五九二,〇〇〇	一				一
同一〇年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,四六九,〇〇〇	三,四九七,〇〇〇	一,五九二,〇〇〇	一				一
同一年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同二年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同三年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同四年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
昭和元年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同一年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同二年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同三年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一
同四年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	三,三三九,〇〇〇	一,七六九,〇〇〇	一				一

各府縣聯合會議所及組合

一〇年八月) 松本健次郎(自昭和三年二月至同五年三月) 市川榮次郎(自昭和五年四月至同一年一月) 出口普次郎(自昭和五年四月至同一年一月) 出石豊三郎(自昭和五年四月至同一年一月) 中井龜松(同上) 田中寛三郎(自昭和八年四月至同一年一月) 村田伊之助(同上)

△備考 右之内「至昭和一〇年一月」とあるは即ち「至現在」と云ふ意味である。

(經費五年以前は不明) (生産七年以前は不明)

各府縣聯合會議所設組

同五年	3,100,000	3,150,000	3,250,000	3,300,000	3,350,000	3,400,000	3,450,000	3,500,000
同六年	4,000,000	4,050,000	4,100,000	4,150,000	4,200,000	4,250,000	4,300,000	4,350,000
同七年	4,900,000	4,950,000	5,000,000	5,050,000	5,100,000	5,150,000	5,200,000	5,250,000
同八年	5,800,000	5,850,000	5,900,000	5,950,000	6,000,000	6,050,000	6,100,000	6,150,000
同九年	6,700,000	6,750,000	6,800,000	6,850,000	6,900,000	6,950,000	7,000,000	7,050,000
同十年	7,600,000	7,650,000	7,700,000	7,750,000	7,800,000	7,850,000	7,900,000	7,950,000

(以上大阪府茶業組合聯合會議所調)

大阪府茶業組合聯合會議所規約

第一章 總 則

第一條 本所ハ茶業組合規則ニヨリ左ノ組合ヲ以テ組織ス

- (一) 大阪市茶業組合 (二) 北河内郡茶業組合 (三) 泉北郡泉南郡岸和田市茶業組合 (四) 南河内郡中河内郡茶業組合 (五) 堺市茶業組合 (六) 豊能郡茶業組合 (七) 三島郡茶業組合

第二條 本所ハ大阪府茶業組合聯合會議所ト稱シ事務所ヲ大阪市ニ設置ス

第二章 目的及方法

第三條 本所ハ製茶改良販路ノ擴張ヲ圖ル爲左ノ業務ヲ執行ス

- (一) 模範茶園ノ設置 (二) 製茶傳習生ノ養成 (三) 茶園品評會、製茶品評會、集談會、講習會、喫茶會ヲ開設スルコト (四) 其他茶業上ノ改良進歩及販路擴張方法ヲ計畫スルコト

(九三六)

第四條 茶業者ハ左ノ各號ニ該當スル製茶ヲ製造又ハ賣買スルコトヲ得ス

- (一) 他ノ植物葉ヲ製茶ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ (二) 故ラニ土砂等ヲ混入シテ重量ヲ増加セシメタルモノ (三) 潮入茶、燻茶又ハ腐敗茶ニ加工シ若クハ加工セザルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ (四) 茶葉ニ粘質物又ハ着色料ヲ施用シテ製造シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ (五) 製茶ニ物料ヲ施用シテ色澤ヲ附シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ (六) 製茶ノ粉末ヲ「ジン」ニ擬製シタルモノ又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ (七) 日乾製茶、陰乾製茶、鐵焙製茶、鍋釜製茶(蒸ニ換ユルニ鍋釜ヲ以テ生葉ヲ熬ルモノヲ含ム)又ハ之ヲ良茶ニ混清シタルモノ、但シ番茶(重ニ古葉ヲ刈取リ日乾シタルモノ)及紅茶ハ此限リニアラス (八) 磚茶ニシテ土砂ノ混入セルモノ又ハ壓搾不充分ノモノ (九) 含有水分量製茶總量ノ百分ノ

六ヲ超過シタルモノ (十) 前記各號ニ類似ノモノ

第五條 茶業組合員ハ製茶ノ着色粉飾等ニ供用セラルヘキ原料ヲ自己ノ店舗製造場又ハ製茶廠置所ニ存置スルコトヲ得ス

第六條 本所ハ第四條ノ各項ニ該當スル製茶又ハ茶業組合ノ定ムル荷票ヲ貼用セザル製茶荷物又ハ之ヲ再用シタル製茶荷物ヲ發見シタル時ハ之ヲ差押ヘ其事實及事由ヲ其所轄組長並ニ荷主ニ通報スヘシ、但シ他府縣ヨリ入荷ノモノナルトキハ其所轄府縣聯合會議所ニ通報スヘシ

第七條 茶業組合及本所ノ役員其他製茶取締ニ關スル職員ハ其所轄区域内ニ於ケル茶業組合員ノ所有又ハ保管ニ係ル製茶ヲ隨時臨檢スルコトヲ得、但シ此場合ニ於テハ其資格ヲ證明スヘキ證票ヲ携帶スヘシ

第八條 茶業組合組長又ハ組合員ヨリ不正茶ノ疑アリテ鑑定ヲ求ムル時ハ本所ハ相當ノ審査員ヲ選定シ審査セシムルコトアルヘシ

第九條 他府縣下ノ茶業者ト雖モ本府下ニ於テ茶業ニ従事シ又ハ代人ニ資金ヲ供給シ製造賣買ノ行爲ヲナスモノハ其従事地ノ組合ニ加入セシム

各府縣聯合會議所設組

(九三七)

第十條 製茶容器ハ鐵櫃、木櫃、壺又ハ堅實ナル造紙袋ヲ用スルモノトス、但シ屑骨及番茶類ハ此限リニ非ス

第三章 製茶検査及取締

第十一條 本府ハ輸入スル製茶ノ品質ヲ向上スル目的ヲ以テ第四條各項ノ粗惡茶及不正茶ヲ輸入防止スル爲メ本所内ニ検査所ヲ設ケ輸入茶ノ検査ヲ行フ、但便宜ノ地ニ出張所ヲ置カモノトス

茶業者ハ前項ノ検査ヲ拒ムコトヲ得ス

第十二條 本所ハ輸入茶検査ニ要スル費用ヲ支辨スル爲メ検査料ヲ徴收ス

第十三條 組合員ハ検査未済ノ茶荷物ヲ受ケタルトキハ直チニ其數量ヲ検査所ニ通知シ検査ヲ受ケタルモノトス

第四章 紛議仲裁及處務

第十四條 茶業上ニ付紛議ヲ生シ之ヲ申出ツルモノアルトキハ其所在地ノ組長ヲシテ之ヲ仲裁セシメ其二組合以上ニ亙ルトキハ會頭之レカ仲裁ヲナス、但シ仲裁ニ關シ必要ノ費用ハ其當事者ヨリ支辨セシム

第十五條 本所ハ各組合ニ關スル茶業上ノ報告及統計ヲ編纂シ其他必要ナル事項ヲ各組合ニ通報ス各組合ハ毎年其組合内ニ於ケル左ノ各號ノ事項ヲ調査シ之ヲ本所ニ報告スルモノトス (一) 五月卅一日現在茶業組合員々數及茶樹作付反別 (二) 前年ニ於ケル製茶種類別生産數量及價格 (三) 前年中本邦

各府縣聯合會議所並組合

内地人ノ外國商館ニ賣込ミタル製茶ノ種類別斤量個數同價格
(四)前年中本邦内地人ノ外國ニ輸出シタル製茶ノ種類別輸
出入別斤量個數同價格 (五)五、六、七ノ各月中ニ於ケ
ル製茶取引ノ狀況 (六)茶業組合ニ於ケル前年度事業成績
(七)規約違反者ノ處分細末紛議仲裁ノ事實ノ要領
前項第一號ハ六月三十日第二號乃至第四號ハ翌年一月十五日
第五號ハ其各月ヲ經過シタル後十五日以内第六號ハ四月十五
日第七號ハ其事實ノ終了シタル後十五日以内ヲ以テ期限トス
第十六條 各組合ヨリ本府へ進達スル書類ハ總テ本所ヲ經由ス
ヘシ

第五章 會議及議員

第十七條 會議ヲ分テ左ノ二種トス
(一)聯合會 (二)組長會 聯合會ハ議員ヲ以テ組織シ組
長會ハ茶業組合組長ヲ以テ組織ス會議ハ會議ノ召集シ其開
會三日前會議ノ目的及日時場所ヲ各議員及組長ニ通報ス、但
シ急務ヲ要スルモノハ此限リニアラス
第十八條 聯合會ヲ分テ定時會、臨時會トシ定時會ハ毎年一回
二月之ヲ開キ臨時會ハ會議ニ於テ必要ト認メタルトキ、又ハ
議員半數以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
第十九條 聯合會議員ノ定數ヲ十五名トシ左ノ區域ニヨリ選出
セシム其任期ハ三ヶ年トス
(一)大阪市茶業組合七名 (二)北河内郡茶業組合七名
(三)泉北郡泉南郡岸和田市茶業組合七名 (四)南河内郡

(九三八)

中河内郡茶業組合七名 (五)堺市茶業組合七名 (六)豊
能郡茶業組合七名 (七)三島郡茶業組合七名
第二十條 聯合會議ニ附議スヘキ事項左ノ如シ
(一)茶業上ニ關シ官廳ノ諮問ニ答ヘ又ハ請願建議スルコト
(二)第三條ノ事業ニ關スルコト (三)本所規約ニ關スル
コト (四)本所經營收支豫算 (五)事業成績及決算ヲ報
告認定ノコト
第二十一條 組長會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ
(一)氣脈聯通ニ關スルコト (二)其他重要ナル事項
第二十二條 會議ノ日數ハ定時會五日以内臨時會及組長會ハ三
日以内トス、但シ必要ト認メタルトキハ會議ノ決議ニヨリ伸
縮スルコトヲ得
第二十三條 會議ハ別冊定ムル處ノ議事細則ニヨル
第六條 役員及職員
第二十四條 本所ニ左ノ役員ヲ置ク
△會頭 一名 △副會頭 一名
第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ役員タル事ヲ得ス
(一)未成年者 (二)茶業ニ從事シテ滿三年ニ達セサルモ
ノ (三)茶業組合規約ニ違反シ處分ヲ受ケタル日ヨリ滿二
年ヲ經過セサルモノ (四)復讐セサル破産者又ハ家資分散者
(五)禁酒以上ノ刑ニ處セラレ滿二ヶ年ヲ經過セサルモノ
第二十六條 役員ノ任期ハ滿三ヶ年トス、補缺ノ爲メ選舉セラ
レタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス、役員ハ任期滿了

後ト雖モ後任者ノ就任スル迄尙其職務ヲ行フモノトス
第二十七條 會頭ハ本所ヲ代表シ一切ノ事務ヲ統轄ス、副會頭
ハ會頭ヲ補佐シ會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス
第二十八條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク
(一)理事一名 (二)技術員若干名 (三)検査員若干名
第二十九條 理事ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ諸般ノ事務ヲ掌理ス、技
術員ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ技術ニ關スル事務ニ從事ス、検査員
ハ會頭ノ指揮ヲ受ケ検査ニ關スル事務ニ從事ス、但シ會頭ハ
必要ナル場合ニ職員ニ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第三十四條 違約處分ニ依ル違約金ハ其處分ヲナシタル茶業組
合又ハ聯合會議所ノ收入トス
第八章 會計
第三十五條 本所ノ會計年度ハ其年四月一日ニ起リ翌年三月三
十一日ニ終ル
第三十六條 本所ハ分擔金ヲ以テ其經費ニ充ツ
第三十七條 分擔金ハ左ノ標準ニヨリ各組合ヘ分賦ス
(一)大阪市茶業組合分擔率百分ノ五一、二〇 (二)北河内
郡茶業組合同八、八〇 (三)泉北郡泉南郡岸和田市茶業組合
同八、八〇 (四)南河内郡中河内郡茶業組合同二、四〇
(五)堺市茶業組合同五、二〇 (六)豊能郡茶業組合同二、
〇〇 (七)三島郡茶業組合同二、六〇
前項賦課徴收ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第三十八條 組合員ハ本所ヨリ他府縣へ出荷スル茶荷物又ハ本
府内ニ於テ賣買又ハ仲買營業ノ目的ヲ以テ運搬スル茶荷物ニ
對シ各其所屬組合ノ規定セル荷票ヲ貼用スヘシ、前項荷票ノ
收入金ハ其荷票ヲ發シタル組合ノ收入トス
第三十九條 本所經費ノ支出ハ毎年度支出豫算ノ定ムル所ニ依
ル、但シ支給方法ハ別ニ之ヲ定ム

第四 神奈川縣茶業組合聯合會議所

第一、沿革の大要 本聯合會議所は、大正十四年一月
左記の神奈川縣令に基き横濱、横須賀兩市の茶業組合を
各府縣聯合會議所並組合

以て組織されたるもので、爾來其の施行區域を縣下一圓
に擴大して、縣内茶業の合法的發展に資すべく、各郡に
(九三九)



頭會 中田林藏 氏

對し茶業組合の組織を促した所、元來縣下の製茶業は横濱港の輸出貿易を除きは、生産上何等見るべきものなく、一般茶業經營の情勢極めて微弱にして、その栽培茶園の如きも僅々二百三十町歩に過ぎず、而かもこの内稍々良園と見做すべきもの一割程度にて、他は殆ど荒廢に傾けるもの又は、普通畑園の畦畔に散在せる見積茶園であつて、其の生産數量も平年三萬貫を出せず、従て殆ど全部が自家用茶の製造といふ状態である爲め、各郡の茶業關係者としても極めて少數の小賣業者を擧ぐるのみにて、未だ組合結成の機運醸成せず、現に會議所々屬の組合としては依然創立當初の二組合に止まり、其事業も自然需給方面に屬する販賣上の改善又は販路の擴張等に傾き、生産方面に就ては何等施設する所なく、茶業上の研究調査取締検査等も勢ひ販路に關する問題を扱ふのみで、第一線に於ける組合活動の如き殆ど見るべきものなくして現在に及んで居るのである。

創立當初の神奈川縣令左の如し

横濱市茶業組合

横須賀市茶業組合

右兩組合ハ茶業組合規則第七條ニ依リ聯合會議所ヲ設ケ大正十三年十二月末日迄ニ其第一回總會ヲ開催スベシ

大正十三年十二月九日 神奈川縣知事 清野長太郎

右縣令によりて、兩組合とも夫々委員を選び、大正十四年一月十日設立委員會を開き、規約を制定、爾後之に依りて事業を施行し、事務所の變更、議員の増員、中央會議所規約の改正に伴ふ茶業取締事項の加條其他若干の加除修正を行ひ現今に到つて居る。

第二、役員の異動 創立以降の役員左の如し。

◇大正十四年一月選舉(創立) △會頭大谷嘉兵衛 △副會頭永原軍次郎 △理事伊藤徹雄 △評議員岡野利兵衛、渡邊傳右衛門、田中林藏、高橋甚藏、中幸次郎、松田守松、平野清吉、清水喜一

◇昭和三年改選 △會頭大谷嘉兵衛 △副會頭永原軍次郎 △理事伊藤徹雄 △評議員岡野利兵衛、渡邊傳右衛門、田中林藏、高橋甚藏、中幸次郎、松田守松、平野清吉、清水喜一

◇昭和六年改選 △會頭大谷嘉兵衛 △副會頭永原軍次郎 △理事伊藤徹雄 △評議員田中林藏、高橋甚藏、松田守松、古川三吉、白井直吉、中幸次郎、清水喜一、永井幸重

◇昭和八年補缺(二月會頭死去四月補缺選舉) △會頭田中林藏

◇昭和九年改選 △會頭田中林藏 △副會頭永原軍次郎 △理事伊藤徹雄 △評議員高橋甚藏、松田守松、白井直吉、古川三吉、松浦佐吉、平野清吉、平野清吉、清水喜一

第三、縣下の實績 元來不振の域を免れざりし神奈川縣の製茶産業も近年農家の副業として比較的確實性を有することを認められ、漸次縣下各方面に製茶新興の機運を示すに至つた。就中足柄上郡の如きは數年前より村營を以て製茶工場を設け、相當規模の計畫を以て年々茶園

の増設を圖り、製造の改善に力を加へ、専ら茶業の開発に努め既に其實績を收めつゝあるの状況にて、縣當局も亦この趨勢に鑑み同地方を中心として縣下各方面に亘り茶業の振興獎勵を行ひつゝあるので、將來製産方面にも相當の發達を遂ぐるものと期待せられて居る。

第四、各種の統計表 大正十四年以降の統計表左の如し。

大正十四年以降經費並生産年別表

年次	經費豫算	歳入決算	歳出決算	事業費	製造戸數	茶園反別	製茶數量	同價額	機械臺數
大正十四年	四八・〇〇	四八・三〇	三九・三〇	五〇・〇〇	一七、〇八〇	二七、七六六	二七、二六	三三三、二二三	一
昭和元年	五二・九〇	五〇・三〇	四〇・四〇	三三・九〇	一九、四三三	二六、五〇六	二六、六二	三三三、三六	六
同二年	五〇・九〇	四九・五〇	四〇・三〇	三九・九五	一九、五三三	二六、五〇三	二六、〇七八	三二七、九七	六
同三年	四八・三〇	四七・六八	四三・二〇	三六・二〇	二〇、四三三	二六、三二五	二六、二〇〇	三三〇、二六	六
同四年	四七・八四	四四・七五	三九・九一	三六・五〇	一九、三三三	二六、三八一	二六、五九五	三二一、三六	六
同五年	四七・八四	四六・三〇	四〇・八〇	三五・〇〇	一八、九二一	二六、五〇一	二六、八三三	一八八、九六	六
同六年	四七・〇〇	四六・八八	四三・三〇	三五・七〇	一八、七四〇	二六、三九三	二六、八二九	一五三、一九〇	三
同七年	四六・六八	四四・〇四	四九・七三	三六・五〇	一九、三二七	二六、〇七	二六、五八五	一七〇、九四	三
同八年	四六・三二	四四・五五	四八・八四	三六・九五	一八、四四六	二六、〇六	二六、九七四	一三三、〇八	三
同九年	四六・七一	四九・七	三九・三	三六・九〇	一八、六四六	二六、二	二六、六二七	一三八、六三	三

(以上神奈川縣茶業組合聯合會議所調)

各府縣聯合會議所設組

神奈川縣茶業組合聯合會議所規約

第一章 總 則

第一條 本所ハ神奈川縣茶業組合聯合會議所ト稱シ横濱市中區
櫻木町一丁目一番地ニ設置ス

第二條 本所ハ左記組合ヲ以テ組織ス
△横濱市茶業組合 △横須賀市茶業組合

第三條 本所ハ縣内茶業組合ヲ統一シ茶業ノ改良發達ヲ圖ルヲ
目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- (一) 生産賣買ノ改良獎勵及弊害ノ矯正
- (二) 販路擴張
- (三) 取締及検査
- (四) 調査及研究
- (五) 紛議仲裁
- (六) 其ノ他茶業ノ改良發達ニ關スル必要ナル施設

第四條 組合員ニ於テ紛議ヲ生シタルトキハ所屬組長ハ委員ト
協議ノ上之レカ和解ヲナサシメ兩組合ノ區劃ニ涉ル紛議ニ就
テハ會頭ヲシテ相方ノ組長及委員ノ協議ヲ以テ之レヲ仲裁ス

第五條 本所ハ聯合會議ノ決議ヲ經テ名譽顧問ヲ置クコトヲ得

第六條 各組合ヨリ官廳若ハ中央會議所等へ上申シ又ハ之ニ對
シ建議請願スル書類ハ本所ヲ經由スルモノトス但シ經由ノ暇
ナキ場合ハ同一書類ヲ遲滞ナク本所ニ提出スヘシ

第二章 聯合會議

第七條 聯合會議ノ議員ハ各組合ノ委員ニ於テ其ノ組合員中ヨ
リ之ヲ選舉ス但シ其ノ任期ハ滿三ヶ年トシ滿期再選スルヲ得

第八條 議員定數ハ二十名トス其ノ配當左ノ如シ
△横濱市茶業組合 十三名 △横須賀市茶業組合 七名

第九條 議員中間員ヲ生シタルトキハ前任者ノ選出セラレタル
組合ヲシテ補選選舉ヲ行ハシム

第十條 聯合會議ヲ分チテ定時會及臨時會トシ會頭之ヲ召集ス
定時會ハ毎年三月中ニ之ヲ開キ臨時會ハ會頭ニ於テ必要ト認
ムルトキ又ハ議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ事由ヲ示シ請求ア
リタルトキ之ヲ開ク

第十一條 聯合會議ノ議案ハ會頭之ヲ提出ス

第十二條 聯合會議ノ期間ハ定時會ハ三日以内臨時會ハ二日以
内トス但シ時宜ニ依リ延長スルコトアルヘシ

第十三條 聯合會議ニ於テ議決スヘキ概日左ノ如シ

- (一) 歳入出豫算ヲ定ムルコト
- (二) 決算及業務報告ヲ認
定スルコト
- (三) 官廳若ハ中央會議所ノ請願ニ答ヘ又ハ之
ニ對シ請願建議スルコト
- (四) 規約ノ改廢其ノ他諸規程設
定ニ關スルコト
- (五) 其ノ他必要ナル事項

第十四條 聯合會議ハ茶業ノ改良發達ニ關スル事件ニ付意見書
ヲ會頭又ハ中央會議所又ハ官廳ニ提出スルコトヲ得

第十五條 議長及副議長ハ會議ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選舉ス
議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十六條 議長ハ議事ヲ整理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議
ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス議長故障アルトキハ副議長之ニ
代リ議長及副議長共ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉ス

第十七條 聯合會議ニ書記ヲ置キ議長ニ隸屬シテ處務ヲ處理セ
シム書記ハ議長之ヲ任免ス

第四章 取締及検査

第二十六條 本所ハ検査員ヲシテ證票荷票又ハ製茶ノ検査ヲ行
ハシムルコトアルヘシ

第二十七條 組合員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ製造シ又
ハ販賣及仲介スルコトヲ禁ス

- (一) 茶葉ニ粘質物又ハ着色料ヲ用ヒテ製造シ又ハ之ヲ他ノ
製茶ニ混シタルモノ
- (二) 製茶ニ物料ヲ用ヒテ色澤ヲ附シ
タルモノ又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- (三) 製茶ニ不
純物料ヲ混シタルモノ
- (四) 潮入茶糞茶腐敗茶又ハ之等ニ
加工シタルモノ若ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- (五) 他
物ヲ以テ製茶ニ混製シタルモノ
- (六) 乾燥不充分ナル製茶
又ハ之ヲ他ノ製茶ニ混シタルモノ
- (七) 其ノ他前記各號ニ
類似ノ不正茶

第二十七條ノ二 組合員ハ會頭ノ承認ヲ得ルニ非レハ製茶ニ非
ルモノヲ製茶トシテ又ハ製茶ニ紛ハシキ名稱ヲ附シテ販賣讓
渡スルコトヲ得ス

第二十八條 組合員ハ製茶ノ着色粉飾等ニ使用セラルヘキ原料
ヲ自己ノ店舗製茶藏置所又ハ製造場ニ存置スルコトヲ得ス

第二十九條 組合員ハ中央會議所ノ定ムル輸出標準茶ニ比シ品
質ノ劣リタル製茶ヲ輸出シ又ハ輸出ノ用ニ供スル爲再製若ハ
賣買讓渡スルコトヲ得ス

第三十條 製茶ヲ額外又ハ海外ニ輸送スル者ハ容器並ニ容量ヲ
左ノ如クシ一個毎ニ正味重量ヲ表記スヘシ

第十八條 議事方法ハ普通議事法ニ據ル、會議ハ議員過半数出
席スルニ非ラサレハ開會スルコトヲ得ス但シ議員半数以上ノ
缺席三日ニ涉ル時ハ半数以内ト雖モ議事ヲ開クコトヲ得、議
事ハ出席議員過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ
決ス

第三章 役員及職員

第十九條 本所ニ左ノ役員ヲ置キ聯合會議ニ於テ之ヲ選舉ス

- (一) 會頭 一名
- (二) 副會頭 一名
- (三) 理事 一名
- (四) 評議員 八名

第二十條 會頭ハ所務ヲ統轄シ本所ヲ代表ス、副會頭ハ會頭ヲ
補佐シ會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス、理事ハ會頭ノ指揮ヲ
受ケ所務ヲ管掌シ會頭副會頭故障アルトキハ之ヲ代理ス、評議
員ハ評議員會ヲ組織シ會頭ノ諮問ニ應シ又ハ業務ノ執行ヲ監
査ス

第二十一條 役員ハ名譽職トス但シ聯合會議ノ決議ニヨリ報酬
又ハ職務ノ爲メニ要スル費用ヲ支給スル事ヲ得

第二十二條 役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄其ノ
職務ヲ行フモノトス

第二十三條 本所ニ左ノ職員ヲ置ク

- (一) 書記 若干名
- (二) 技術員 若干名
- (三) 検査員 若干名

第二十四條 職員ハ會頭ノ命シタル事務ヲ分掌ス

第二十五條 職員ハ會頭之ヲ任免ス

各府縣聯合會議所設組